複重

臺灣時報

ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登録
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局
NOV 8 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO., LIMITED.

十月號

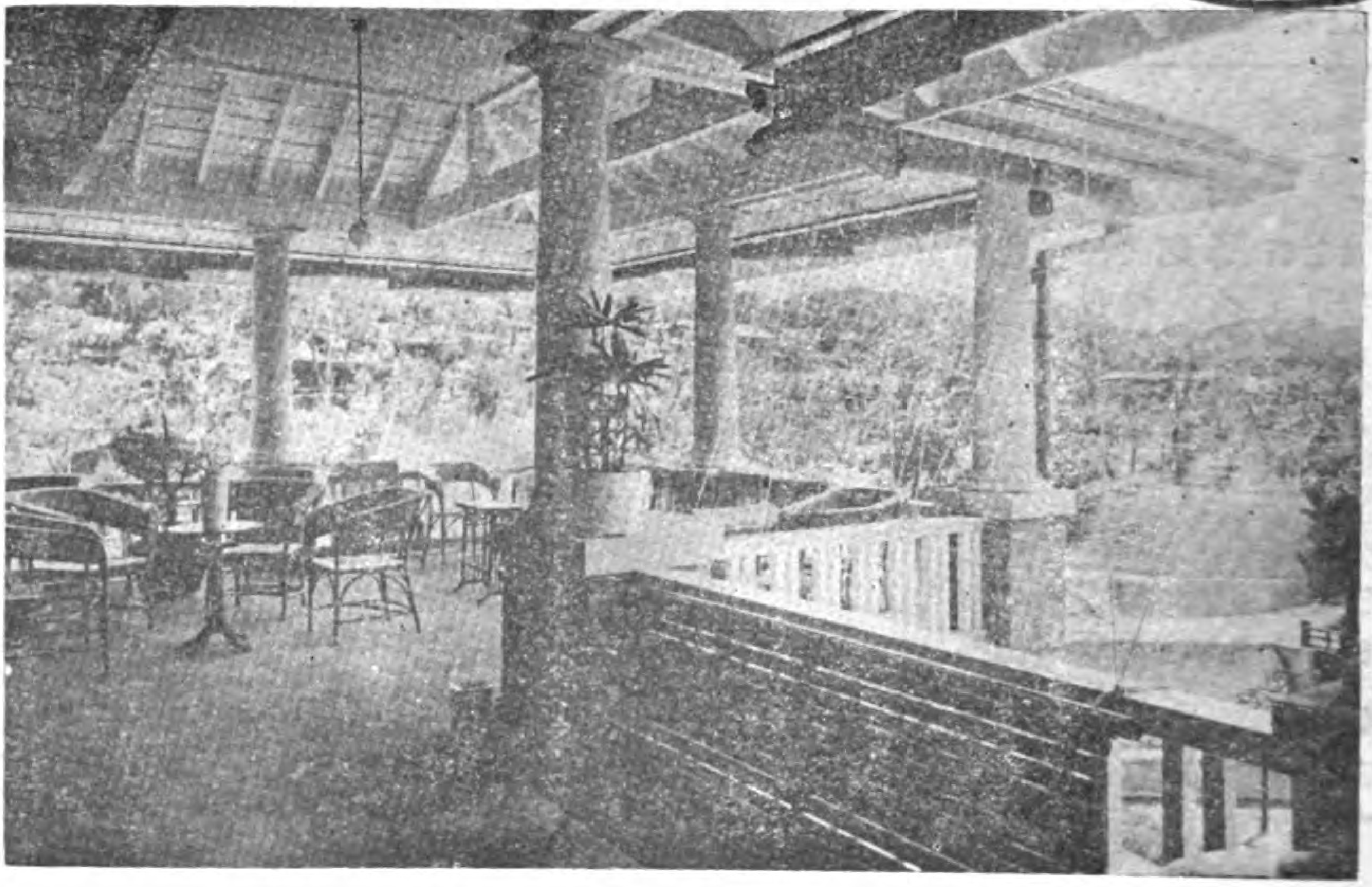

北投公共浴場東側ベランダ

新制實施一週年
時報（臺灣時事）
州地方課長會議告辭
農業倉庫に就て
英國租稅制度梗概
辮髮の史的研究
大阪市の公設市場
米國檜及杉に就て
蘭領東印度の生産稅
爪哇更紗に就て
國語普及程度の統計

臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

△評議員長　賀來佐賀太郎

△評議員（以下イロハ順）

池田常吉
池田幸甚
石坂莊作
市來半次郎
今井周三郎
服部仁藏
新元鹿之助
西川利藤太
（醫學博士）堀内次雄
宮島元治
宮地近思
陳鴻鳴
陳中和
李景盛
林熊徵
林獻堂
林烈堂
林鶴壽
李延禧
大竹勝一郎
（農學博士）大島金太郎
大越大藏
奧田重榮
大川盛行
大賀基作
渡部英太郎
川崎卓吉
片山秀太郎
川崎軍治
川中子安次郎
簡朗山
簡阿牛
顏雲年
菅野善三郎
吉田平吾
吉岡荒造
協吉臣
（醫學博士）高木友枝
高田元治郎
高田富藏
高橋辰次郎
立川連
田村武七
田村藤四郎
（法學博士）谷野格
高山仰
瀧田傳吉
常吉德壽
津田毅一
津久井誠一郎
永田隼之輔
中村啓次郎
内藤正太郎
武藤針五郎
草鹿砥祐吉
山移定政
松岡富雄
牧山清砂
藤野幹
小松吉久
吳昌才
辜顯榮
古賀三千人
黃欣
吳汝祥
黃春帆
枝德二
江口貝三郎
江崎眞隆
鄭拱辰
石井光次郎
生駒高常
服部武彦
法水了禪
鄭神寶
赤石定藏
赤司初太郎
後宮信太郎
相賀照鄉
阿部滂
麻生誠之
荒卷鐵之助
淺田知定
青池論
近江時五郎
坂本素魯哉
佐々木紀綱
齋藤愛二
樋瀬軍之佐
佐藤小次郎
皿谷廣
栗蓮紡
木村匡
木村久太郎
許廷光
北村吉之助
三村三平
三好德三郎
下瀬謙太郎
徐杰夫
森俊六郎
平山寅次郎
平山午介
末松偕一郎
角源泉
鈴木重臣
諏訪鋠次郎
（農學博士）豐田勝藏
東鄉實
宮田松彦
岡村勝次郎

△編纂委員

△常務員

東田忠藏
和田一次
鎌田正威
横光吉規
淺野安吉
赤松寅七
水越幸一
三浦碌郎
島田彌市
本山文平
深川繁治
古山榮三郎
田阪千助
堤一馬
岡本佃
中村壽太郎
宇都宗一
前田稔靖
稲奧平三郎

編輯係　鷹取田一郎
同　高橋惇
同　拓大雄
同　中野順三郎
同　小森德治
同　秋澤次郎
囑託　池田壯太郎
同　蜂谷彬
囑託　大槻綱彥
同　池山忠吉
同　横尾善夫
同　高倉愈次郎
同　眞田民治
同　志山潔之
同　杉秀
庶務及會計係　伊藤僯之助

大正十年十月十三日印刷
大正十年十月十五日發行（毎月一回一日發行）
（定價一册郵稅共金三十錢）
（廣告料一頁金二十圓）

臺灣總督府内
發行所　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九番

臺北市龍匣口百四十番戶
編輯兼發行人　中野順三郎

臺北市撫臺街二丁目四十番戶
印刷人　澤田照基

臺北撫臺街二丁目百四十六番戶
印刷所　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支店出張所

臺灣

基隆　臺中　嘉義　臺南　高雄

宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投

屏東　臺東　花蓮港　澎湖島

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

支那 其他

上海　九江　漢口　福州

厦門　汕頭　香港　廣東

新嘉坡　盤谷　スラバヤ　スマラン

バタビヤ　孟買　倫敦　紐育

內地

神戸　大阪　横濱　東京　門司

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

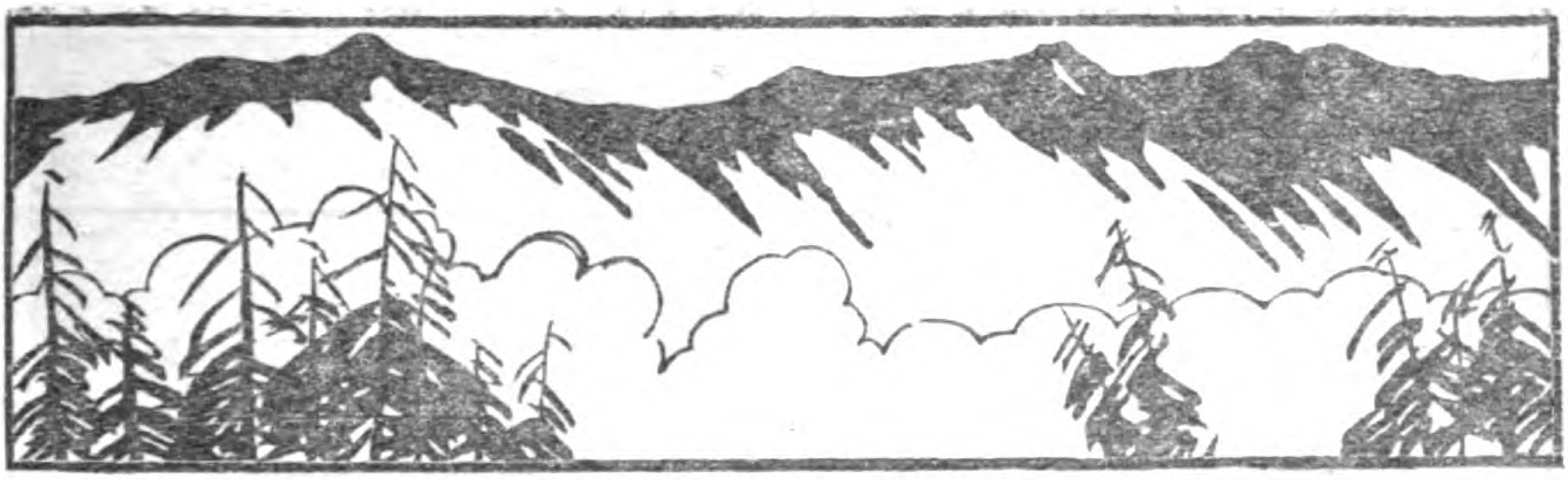

臺灣時報

十月號　目次

大正十年、第廿七號

■口繪▼高雄港防波堤▼中央研究所林業部の椰子園▼後大埔の緬羊飼育場

■新制實施一週年（卷頭辭）……一

■時　報▼總督府評議會委員會▼法令取調委員會▼豫算會議▼總督府の社會政策▼市街にも公設質舖▼州地方課長會議▼地方待遇職員▼新制一週年と各地の祝賀……二―三

■州地方課長會議に於ける告辭……總務長官　賀來佐賀太郎……四

■農業倉庫に就て……農務課長　今川淵……六

■英國租稅制度の梗概……總督府事務官　古木章光……一九

■辮髮に對する史的研究……總督府囑託　鷹取田一郎……四一

■大阪市の公設市場……商工課調查……五六

■所謂米國檜及杉に就て……總督府事務官　永山止米郎……六九

■蘭領東印度の生產稅……調查課調查……七三

■爪哇更紗に就て……商工課調查……八二

■新嘉坡に於ける綿布集散……商工課調查……八七

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

■米大陸より……續 渉 九六

□□□□□□□□□□□□□□□□□

■國語及假名文字の本島人に普及せる程度……國勢調査部 九七

■島情▼社會事業に關する通達▼臺中州下の社會事業（臺中州）▼臺南州の社會事業（臺南州）▼臺中市の社會事業（臺中市役所）▼臺南市の社會事業（荒卷臺南市尹）▼漁村基本調査（臺北州）▼鰹節削競技會（臺北州）▼警察巡廻文庫（新竹州）▼織布會社作業開始（臺南州）▲干潟利用試驗成績（臺南州）▼虱目魚々苗輸送試驗（臺南州）▼郵便貯金の總額（遞信局）▼金融概况（金融課）▼臺灣商況（商工課）……一一五―一四四

■總督府諸官の異動……一四五

■瑯嶠……仙俗居士 一四六

■神秘の富士……蕉夢鹿 一五〇

■詞苑……一五四

■雜報▼賀來長官の東上▼高田前殖産局長の送別と其出發▼新舊諸官の挨拶▼講演の數々▼諸集會▼編輯雜記……一五六―一五七

■臺灣日誌▼人事消息▼任命▼寄贈書目……一五八―一六一

□□□□□□□□□□□□□□□□□

■漢文▼就農業倉庫而述（農務課長今川淵）……一六二

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店（東京、京都、神戸、兵庫、尼崎、姫路、廣島、德島、奈良、伊丹、傳法、臺南、（大阪市内）南、天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋）

本行之特色
- 銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
- 事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
- 外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店　臺北市城内府前街二丁目

（電話三二四、五六、九六〇）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

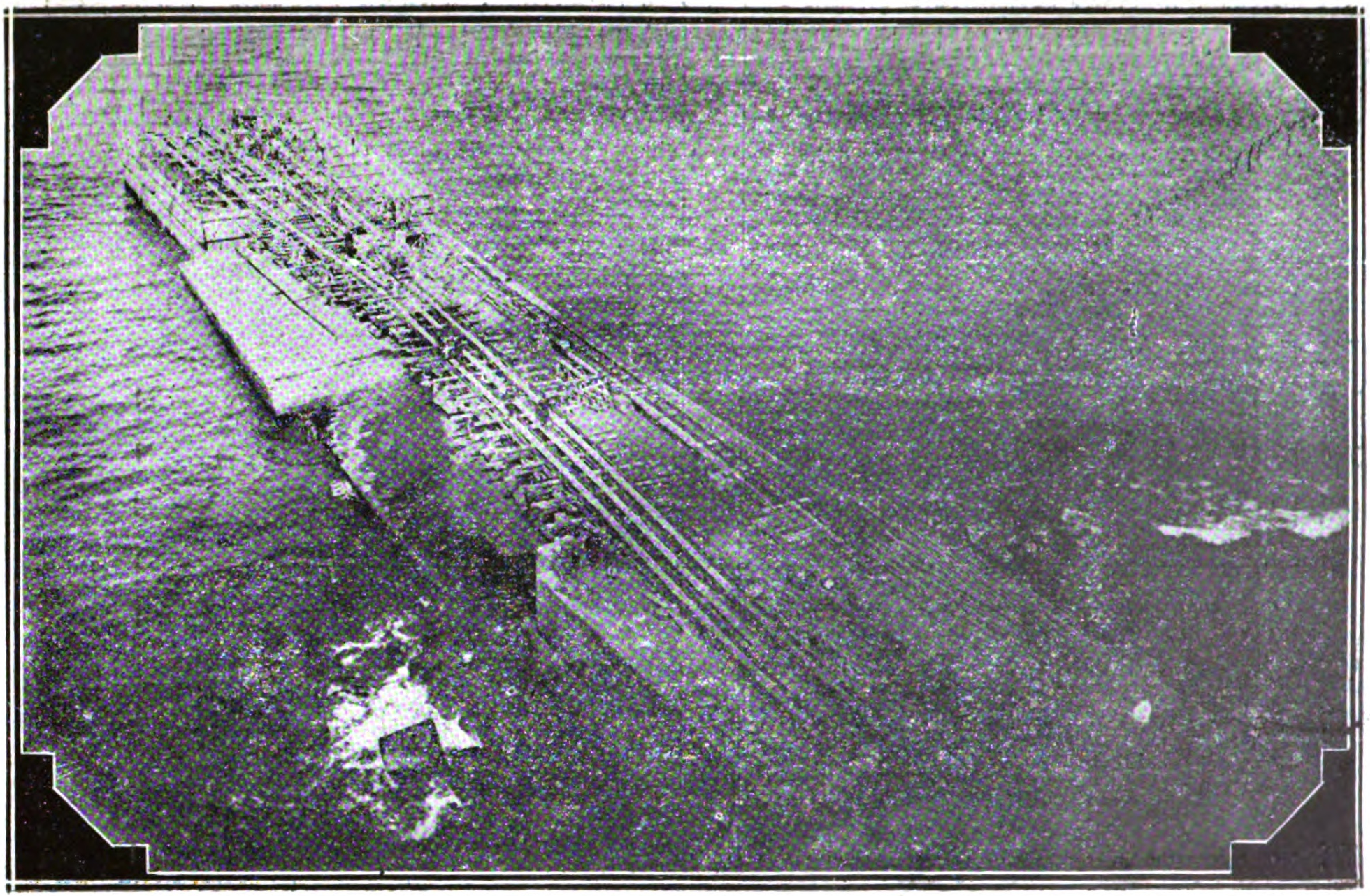

高雄港ケーソンブロツク(セメント大方塊)防波堤

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

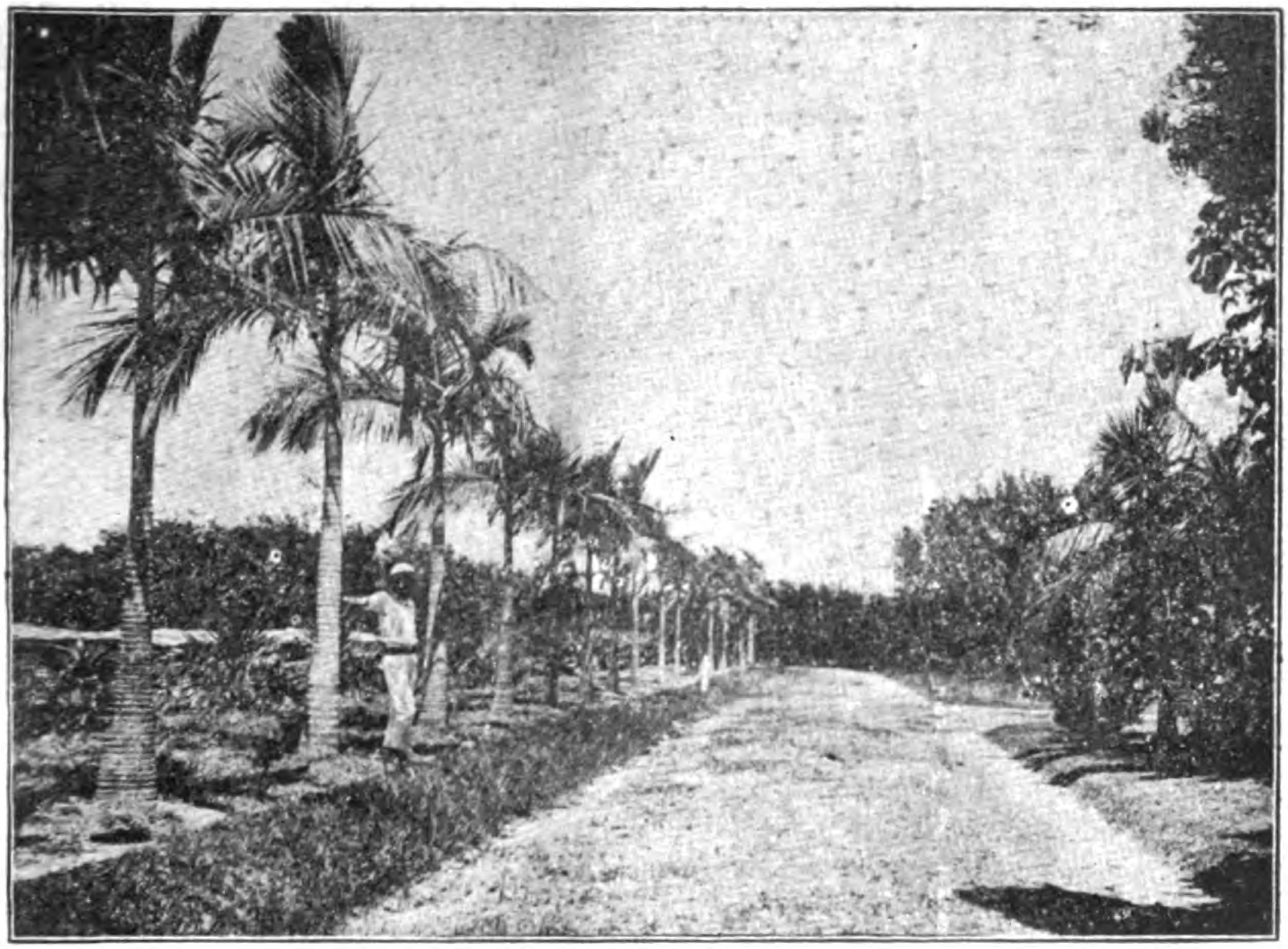

中央研究所林業部の椰子園

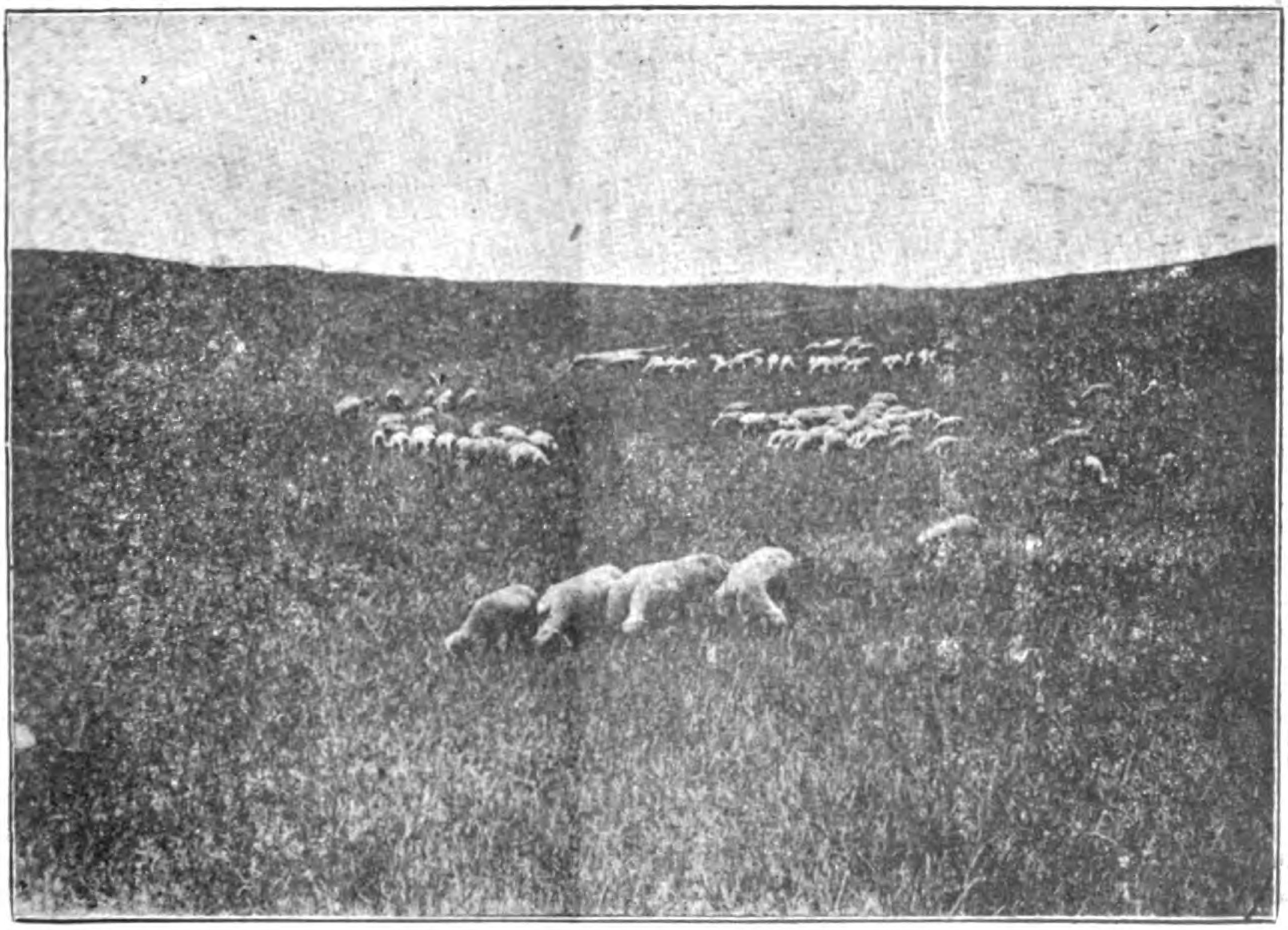

後大埔緬羊飼育場

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新制創始一週年

昨秋新たに地方制度の本島に敷かれてより既に一年、本月一日は正さに其の一週年に相當す。一年の日月素より短しと謂ふべからず。此の間、本島の官民は新制度の本義を闡明し、孜々として地方事業の建設に力めたり。然かも業草創に屬し、而して事效の尚ほ未だ見るに足るべきものあらざるは洵に已むを得ずと謂ふべし。

由來新制度は地方自治に嚮ふべき經過の制にして、之に依りて地方公共團體の成立を認め、以て自治の基礎を確立せんとするに在り。而して地方公共團體の發達を促さんと欲せば、爲すべきの要項頗る多しと雖、先づ其の民衆をして郷國を愛護し、私を捨て公に徇するの美風を長養せしめざるべからず。是れ總督閣下の諭告の本旨に係り、我が官民の宜しく其の趣旨の徹底に努むべき所。凡百の施爲は蓋し此の問題と共に解決を見るを得べけんも、由來世事盤根錯節多く、新制度の美果を收めんことは決して容易の業にあらず。冀くは官民一致、永遠の協力によりて有終の績を擧げ、以て自治の基礎を確立するに至らんことを。

時報

總督府評議會委員會

總督府評議會は去る七月中其の第一回の會議を開き民法及商法施行、教育及道路等重要案件を諮問したる結果、各事項に就き八月中其の委員會を開くべかりし筈の處種々の事情によりて延引したるが本月一日より八日迄の間に於て愈々各委員會を開くに決し幹事より夫々通知する所ありたり尚ほ同會に就ては委員會内規第四條に依り各評議員は孰れの委員會にも隨時出席して質問又は意見を述ぶることを得べきにより委員會開會中は隨意出席差支なき由なり（委員會の經過は次號詳報）

法令取調委員會

本島に於ける司法に關する法令は人文の發達及び時勢の進運に伴ひ隨時改廢又は制定を要すべきもの少からず殊に最近評議會に諮問せられたる民法商法を本島に施行し本島人間の民事關係を律せむとするが如きは其の影響する所頗る重大にして之が立法を爲すには特に愼重考究の要あるを以て總督府に於ては九月二十三日訓令第百六十四號を以て法令取調委員會規程を定め右取調委員會を總督府に置き司法に關する法令を調査審議せしむること、せり同會は委員長（總務長官之に當る）一人、委員（總督府及法院高等官中より總督之を命ず）若干名、幹事及書記等より成り發布の日より施行せらる

總督府の豫算會議

大正十一年度の豫算會議は去月二十六日午前八時より總督官邸に於て、田總督、賀來長官を初め各部局關係官列席の上開會せられたるが樟腦專賣其他歳入著しく減じたる爲め歳出に就ても例年に無き緊縮の方針に依り査定せられたる結果比較的問題も少く開會一日にして完了せるは從來に其の例なき所なりし

總督府の社會政策

近時世運の推移と經濟狀態の變遷とに伴ひ社會政策上講究及び施設を要すべきもの頗る多く加ふるに思想界の動搖と經濟界の變調とは將來幾多の社會的施設を必要とするの勢を示せるが總督府は從來此の方面に力を用ひたりしも時勢の進轉は是等に關する諸般施設の整備を促して息まず又た舊來の救濟事業に就ても大いに改善を加ふべきもの尠からざるに鑑み這回總督府に於ては長官通達を以て社會的施設の方針に關し別項（本誌島情欄掲載）の如く各州知事及廳長に示達す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る所あり尚は其の施設に就ては地方の事情と事業の緩急とを稽査して漸次之を實行すべく又た示達以外の事業と雖も各地の事情に依りて適宜採擇するを得べく其の孰れも實行に先ちて適當なる基本調査を行ひ萬遺漏なきを期すべき旨通達せられたり

市街にも公設質舖

公設質舖は本島に於ける最初の試みとして大正八年十二月中地方廳に於て設置し得ること〻なり其後昨年十月地方制度創定の結果各州及廳に於て設置し得ることに改定せられ臺北州の如きは夙に之を實施して相當の效果を收めたるが由來該制度は社會的施設の性質を有する爲め近時世運の推移と經濟狀態の變遷に伴ひ本島に於ても社會政策の實行に就き大いに講究を要する場合獨り州廳のみならず市及街に於ても公設質舖の經營を必要とする事情あるを以て今回府令第百五十號、訓令第百六十三號を以て從前の州廳を州廳市街と爲し今後は市及街に於ても質舖を經營し得ること〻なれり

州地方課長會議

地方新制度實施以來最初の會議として注目されたる州地方課長會議は九月十三日より總督府會議室に開かれ末松內務局長を初め各州地方課長及各部局廳關係者等參列の上州廳十一年度豫算編成並に各部局關係事項等に就き協議し尚は十四、十五の兩日に亙りて續行し十四日の席上には別項の如き賀來長官の告辭ありたるが十五日議事終了の上閉會したり

地方待遇職員令

九月十二日勅令第四百六號を以て地方待遇職員令を以て地方の產業、土木、衞生及物產檢查等に從事する事務又は技術職員は官吏を以て待遇し其の服務は官吏服務規律を準用し其の任免、待遇、俸給及休職に關しては本會及地方待遇職員令を準用することを定め公布の日より之を施行すること〻せり其の趣旨は地方の產業其他上記の事務に從事するものは其の事務は地方の事務たるに相違なきも其の性質は國家の事務と異る所なければ之に從事する事務又は技術職員は官吏を以て待遇すといふに在りて是等の職員は州費又は廳地方費を以て各州廳に置くことを得るの規定なり

新制一週年と各地の祝賀

本島に於ける地方自治の基礎を立つべきものとして重要の意義を有する州制市制、街庄制は昨年七月三十日を以て公布せられ次で同十月一日より實施せられたるが爾來匆々一年を經過して本年十月一日は正さに其の新制實施記念日に相當し各地官民とも新制第一步の歡喜と永遠努力の期待とを以て臺北、臺中、臺南の三市新竹、高雄の二州を初め全島各地の大街小街まで到る處に記念式又は祝賀會を舉行して此の意義ある記念日を祝福したり

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

州地方課長會議に於ける告辭

總務長官　賀來佐賀太郎

今回地方課長會議を開催せらるゝに當り、私は新任初めてでありますから、茲に一言挨拶致します。

地方制度の改正以來茲に約一年、未だ創業に屬するも各位が地方に在りて直接其の任務に盡瘁せられ、其の成果を擧ぐることに努力せられつゝあることを喜びます。

地方制度の眞の成果を擧ぐるには、今後尙長き努力を要すべし。此の制度をして理想の域に達せしむるには、總督閣下の下に吾々一同が協力一致して活動することを必要と存じます。特に各位は地方の重要なる地位に在り、直接其の任務に當らるゝを以て、今後とも大いに努力せられむことを望みます。

政治の大局は財政の運用を以て重要條件の一なりとすべく、地方財政經理の任務を負はるゝ各位が此點に特に意を用ひらることを望みます。郡市街庄の如き地方團體の運用の妙は、其の指導監督の周到に待たざるべからずと信じます。此の點に付ても各位に深甚の用意を願はなければなりません。以上兩者の責任は懸つて

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各位の双肩に在り、斯る重大なる責任を有し、且つ之が理想の成果を擧ぐることに於て一種の誇を有すべき地方課長各位は、何卒制度の運用と其發達とに就き、周到なる用意と眞摯なる努力とを望む次第であります。一般經濟界の不況は民力の上に多大の影響を及ぼし、租税其他の收入に於て之が影響を蒙るものあるべし。各位は此際宜しく地方に於ける實情を洞察し、出來得る限り理解ある穩健なる處置を採ることに注意を拂はる丶樣致したいものであります。

　更に支出に付ては、收入の減額に對する考慮ある計理を必要とするは勿論なるも、緊要なる事項に對しては其の支出を惜まず、事の緩急を度り、取捨宜しきを得る樣注意せられたし。世には往々細事を省みざるを以て、男子の本領なるが如く思惟するものあるも、斯の如きは實に時代後れの思想にして、細事を省みざる者は又た大事を過る者なるべきを私は信じます。地方財政經理の局に當らる丶各位の特に意を用ひらる丶を望む次第であります。郡の指導と市街庄の監督とが其宜しきを得るや否やが、地方制度の運用と其の發達とに就き重大の關係あることに付ては、新任の私が彼是云ふ迄もなきことであつて、各位は實に之が衝に當られ、十分に諒得せられ居る次第なるを以て、各位は各位並に各地方團體の職員にして直接に地方民衆に接觸せられる場合には、克く民意の嚮ふ所を察せられ、且つ新制度の精神の存する所を理解せしめられ、官民協力之が成果を擧ぐると云ふことに勗めたし。治者と被治者との間に於て圓滿なる諒解を爲すことに努力せられんことを希望します。壯齡元氣ある各位は何卒他を省みる事なく、一意專心、其の任務たる地方行政の爲に奮勵努力せられんことを祈ります。

　十一年度豫算編成に就ては、主管當局より協議せしむべし、各位は腹藏なく、所信を述べ、克く意志の疏通を計られ、前に述べたる趣旨により財政の許す限り、徹底的に地方の發達に對し適切の施設を爲すことに留

意せられんことを望みます。尙は州事業の遂行に付ては、國庫補助を要求せらるゝものあるべきも、以中央財政の都合上、或は其の希望を充たすこと能はざるもの多かるべし。然れども緊要の事業は如何にもして出來る限りの方法を講じ、其の遂行に勗めらんことを望みます。終りに一言すべきは、世界の大勢より觀察するに、現時社會の狀態殊に本島の如きに於ては、常に社會事業の施設に付、意を用ひざるべからざるものあるは申迄もなきことにして、曩に依命通達のことありし次第なるが、各位に於かれては何卒地方適切の社會的施設を爲し民衆の幸を増進せしむることに付、最善の努力あらんことを望む次第であります。

臺灣農業倉庫に就て

農務課長　今川淵

（要目）（一）緒論、（二）內地府縣に於ける農業倉庫の機能、（三）本島に於ける農業倉庫の機能、（四）本島農業倉庫に關する法規、（五）督府の農業倉庫設置に對する補助獎勵計劃、（六）概要

一　緒論

本島の產米は年額約五百萬石ありまして本島三百六拾萬の人口を養つて每年百萬石の移出能力があります。即ち內地府縣に於ける食糧問題に對して本島產米は頗る貢献して居る次第であります。

而して本島產米に關する政策は今迄此の目當に向つて進んで來て居ります。例へば明治四十三年以來獎勵されて居る米種改良事業が其の一つであります。此の事業は島米の品質向上收量增加を目的として居るもので品質の良好な殊に內地市場に於て歡迎さるゝ樣な品質の島米が過剩に生產される事は將來の人口增加に依つて自給自足し能はざるに至るべき內地府縣の食糧問題解決に力を與へ、一面內地移出島米の價格が向上す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ることは自然島内消費米の價格の向上ともなるのであります。

該事業は年々其の效果を相當に擧げて居りますが玆に考へなければならぬ事は良質な豐產な此の收穫物が生產者の手を離れて消費者の手許に移るまで其の狀態を維持して居るや否やであります。本島農家は農業は圃場よりの收穫を以て全部終了したものと考へて居ります。之が本島米產上、米穀取引上に頗る惡結果を發して居ります。收穫物は收穫した儘で放置せず之が消費者の手に入るまで收穫當時の狀態を少しも變化させぬ操作を施さねばなりませぬ。此の間に收穫物が腐敗變質等に依つて減量したりしては切角の努力が何もならなくなります。九仭の功を一簣にかく事になります、之は收穫物の浪費であります。そこで米種改良事業が產米政策として積極的であるとすれば此の浪費除去の事業は消極的產米政策であります。

今度設立を奬勵する事になつた本島の農業倉庫なるものは此の浪費除去の事業として頗る效果のあるものと信じて居ります。尤も農業倉庫の使命が此の方面にのみあるのではありませんが少なくとも本島農業倉庫設立の動機は主に此の邊にあつたのです。卽ち本島農業倉庫は米種改良事業と共に本島產米政策の脣齒輔車の關係にある重要な施設であります。

本年八月二十一日に「農業倉庫業に關する律令」が出て近日「農業倉庫業に關する律令施行規則」が出る事になつて居り、大正九年、十年兩年度に於て農業倉庫業補助金が督府から下附されて居りますから此の際此の本島農業倉庫が如何なるものであるかを御紹介して置く必要があると存じます。

二　內地府縣に於ける農業倉庫の機能

臺灣農業倉庫に就て明確なる理解を得るには內地府縣に於ける農業倉庫なるものゝ機能に付て先づ說述する必要があると思ひます。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第一● 農家に於ける米穀其の他農產物の貯藏は必ずしも各自が倉庫を所有してやつて居る譯でなく極簡單な不完全な貯藏法を採つて居るものが多いのであります。又自ら倉庫を所有して居つても完全な貯藏の出來る樣なものでなく又餘り多からぬ個人の貯藏米に完全な倉庫をつくつて完全な貯藏法を施すとなると經濟が成り立たぬのであります。

それで共同的に一大倉庫を設立し貯藏設備を完全にし科學的貯藏法を行つて農村に於ける米穀其の他の農產物の貯藏を完全にし貯藏の不完全より來る損耗を免れやう、さうすれば個別的に完全な倉庫を建つるに比して頗る費用がかゝらないし火災保險にも有利につけられて不慮の災害に供ふることが出來ると云ふ次第です。之れが農業倉庫が有する農產物貯藏機關としての機能であります。之は農業倉庫業法第一條に規定してある事項で此の保管事業は農業倉庫法に據る倉庫たらんとするものは必ずやらねばならぬ必須事項であります。

第二● あらゆる產業に資金の必要な事は今更諜々を要せない所でありますが產業經營者自身は常に資本家ぢやない又經營者が資金をもつて居る必要もないが唯々資金融通の道が開かれて居ることは產業の發展上最も大切な事であります。然るに農業に於ては資金融通の道が他產業に比して最も開けて居りませぬ。かの日本勸業銀行法農工銀行法等が發布されたのも農界に於ける金融の道を開いたものであります。然し之は主として不動產に對する金融でありまして而も之が運用上實際の農業經營者の利用する所となつて居らぬと云ふ非難もあるので、これ位では農業金融界は圓滑に運んで居るとは申されぬのであります。

實際の農業經營者の金融を圓滑にするには彼等の生產する農產物に對して金融をつけるのが最も有效であります、然し倉庫も持たない持て居ても保管の不安全なる倉庫に在る農民の農產物に對して出保管貸付を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

爲す事は危險であり且つ又全然不可能であります。それで農產物に金融がついて居れば矢張り今迄は都市の倉庫中にあるもの卽ち商人の手にある農產物であるが、それでは農家の爲の金融ではない、農家に對する金融はどうしても農村に農產物がある時つけなければ意味をなさぬ、農家の手中に農產物がある時でなければならぬ。それには農村に保管の安全な倉庫を設けて農家の所有に屬する農產物を寄託させ之に對して金融をつけるのがよい、かうして農家が自己の農產物を手放さずに金融をつけ得れば收穫した農產物を次回の生產準備に要する資金を獲る爲に不得止不當に低廉に投賣する必要も無い。必要な資金は倉庫中にある農產物を手放さずに何時でも融通出來るのだから米商人に乘せられる所なく對等の取引が出來る、卽ち當然自己に歸屬すべき利益を金のない爲め商人に掠奪される樣な事は無い。此の農村に於ける金融を圓滑にすると云ふ事が又頗る農業倉庫の大きな機能になつて居るのであります。

第三●● 最近に至るまで我が農政は農業と云ふものを餘り技術的に考へ過ぎて居つたのであります。農業は播種から收穫迄で之れ以上に出でなかつたのであります。之で農事足れりと考へられては頗る我が農業の發達を害するものであります。實は農政は收穫された農產物が如何やうな組織に依つて如何やうに農業者の手を離れるかまで考へて之に對する施設を行はねばならぬのであります。一體農家は生產に對する技能は持つて居るが農產物の市況には頗る疎いのが例であります。而して彼等の生產物は個別的には極少量で商品としての價値を甚だ損する、卽ち大量取引による利益を得る事が出來ぬのです。又農家と消費者との間には頗る澤山の仲介者がある。之は現在の農產市場組織上やむを得ませぬ。仲間媒介者の多い事は彼等の爲めに提供しなければならぬ種々の形に於ける仲介手數料なるものを生產者と消費者に於て負擔しなければならぬ事になる。是等の仲間媒介者は之を國民經濟上より考慮する時は頗る意義を爲さぬものでありま

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。斯うした無意義な仲間媒介者の存在や生產者消費者の不要な負擔は國際的經濟戰に立つ上に於てどれだけ邦家の爲めに損失であるか知れないのです。

卽ち此の損失を防遏するには我農產市場組織を改善せねばならぬ。先づ農業倉庫を設けて之をして農產物の取引機關たらしめ、農家に依つて販賣を委託された農業倉庫は共同販賣の方法に依つて直接中央市場と大量取引をする。斯うなると今迄の販賣の如く市況不案內に依つて商人に乘せられる事無く、大量取引に依る利益も充分に得られ、販路も頗る擴張されます。

卽ち農業倉庫なるものは斯うした農產物販賣方法の改善と云ふ機能があるのであります。

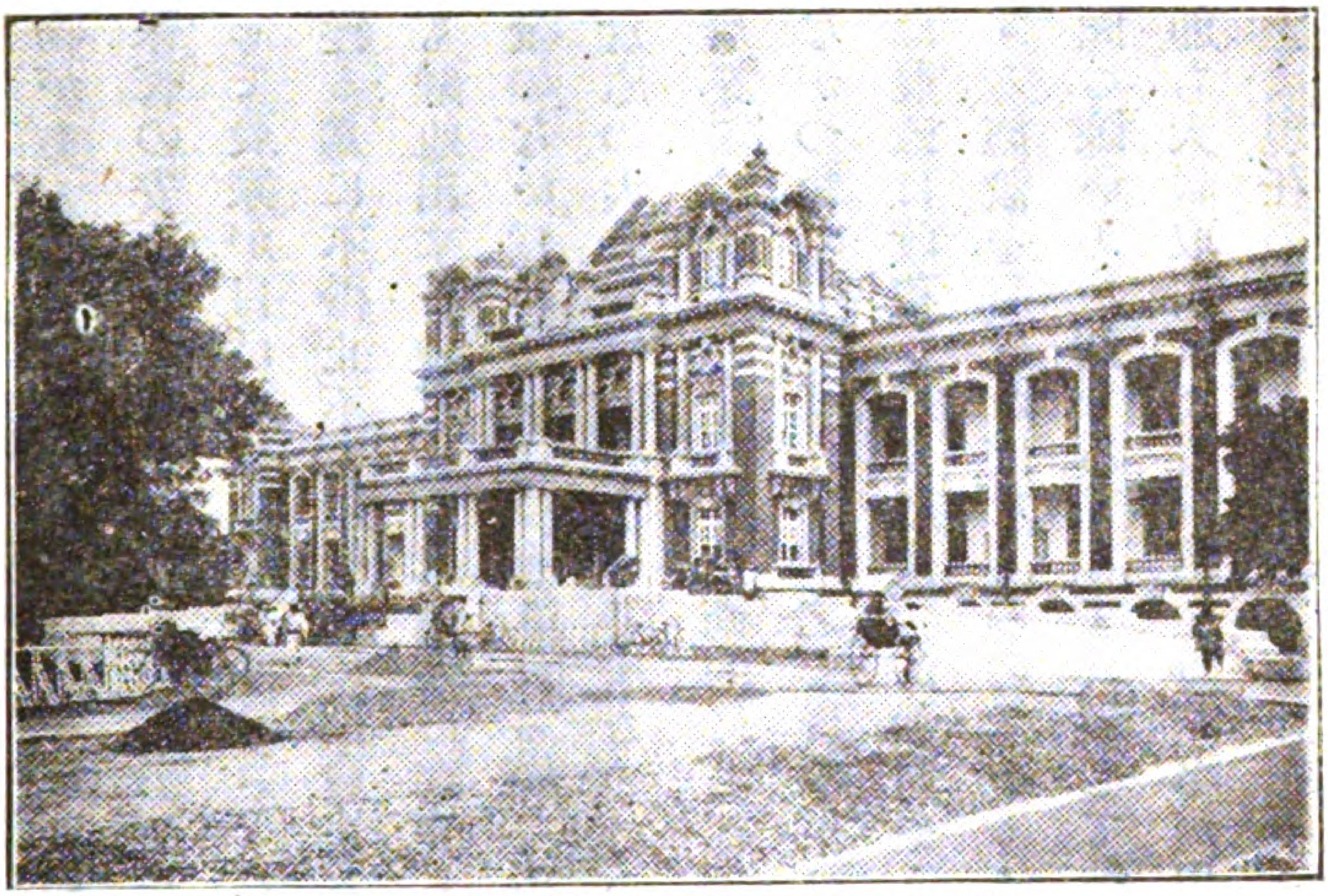

臺北醫院（臺北の公共的施設）

以上の外、米價調節上の機能、產米改良上の機能、小作米納入を圓滑にする機能等、附隨的の機能が澤山ありますが、農產物貯藏機關、農產物販賣機關、農產物擔保金融機關としての機能が最も大きなものであります。

玆に注意しなければならぬ事は此の農業倉庫と云ふものが社會政策的施設であると云ふ事であります。本邦中小農の經濟的生活狀態が低級であつて悲慘の程度に近いと云ふ事は周知の事實であります。其の原因は種々ありませうが中小農が金融の便なき爲め農產物の販賣上頗る不利益を蒙つて居る事もその主なる原因の一つです。技術的に土地生產力の增進、耕地の擴張、農作物品種の改善等を圖り、農家の總

收益を幾ら增進せしめても是等農産物を手放しする際に商人の爲に是等の努力の結果は掠奪されて仕舞ひます。當然彼等に歸屬す可き收益が減少します。それではいかぬ、此の收益を彼等に歸屬せしめたならば彼等の經濟が幾ら良好になるか知れぬ。卽ちこゝに中小農經濟狀態の革進と云ふ社會政策的意味が充分含まれて居るのであります。

三　本島に於ける農業倉庫の機能

　内地に於ける農業倉庫の機能は農産物貯藏機關と農産物販賣機關、農産物擔保金融機關としての三つが主なるものでありますが本島に於ける農業倉庫は此の外他に頗る大なる機能を持つて居ります。それは産米改良と云ふ機能であります。既述しました樣に此の機能は内地府縣の倉庫も持つて居るのです、卽ち農業倉庫に於ては多數の農業の生産した米を集めて統一的の米穀檢査を施し、自然各自の産米の優劣が比較せられると云ふ樣な結果になり、殊に混合保管が行はれる以上、自然檢査も嚴重にやらなければならぬ。檢査の結果は一定のマークを付して市場に賣り出される事になるので其の結果市價に高低の差が分れるので自然と惡い米は農業者が作る事を控へ又調製俵裝も注意するやうになります。内地府縣のは此の意味に於ての産米改良であります。然し本島産業倉庫の有する産米改良の機能と云ふのは、もつと〳〵根本的なもので、もつと〳〵効果の多いものであります。

　卽ち籾摺乾燥に依つて産米改良を圖ると云ふのです。既述した如く本島の農業倉庫が内地府縣のそれと同じやうな機能と共に産米改良の機能を一樣の重要さに於て有する事は明かでありますが、何れかと云へば農業倉庫設立奬勵を始めやうと云ふに至つた動機から云へば此の産米改良が最も重要な機能だと思ひます。以下籾摺乾燥と云ふ事が本島産米改良上頗る必要な事であることを述べる事にします。さすれば自然本島農業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

倉庫なるもの丶特殊的使命が明かになり且其の概念が確立する譯であります。

本島に於ては頗る籾の乾燥が悪い、其の原因の一は農村多年の宿弊であり他は本島の氣候であります。

農村多年の宿弊と申しても種々ありますが先づ第一、陽乾法及び其の設備の頗る不完全なる事であります。近時タール乾燥場の設置の奬勵されて居るのは此の邊の消息を語るものであります。第二に商取引の慣習でありますが籾の取引は重量に依つてなされます、それで充分なる乾燥をなす事は重量減、容量減其の他工賃を多額に要する等の不利益があります。乾燥のよい籾を他より高値に買つて吳れゝば此等の不利益を補ふ事が出來ますが、取引界の慣習はさうではありません。それで自然乾燥が不完全になり勝です。又稲の踏み倒し法と云ふのが本島にはあります。之は本島產稲は種實が脫落し易い性質を持つて居りますので登熟期に稲を直立した儘放つて置けば風の爲に種實が皆な振り落されて仕舞ふ。それで此の時期になりますと稲莖の根元から踏み倒して風害に依る種實の脫落を防ぐのであります。處が此の方法に依ると水のはけない水田等にては種實が大分その爲に水分を吸收して乾燥に當つて頗る不完全なものとなります（尤も之は水のはけの良い所は別です）

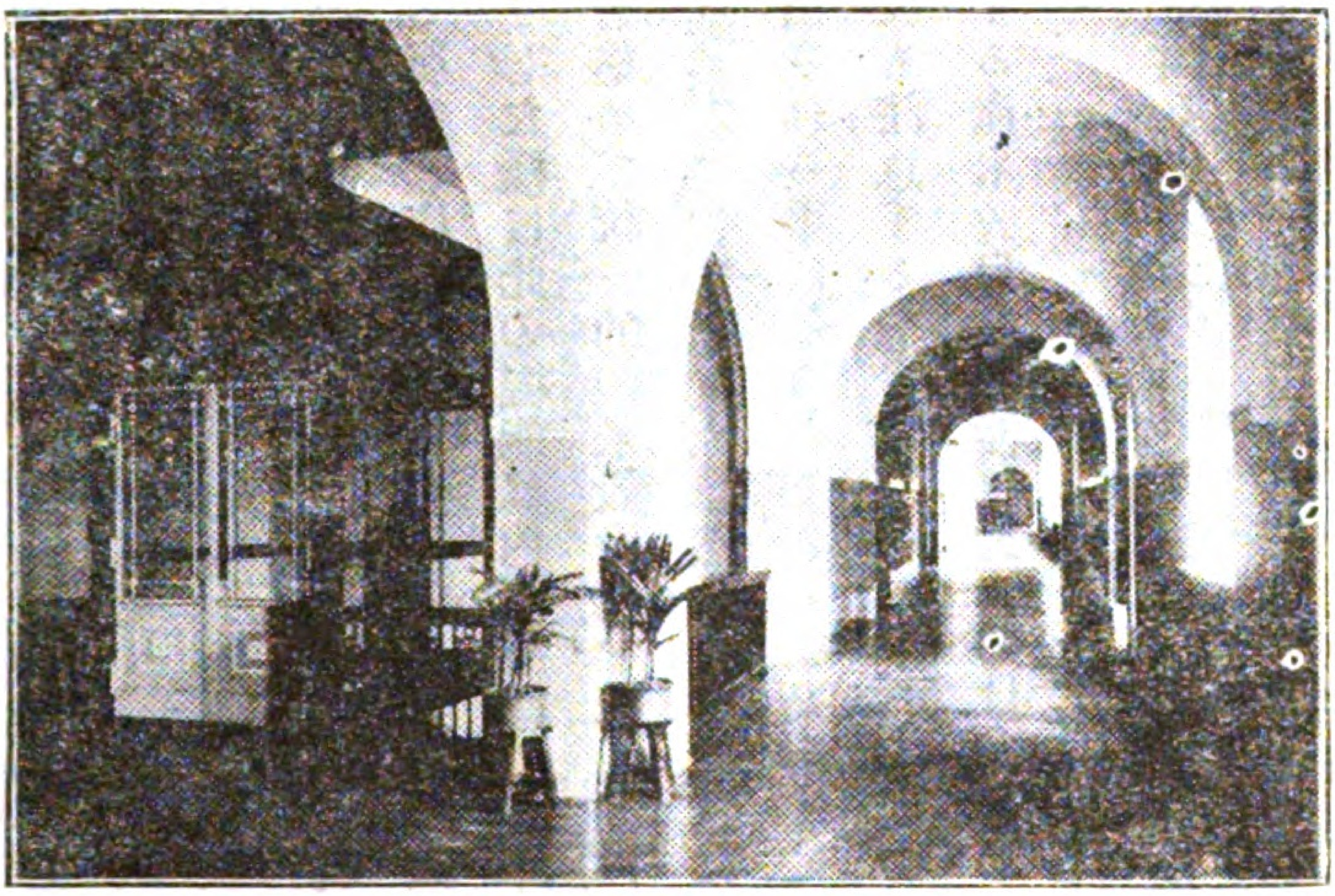

臺北醫院の病室廊下（同前）

次に上述のやうな慣習上の障害の外、天候上の障害の爲め乾燥が頗る不完全になります。本島は濕度が内

地各府縣に比して頗る高いのであります。濕度の高い事は自然乾燥の完全を困難ならしめます。かく濕度より見て一般に乾燥困難といふ事實があるのに本島米の收穫期が丁度雨期に際會します例へば北部の二期米收穫期なる十二月頃には一箇月も降雨日の續く事が屢々あります。斯うなると、迚も籾の天日乾燥等と云ふ事は出來ません。一般に籾を乾燥する際には之を戸外の乾燥場に出して雨の降る時等は之を山積みにしてその上に莚蓆等をかけて置くのです(之を屋内に入れる時は發芽の虞れがあります)然るに雨降りが續くと山積の下層からどし／＼水が滲みて來ると云ふ始末です。之れでは迚も乾燥は出來ぬ、地面に直接して居る部分の籾は皆發芽して居ると云ふ有樣で乾燥の不完全等と云ふ事は通り越して居ります。

上述のやうな譯で本島産籾は乾燥が不完全であります。然らば此の乾燥不完全と云ふ事がどれ程の損害を本島産米上に與へて居るか、之は正確に申し上げる事は頗る困難ですが乾燥不充分の爲め保管中目減り品傷みの爲め毎年約四五十萬石の玄米を減損に歸せしめて居ると云ふ目當を付けて居ります。又乾燥不充分の爲め精白の際の步留が少ない爲にも大分損失して居ります。此の外特に考へなければならぬのは米穀取引界に於ける本島米の聲價に關してゞあります。やつと內地市場に移出したもの丶乾燥不充分の爲め腐敗變質した等と云ふ事は將來の臺灣米産業にどれだけの惡影響を及ぼす原因となるか判りません。又此の乾燥不完全により腐蝕等の事實が巧みに取引商人の爲め利用されて之れが爲め農家の蒙つて居る損失は少なくありません。卽ち取引順調の時は不合格米でも厭ふ事無く一袋にても多く荷受けせんとするに反し昨年のやうに一朝米價低落し取引緩慢となる時は現物の受け渡に當り乾燥不充分の一點張りの批難を加へて一袋にても其の責任を免がれんとします。之は本島米取引界の健全なる發達の爲に頗る大なる損失であります。

それで斯の如き損失を除去する爲めに籾摺機人工乾燥機を設備せる農業倉庫を設置して籾の天日乾燥を火

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

力乾燥にて補ひ或は氣候の關係上全然天日乾燥の出來なかつたものに火力乾燥を施し、併せて新式籾摺機に依つて籾摺を行ひ、斯くて生產された玄米を引き續き倉庫に保管しやうと云ふ事になりました。卽ち此處に本島農業倉庫の特殊的機能があるのであります。

今極大約でありますが本島に於て農業倉庫が督府の計劃通り設立され、每年先づ百萬石の玄米を取扱ふ事とすると三百六十萬圓位の利益のある目當がつきます。之れを內譯にして見ますと人工乾燥機に依る利益が約二百萬圓です。之れは乾燥不完全の爲め貯藏中蟲害腐敗其の他の損害に依つて失はる、所が玄米百萬石の十分の一卽ち玄米十萬石として之を一石二十圓替とした譯です。

次に新式の籾摺機を使用するため六十萬圓の利益があります。之は該機械に依つて從來よりも籾摺步合が容量に於て百分の三を進める事が出來る、卽ち玄米百萬石の百分の三で三萬石、之を一石二十圓替とした譯です。次に火力乾燥に依る乾燥完全の結果、精米步留が進んで五十萬圓の利益があります。之は步留が容量に於て百分の二增加しますから精米二萬石を捨てずに濟みます、之を一石二十五圓替にした譯です。

次に金融の道を開く爲め捨賣りをする必要が無くなり、之に依つて得らるゝ利益を一石五十錢と見て百萬石で五十萬圓であります。

箇樣に百萬石の玄米を倉庫が取り扱ふ事とせば合計三百六十萬圓の利益があります。

此の外需給調節、價格の安定を得ること、販賣方法改善に依る利益、島米の市場的價値の向上等許價の出來ぬ幾多の利益があります。

が要之に本島農業倉庫が籾摺乾燥といふ特殊的機能を活躍させる事に依つて上述したやうに十五萬石の玄米を失はずに濟むのです。之れに依つても如何に本島農業倉庫の此の特殊的機能が重要なるものであるかゞ

云ふ事を推考する事が出來、本島農業倉庫の設立さるゝ所以及び其特殊的使命の奈邊にあるかを明確に知る事が出來ます。

米種改良事業に依つて改善せられ内地市場に立つを得るに至つた本島產米は、本島農業倉庫の特殊的機能に依つて良好なる調製（籾摺乾燥其の他）を經て商品として市場價値を向上せしめ得て、本島米の聲價を確實に發揚し得る事は本島產業開發上頗る有意義な事であると思ひます。

四　臺灣農業倉庫に關する法規

本島農業倉庫に關しては本年八月二十一日「農業倉庫業に關する律令」と云ふのが出て居ります。又近日中に「農業倉庫業に關する律令施行規則」と云ふ府令が出る事になつて既に成案があります。私は此の二法規に付て少しく說明を加へて見やうと思ひます。それは本島農業倉庫なるものを一層深く理解せしむる所以であると思ふからです。

●●第一　「農業倉庫に關する律令」は「農業倉庫業に關しては農業倉庫業法に依る」と云ふ事になつて居ります。此の農業倉庫業法と云ふのは大正六年七月二十一日法律第十五號を以て内地府縣に於て施行されたものであります。卽ち本島では此の内地府縣に於て行はれて居る農業倉庫法を其の儘施行したのであります。それで法文を見た丈けでは本島の農業倉庫なるものと内地府縣のそれとは少しも相違のないもの、やうであります。所が既述した如く臺灣の農業倉庫は頗る内地府縣のそれと趣を異にして居る。獨特の使命を帶びて居ります。然し法規は臺灣農業倉庫の特異性を表白して居らぬのです。たゞ法文の解釋に依つて始めて之が表はれて來るのであります。

今農業倉庫法第一條第二條に據れば農業倉庫の行ふ事業は。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、受託物の保管。
二、受託物の調製、改裝、又は荷造。
三、受寄物の運送及販賣の取次。
四、受寄物の運送及販賣の仲立。
五、農業倉庫證劵を擔保とする貸付。

の五つであります（而して保管は必須事業で他は隨意事業であります）此の第二の事業である受託物の調製改裝又は荷造の中の調製と云ふのに臺灣の農業倉庫に於ては餘程特殊の意味が含まれて居ります。一體此の調製と云ふ言葉は頗る不確定な意味を持つて居ります。之に關して內地府縣に於ても疑義が起り、嘗て香川縣知事より農商務大臣に精白は調製と見て差支へなきやと云ふ伺ひをした事があります。此の際「調製には精米精白の作業をも含む」と云ふ農商務省の囘答でありましたが、兎に角籾を俵裝し得る程度に加工することゝ云ふ位の所が適當だらうと思ひます。斯う定義すると乾燥籾摺等は勿論調製の中に入つて來る、內地府縣に於ては農村の慣習上一般に籾は玄米として俵裝し、小作米として納付したり倉庫に貯藏したりしますから倉庫で乾燥籾摺をやる必要が無い。所が本島農家の習慣として籾摺は自ら之を爲すもの少く籾の形で米商人に賣り渡すのですから既述した如く本島農業倉庫に於ては籾の火力乾燥籾摺が重要缺く可からざる事業となるのであります。既述の如く此の操作に依つて本島米の改良を圖る事が特殊使命であります。そこで此の調製と云ふ作業が頗る重大になつて來ます。保管と相併んで技術的に最も必要な事業となつて來るのであります。

が法文上には臺灣農業倉庫の特殊的職能は表はれて居りませぬ、たゞ之を見出し得るのであります。巷間

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

說をなすもの籾摺乾燥が臺灣農業倉庫の特殊的職能ならば何故に保管と共に必須事業としてないかと申しますが、籾摺乾燥機を運轉しない農業倉庫の設立を強いて否定する必要もないので必須事業とはしなかつたので、必須事業としてないからと云つて本島農業倉庫は此の點に於て重大使命を有して居らないとも申されません。

第二に「農業倉庫業に關する律令施行規則」は「內地の農業倉庫法施行規則」に大體據つて居るものでありますが本島農業倉庫の特異性が遺憾なく表はしてあります。右に付ては孰れ更に論述する機會があるだらうと思ひます。

第三 內地府縣に於ては「農業倉庫業法」「同施行規則」の外に省令に農業倉庫奬勵規則、縣令に農業倉庫設置奬勵規程、農業倉庫業法施行手續と云ふものが出て居りますが本島に於ては「農業倉庫業ニ關スル律令」「同施行規則」の外には未だ法規は何もありません。補助金下附に對しては規程を設けず、命令條件を補助一件毎に附して居ります。

五　臺灣農業倉庫設置に對する補助奬勵計畫

既述せし如く臺灣の農業倉庫は內地府縣に於けるそれと異り籾の乾燥籾摺等と云ふ重大なる米質改良及び米の市場價値向上の特殊使命を帶びて居るのでありますから之を民間に於ける自然の發達に委して置く事はどうであらうか。

第一籾の乾燥籾摺の爲めに、一日百石の生產能力ある籾摺機及び人工乾燥機、選粒機、其他一切の附屬機械を設備する以上は可なり資本がかゝるのみならず、籾倉、米庫等の建物等も內地のやうに既存の倉庫を轉用する譯に行かぬのであります。かく莫大な費用が創業の際、一時に入用である事は、農業倉庫設置の氣運

の生ずるを阻害します。此點が內地の倉庫に比して創立難の生ずる所で甚だ遺憾であります。特殊的使命を帶びた農業倉庫の創設期に於て此邊に配慮することは其將來の發達の爲めに最も肝要でありますから、督府に於ても本事業普及奬勵の爲め、此方面に對して初めより相當多額の補助を覺悟して居ります。籾摺機や乾燥機に關する費用は內地府縣の倉庫には全然不必要であります。たゞ倉庫建設に關して費用が嵩むのみで、府縣及び農商務省に於ては直接及び間接に此の倉庫建築、改築、修繕又は買入に補助金を與へて居ります。が本島に於ては此の他莫大な機械購入費が必要である。それで倉庫建設費の外に機械購入費にも補助を與へるの必置があると云ふ事になります。

而して大體に於て農會を以て經營主體として補助金を下附する方針であります。內地府縣に於ては殆んど產業組合が經營主體となつて居つて、又た農會、市町村、公益法人が主體となるに比して成績が良好であります。それにも拘はらず何故に本島に於ては其の主體を農會として補助奬勵するかと申しますと、幾度も繰り返したやうに本島の倉庫は籾摺乾燥機に頗る多額の資本を固定せしめねばなりませぬので、經濟力の弱小な產業組合に斯うした事業を草創時代にやらせるのは臺灣農業倉庫の將來の發展の爲め何うかと云ふ所から經濟力の大きな農會から始めやうと云ふ事になつたのです。

次に巳に計畫せられたる補助倉庫の新設既定數は。

大正九年度　三箇所　大正十年度　七箇所

而して大正九年度分は新竹州桃園、臺南州西螺、高雄州潮洲で、既に建設中で本年二期作米より運用の見込みを以て準備中であります。大正十年度の七箇所は臺北州では羅東、其他の場所は各州目下決定進行中に屬します。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六 概要

以上數節に亘つて各方面より本島農業倉庫の本體の說明を試みた積りであります。

要之に本島の農業倉庫は內地府縣に於けるそれの如く社會政策的施設であつて農產物貯藏機關、同販賣機關、同擔保金融機關としての機能を有し、此の外籾の乾燥、籾摺に依つて島米品質の改善を圖り、貯藏及び運搬中に於ける腐敗變質に依る減量を防止し、米穀の浪費除去を圖る機能を有し、米種改良事業と唇齒輔車の關係にある本島產米政策上の重要なる施設であり、小にしては農家個人經濟の向上を圖り、大にしては國家食糧政策上頗る重要なる意義を府するものであります。——一九二一・九・一二・——

英國租稅制度の梗概

臺灣總督府事務官　古木章光

此の一篇は最近歸朝の古木事務官が歐米官遊中英國に於て調査せる同國稅制に就き去月中長官々邸に於て講演せるもの〻速記錄にして同氏の校閱を經たるもの其の要旨左の如し（編者）

（要旨）　英國の昨年度租稅の總收入百三億萬圓、其內所得稅三十八億を最とし利得稅、消費稅、海關稅等之に次ぐ所得稅は五種に分たれ其の免稅點は獨身者千三百五十圓（百三十五磅）妻帶者二千二百五十圓とし別に勤勞所得は一般に二萬圓以下のものに限り一割を控除す、稅率は伸縮自在にして每年議會に於て決する所に據る、而して其の納期に就ては週間拂の賃銀者の爲には一年四回とし其の徵收は一週一回切手をカードに貼付せしむることによりて納入濟とするの便法あり、其他免許稅、觀覽稅、印紙稅等に就ても面白き制度あり、又た稅務官吏の執務其他に就ても學ぶべき點尠からず

一

租稅なるものは御存知の通り多くは國稅と地方稅と此の二つに分けるのである。又た其他に內國稅海關稅

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

とか或は直接稅間接稅とか色々區別もありますが、主として租稅を國稅と地方稅とに分ける點からして先づ英吉利では如何なる國稅を施行して居るかを最初にお話したいと思ふ。

御承知の通り英吉利に於ける租稅の第一は何かと云ふと所得稅である。此の所得稅に一番重きを置いて取るのであるが、私は不幸にして本年の三月三日迄倫敦に居つて夫から亞米利加を旅行して歸朝したので、遺憾のことには英吉利の今年度の豫算の正確なる資料を持たない。玆に數字としてお話するのは前年度の豫算に據つて申すので幾分古くもあり、又た本年の租稅の收入も變ると云ふことであつたから、只今は最早變つて居るかも知れない。夫故私のお話は昨年度のものに據るのである。次に英吉利の租稅の收入に就てはこれも英吉利の磅でお話すると好いが、夫れよりも日本の金に直してどの位になるか其の方がお互に便利であると思うて圓にしてお話します。然し磅と圓の干係は始終變動があつて私の彼の地に居ましたときにも一圓が二シリング四ペンス乃至三シリング迄開きがあつた。それを現在のもので換算することは非常に困難で又た普通の書物なり雜誌には英吉利の磅を十圓として現在に於ては違いがあるが書物にはさう現はして居る。そこで英吉利の磅を日本の十圓として數字を現はすと英吉利の租稅收入は百三億五千百五十萬圓、先づ百三億である。其の內、所得稅に超課稅があるが、それが三十八億五千八百萬圓、

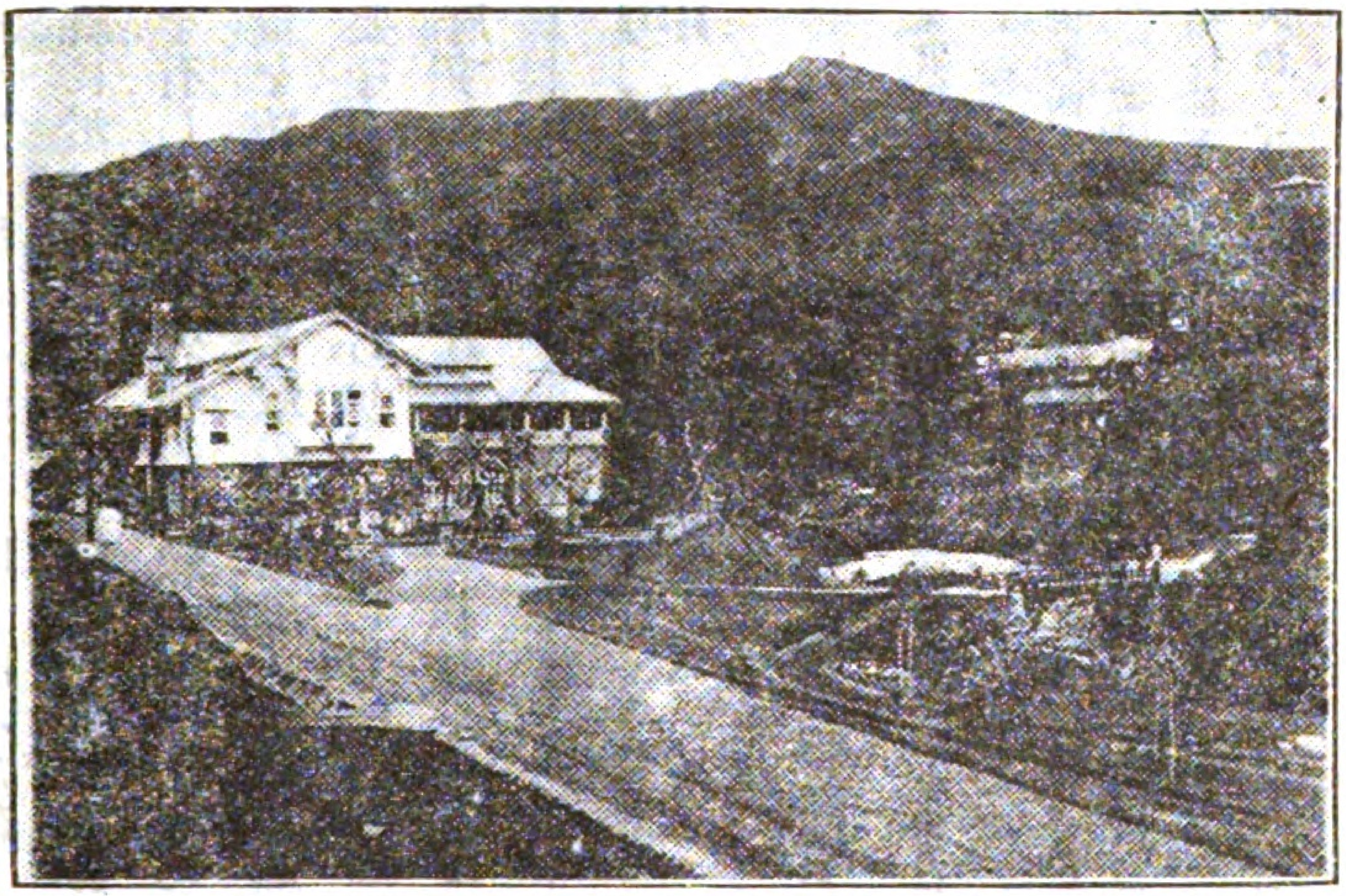

北投公共溫泉浴場（同前）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

これだけの所得税を取つて居る。次は利得税である、これは日本でも戰爭中起した所の戰時利得税と同じやうなもので、之も二十二億萬圓である。其次が會社の利得に課税をするもので、これは所得税も取つた上に會社の所得に對して税金を取らうと云ふ新しい税金を設けたのである。夫れは會社の利益に對して五分を取るので、其の收入豫算が三千萬圓である、其次が家屋税地税である。之が二千五百萬圓、相續税が四億五千萬圓、海關税は十五億になつて居る。次に消費税が二十億三千百五十萬圓、此の消費税には色々の區別があつて小分けをすると、酒精に對するもの、麥酒に對するもの、英吉利で拵へる砂糖に對するものなどがある。其次に免許税と云ふものがある。此の免許税は日本には未だ無いやうであるが是に就ては後に少しく申したいと思ふ。

夫れから鐵道の賃銀に對して會社に課する消費税、夫から又た餘興税と言はうか遊興税と申さうか、娯樂に施行して居る税金とは少し性質が違う。即ち芝居、活動寫眞を觀る場合にそれに課する税金……觀覽税とも謂ふべきものがある。次に清涼飲料水に對する消費税、燐寸に對する消費税、自動車の燃料に用ゆる酒精に課するもの、「カード」に課するもの、斯う云ふ消費税がある。其他に印紙税を課して居る。其の收入二億五千二百萬圓、之が先づ英吉利の租税の大きなものである。次に今一つあるのは地價税で土地の價が增加すれば夫れに對して課する土地增加税、土地を空地にして置いてはゐかない、夫れに税金を課する、さう云ふ明地税があつたが評價が困難なる爲め今では中止し、地價税としては唯だ鑛區税…鑛物を採收する土地に對して税金を取るのがある計りである。此の地價税五百萬圓が前年度の豫算にある。國税としては只今お話した種類のもので其の總計が百〇三億萬圓になつて居る。

地方税では英吉利はどうかと云ふと、昔からの關係で極簡短になつて居る。土地家屋を本として其の一年

の使用償が幾らかを調べるので、之も五年毎に一回調べて夫れに基いて市なり區なり色々の行政の區域で土地の使用償値を基として其の何割かの地方税を取る。それで非常に簡短になつて居るのであるから徴收の方面も納める方も便利である。然し土地を持つて居るもの、負擔は所得税もあり、又た地方税としては土地の償を基として何割かを課せらる、から、土地を持つて居るものは割合に税が重い。而して地方税と云ふものは租税と云ふ名を使はずレートRateと云ふ字を用ゐて居る。

二

右の如く英吉利の租税の中で一番大部分を占めて居る主なるものは何かと云ふと所得税であるが、第一に此の所得税が如何にして課せらる、かと云ふことを少しお話して見たいと思ふ。此の所得税は一七九八年にピットが總理大臣の時に始めて制定したもので、其の時の所得税は各所得の有るものを政府が推定し、此の者の所得は幾ら〳〵と政府で調べて其の一割だけを取る。斯う云ふ簡短な所得税を布いたのである。それで工合が惡いと云ふので一七九九年に至り所得税納人から申告せしめ、其の申告に基いて矢張り一割を取つたが其の割合が段々變更して來た。英吉利の法律は御承知の通り慣習法が主で、一の法律を拵へても夫れを改正することもやるが、慣習法々々を根據として一の纏つた法律を拵へるやうになつて居る。租税の如きも然りで、所得税の方も色々の事柄に就て一つ〳〵の單行法を拵へて錯雜になつて來たのである。さう云ふやうに色々に岐れて居つたのを一九一八年に至つて總括して一つの所得税法を造ることになり、只今では總括された所得税法がある。其の所得税法は一九一九年の四月の六日に裁可されて夫れから效力を生じた。それが現行の所得税法に成つて居る。所得税は英吉利では如何にして課するか、誰が納めるかと云ふこともお話しなければならぬが、それは後にして英吉利の所得税法は日本とは趣を異にして、租税中でも一番大切なもの

で所得稅で大概なものを網羅せんとする計畫があつて、所得稅で取るべき目的物を五つに分けて其の何れかに當るものから所得稅を取つて居る。故に先づ其の五つを順次にお話しする。

第一はAとして、土地財產を所有するものから所得稅を取る。所謂地主の財產稅で其の土地を有する人は實際に於て所得の有無は判らないが、土地を持つて居れば夫れから取るのである。所有者から取ると云ふことは原則であるが、若し其の土地を貸せば借りて居るものから取る。第一種の所得稅の擔稅者は誰かと云ふと土地の所有者であるが、納めるものは土地の使用者である。然し其次の地代を所有者に拂ふときに地代から差引くべきものであると定めてある、而して此の所得稅の賦課方法如何と云ふと、一の土地なり家屋なりに就き、其の一年の價値及び其の土地の爲に所有者の受くる利益如何を調べ、其の價値に對して所得稅を課する。これは每五年ごとに一回づゝ極める。始めは三年でしたが其後五年每に極めるやうになつた。これも只今申した地方稅として土地なり家屋なりの値を五年每に極めるから、其の地方稅の土地家屋の値を基として所得稅を課する。其の土地の値から所得稅を取るのであるが、其の中から土地の維持費、家屋の維持費、修繕費、保險料、土地家屋の管理費用等を控除し、其の殘つたものを課稅すべき所得とし、之に對して課稅する。之が第一種に屬する所得稅である。夫れ以外に第二、三、四、五とあるが何れも率は同一である。斯く五つに分ける利益は、所得を得る財源種類が違う、從つて夫れから引去るべきものが違う、只今のやうに土地家屋ならば修繕費、管理費、維持費、保險料を引去る。個人の所得は夫れを引去らないで外のものを引去る。五つに分れた利益は所得の出で來るものゝ性質が違うから其の性質の違うものを別々に列べて控除すべきものを一々控除しやうといふのである。

第二は土地を使用することに因つて生ずる所の所得に課する。故に第二の所得は多く農業の所得に課する

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と云ふことになる。主として農業に用ゆる土地或は農業に用ゆる土地から生ずる所得がBになるのである。土地を有し且つ土地を耕作することになればAとBの所得税を併加される。それで土地を使用するより生ずる所の所得と云ふが、使用と云ふのを制限して農業に限ると云ふやうに解釋して居る。其の爲にゴルフのコースに使うものは利用して居るが農業でない。是は第二の所得税を免かれる。それも一つの原因となつて百姓をして居る土地は少い。或はゴルフのコースにして置く方が良いと云ふので隨分土地を遊ばして置くものがある。

第三のCの所得税は公收入より拂はれる利息年金配當金に課する所の租税である。政府から勳章、年金を貰つて居るものがあれば夫れに課する。政府の發行して居る公債或は戰時公債其他政府の公債證券の利息の所得は第三の所得税に屬する。これを區別する利益は、此の所得税は他の所得税のやうに納税者から納めさせるものでない。政府が年金なり利息を拂うときに政府が天引する。

其次のDの第四番目のものは各種類の事業から生ずる利益である。商業及び工業は皆な之に屬する。農業の方は或は第二の所得税で納めても可なり。或は農業が大仕掛で立派な帳簿を備へ大きくやつて居るものならば第四番目の事業の利益に入れても構はぬとなつて居る。第四は各種の事業より生ずる利益に課する所得税で、之が英吉利の所得税中、一番金額が澤山上がつて居る。此の第四種の所得税に對し總所得

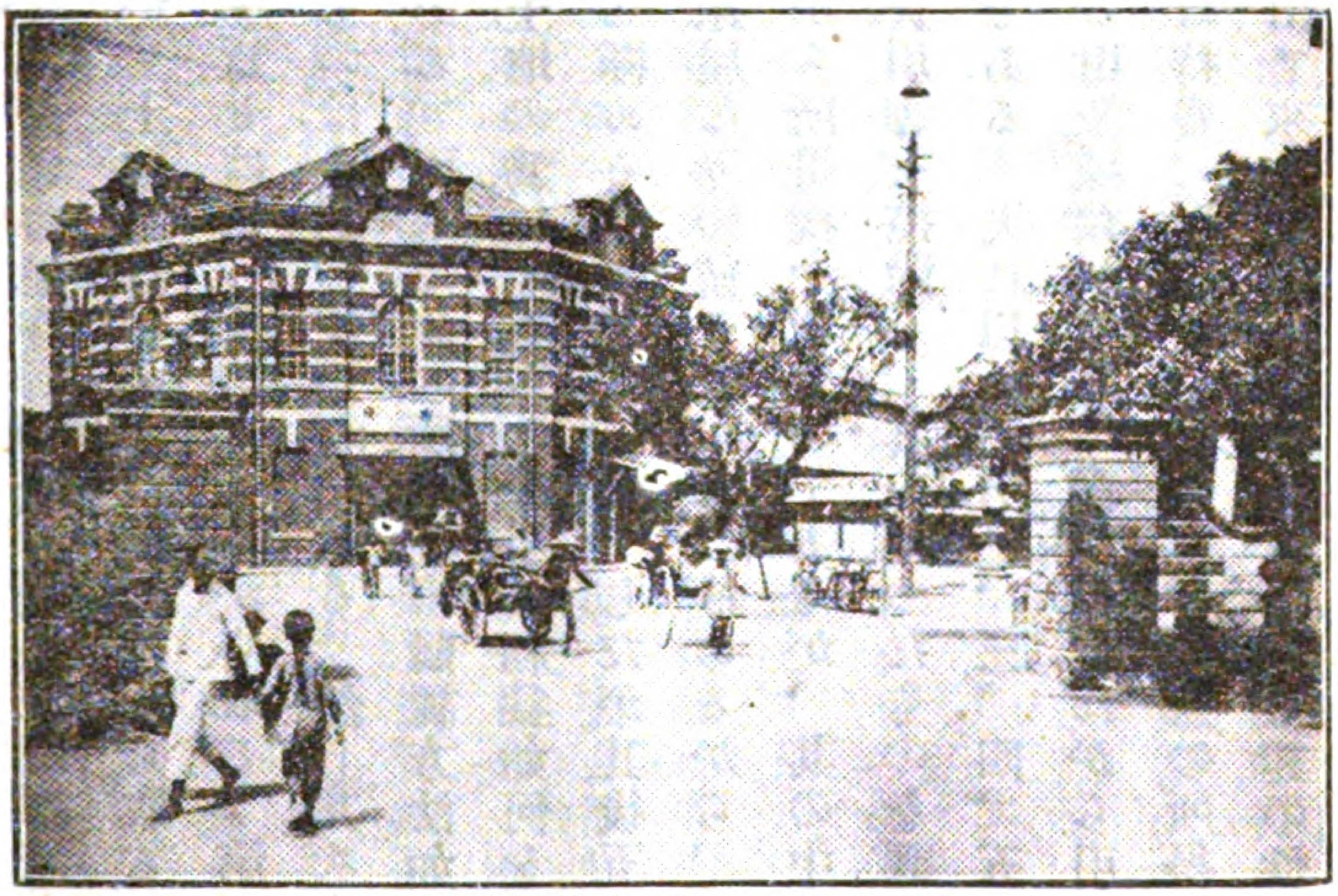
臺北西門外市場(同前)

から引去るものは、事業を營める家屋の修繕費、機械器具の変換を爲したる場合に要したる費用、夫れから商品賣掛金ゝ未拂額等をも引去る。建物を借りて居れば賃貸價格を引去る。之が第四種に屬する所得である。

第五種は政府の事業に從事して居るもの及各種の事業の使用人の所得、即大官吏或は各會社銀行などの使用人にして俸給を受くる者に課するものである。鑛山の工夫なども此中に入る。之を今少し小分けすると、上院と下院と云ふやうに立法部に屬する官職に從事する者、夫れから裁判所に屬するもの、皇室に屬するもの、即ち英吉利の國王の公職に從事するもの、海陸軍人、エアフォースと云ふて飛行機に乘る空中の軍人、お寺の收益事業に從事する者、各種會社の使用人、教會市町村の如き公職に從事するもの其の營利事業に從事するものは總て第五種の所得税を納める。

此の五種類の所得税や只今一寸お話した第四種の各種の事業より生ずる所の所得に課する税が英吉利の所得税中、一番多いのであるが、五種の所得税收入を各別々に擧げると、これは先程申したのよりは尚ほ古い一九一八年度の決算である、之を讀み上げると、一番多いのが只今の第四種のDの事業より生ずる所得で十八億五千六百四十八萬圓である。次が第五種の官吏其他俸給を得て居るものゝ所得、それが二億五千六百四十萬圓、夫れからAが二億一千九百萬圓、Bが四千八百二十萬圓、Cが一億九千七百萬圓である。これは一九一八年の決算であるが、其の後、十九年二十年と毎年非常なる勢で増加して居るのである。

三

次の所得税の免税點はどの位に置かれてあるかといふに、所得税の免税點は或る時は非常に高く、或る時は低くなると云ふやうに時々變つて居る。一八四三年に免税點を設けたのであるが、其の時は百五十磅即ち千五百圓以下のものからは所得税を取らない。次に一八九四年になつて、今少し上げたら好からうと云ふの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で千六百圓迄高めた。それを又た一九一五年卽ち戰爭が始まつてから千三百圓に下げた。一度千六百圓に上げたものを又た千三百圓に下げた。それを又た變へて一九二〇年卽ち昨年は百三十五磅、千三百五十圓にして五十圓高くした。さうして昨年度からは獨身者の所得に對する控除額と夫婦もの丶所得に對する控除額を同一にするを不公平なりとし、獨身者よりも夫婦者を安くして夫婦者には二千二百五十圓迄は免除する。獨身者は千三百五十圓迄は税金を取らない。卽ち現在に於ては獨身者は千三百五十圓、夫婦者は二千二百五十圓迄は課せないのである。

次に一般的の所得から控除すべきものは如何といふに、控除した殘の所得から所得税を取るのであるが、所得を分つて勤勞所得と勤勞せずして得る所得との二つの區別を爲し、勤勞の所得は二千磅卽ち二萬圓迄ならば其丶内から一割だけを控除して其の殘額に課税する。然し二萬圓を超ゆるものは控除してやらなくても可い。茲に面白いことは會社が仕事を仕て得たのは勤勞所得と見ない。其他一般に免税するは獨身者は一千三百五十圓、夫婦者は二千二百五十圓、是れだけのものは所得の内から一般に控除すると言ふたが、勤勞所得に對する免税を初めに控除し、夫れ以上の所得のあるものに對して、獨身者は千五百圓の所得なれば一千三百五十圓は控除する、其の殘りの百五十圓に對して所得税を取る。夫婦者は二千二百五十圓迄は引去る。免税點だけは一般に控除する。其他に一般控除としては小供があれば養育費其他の費用として控除するから獨身者よりは所得税が低くなる。卽ち小供が一人あれば三百六十圓だけ引く、二人以上は一人毎に二百七十圓を引く、一人よりは二人が費用が少くて濟むからである。夫から或る人が所得がある其の人が家内が死んだ。外に誰も世話をするものがない。小供があつてそれを世話する人を置く。さう云ふやうなものを置けば其の者の費用として四百五十圓を控除する。親族の者でも來て世話をすれば其の費用として所得から四百五

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十圓を引く。又た年を取つた者或は不具の親族が世話になつて居れば一人毎に二百五十圓引く次には保險料を引く。其の保險料の引去方は全體の所得が一萬圓未滿ならば保險料十圓に付き一圓五十錢、次が一萬圓乃至二萬圓ならば二圓許り引く。二萬圓以上のものは三圓引く。斯う云ふやうにして居る。之が一般に各種類の所得の内から控除すべき項目である。

四

次に稅率は如何。之も非常に簡短であつて、又た英吉利の所得稅の面白い所は、稅法は一定して差別をABCDと分けて、免稅點とか一般の控除、特別の控除を極めて置く、稅率の點は殊に伸縮自在で每年議會で極める。每年財政法が出て夫れで本年の所得稅率は幾らと云ふことになる。每年と謂つても二年三年幾らないこともあるが、先づ變る方が原則であると云ふ位になつて居る。それで稅率は昔から如何に變化したか一番始めにピットが一七一八年に此の稅法を布いたのは戰費を支辨する爲であつて所得の一割を取り、其後種々の變革を經て一九〇七年に至り現時の如き形式を取り一シリングの所得稅を取るに至つた。此の率の極め方も日本の所得稅を觀ると、幾らから幾ら迄は百分の一又は千分の一としてあるが、英吉利の金の計算が面倒なので、一番始めが「ペンス」で十二集れば「シリング」になり、シリングが二十集れば磅になり、其率を知るは困難なる爲め多くの稅金を極めるにパーセンテーヂは少い。一磅に對して幾らとしてある。所得二十シリング卽ち一磅に對して何ペンス或は何シリングを拂ふ。英人は此の方が何割何分より頭に這入り易いやうに思はれる。稅率の沿革を觀ても又た現在の稅率を見ても、一、二、三、四、五と云ふやうに所得を區別して來の何れに對しても共通に一磅に對し何シリングの所得を課する。それで稅率を取捨するには非常にやさしいこれは所得稅許りでなく多く此の主義でゐきます。一九〇七年と八年は二十分の一、卽ち一磅に付き一志と

云ふ所得税であつた。次には一九〇九年度から一九一四年度迄は一磅に對して一シリンク二ペンスの所得税を取つて居る。次に一九一四年度には一磅に對して一シリンク八ペンス、夫れから世界大戰爭が始まつて免税點を引下げたと同時に所得税の率も上げた。一九一五年度には一磅に對し一シリグ八ペンスが三シリングと約倍になつた。其次に一九一六年、一七年の兩年度には一磅に五シリング即ち四分の一の税を取つた。其次は一九一八年度、十九年度、現在に於ても本年度は存じませぬが、昨年度迄は五シリングか六シリングで一シリングは上げて居る。さう云ふやうに段々率は高くなり免税點を低くして大勢のものが所得税を拂はなければならぬ。現在は一磅に對して六シリングであるから、そこに昨年度から例外を設けて少いものには廉くしやうと云ふので、始めの二千二百五十圓、色々のものを控除して殘つたもの丶最初の二千二百五十圓は六シリングの半分、一磅に三シリング即ち一割五分を取る。其上のもので六シリングで三割の所得税を拂ふのである。

五

扨て納税人は如何なるものかと云ふと、これは英吉利で土地家屋を持つもの、今の一、二、三、四、五のどれかに屬する所得を有する人で、英吉利に居所なり住居を有する者は皆な所得税を納めなければならぬ。又外國に居りて英吉利に事業を有する者も所得税を納めなければならぬ。然し茲に一つ面白い極め方は、外國に住んで居る者が英吉利で所得を得て居る。さう云ふ人が所得税を拂ふときは一般の控除即ち妻又は小兒を有するが爲めの控除金は與へない。其の所得全體に對して課税する。又二千二百五十圓迄は安い率即ち普通は六シリングなるを三シリングを課するが、外國に居るのには此の特權を與へない。然し外國に居りても英吉利の人間で一時病氣又は事故の爲に外國に旅行して居る者は其の時々許しを得て置けば英吉利に居るも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のと同様に控除することになつて居る。

六

次に納期に就ても種々に區別して居る。先づ第一に週間拂の賃銀を貰つて居るもの、これは一年に四回所得税を納める。週間拂とは一箇月に滿たない所の期間に於て賃銀を計算されるものである。一週間々々に貰はなくても可いが、一箇月で賃銀を貰ふものはこれに這入らない。夫より短い賃銀を貰ふものを意味する此の種の人は年に四回即ち七月五日、十月五日、十一月五日、四月の五日の四回に所得税を拂ふのである。之が週間拂の賃銀を得て居るもの、納むべき所得税の納期である。

次には所得税の種類の中で第一と第二、土地より出る所得、土地を使用するに由りて所得を得るもの、次はDの各種の事業を營むもの、所得即ち洗濯屋或は煙草屋、菓子屋、製造業をやるもの、所得の中で個人の所得、夫から俸給生活者即ち第一、第二及第四の中で個人の所得、並に第五番目のものは一年に二回、七月の一日と一月の一日の二回に所得税を納める。第三の政府から拂う年金配當利益利息は年金なり利息を貰う時々に拂う、これは政府が拂うときに差引くから納期は別に定まらない。夫から第四番目の事業から出る所得中、會社に對しては一年に一回一月の一日に取る。

納期で面白いと思うのは官吏の納期と云うか、徴税の手續と云ふか、官吏の俸給に付ては少し趣が違ふ。外のもの、所得は税務署で色々調査等の手續をするが、官吏の所得は官廳の方で判つて居るので官廳に於て所得税を引去る。卽ち官吏の俸給を渡す時分に所得税を官廳で天引をするので所得税の納付に就ては手數が掛らない。玆にもう一つ面白いことは前述の如く英吉利の所得税は免税點が獨身者であれば一千三百五十圓になつて居るので、鑛山の炭坑に勞働して居るものでも所得税を納める。然るにさう云ふ勞働者は外のもの

は違つて一年四回の納期毎に所得税を納めることは六箇敷い。さう云ふものに特別の便法を與へる。其の便法は切手を發行して其の切手を一定の紙に張れば所得税を納めたことになる。これは恰度郵便貯金の中で郵便切手を臺紙に貼れば貯金が出來ると同じ方法で、勞働者の爲に特に便法を設けたのである。玆にあるやうに(見本を示す)「カード」がある。其のカードは税務署から四回に所得税を分納しても好いと云ふ告知書であつて、其の裏面に十三に分けて此の十三の區劃内に自分の納むべき納税額の印紙を貼る。之を貼れば所得税を納めたと云ふことになる。此の印紙は一週間に一回自分の納むべき納税額だけの印紙を郵便局で購ふ。此のカードを税務署から貰つて一週間々々に郵便局に行つて印紙を購ふ。それで勝手に此の臺紙に貼つてゐくそれで十三週間で一年の四分の一になる。それで所得税が納まつたことになるので、勞働者には便利である、斯う云ふ方法でやつて居る。然し夫れでも勞働者には所得税を納めないものがあつて、鑛山の勞働者などは特に其樣な者が多くあるが、英吉利の所得税法には不思議な規定がある。それは所得税を納めぬ者には警察で說諭をする。是れなどは警察權を濫用されうと云ふやうな傾きがあるか知れぬが、所得税法に明かに警察で說諭をする、それでも納めなければ監獄に抛り込む。普通のものは滯納處分で色々の處分をやるが勞働者は財産を持たない。さう云ふものは税務署から注意して便法を與へ、尙ほ納めざれば警察で說諭する。それでも肯んせないものは監獄で苦めると云ふ法律が現在に殘つて居る。英國の所得税のことは此の位にして措く。

七

次に日本には餘り無いが英吉利で餘程面白いものだと思つた間接税の、免許税のことを少しお話します。日本では營業は總て自由であると云ふことになつて居つて其の中で或特別の危險があるとか云ふものでなけ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れば免許を與へない。英吉利では免許を與へることは國王の特權である。色々の營業、色々の種類の行爲に對して政府が免許を與へることになつて居る。それを與へるには日本でも危險を帶ぶる仕事には免許を與へる。英吉利では免許を與へると同時に免許料を毎年取る。此の免許料の收入が英吉利では隨分大きな額に上るのである。一九一八年度の決算であるが、其内の免許料は一千八百四十萬圓と云ふ高に上つて居る。どう云ふものに免許を與へるか又免許料としてはどの位取るか、茲にビールを造るものがあれば一年に一磅の免許料を徴する。酒精を造るものには十磅、再精を業とするものは十五磅、ビールの小賣には一磅十シリングより十磅迄、場所に依り免許料の率を變へて十磅迄を取る。夫から色々の物品を振り賣りする者には二磅取つて居る。質屋には七磅十シリング取つて居る。男の下男は一年に十五シリング、車には色々分けて免許料を取る。犬を飼つて居れば犬の免許料として六箇月以上の犬には（小さいものは取らない）七シリング六ペンスを取る。これは一寸面白い收入になつて居ると思ふたのである。

八

次に英吉利の遊興税に付て觀たことを少しお話したいと思ふ。日本に於ても最近東京大阪其他の都市に於て芝居又は活動寫眞に入場するものに對して觀覽税又は觀興税を取ることになつて居るが、英吉利も戰爭以來、財界の困難を補ふ一方法として、一九一六年四月十九日の法律で觀興税を制定したのである。即ち芝居活動寫眞を觀る者から税金を取る。其の税金は一九一六年四月十九日の法律で同年の五月十五日から實施になり今日に至る迄實行されて居る。無論英吉利では國税としてやつて居る。如何なるものに課税するかといふと、各種の興行物の入場料に課税するのであるが、無料で興行物を見せる場合、例せば招待をして無料で見せるときは入場料は取らない。而して税を取るものは如何なるものかと云へば、博覽會、展覽會一般の芝

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

居、活動寫眞、音樂會卽ち興行娯樂又はベースボール或はロンテニス、フートボール、運動會、競馬さう云ふものにも總て觀興税を取る。それは小屋を設ける場合でも公園で會場を拵へてやつても、其の他競馬でも運動會でもベースボールでもフートボール其他何でも税金を取る。然しこれには例外を設けて第一には收入の全部を慈善博愛の事業に投ずる卽ち種々の名稱を附して其の收入の全部を慈善博愛事業に投ずる場合には觀興税を取らない。斯う云ふ除外例を設けて居る。木戸錢からは費用は少しも取らず、皆それを慈善博愛事業に寄附する樣なものは觀覽税は取らない。又敎育に關する興行物或は活動寫眞、芝居等をやつて、それが敎育に關するものであれば其の入場料からは觀覽税を取らない。如何なるものが敎育に關するや否やは敎育局の決する所に依る。税務局がそれに從つて觀興税を取る。

次の除外例は小供に見せる爲に興行するもの、芝居、活動寫眞の如きは入場料が極安い。一ペンス卽ち三四錢位になりますか、斯う云ふ安い芝居、活動寫眞を小供の爲に興行するのは觀興税を取らない。又た營利でない敎育的又は學問的に興行する學術協會等の興行は觀興税を取らない。次に營利に非ざる學校の爲め又は學校が行ふもの或は學校が營利の目的でなく或る種類の仕事興行をやるときも觀興税を取らない。元來觀興税は色々の興行に對して取るのであるが例外のものには取らない。そこで英吉利では色々の問題が起つて來る。これは全然敎育的の活動寫眞であるとすると、時に或は議會迄持ち出して觀興税の免除を求める。然るにそれを一つ免除すると他の多くのものは敎育になるからとの理由で總てのものを觀興税を止めることになりやしないかと云ふので現在の儘に置くと云ふことに答辯をして居る。

九

さう云ふやうに興行に對して觀興税を取る。それには五つの税率を設けて居る。其の税率は極小さい所か

ら定めて、二ペンス半にならないものは半ペンス、一ペンスを四錢とすると十錢のものに對して二錢の觀覽税を取る。五錢であらうが三錢であらうが二錢を取る。次は二ペンス半を越して四ペンスを越さないものが一ペニー、四ペンスから四ペンス半迄は一ペニー半、四ペンス半から七ペンス迄は二ペンス、七ペンスから一シリング迄が三ペンス、一シリングから二シリング迄は四ペンス、二シリングから三シリング迄が六ペンス、三シリングから五シリング迄が九ペンス、五志から七志六片が一志、七志六片から十志六片迄が一志六片。此の上は五シリング毎に六ペンスを増すと云ふ方法で觀興税を取つて居る。斯う云ふ風で中々觀興税の收入は多いのである。こゝで觀覽税の收入を一應お話すると、之も私は數字を持つて居らぬので、一九一八年度の決算に依ると、其の收入が七千五百二十萬圓である。今日に於てはずつと殖えて居る筈である。私が昨年の十一月に一二の芝居小屋又は活動寫眞小屋に就て、觀覽税の收入に關し向ふの役人と一緒に調査したものを申上げると。それは昨年の十一月頃の倫敦の芝居小屋が幾ら擧げて居るかといふに、一はシャツフベリーにあるグローブと云ふ芝居小屋に於ける昨年の十一月二十六日に終る一週間の收入の表を見ると中々澤山である。最初の土曜日の觀覽税が晝が三十三磅七シリング九ペンス、磅を十圓とすると晝が三百三十圓。夕方が四十二磅五シリング卽ち四百二十圓、兩方で七百五十圓の觀興税を一日に擧げて居る。其の税金を上げるに付て芝居の收入は何程かと云ふと、土曜の晝が二千百三十圓、夜が二千六百五十圓、其の二百十三磅に對して三十三磅の觀覽税が上がる。次に月曜日の觀覽税が二十二磅、芝居の收入が百三十九磅、千四百圓許々である。火曜日の觀覽税が二十六磅、芝居は百七十三磅、水曜日が晝と夜とで税金か二十七磅と二十五磅、芝居の收入百八十一磅と百六十一磅、木曜日の税金が三十一磅、芝居が二百一磅、金曜日の税金が二十二磅、芝居が百四十二磅になる。隨分芝居の税金は善い收入に成つて居る。活動寫眞は一層收入が多いので

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

芝居程經營費も掛らないと思うが、リゼント街にあるニユウガレリーと云ふ活動寫眞館は昨年の十一月二十日に終る一週間の興行の收入と觀興税の上り高は日曜日は晝は興行せず、夕方から始めて興行收入が百七十七磅、觀興税が二十九磅、月曜日興行が百九十二磅、税金三十一磅、火曜日興行が百九十一磅、觀興税が三十一磅、水曜日興行が百八十六磅で税金が三十磅、木曜日興行が百七十四磅、税金が二十八磅、金曜日興行が百五十二磅、税金二十五磅、土曜日興行三百十二磅、税金五十一磅、一日に五百十圓乃至一日に三百圓の觀興税を上げて居る。一週間に二千二百圓位の觀興税が一の活動寫眞から上がる。もつと驚くのはパレヂウムと云ふオクスホードサーカスに在る寄席であるが此の寄席では一日に三回色々の興行をやる。此の三回の收入と觀覽税を總括して大體お話すると、土曜日の如きは一日に二千圓許りの税金が上がる。興行税を二千圓上げて居る。其他の日でも矢張り千五百圓は上がる。觀興税は其の位で寄席の收入は多い時は一日に一萬一千六百圓を上げる。其他の日も隨分餘計上がる。

十

英吉利では此の税金は戰爭の爲に行つたので或は戰爭が濟めば止めるかも知らない考でしたが、今日では中々止めないで引續き行はれて居る。此の税金は如何なる方法で徴收するか、其の方法を簡短にお話しすると、これは面白い税金であり、色々の方面に關係があるので詳しく調べたものがあるが、極大體をお話しすると、徴收の方法は第一に政府の發行する入場劵があつて之を用ゆる。政府は芝居小屋なり活動寫眞小屋なりの入場劵を税金額で賣つてやる。それを用ゆるか或は政府が觀興税の印紙を發行して居るのを用ひる。英吉利では印紙の種類は色々ある、所得税の爲にも觀興税の爲にも發行する。政府の保險の掛金も印紙で納める。印紙を貼れば保險料を拂ふ事になる。觀興税の印紙は斯う云ふやうな印紙を使う(實物を示す)これは

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三ペンスの印紙であるが、これで觀興税を納める。これは二ペンス、三ペンス、四ペンスと色々ある。此の印紙を各自の入場券に貼つて税を納める。これは興行者が各自に作つた入場券である。(賣物)客が購つて入口に來ると番人が印紙の貼つた入場券を半分に切る、それが税金を納めたと云ふ印しになる。印紙を貼るものは印紙を各興行師が發行する札に貼り、それを破つて徴税の印しとする。印紙を貼るか、政府發行の切符によるか、切符は一卷が千枚、一ペニーの切符も二ペンスの切符もある、高いのもある。又斯う云ふやうなものを百枚重ねてそれを政府が賣る、ツマリ二通りの切符がある。或ものは一枚宛のものと圓く纏めて縮いたものを政府で賣る。それは税金の額面だけで賣るので印刷料も紙代も取つて居ない。政府が一シリングの税金ならば一シリングで切符を賣る。此の政府の切符を使うか或は印紙を買つて税金を納めるか、さう云ふ徴收方法を取つて居る。然るに總てのものが此の二つの方法に依ることは面倒臭い。譬へば一日に千五百圓の税金を納める芝居小屋なり活動寫眞が印紙を貼つた切符を一々賣ることは大變だ、政府のものを買つても大變だ、それで自分が拵へて其の切符を用ゐたいと云ふものがあれば、確實の興行者には自分の作つた切符を許すことになつて居る。其の場合に自分の作つたものを使うには一定の機械を使用せしめる。此の機械も正確な機械で、一つの箱が在つて紙を順に入れてある。其の箱は切符が飛出すやうに出來て、釦が附いて居る。それを押せば一と書いてある所は一等、二は二等と云ふやうに芝居小屋で賣る切符の等級のあるだけの仕掛があつて、それに一枚二枚と云ふやうになつて居る。一等を一枚と云ふときに一等の一を押せば電氣の仕掛で印刷が出來て税金を含んで入場料が幾ら何月何日と日付を書いて出て來る。さう云ふやうな機械を用ゆれば政府の賣る切符なり印紙を買はないでも濟む。政府で指定した一定の機械を使へば政府發行の切符印紙を貼らないでも可い。もう一つの機械は競馬フットボール、動物園のやうな所に仕切があつて棒を自分の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

膝で押すと棒が向ふに動く、さうする下に仕掛があつて一二と云ふやうに一人這入れは一つ、二人這入れは二つ、と云ふやうに記す事の出來る機械を使ふ。もう一段信用ある小屋なれば其の小屋で發行する切符を使ひ、さうして今のやうな機械を使はぬでも可い。其の代り一週間々々に税金及報告書を出し觀覽人の人數と何等の切符幾らくと云ふことを書いて夫れに對する税金を納める。始めに三等の切符を買つて這入つて見惡いから二等に變へたいと云ふときは切符の差額を拂ふと同時に税金の差額も拂はす。席を變へるときに税金も差額だけを徵收する。觀興税の性質なり除外例なり徵收の方法は其の位に止めて置く。

十一

戰爭に就て英吉利が起した今の觀覽税、其次に同じ法律で拵へた燐寸の税金がある。燐寸は八十本より少い一箱の燐寸に對しては其の一萬本毎に五シリングを取る。八十本以上のものは八十を越すものに對して一萬毎に三シリング四ペンスを取つて居る。燐寸の税金を取る結果として燐寸の代用のメカニカルライターに對しても矢張り税金を取らなければならぬので之に對して取つて居る。酒精を用ゆるものは一箇に一シリング、擦ると火繩に火が點くものには一箇六ペンスの税金を取る。此の燐寸の税金は幾らかと云ふと之が一九一八年度の決算で燐寸とメカニカルライター機械で火を點けるものとで一千七百六萬圓だけの收入がある。今一つはテーブルウオーターソーダ水の税金を取る。テーブルウオターの税金の率はどうかと云ふと、甘い砂糖を混せたものは一ガロンに對して四ペンスを取る。サイダーとかシトロンの種類で甘いものが一ガロン二升五合で四ペンスの税金を取る。チンく〱ビヤー麥酒のやうな酒精分のない飲料——一ガロンに二ペンスを取る。其他の炭酸水、平野水は一瓦に八ペンスを取る。甘いものは税金が安く、甘くないものは税金が倍になつて居る。甘いものは砂糖の方で税金を掛けて置くからテーブル、オウターとしては其の方の税金を安

くして置く。それで平野水、炭酸水は高く取る。此の方の收入が一九一八年度のものが一千五百八十二萬圓の收入を上げて居る。其他戰爭の結果として出來た所の税金は戰時利得税がある。又た所得税の超過税を取つて居るが、所得税は前にお話した所得税の外に二萬十圓を越したものから超過税を取つて居る。少いものには普通の所得税二千一磅を出たものから超過税として別の税金を取る。此の税金が中々多い。之が一番始めの二千一磅乃至二千五百磅の所得には一磅に一シリング六ペンス、次は二シリングと云ふやうに段々に殖えてゐくので、三十萬圓を越すもの卽ち三萬磅を越すものは夫れに對しては六シリング、一磅に付き六シリングの超過税を取る。此の超過税と戰時利得税は商業を害するから之を止めなければならぬと云ふ議論があつて今年度から止めたと思ふ。それに代る税金としては販賣税卽ち製造業者から卸賣にゐくときに其の販賣税として百分の一、卸賣から小賣にするときに百分一、小賣業から消費者に賣るとき百分の一を取る。之が出來上つたことは聽かぬが、戰時利得税、超過所得税を止めればさう云ふものに移らなければならぬと云ふやうである。其他にテーブルウオーター、サイダア、平野水、燐寸、燐寸代用のもの等である。觀興税は之は簡短に取れ又た收入も多いので永續税のやうに聽いて居る。

十二

次に印紙税を少し話します。印紙税は日本でも色々のものに對して取る。受取書、株劵等色々のものに取るやうになつて居るが、英吉利の印紙税は其の由つて來る所が餘程古い。隨つて其の種類も餘程多い。何なるものに取つて居るかと謂へば、株劵、債劵、委任狀、契約書、信用狀、結婚證、受取證、保險證書、小切手其他色々のものがある。日本には無いものもあるが、さう云ふ各種類の證書に印紙税を取つて居る率も餘程多いけれども大體日本の印紙税と構造なり何なり變らぬやうである。此の印紙税の收入が前年度に幾ら

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

あつたかといふに、前年度に二億五千二百萬圓の印紙税を擧げて居る。證書なり帳簿が多いと謂へるのであつて、日本では小切手は成るべく餘計使はさうと云ふ點から小切手の發達を助けると云ふ理由があつて之に課税せぬが、英吉利では小切手の印紙税が中々多い。小切手一枚に對して二ペンス取つて居る。印紙税は日本のやうに印紙を貼るものと每日數百人の職工が集つて小切手なり契約書、株劵などに税印と押捺する所があつて、一々税印を押捺して居る。英吉利と日本と違う所は、英吉利では印紙を使はない場合に印紙を返す押捺の税印が使用されずして濟んだときは其の税金額を返す。或は代りの印紙をやる。其の制度が非常に進んで居る。それは一般人も能く知つて居て英吉利では收入印紙と郵便印紙を同じ物を使つて居る。穢いものは税務役所の一部局で交換して呉れる。そこで其の金額を返して貰うか同じ物を換へて貰うことも出來る。一の證書に税印を押してある、穢いから印紙を移し替へることを願つて來る、さう云ふやうな不使用な印紙を返す、代金を拂戾す或は交換をする方法が餘程完全になつて居るやうに見えた。

十三

次に英吉利の税務の官廳は如何に組織されるか、如何に構成されてあるか、之をお話して今日の話の終りと致したいと思ふ。先づ税務の一番上の役人としては大藏大臣である。其の下に內國税と税關と二つに分れて居る。英吉利の税關の仕事が日本と違うのは、税關の中に消費税を取扱つて居る。始めは税關と內國税と二つに分けて官廳が出來て居たさうであるが、税關の仕事が少く、內國税の仕事が多いと云ふことから一九〇九年になつて內國税の中から消費税は税關に持つてゐく、內國税の方は直接税だけを取扱ふ。間接税は税關で取扱ふ。譬へば私共が行つて税務の仕事を調べる、內國税の直接税間接税を調べたいとしても勢ひ税關と兩方に行かなければ仕事が判らない。英吉利の制度は税關で間接税を取扱つて居る。內國税の方はソマセ

ットハウスの方に局長が居る。古い家であるが其の家で内國税の仕事を扱ふ。其の下に顧問役、書記官とか所得税の部局、人事或は物品經理の役所、夫から相續税をやる役所、印紙の役所等がある。それが中央の内國税の官廳になつて居る。一方の税關は税關と間接税を一緒にやつて居るので關長が居り、其の下に間接税と税關とがあつて、色々の仕事をする。其の下に地方の役所は直接税は直接税許りで地方に役所を拵へ、間接税は間接税許りで地方に役所を拵へる。其の内國税局も税關も兩方とも、税金を取る迄の手續と金を集める方とは別になつて居る。内國税でも色々の査定調定なり仕事をするものが一つ、其他に税金を實際に集めるものが一つ、税關及消費税の方にも税金を調査して極めるものゝ役所、税金を集める役所と二つになつて居る。中央の官廳は中々立派な建物で仕事をして居る。税關もテームスの河畔に在りて仕事をして居る。地方の官廳は中々小さなもので、内國税も間接税も兩方とも、みじめな一つの室を借りるとか、或は三階四階の室を借りて仕事をして居る。街並みの賑かな所で店屋の一部分に入口が在つて、内國税はインカムタックスと云ふ看板で取扱つて居る。極狹い所で一生懸命に働いて、恰度私の行つたときは所得税の調査をする前で非常に忙しいので、税務署長も自分で臺帳を扱つて記入して居る。外から色々の質問を出せばそれに答へる。朝は八時、夕方は七時八時迄も仕事をする。人民に直接する下級の税務署はさう云ふ風に仕事をする。税關の方も下級の役所は同じで矢張り三人なり四人の檢査員が居つて所長と云ふ人も自ら檢査にも出る帳簿も扱う、中央の役所はさうでなく、大きな役人は朝は多くは十時半か十一時頃で、夕方は五時六時頃迄仕事を熱心にするやうに思つた。さう云ふ風に内國税と税關の間接税に分れて、内國税には税務署が在つて仕事をやる。一方に税關の方では各地方に役所を設けて事務に從事して居る。税關では酒なり何なりの分析鑑定をやる役所があるが、それと同じやうな性質の分析鑑定の事務所、試驗場を設けて税關に這入る砂糖なり酒、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

珈琲、お茶の分析鑑定をすると同時に、間接税の檢査をする所も在つて中央研究所でも税關の委託を受けてさう云ふ仕事をやつて居る。これは英吉利の租税制度とは緣が離れるやうに思うが、英吉利ではさう云ふやうな役所から人民に手紙を出すとか、或は役所と役所の間の手紙の往復に郵便印紙を貼らない。これは日本でも郵便印紙を貼らない政府の郵便物を取扱つたと云ふことである。英吉利では現在に於ても政府の郵便は皆さう云ふ風に、税務の事務其他衞生警察でも敎育でも、總ての仕事に對する郵便物は郵便料を拂はない。書面書物を送るにも皆な政府の仕事は印紙を貼らぬ。税金を納めるにも税金を郵便局に持つてゐけば郵便局で爲替に組んで送つて吳れる。それで英吉利の郵便は政府の仕事には非常に便利で能く郵便を利用するが、税金を現金で納めることは少ない。又た小切手が澤山用ゐられて居るから所得税觀與税でも、總てと謂ふても可い迄に現金を使はない。さう云ふ風に英吉利では郵便に印紙を貼らずに行はれる。而して其の封筒には國王陛下の御用と書いてある。始めて見たときには大袈裟のやうに思つたが、總てのものが公園の掲示でもキング(國王)の命に依ると書いてある。狀袋にも陛下の御用とあり、税務署から出す書類にも其他何處から出すものにも、さう書いてある(實物を示す)此の狀袋は税務署から私に送つて吳れた狀袋で、何時々々何處々々の酒精を拵へる所に行つて見んかと云ふ手紙である。此の狀袋の面白い所は、斯う云ふ狀袋に就ても英吉利の政府が如何に小さい所まで注意して居るかゞ判る。此の狀袋には貼つてある紙を破つて開けろ、さうして再び此の狀袋を使へとある。使うときには貼紙を拵へて之に貼つて宛名を書いて出せば再三此の狀袋が使へる。私の所に來たのは二度も三度も貼つたもので、それに貼紙をして復た陛下の御用で手紙を寄越す。狀袋の紙も強いが、これも或は戰爭のお蔭であるか知れぬが、官廳に於て事務を執るのに此の如く小さい所まで氣を著けて仕事をするといふ一の例としてお話をして置きます云々(終)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

辨髪に對する史的研究（三）

臺灣總督府囑託　鷹取田一郎

六　明朝遺臣の絶對否認

余は前章に於て支那人の國家思想に乏しきことを述べたり。寔に支那人は自己の利益にのみ執拗にして共同の利益に貢献するの德義と幸福とを知らず、國家永遠の慶祚に向つて献身的の報效を爲さんよりは、寧ろ自己の生命財産を護持するに急にして、其の思想は極めて個人主義なりと謂ふ可き傾向を有せり。然れども是れ要するに我が日本人が現代の支那人を捕へて品隲したるものにして、未だ必らず古今を通じて彼の支那人の情性を看破したる完全なる批評なりとは謂ひ難かるべし。堯位を舜に傳へ、舜更に之れを禹に代へ、以て帝業の私す可からざるを示したる結果として、歴史は爭奪に爭奪を重ぬる惡例を涵養し、天子に對する國民の義務の薄弱なるは寧ろ支那に於て當然なりと云ふの已む可からざるに至れり。故に我國人が支那人に國家思想無しと謂へるは、皇室を崇拜して絶對無限に服從する我が國民性を以て觀察したる精神上印象の差異のみ。支那人と雖も徹に復た君臣の義を解せざる者あらんや、請ふ看よ、國家又は君主の爲めに熱烈なる忠節を盡し、結局其の生命を犧牲とせる烈士は、歴史上敢て少しと爲さゞるに非らずや。唐に在つては顏眞卿、張巡の如き者あり。宋に在つては岳飛、文天祥、方孝孺、謝疊山の如き者あり。或は『諸葛武侯の出師表を讀んで泣かざる者は其人必らず忠ならず』と謂ひ。或は『獨り至尊をして社稷を憂へしむ諸君何を以つて昇平に答へむ』と叫ひ。彼の秦檜、王倫の徒を責むると同時に、復た彼の趙孟頫が宋室の冑裔を以て、尚且つ周の粟を食ふの不義なるを咎むるに非らずや。余は斯の如き歴史上の事實に據つて、唐虞三代以後支那の天下

に存在せる人倫五常の自然法は、儼然萬古に亙つて世道人心を維持しつゝあるを疑はざる也。されば明朝の末造に當つても亦た忠憤義烈の行爲を以て英名を後世に傳ふる者少なしとせず。必らずしも馮銓、李若琳、孫之獬の徒を以て支那の天下を滿されたるに非らざる也。

彼の明朝の遺臣として後世に知られたる者は孰も皆な薙髮して辮を垂るゝことを絕對に否認したる也。清朝の辮髮强制實に前章に詳述せる情態に在り。之を絕對に否認する明朝の遺臣は到底清朝の勢力圈內に住居する能はず。宛も魚蟹の潮水に隨ふて退くが如く、漸次支那の南方に退嬰せり。斯の如き現象は、個人主義の思想に傾ける住民と國家を本位とせる思想の住民とを甄別して、地理上の分布を明瞭ならしめたりと謂ふを得べし。實に此の兩種の人民は固より彼の薙髮强制の壓力に由つて、其の居住を區分せられたりと謂はざる可からず。

彼の宏光帝を擁立して金陵に據りたる者、固より辮髮を否認せる者ならざる可からず。監國魯王を奉して紹興に義を唱へたる者、固より辮髮を否認せる者ならざる可からず。然れども此等は皆な當年定國大將軍豫親王多澤に由つて引率せられたる滿洲軍の爲めに逐はれ、江南千里の地を擧げて清朝の勢力圈內に歸せしめ、彼の辮髮强制を絕對に否認せる者は、仙霞嶺を越へて福建に入るか、否らざれば江西を經て廣西雲南に走らざる可からざるに至れる也。其の清朝の勢力圈內に歸したる地方こそ、即ち髻を剪つて頭上に辮を垂れさる可からず。心中固より其の好むところに非らずと雖も、捕へて斬殺せられんよりは寧ろ優れり。是に於て平長江一帶風を望んで薙髮すること猶は彼の芋の皮を剝くに異ならざる也。我國の太田南畝か蜀山人の名を以て當年支那の情態を詠したる狂體に曰く『中華とはいへとも花は夏の夜の一夜にかわる罌粟坊主かな』嗚呼この清朝の勢力圈に於ける住民は一夜にして罌粟坊主たらざる可からず。復た是れ滑稽なる現象にして泣き

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

つゝ亦た實はざる可からざりし也。

此時に當つて彼の辮髪を絶對に否認したる代表的人物を擧ぐれば黄石齋先生なるべし。先生名は道周、字は幼平、石齋は其の號なり、福建省漳州府漳浦縣銅山所に產れ、天啓壬戌の歲を以て進士に擧けられ、博學宏識、一代の鴻儒として世その名を知らさるは無し。明朝崇禎帝の時代には吏部右侍郎正詹事兼翰林院侍讀學士に擧けられ、經筵日講官に充てられ、實錄玉牒の纂修を命せらる。後ち崇禎甲申の變に遭ふて南方に走り、史可法例の福王を金陵に擁立するに及び、光祿太夫太子太保協理詹事府事禮部尙書に擢用せられ、翰林院學士を兼ねたり。金陵陷落の後に至りて曾櫻、何楷、郭朝汾、黃景昉、蔣德璟、路振飛、張家玉、朱繼祚等と俱に逃れて福建に入り、遂に巡撫張肯堂、巡按御史吳春枝及び南安伯鄭芝龍と相謀り、唐王諱聿鍵を立てゝ位に卽かしめ、隆武と改元して以て諭を四方に頒ち明朝回復の業を成さんことを謀れり。世に之れを福州朝廷と稱す。石齋先生は實に其の朝廷に於ける大學士入閣辨事の首班にして、卽ち福州朝廷の大宰相たり。偶々南安伯鄭芝龍と議合はず、手兵僅に一千を率ひて江西に出て、門生故吏の各處に散在せる者を召集して進取の計を爲さんとし、婺源に至るに及んで淸兵の圍む所と爲り。遂に執へらる。張國維の如きは激憤の餘『天下を誤る者は文山疊山なり』と叫んで黃道周の材幹の足らさるを責め、譏する者或は讀書人天下を知らずと爲すと雖も、孤忠義憤、その行動の壯烈なるに至つては、自から貪夫も廉に懦夫をして起たしむる者あり。大義烈日の如きは深く天下後世の承認する所なりとす。

黃道周の戰敗れて捕虜と爲るや、江西提督張天祿は禮を盡して懇ろに淸朝に降らんこと勸む。先生罵つて口を絶たず。遂に金陵に護送せらるゝに及び、絶粒斷漿して以て命の終はるを待つ。其の金陵に至るや、貝勒世子其の節義を高しとし、特に尙膳監に幽居せしめ、衆をして投誠歸順を勸めしむ。當道の諸官並びに舊

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

知等は交々其の幽居を訪ふて其意を傳ふ。先生默して答へざるを常とす。會て謂ふ、吾此に至つて手に寸鐵無し、是れ降れるに非らずや。勸むる者曰く、降服は薙髮の謂ひ也。願くは薙髮して以て誠意を示せよ。聖恩浩蕩、必らずや先生を待つに自ら道あるべし。此時石齋先生は答ふるに左の語を以てしたり。

君薙髮了。噫。幸是薙髮國打來。即薙レ髮。若穿心國打來。汝肯二同レ他穿心一。否。

支那に於て穿心國と謂へるは、我國に貫胸國と云へると同一なり。昔時は人智蒙昧にして未た世界の地理を知らず、手長國と稱して手の長き人種あり、足長國と稱して足の長き人種あり、大人國あり、小人島あり、女護の島あり。荒唐無稽の説を爲して之を繪畫に現はしたる書籍さへ出版せられたり。是れ即ち山海經、博物志等の傳説の更に一層俗化せられたるもの、固より識者の一笑に附する所なりと雖も、俗間相傳へて話柄と爲すこと、支那も我國も同樣なるものありたり。中に貫胸國と稱して胸部に一穴を穿ち以て便と爲す人種あり。其國の貴人にして家を出つる時は、其の胸間の穴に棒を貫通せしめ、前後二人をして之れを舁かしむ。卑賤なる勞動者は、其の棒の前後に荷を擔きて行くと謂ふ。支那人の穿心國と謂ふは此の人種を指して謂へる也。今黄石齋先生の此時の語を俗解すれば

諸君既に辮髮し來れる乎。嗚呼今辮髮國の我が天下を奪ひたるは、諸君の爲めに幸なりき。若夫れ不幸にして貫胸國の來つて我が天下を奪ふことあらば則ち何如。汝等は彼の國俗に傚ふて果して能く汝等の胸間に穴を穿つことを肯てするや否や。

嗚呼何ぞ其言の冷峭なる。何ぞ其言の辛辣なる。而して又た其言の奇警にして沈痛なるに三嘆せすんばあらざる也。降服を勸むる者此の語を聞き、冷汗背に浹ふて復た説く者無かりしと云ふ。貝勤世子並に諸王皆な先生の抗節不屈なるを高しと爲し、更に人をして勸降せしむ。遂に屈せす。金陵の曹街に於て從容斬首せ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

られたり。時に年六十有三。同時に辮髮を拒みて黃道周と進退を倶にし、遂に節に殉したる者は漳州の賴繼謹、蔡春溶、候官の趙士超、六合の毛至潔四人なり。先生の發源に執へられたるは實に順治二年の十二月にして其の金陵に刑せられたるは翌年三月壬子の日なり。此間當道の諸官竝ひに舊知の官人薙髮投誠を勸めたる者前後幾囘なりしを知らず。若夫れ黃道周にして之れを承諾せん乎。彼は國耆を以て相當の禮遇を蒙り、以て其の天壽を全ふしたるを疑はず。然るに黃道周は臣節を舊朝に全ふするに急にして毫も、身命を顧りみるに遑あらず。陳瓚、陳士奇の兩義と併せて銅山三忠臣の巨頭と稱せられ、明末淸初の歷史に殊に異彩を放てるを見る。其他明朝の遺臣にして彼の辮髮を絕對に否認し、死を以て其の精神を明にしたる者、固より少しと爲さる也。彼の監國魯王を紹興に擁立して東南の半壁を維推せんと試みたる英傑中に興國公王之仁なる者あり。淸軍城に迫つて守る能はず、張國維、余煌の徒巳に水に赴きて死したる後、其の遺族を處分して獨り松江に至り、峨冠して岸に上り從容淸軍に投して、我は前朝の太師なり。敢て波濤に泛ふを旨せず來つて公に投す、願くは明處に死せんと謂う。江南招撫經略洪承疇懇ろに薙髮を勸む。從はず。遂に刑に就けり。更に福州朝廷の末期に至つては仙霞嶺の守將施文福、守を棄て走り、郭曦、陳秀等仙霞關を獻したる爲めに貝勤世子滿漢數萬の兵を引率し毫も勞する無くして閩境に入る。此時建寧を守る者鄭爲虹あり。百姓降らんことを請ふも允さず。衆終に城を獻じ爲虹を擁して貝勤に見へしむ。貝勤之れに跪拜せしむれども聞かざる爲して天を仰ひて笑ふ。貝勤その從容たる節操を嘉みして害するに忍ひす。薙髮投誠を勸む。爲虹曰く、國に負ひて忠ならず、身を辱めて孝ならず、忠孝倶に虧く生くるも何をか爲さん寧ろ速に死を求むるのみ。此髮は薙く可からず。言畢つて傍人の刀を奪ひ自から胸膛を刺して死す。更に復た前禮部尙書兼文淵閣大學士傳冠なる者あり。江西より出て福州に至り隆武に見へて命を拜し、湖南總督便宜行事たらしむ。巳に途に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

在り兵餉又た給する能はず。且つ仙霞關守を失ひ、鄭芝龍安平に歸臥し、萬事已に休するを察し、姑らく志事に留り、身を舊門人江亨龍の家に託す。未だ幾くならずして隆武福州を發駕し粤境に蒙塵せんとす。總兵李成棟之れを汀州に邀へて急に圍を爲し、直に其軍を殲にして帝后倶に終を告ぐ。李成棟即ち汀洲府一帶に令し、制に遵ふて薙髪せさる者は其族を滅すと謂ふ。此時江亨龍の子に養源なる者あり、淸朝の辮髪强制を恐怖すること最も甚し。傳冠に勸むるに薙髪を以てす。從はず。養源爲めに其累の家に及ばんことを懼れ、傳冠を舁きて其家を出す。其夜は溪頭に宿して自から淵に投せんとす。守者の爲めに妨けられ。次て石牛關に宿し、自から頭を碎きて死せんとす。又た送者の爲めに止められ。遂に汀洲府に送られて李成棟に見ゆ。李成棟其縛を解き延ひて上座に就かしめ、勸めて曰く、公は大臣也。若し制に遵ふて薙髪すれば我當に公の爲めに攀麟を保題すべし。傳冠曰く、世に冠裳あつて以來。曾て禿頭の宰相ありや否や。李成棟曰く。公の髪は唯た種々たるのみ。禿と何んぞ異ならん。但た稍々剃刀を加へて以て衆目を掩へば便ち報文べすきのみ。傳冠聲を厲して曰く、汝は千古文々山あるを知る乎。我郷の先進なり。我頭は斷つべし而して我髪は薙く可からず。李成棟是より復た言はず、厚く禮待して飲食を共に與にせり。順治四年李成棟平粤の命を蒙むるに及び李發をして汀州を守らしむ。李發も亦た傳冠を待つに禮を以てす。十一月二十一日李發傳冠と局に對して棋を圍む。此時部文あり、傳冠を收めんことを命す。李發之れを告く、傳冠是に於て從容刑に就く。傳冠、字は元輔、別號は寄庵、江西進賢の人。萬歷丙申の擧人なり。初め元範と稱す、後ち冠と改め、壬戌始めて進士に擧けらる。崇禎己卯休を乞ふて郷里に在り。宏光帝の立つありと雖も未た南都に赴かす。後ち隆武位に即くに及び福州に赴きて命を之れに致せんことを期せり。又是れ忠憤義烈の名士なり。歿する年七十有餘。其の絕命の詩中『白髪蕭々巳數莖』の句あり。嗚呼此の數莖の白髪と雖も敢て剃つて辮を爲さず。愛惜して

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

以て千秋不貳の心を留めんと欲する也。叙して此に至れだ筆既に禿すと雖も、明朝遺臣にして死を以て辮髪の絶對否認を明にする者尚ほ幾人あるを知らず。今之れを網羅せんとすれば、到底此卷を盡すと雖も未た尚ほ其事を盡す能はざるべし。他は寧ろ省略に從はむのみ。

余は本章に於て數多の明朝遺臣か、死を以て辮髪の强制を拒否したる事實を明瞭ならしめたり。然れとも其の記事彼の黃道周先生に重を置き、他は多く簡約に從ひたる所以の者、要するに事の煩冗を避くる勿論なりと雖も、復た彼の黃道周先生が其の道德文章に於て、其の學問志業に於て、實に其の人格の淸高なる點に於て、眞に能く明朝遺臣を代表せしむるに足る者あれば也。彼の金陵朝廷に於ける史可法と福州朝廷に於ける黃道周とは、蓋し明朝遺臣の雙璧ならさる可からず。

後年聖祖卽ち康熙帝は開國方略の一書を敕選し世祖入關以來の事實を紀述し、その中國に君臨して帝業を恢弘したる偉績を詳にせり。その纂修の目的は聖祖自からの功業を天下後世に顯彰すると同時に。後た中國の人心を綏撫するに在るは勿論なるべし。夫れか有らぬか書中明朝遺臣の著述を采擇する者少なからさるは夙に讀者の注意する所。殊に黃道周先生の著述に係かる博物典彙の一書は最も多く其書の纂修に引用せられたりと云ふ。又た是れ明朝遺臣の罪を責めて義を咎めす深仁厚澤の旨を洽く天下に示さんと欲するに外ならさるべし。淸朝か威壓政策と人心收攬策とを左右の手の如くに斡旋せしめ、剿撫互用、恩威並行の實を巧みにすること斯の如し。特に附記して讀者の參考に資すといふ。

七　婦人の辮髮排斥

明末淸初に於ける婦人が。彼の滿州人の辮髮を以て最も滑稽なる奇習と爲して之れを嘲笑し、最も卑しむ可く惜むべき夷俗と爲して之れを指彈し。男子の之れに傚はんとする者ならば、絕對に排斥したるは事實な

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り。是れ單に婦人の守舊主義に出てたるに非らず、其の理由の最も大なる者在つて存するを見る。試みに江秀楚の楊州十日記を繙けよ。又た試みに嘉定居城紀を繙けよ、其他浙東紀略、明季續聞の私乘を一讀せよ。凡そ滿州兵の爲めに占領せられたる江南の各市街は、殆んど餓虎の如き兵勇の爲めに、其の婦女を姦淫せられさるは有らざる也。昔し王昭君の匈奴に嫁したるは漢代に於ける一場の哀史にして、中國の美人を以て匈奴の歡心を買はざる可からざる事の夫れか、古來支那人の如何に痛恨事と爲す所なりしぞ。彼の宮女の柔婉纖麗を以て驚悍獰猛殆んど獸的獷性を脱せさる單于の枕席に侍せしめたる事の夫れか、古來如何に漢人種の慨嘆措く能はる所なりしそ。此の王昭君

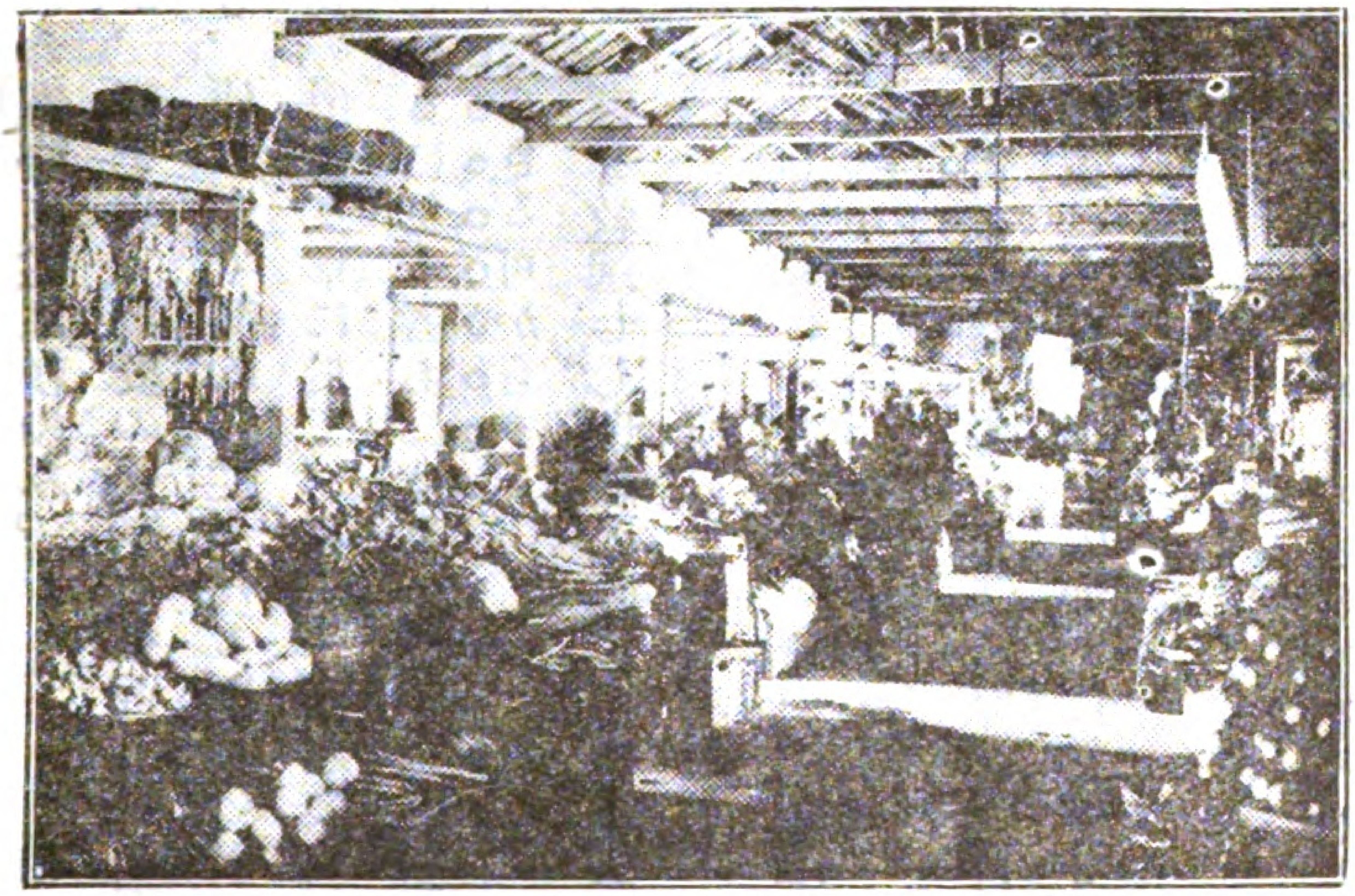

臺北西門外市場の賣店（同前）

の事實は、唐朝の平民的大詩人香山居士に由つて『君主若問妾顏色。莫道不如宮裏時』と唱破し去られて以來、或は明妃曲と呼ひ、或は昭君怨と稱し、歷代數多の詩人に諷誦せられたる支那歌曲の好題目と爲れり。此の幾多の歌曲に依つて鼓吹せられたる、王昭君に對する滿天下の同情は、痛絕恨絕の極度に達し、中國の婦女にして情を夷狄の男子に許すは、古來國辱の最も大なる者と爲せり。然るに世祖入關の後苟も滿洲兵の通過する所、婦女の滿人に辱しめられざるは莫し。爲めに婦女の憤怨して死に就きたる者少しとせす。呉詩集覽の箋註に曰く『乙酉官兵浙に入つて縱肆淫掠す。總領之れを聞きて數十人を梟示し、各船掠むる所の婦女を搜つて本夫に給還せしむ。兵士法を畏

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れて遂に掠むる所の者を以て之れを江に沈む』。嗚呼滿洲兵の殘忍暴戾なる斯の如し、當時の婦人か辮髪を恐怖する固より當然なり。

薙髪令は、此の婦人の爲めに指彈せられ忌避せられ、憎惡せられ、又た恐怖せらるゝ辮髪を以て、之れを中國の男子に强制的に從はしめんとす。男子の之れに對する感想は、爰に之れを別論と爲し、中國の婦女は如何にも悲痛哀婉の心を以て此薙髪令を迎へたりし。何となれば男子の辮髪に改むることの夫れが、婦女の爲めには恐るべき怨敵を我が家庭に引き入るゝ如き感あればなり。抑も家庭の平和に由つて生ずる多大なる幸福を求めんか爲めには、男子は常に婦人の歡心を買はざる可からざる也。然るに此時に當ては、婦女の絕對に好まざる辮髪を爲して、却て政府の歡心を買はざる可からざる也。婦人は此に至つて精神上猛烈なる壓迫を被むるが爲めに、男子に對して寧ろ辮髪の否認を慫慂するの意切ならざるに非らずと雖も、政府の辮髪强制は實に不可抗力を有せるを以て、萬一之れを拒絕するに於ては、自己が其身を托して偕老同穴を契れる夫の生命は、忽ち刑場の露と化せざる可からず。是を以て多くの婦人は涙を呑んで夫の辮髪を承認したる也。

又た彼の支那に於ける女子敎育は主として柔順の美德を涵養せしむるに在り。家に在つては親に從ひ嫁しては夫に從ひ、老ひては子に從ふを以つて女訓の第一義と爲せり。此の意義に於て、夫の辮髪を默認して當時の難局に處したる者比々皆な然らざるは無しと雖も、其の心中に於て絕對に男子の辮髪を排斥したるは掩ふ可からざる事實なり。今其の實況を審にせんと欲せば、總兵李成棟の妻張氏に據りて始めて明瞭なるべし。

爰に李成棟の妻張氏の辮髪を排斥せる事實を敍する前に於て、余は先づ李成棟の如何なる人物なるかを說明すべし。成棟は遼陽の人。前朝四鎭の一雄將たる高傑部下の出身にして、武勇絕倫豪邁人を凌ぐの風あり。學問文章は素より其の材幹に非らずと雖も、兵馬の事に於て特に長する所あり、攻城野戰最も其雄を認めら

る。風雲に際會して早く清朝に降り、吳淞總兵官に擧げられ、閩粤未た戡定せざるに當つて、貝勒世子に隨ふて南進し、隆武帝を汀洲に追ふて之れを殂落せしめ、更に平粤の命を蒙つて之れに向ひたるは既に前章に略述したる所の如し。

顧つて當年天下の形勢を顧みるに、京畿諸郡、直隷一帶は既に已に清朝の有に歸し、庶政漸く緒に就きたりと雖も、淮泗徐揚、並びに江南千里の地に至つては、畢竟頑強なる明朝の遺臣を掃蕩したるのみ。未た全く其の秩序と安寧とを回復する能はず、福建も亦た清軍の侵略する所と爲り、福州朝廷忽ち崩れ、鄭芝龍既に投誠して燕京に護送せられ、八閩を擧げて其有に歸したるに似たりと雖も、鄭成功の水師は全く臺灣海峽の制海權を掌握して、世界的に其の勢力を張らんとするあり、海上の諸島皆な明朝遺臣の義を田横に學べる者ならざるは莫し。湖南、四川、雲南、貴洲、廣東、廣西の各省に至つては全く未知數に屬す。特に兩廣總督丁魁楚、廣東巡撫瞿式耜、湖廣總督何騰蛟其他各地の牧民官は孰れも皆な多少の兵勇を帶ひて未だ尙ほ款を清朝に通せざるを以て、其の嚮背は固より知る可くもあらず、滇黔百粤の地は依然たる明朝の舊山河也。偶々此等の諸英雄は福州朝廷全く崩壞したるを以て正位を奉するの必要ありと爲し、萬曆帝の嫡孫桂王由榔の粤中に流寓するあるを僥倖と爲し、相謀つて之れを肇慶府に擁立し、永曆と改元して忽ち帝位に就かしめたり。是れに於て東南の半壁は明瞭に敵地と爲れり。清軍先づ惠湖惠州の兩道より進んで粤を討たんとす。總兵李成棟の汀洲を去つて粤に向ひたるは、實に此の時に在るなり。

李成棟の粤に入らんとするや、向ふ所敵無し。其の惠洲に至れる時、彼の汀洲を落延ひたる蘇觀生、何吾騶等隆武の弟を擁立して紹武と改元し、以て回復を謀らんとす。廣東爲めに動く。成棟晝夜兼行間道より進みて廣東を陷れ、紹武を殺して餘黨は之れを薙髮投誠せしめたり。總督佟養甲來つて城內を安輯するに及び。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

成棟は騎兵を統へて肇慶を破らんとす。三水に至れば守將王澄化既に退ひて羚羊峽口を扼す。此時永曆帝は去つて梧洲に在り。成棟殆んど刄に衂らすして肇慶府を陷落せしめ、更に師を梧洲に進むれば永曆又た桂林に奔る。成棟即ち總督丁魁楚を戰歿せしめ巡撫曹燁を歸順せしめ、以て其師を退く。是れより到る處粤中の叛徒を剿滅する前後其幾回なるを知らす。

順治五年秋八月、李成棟復た總督佟養甲の命を承け、平南、定南、靖南三藩の兵を合して桂林を攻む。靖州降るに及び永曆又た柳州に奔り、一時は勢窮して頗ふる震はざりしと雖も、湖廣總督何騰蛟の援軍を得て再び活氣を生じ、清軍容易に進む能はず。佟養甲全洲を攻めて拔く能はず、利あらずして退くに及び、永曆又た桂林に還へる。此時清軍稍々倦める色ありしは事實掩ふ可からざりし也。

當時李成棟の胸中殆んど他人の窺ひ知る能はざる煩悶を抱きたる者の如し。煩悶とは何ぞや。年來平粤の勳功既に偉大なる者あるに拘はらず、依然總兵の職に留められ、制を總督に受けざる可からざるもの、夙に磊塊たる胸中の不平ならざる可からず。然れども此の胸中の不平よりも尚ほ更に大なるものは、其妻張氏に關する胸中の煩悶なり。其妻張氏常に悒鬱として樂ます、苦顏澁面毫も成棟に對して好歡の意を示さす。霜は軍營に滿ちて月色虎帳を照らすのみ、酒力醒め易ふして每霄夢冷かなり。英雄の心を傷ましむる者は即ち是也。

天下の人心を收攬するは固より難し。然れども一婦人の意を得んとするも亦た容易ならざる也。元來婦人は多く神經過敏なる者にして且つ物に執著するの性質を有せり。その執著の强固なるに至つては、却て男子よりも尚且つ强固なる者あり。所謂威武も屈する能はず富貴も淫する能はざる底の執著あること少しとせず。張氏は實に男子の辮髮を好まざる者にして胸中絕對に之れを排斥せる者たる也。然れども其夫李成棟は自己

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が辮髪を以て寧ろ之れを榮譽と爲すのみならず、清朝の薙髪令を遵奉して之れを閩粵の庶民に强制せる者なり。張氏か其の心中の懊惱は唯たそれ是れのみなりと雖も、到底夫をして之れを廢せしめんことは不可能事に屬す。但その事の不可能なるのみならず、已か絶對に辮髪を排斥する者なることを、其の夫たる李成棟に告ることとすら爲す能はざる也。萬一之れに告ぐるに實を以てする時は、如何なる災害の其身に及ばんも亦た未た知る可からざればい也。明朝時代の推髻を以て男子の威儀なりと確信せる張氏の心中にては、如何に自から之れを考ふるも男子の辮髪は滑稽なり。茲に即ち頑强なる執著を生じて、遂に自から之れを改むる能はず。是に於て夫婦の間に琴瑟の和合を見る能はざる也。李成棟は其妻張氏の心情を察するに、何物かその意に滿たざる者あつて存するを知ると雖も、その意に滿たざる者の果して何事なるかを探知する能はず。常に多數の婦人が嗜好する所の服飾類を需めて其の歡心を買はんとし。普通婦人の嗜好する所なるべしと信ずる遊技其他の方法を取つて、その破顏微笑をたに求めんとし、其妻をして自から歡樂の天地に立たしめんか爲めには、最善を盡して種々の手段を試みたりと雖も遂にその一笑を見ることとすら能はざる也。

嘗て李成棟は其妻張氏の歡心を買はんが爲めに、宴を設けて演劇を催ふしたり。成棟が張氏を迎へて既に

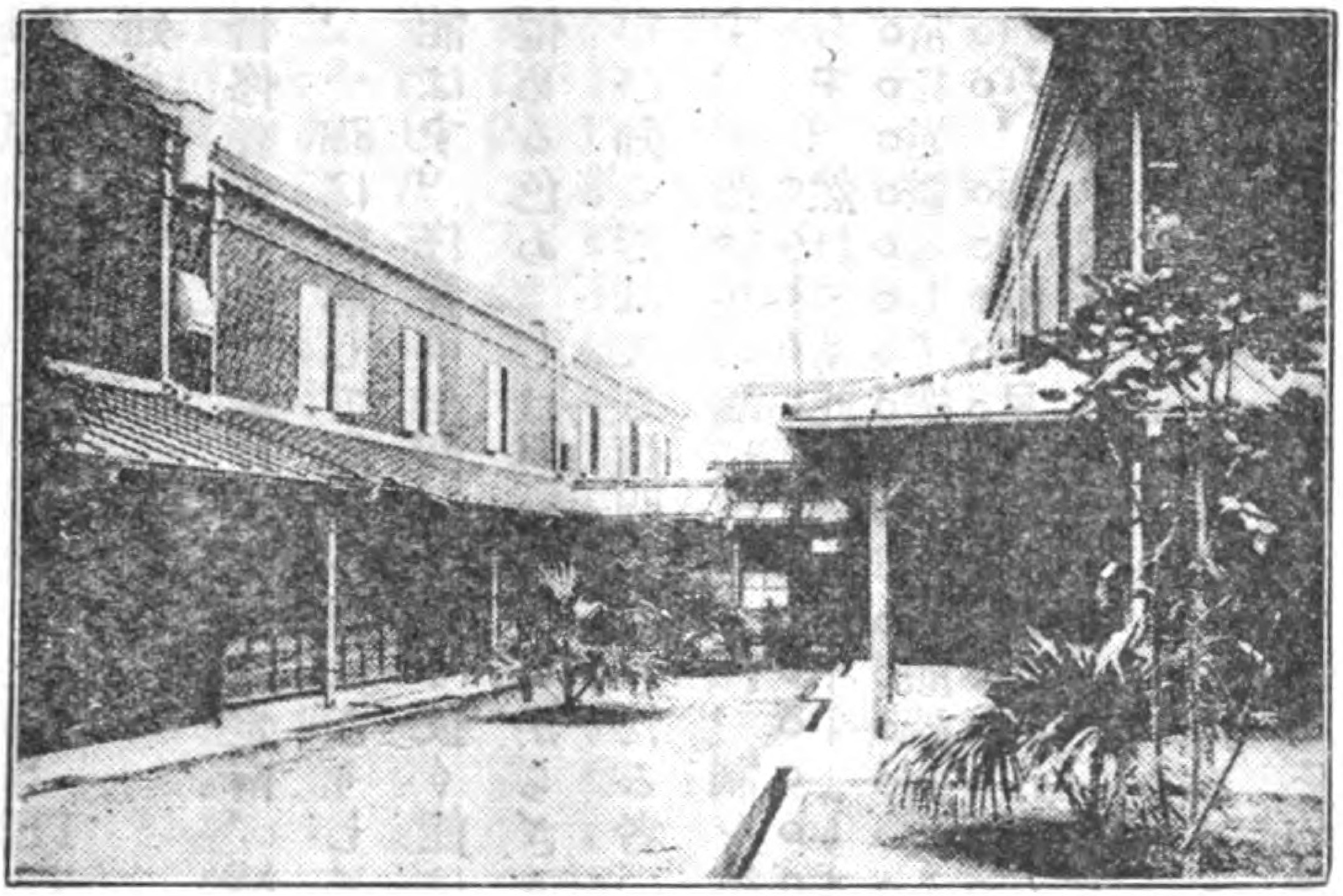
臺北の公設質舖（同前）

年餘、未だ曾て微笑を洩したること無き彼は、此日に限つて始めて愉色を面に顯はし、場中慶て彼の歡笑するを見たり。其妻張氏は抑も何者ぞ。是れ又た說明を要するなるべし。

先是。明朝の大學士陳士壯なる者あり。集全又た秋濤と號す。廣東省東莞縣の人。萬曆己未の探花及第にして盛名學壇に震へり。東明城に據つて明朝の舊典型を維持し、義を守つて清朝の命を奉せず。隱然たる一敵國を爲せり。曾て給事中陳邦彥と相謀かり、兵船千隻を以つて廣東を合擊す。清軍中指揮楊可觀、楊景燁の兩人內應の約あり。謀漏れて執らへられ、邦彥戰死す。是に於て陳士壯東明に退く。李成棟直に之れを討つて其城を拔き、陳士壯を捕らへて刑に處し、其家を籍沒す。一妾あり。美にして艶なり。成棟收めて之を妻と爲す。張氏是也。同棲年餘未だ歡顏を見す。今演劇を見るに及んで初めて笑ろふ。必らず故無かる可からず。成棟之れを詰る。張氏曰く、臺上の英雄を見るに是れ眞に士大夫の威儀なり。偶々目に觸れて相感するのみ。と。嗚呼張氏は其の心中に於て絕對に辮髮を排斥する者也。李成棟初めて之れを知れり。

此日演する所の戲曲は三國志乎、水滸傳乎、抑も亦た漢楚軍談の類乎。孰れにせよ、登場の英雄は皆な中國の衣冠なり。成棟卽ち急に冠服を取らしめ、試みに自から之れを著して威儀を調ふ。張氏鏡を取來つて之れを照らす。成棟躍り起つて曰く、眞に威儀見る可き也。是に於て叛心忽ち萌す。婦女の勢力も亦た畏るべきに非らずや。

李成棟事に託して兵を聚め、總督佟養甲を擁して敎場に出て、衆と倶に辮を剪つて清朝反對の旗幟を鮮明ならしめ、鼓噪して總督に迫り、遂に佟養甲をして剪辮反清の已む無きに至らしめ、直に檄を四方に飛して同志を糾合す。粵西巡撫耿獻忠、江西提督金聲桓、同副將王得仁皆な辮を剪つて之に應じ、相倶に永曆帝を拜して中原の回復を誓ふ。幾くならずして永曆帝の駕を肇慶府に還さしめ、是に儼然たる朝儀を振興し、李

成棟を惠國公に、佟養甲を襄平伯に、金聲桓を豫國公に、王得仁を建成侯に封し。耿獻忠を兩廣總督に任じ以つて各々報效を期せしむ。此時永曆帝成棟の背を撫して曰く、朕か今日の中興は全く卿の力に頼る、決して分茅列土の封に吝ならざるべし。成棟叩首して曰く、軍旅の事陛下の深憂を煩はすこと無し、臣自から當に力を竭して進取すべし。但た籌を帷幄に運し、糧餉に策應するに至ては苟も其人を乏ふすべからず、必らず元老を用ひて可なり。卽ち瞿式耜を召す。應せず成棟の子李元胤を以て錦衣衛指揮使と爲し禁旅を提督せしめ、更に使を海上に派し、厦門を根據として臺灣海峽の制海權を掌握せる鄭成功と諜合し、以て其の連絡を確實ならしめたり。是に至つて將に清朝の有たらんとせる東南の半壁も亦た一旦にして全く舊朝の天下と爲りたる也。是れ卽ち李成棟が其妻張氏の歡心を買はんが爲めなり。婦女の人心を動かす、復た偉大なりと謂はざる可からず。

嗚呼、張氏が絕對に辮髪を排斥せる結果は、終に天下の局面に斯の如き變化を與へたり。當時明朝遺臣の輩よりして之れを見れば、復た以て張氏を德とする所無かる可からず。果して然らば張氏も亦た明朝に忠なる者と謂ふべき乎。抑も亦た陳子壯に貞なる者と謂ふべき乎。否々決して然らず、彼は惟た一箇の妖婦たるのみ。請ふ看よ。陳子壯と同鄉の英雄にして張家玉と謂へる義士あり。崇禎癸未の進士にして嘗に福州朝廷の帷幄に參せり。隆武の殂落するや、退ひて鄉里に還へり、陳子壯と相前後して東莞の縣城を破り以て兵を起す。李成棟又た曾て之を擊破す。當時張家玉の祖母及び母は水に赴きて難に殉し、妻の彭氏は刀を揮ふて大に罵り亂軍に投じて以て其節を全ふせり。貞烈實に斯の如き者近く眼前に在るに拘はらず、女子一人に從ふの義を破り、陳子壯の妾を以てして更に敵人李成棟の妻と爲る。其の情を成棟に許すに容易ならざりしは。聊か以て恕する所無きに非らすと雖も、成棟が其の辮を剪つて清朝に反し。更に永曆の封を享けて惠國公を

拜するに及んでは、全く陳士壯に對する彼の節操は認められざる也。要するに彼女は舊朝の冠服を看慣れたる眼裏の印象に比較して、滿州風俗の辮髪を以て滑稽と爲し、徒に舊威儀に憧憬するの心切なるのみ。其心の切なる者、畢竟自己の好める容儀を求めて、其の痴情を滿足せしめんと欲するに過ぎざる也。其の結果は偶々以て先夫陳士壯の所期に暗合し、明朝の復興運動に一時の活氣を與へたりと雖も忠に非らず、貞に非らず、惟た夫れ痴情の齎し來れる一幻影のみ。妖姉に非らずして何ぞ。李成棟も亦た一箇の武夫にして婦女の歡心を買はんが爲めに此の狂態を演せり。瞿式耜の召に應じて再び肇慶に赴かざりしは寧ろ慧眼なり。永曆朝の薄弱なるも亦た怪しむに足らずと謂ふ可し。余が本章に於て之れを詳述したる所以の者は唯其薙髪令の影響を説明せんとするのみ。當年の中國婦人が辮髪を排斥すること實に斯の如き者あり。讀者若し斯の事實を審にし、而して後に獨り此の張氏のみならず、當時滿天下の婦女、內實皆な斯の如き者ありしを知らは則ち可なり。他は深く余の論ずる所に非らざる也。

太平洋會議後援同志會

（申報及新聞報）

周樹模・張謇・陸徵祥・梁啓超・薩鎮氷・蹇良等二十五人を理事とし羅文幹・張一鵬等六十人を幹事とし近日政界に活動せる一部人士と在野各派新舊國會議員及び歐米留學生各省各會中の優秀分子を包括し居れる會にして頃日に於て北京に成立せり

一、會の目的は今回の華盛頓大會議に於て支那の取るべき態度及び方策と此關係に因り發生せ各種の問題を研究するを主とし兼れて全國の意見を徵集し平允なる方針を協定し對外一致の精神を以て今回會議の後援と爲らんことを期するに在り。

二、會員の資格は凡そ政治及び外交に關する學識經歷あり及び本會の宗旨を贊成する者としあり猶該會は八月二十九日黎元洪氏に理事長たらんことを請へるも黎氏は謝絕せりといふ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

大阪市の公設市場

商工課調査

（一）緒　言
（二）大阪市公設市場の沿革（三）設備（イ）各公設市場建物調（ロ）各公設市場建築費竝借地料調（四）經費（五）組織（イ）賣場の使用料（ロ）賣場の使用者（ハ）販賣品竝其の供給方法（ニ）取引方法（ホ）監督方法（ヘ）賣行の概況（六）公設市場に關する諸規則（イ）公設市場使用條例（ロ）公設市場使用條例施行細則（ハ）公設市場出店者心得

一　緒　言

現時の如く物價騰貴し一般國民の生活難を訴ふる時代は勿論、平時と雖も生活資料の廉價にして良好なる物品を供給せらるべき方法あらば公私共に之を採用するに努むべきは社會公共の爲め必要なることと言を須たず

公設市場の推奬せらるゝ理由卽ち此の機能を有するか故にして若し一般民衆にして巧に之を利用せば益する所甚だ大なるべし蓋し内地の都市又は本島内に於ける貨物交易の狀況を見るに生產者と消費者との間に幾多の仲介機關介在して所謂中間利益を壟斷し居るが故に消費者は常に不當なる金錢を支拂ひつゝあり、例へば魚類の取引に付き之を見るに漁業者より一二の仲介者を經て魚市場の問屋の手に移り問屋より仲買人、仲買人より肴屋の手に移り肴屋は賣子を使役し而して後漸く各自の臺所に達するを普通とす素より貨物の種類により又は地方の異なるに從ひて多少の相違ありと雖、概して斯くの如き仲次の

幾階段を經て始めて消費者の需要を充たすものと見て差支なし而して斯くの如き仲次の多きは社會生活の態樣と民俗の習癖との結果にして幾分の特長無きにあらされども現今の如き經濟範圍擴大し交通機關の發達せる時勢に於ては之に一大變革を與へされば其の利益は弊害を償ふに足らざるものと信ず多數の仲介者は物價の高低に應じて正しく自己の取引價格を高低するものにあらず物價騰貴する時は仲介者の手を經る每に騰貴率は增大せられ物價低落する時は仲介者の手を經る每に低下率は縮少せられ消費者は常に無用の消費を强ひらるゝ立場に在り公設市場は此等多數の不要仲介者を除却し常に生產者の擁護と消費者の利益を念とし諸般の施設を講ずるものなるを以て其の結果の如何は敢て說明する迄もなし

卽ち此の施設は秩序あり規矩あり開豁にして不潔ならず上下を問はず嬉々として此處に出入して貨物を選擇するを得せしめ間接には各家庭の主婦をして直接經濟市場に觸るゝの機會を作り懸賣を減少せしめ御用聞を廢する等家政及社會制度の發達に資する事誠に尠からざるものなりとす

歐洲大戰以來物價奔騰して止る所を知らず中流以下の生活は日に困難を加ふる爲め內地に於ては物價調節救貧の制度等盛に唱導せられ東京大阪等の大都市には公設市場を開き安價なる物資を供給し之が救濟に努めたり今大阪に於ける公設市場の概要を記述せんとす

二　大阪市公設市場の沿革

大阪は內地に於ける經濟上の中心地なるを以て市場の如きも亦最も盛にして食糧品市場の如きも皆な相當の歷史を有し個人又は組合會社等に依り經營せらる今此等の代表として見るべき天滿青物市場の如きは遠く天正年間、石山本願寺門前に蔬菜市を立てたるに濫觴し慶安年間、其地の御用地として沒收せられし後、現今の位置に移轉せしものなりと云ふ市內には斯くの如き既設市場あり而して又相當實績を擧ぐるもの多し

偶々歐洲戰亂以來、魚菜其他日用品の價格の暴騰著しきものありしを以て大阪市は市內既設の私設市場に就き其の沿革、種類、分布狀態、賣買取引の現狀等を調査し或は歐米都市の公設市場を硏究し著々公設市場設置の準備を進めつゝありしに之を要求する市民の聲は漸く急を加へ果然大正七年二月二十六

日の市會に於ける建議案として生産者直接販賣の途を開き以て中間の無用の費を省き廉價に日用品を消費者に供給することを目的とする公設市場設置案の提出を見るに至れり爾來府農會との交渉に依り或は特別委員の調査に依り相當の曲折を經たる後遂に三月三十日開會の市會は追加豫算二萬四百六十一圓を可決し特別委員案に係る計畫方針を承認せり其の概要左の如し

一、公設市場は當分の内市内四區に各一箇所宛を設置し之を日用品供給場と稱すること

二、假りに設置期間を六箇月と定め該期間中に設備取締方法等を實際に就き研究したる上、之を永久的施設と爲すべきか又は六箇月を一期として一先閉鎖すべきかを決定すること

三、野菜類は總て農家直接の供給とし之が勸誘斡旋に付ては府農會の力を俟つこと但し已むを得ざる種類のものに限り問屋の手を經て供給せしむること

四、賣場の使用料は之を徴收せざること

五、木造バラック建六十坪四箇所を設備し各市場に事務員一名、使丁一名、雜役夫二名を置き別に主任事務員及使丁一名を設け之を總括せしむること

是に於て市は供給場の建築を急ぎ四月十二日其の竣成を見愈々四月十五日より左記四箇所の開場を見るに至れり

市場名（當時供給場と云ふ）	場所	備考
福島公設市場	北區上福島三丁目	北區堂島濱通二丁目に設置せしか大正八年十二月三日福島に移轉
谷町公設市場	東區谷町三丁目	
天王寺公設市場	南區天王寺六萬體町	大正八年九月五日改築竣工
境川公設市場	西區九條南通一丁目	大正八年九月五日改築成りたる所十一月三日類燒の厄に遭ひ同十二月十七日再築竣工

一度其の開場を見るや市民の期待に合致せると商品の廉價と新鮮とは能く需要者を滿足せしむるを得、一方新聞紙の如きは極力聲援に努めたりし結果、日を逐ふて盛況を呈するに至れり然るに市内私設市場又は小賣業者は各種の妨害運動を試みたるも其の效無く賣上高の如きは左表（單位圓）の如く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年月＼市場名	谷町公設市場	境川公設市場	天王寺公設市場	福島公設市場	計
七年四月	円 一七、八六七	円 一八、九四三	円 一六、六六七	円 一五、四六一	円 六八、九四一
七年五月	二七、〇九一	三三、〇八六	二九、〇三七	二六、八〇〇	一一五、〇〇八
七年六月	一八、七二八	二七、九六八	二三、七三三	一五、六七六	八五、〇九五
七年七月	二四、六五八	三四、一三三	三〇、九七三	二四、三六九	一一四、〇一九
七年八月	九〇、五六三	一〇三、七八一	九四、二九七	八七、八〇三	三七六、四四四
七年九月	七四、九九七	一一一、七四九	九三、六三六	九六、三〇四	三七六、三七七
七年十月	七一、六八七	七九、六六四	七四、四三〇	七三、三〇五	三〇一、〇九八
七年十一月	六六、四二八	七四、八八七	八七、〇〇三	五三、三八一	二八〇、七八〇
七年十二月	一二六、一二五	一〇四、三〇四	一三六、四三四	八六、八四五	四五六、六八九

五月の十一萬五千圓は八月に於て一躍三十七萬六千圓に上るに至れり而して其の價格は市中に於ける小賣價格に比し多きは五割少きは二割の低廉なるを以て一般市價に影響を及ぼし市内小賣價格も漸次低落の傾向を示し其の成績見るべきものあり

因て市は豫定期間滿了後も之が經營を繼續し各種の改良を企て同時に供給場數も漸次増加することゝせり其の後設置せられたるもの、名稱位置左の如し

市場名	場所	設立年月日
本庄公設市場	北區本庄中ノ町	大正八年九月五日
空堀公設市場	東區空堀二丁目	大正八年九月五日
築港公設市場	西區二條通一丁目	大正八年九月五日
西野田公設市場	北區西野田六野町二丁目	大正八年九月五日
木津公設市場	南區木津敷津町	大正八年十二月九日
北島公設市場	南區木津北島町二丁目	大正九年二月一日

三　公設市場の設備

各公設市場は總建坪、大は約二百十五坪、小は約九十坪の地を劃し官市有地或は民有地を無償にて使用の契約を以て借入れたり各市場に木造バラック建(床漆喰打)を建設し一劃平均四坪(中に一坪半位のものあり)の區劃を設け之を日用品賣場、青物賣場とし外に事務所・物置其他を設け且つ水道栓三箇所乃至五箇所を設置し混雜を避くる爲に四方に人除柵を設けたり尚晴天の日はバラック外に於ても蔬菜類を販賣することゝ爲したりと雖も既に敷地の狹隘を感するのみならず開始當時、其の使用は特に其の人を定めず位置の如きも早い者勝の體にて多少の混雜を免れず設備に於ても又遺憾の點ありしを以て漸次整頓すると共に之が改善に努め又た市場をして永久的施設たらしむべく二三のものは既に其の建築を改めたるものあり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各公設市場の建坪及建築費竝に借地料等左の如し

各公設市場建坪調

市場名	總建坪	内譯 日用品賣場	内譯 青物賣場	内譯 事務所倉庫及其他	摘要
福島公設市場	坪 八九·〇〇	坪 五三·五〇	坪 三〇·〇〇	坪 五·五〇	民有地無償
本庄公設市場	二一六·五〇	一五四·〇〇	四〇·〇〇	二三·五〇	官有地
谷町公設市場	一五三·〇〇	一一七·〇〇	二八·〇〇	八·〇〇	道路敷地
空堀公設市場	一九九·〇〇	一四八·〇〇	三五·〇〇	一六·四〇	民有地有償
天王寺公設市場	二一四·四五	一五三·〇〇	四〇·〇〇	三一·四五	官有地
境川公設市場	一七〇·二〇	一一三·〇〇	三五·〇〇	三一·二〇	民有地有償
築港公設市場	一七〇·五二	一二三·〇〇	三三·〇〇	一四·五二	市有地
西野田公設市場	二〇〇·五〇	一四三·〇〇	四〇·〇〇	一七·五〇	民有地有償
木津公設市場	一七一·七六	一一八·二六	四〇·〇〇	一三·五〇	同
北島公設市場	一〇八·五九	七七·二五	二五·〇九	六·二五	民有地無償
計	一、六九三·九二	一、二九九·〇一	三四六·〇九	一四八·八三	

公設市場建築費竝借地料調

市場名	建築費	借地料 坪數	借地料 單價	借地料 年額
天王寺	円 二〇、七一七	坪 五五六	—	—
築港	一七、六七〇	五〇一	一坪一箇月 〇·〇五〇	円 三〇〇·九六〇
西野田	一九、九三七	四一九	〇·一五〇	七五四·二〇〇
本庄	二一、九七三	九四九	—	—
空堀	三〇、五八〇	四八八	〇·一七〇	九九五·五二〇
境川	一六、九七三	二八八	〇·二五〇	八六四·〇〇〇
木津	三三、四〇八	四五〇	〇·二〇〇	一、〇八〇·〇〇〇
北島	一六、〇〇〇	二五五	〇	〇
谷町	三〇、〇〇〇	二三〇	—	—
福島	三〇、〇〇〇	一六〇	—	—
計	一五八、三五七	三、九〇六	—	二、九九四·六七〇

境川の再築費は一四、六二〇圓

四　公設市場の經費

七年度に於ける經費は前記の如くなるを以て之を省き歳入は七年度に於て賣場の使用料を徴せざりしも大正八年度以降は既に市當局は永久的施設として之を繼續せるを以て事務員給料修繕費雜費等を支辨すべき最小限度に於て使用料を徴收せり

大正八年及九年度の大阪市歳出豫算概要左の如し

▼大正八年度大阪市歳出豫算

日用品供給場費　三〇、五七二圓

内譯

一、給料　一五、三八五圓

書記　一・八一五圓（月五五圓二人月五五圓一人九箇月分）

書記補　三・〇一〇圓（月三五圓四人月三五圓二人（十箇月分）月三五圓二人（九箇月分））

雇　二・七七五圓（日八五錢五人日八五錢二人（三〇五日分）日八五錢三人（二七五分））

使丁　一・二四四圓（日六〇錢四人日六〇錢二人（三〇五日分））

雜役夫　六・五四一圓（日八五錢九人日八五錢五人（三〇五日分）日八五錢四人（二七五日分）特別增步一・五〇九圓二四錢常備給の三割）

二、雜給　一・六五六圓

旅費　一六五圓（月平均一三圓七五錢）

賞與　一・四九一圓（雇以上九五〇圓使丁一〇三圓六六錢雜役夫二〇九圓六二錢特別賞與二二八圓）

三、需要費　六・六〇一圓

備品費　一三四五圓

消耗品費　二・二六八圓

通信費　六六三圓（電話申込料六〇圓普通電話使用料四七三圓郵便電信料一三〇圓）

點燈費　二〇七圓

運送費　四五〇圓

被服費　二九二圓

賄費　一・三七六圓

四、借地費　三・六〇〇圓

借地費　三・六〇〇圓

五、維持費　二・九〇〇圓

修繕費　二・九〇〇圓

六、雜費　四三〇圓

雜費　四三〇圓

吏員配置は

市場係（庶務　書記及雇四人）（調査　書記又は書記補三人）

市場（書記補又は雇一人に充て外に二箇市場毎に兼務一人を配置す常備雜役夫二人）

▲大正九年度豫算

歳入豫算總額　二六・〇〇〇圓

歳出豫算總額　五二・八六〇圓

給料　三〇・二六七圓

雜給　三・六〇八圓

需用費（什器其他）七・三〇一圓

設備費　一一・〇八四圓（修繕費及土地借入費を含む）

雜費　六〇〇圓

豫算額歳入の重なるものは使用料よりの收入二六・〇〇〇圓にして不足額は市よりの補助に依り之を償ふものなるも九年四月分使用料の實收額三・一一〇圓にして九年度内實收入見込額約四萬圓なるを以て最も小額なる補助を以て足ると云ふ

五　公設市場の組織

（イ）**賣場の使用料**　賣場の使用料は市場開始當時は

之を徵收せざりしも從來の成績を以てすれば假りに賣上高の百分の一を徵しても維持費の支辨には十分なるのみならず市當局に於ても將來永久的施設として之が經營を繼續する場合に於ては維持費の支辨を必要とし尙ほ販賣人にありても賣上高に對する百分の一の使用料は敢て苦痛とする所にあらず殊に賣場使用人は相當の利益あるにも不拘無料にて使用するは心苦しきを以て相當徵收方の申出すらありし由、依て大正七年十月十五日第一期間滿了と同時に一定の（別記公設市場使用條例及同施行細則の通り）使用期間を定め賣上高一圓に對し一錢の標準に依り使用料を徵收することゝせり

(ロ)賣場使用者　市場は良好なる日用品の廉價供給を目的とするを以て成るべく中間手數を省く爲めに生產者をして直接販賣の衝に當らしむるも直接販賣は事實上近接農村よりする蔬菜其他の農產物其他味噌醬油等の僅少なる例外を除き他の日用品等は不可能又は不便なるを以て市は府農會に參千圓を交附して郡農會町村農會と連絡して農產物供給の勸誘、數種類の按配委託販賣の引受等一切斡旋を引受けしめ味噌の供給は市內噌味製造業者二十名の團體たる一致會組合に之を爲さしめ其他乾物・鹽干魚・生魚等は總て同業組合又は問屋市場と連絡し其の推薦に係る代表たる大問屋をして供給せしめたり

賣場を使用せんとする者は公設市場使用條例施行細則に依り豫め住所氏名職業商品の種類を記載せる願書を提出し市長の承認を受くるものとす市長は之を承認したるときは別記承認書を交附す尙其他販賣者に對しては別記公設市場出店者心得に依り出店の許可を受け日々入場證を交附し閉場の際は之を係員に返戾するものとす

今大正九年一月九日現在公設市場販賣人一覽を擧ぐれば左の如し

公設市場販賣人一覽（大正九年一月九日現在）

所別＼品名	青物	乾物	鹽干魚	味噌	漬物
天王寺	一八	問屋一 仲買一	問屋四 製造一	製造一	問屋二
空堀	一八	問屋二	同上二 同上一	同上一	同上三
谷町	一七	二	三 一	一	二
本庄	一七	二	三 一	一	三
西野田	一五	二	五 一	一	三
福島	一三	二	三 一	一	一
境川	一八	二	三 一	一	三
築港	一〇	一	三 一	一	一
木津	一三	一	三 一	一	一
計	一三六	問屋一六 仲買一	二四 九	九	一六

煮豆佃煮	製造一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
蒲鉾	同一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
油揚	同一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
醤油	同一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
砂糖	問屋一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
パン	製造一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
饂飩	同一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
雜穀	問屋一	同上一	一	仲買一	問屋一	仲買一	問屋一	仲買一	一	問屋 仲買 一六
果物	同一	同上一 仲買一	問屋一	仲買一 問屋一	仲買一	一	一	一	一	問屋 仲買 一七
茶	同一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
鮮魚	組合一	同上一	一	一	一	一	一	二	一	一〇
川魚	漁撈一	同上一 組合一	漁撈一	一	二	一	問屋一 漁撈一	漁撈一	問屋一	組合 問屋 漁撈 九二一
牛肉	問屋一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
鶏肉	同一	同上一	一	一	一		一	一	一	八
鶏卵	同一	同上一	養鶏一	問屋一	一	一	一	一	一	問屋 養鶏 一八
荒物	同一	同上一	一	一	一	一	一	一	｜	九
莫大小	製造一	問屋一	｜	一	製造一 問屋一	問屋一	一	一	一	問屋 製造 一七
薪炭	同一	同上一	一	一	一	一		一		六
白米	精米業一	同上一	一	一	一	一	一	一	一	九
精麥	問屋					一				二
其他	問屋一 製造一	同上一 同上一	一 二	一 一	｜	｜	二 一	一 一	二 一	一二 八
計	四八	五〇	四六	四八	四四	三五	四九	四〇	四二	四〇三

(備考)(一)青物販賣人には生產者仲買人問屋の別あり(二)麥は雜穀販賣人の兼業なるを以て員數に加へず(三)其他には蒟蒻瀬戸物吳服下駄酒粕も含む(四)鹽干魚の內製造業者あるは昆布販賣人(細工昆布)なり

(ハ)販賣品並其の供給方法　現在販賣品は左の如し

青物、乾物、鹽干魚、味噌、漬物、煮豆、佃煮、蒲鉾、油揚、醤油、砂糖、パン、饂飩、雜穀、果物、茶、鮮魚、川魚、牛肉、鶏肉、鶏卵、荒物、莫大小、薪炭、白米、精麥、其他雜品

供給方法としては蔬菜其他の農產物に付ては市內消費料の約三分の二は他府縣より移入する狀況に在り從て相場の昂騰を免れざるを以て近接農村の一般農民に對し直接供給を勸誘するの外、生產を奬勵し其の供給を豐かならしむるの必要上、府農會の活動に俟つこととし之に要する府農會の經費として參千圓を交附し(一)府下生產に蔬菜類の供給に就て農會の責任を以て供給不足を生せしめさること(二)府下生產の蔬菜類の委託販賣を農會に於て引受けること(三)場內の整理販賣人の取締等に關し市と協力して本事業の目的の貫徹に努むることの保證を得、農會の盡力に依り供給の圓滑を保てり而して大阪府農會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と天滿青物市場とは食糧農產物需給の圓滑と生產消費兩者の利益を增進するの目的を以て左の契約を締結し居れり

▼契約書

第一條　天滿青物市場ハ大阪府農會カ府下農產物ノ委託販賣ニ依リ中間利益壟斷者ヲ防遏セムトスルノ企圖ヲ贊シ左記物品ニ付テハ專ラ府農會ノ出荷ニ限リ之ヲ取扱フモノトス但シ府農會ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限リニアラス

甘藷馬鈴薯牛蒡漬物蠶豆豌豆茄子大根筍胡瓜里芋南瓜其他野菜類

第二條　府下農產物運搬用ノ自動車ハ天滿市場ニ於テ之ヲ調辨シ府農會ノ使用ニ供給スルモノトス但シ出荷人ヨリ徵スル運賃ハ之ヲ天滿市場ニ交附スルモノトス

第三條　府農會ノ委託者ハ總テ符牒及暗號ヲ用ヒスシテ雜市ヲ行ヒ市價ハ最モ廣ク且急速ニ需供兩者ニ知悉セシメ得ヘキ方法ニ依リ之ヲ公表スヘキモノトス

第四條　天滿市場ハ何人ニテモ糶市ニ參加スルコトヲ得ス

第五條　市場手數料ハ賣買取引價格ニ對シ野菜類ニ在リテハ百分ノ五果實類ニ在リテハ百分ノ十トシ內百分ノ一ハ府農會ニ納付スヘキモノトス

第六條　天滿市場ハ本契約履行ノ保證トシテ金參千圓ヲ府農會ニ供託スヘキモノトス

第七條　天滿市場カ本契約ニ違反シタルトキハ前條ノ保證金ハ府農會ノ所得トス

第八條　府農會ハ他ノ青物市場ト此種ノ契約ヲ締結セサルモノトス

第九條　本契約ニ疑義ヲ生シタルトキ又ハ事業執行ニ當リ必要ト認ムル事項ヲ生シタルトキハ天滿市場ハ府農會ノ決定又ハ指示ニ從フヘキモノトス

第十條　本契約ノ存續期間ハ府農會ニ於テ之ヲ定ム

右本契約履行ノ證トシテ契約書貳通ヲ作成シ各自其ノ壹通ヲ所持スルモノ也

大正九年三月十一日

大阪府農會副會長　深田與平次

天滿青物市場取締　淺井熊太郎

其他の販賣品鹽干魚等直接生產者をして供給せしめ難き物に付ては組合其他各重要物產同業組合に對し供給方を交涉し組合の推薦に係る信用確實なる卸問屋を販賣人とし供給の圓滑を計れり又蔬菜たると他の日用品たるとを問はず各地の產業組合其の他の團體等に直接小賣せしめ以て相互の利便を計らむとせり即ち三十三縣當局者及商業會議所宛に出荷勸誘方を照會し他地方特產品にして府農會に委託販賣を求め來るもの少からずと云ふ

(二)取引方法　開場時間は午前八時乃至七時より午後二時乃至六時迄とし定刻に至れば振鈴を以て之を合圖して取引を中止せしむ而してバラックの坪數少く販賣品全部を室內に收容すること能はざるを以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

尾外に曝すも差支なき種類の物品は露店とす販賣人に對しては別記公設市場出店者心得を遵守せしめ出店の許諾に付ては市に於て絶對權を保有す苟も供給上設置の趣旨に反する行爲ありたるときは直ちに退場を命ず販賣品には種類毎に一定の單位を定め價格札を附せしむ其の高價に失したるときは監督權を以て査定を加へ以て間接に價格を公定せしむ而して査定標準は蔬菜類に付ては農會役員、其他のものに付ては市吏員・卸問屋等協議の上、決定するも多くは市吏員が問屋の意見を參考とし之を定むるを普通とす然れども大體に於て天滿青物市場の卸賣價格に一割高を見積り及各市場迄の運賃附帶費を見積りて價格を定むるも市内小賣相場に比するときは平均二三割廉價なり天滿青物市場に於ては毎日午前五時より各地より搬入し來る蔬菜・果實・諸漬物及乾物（乾魚を除

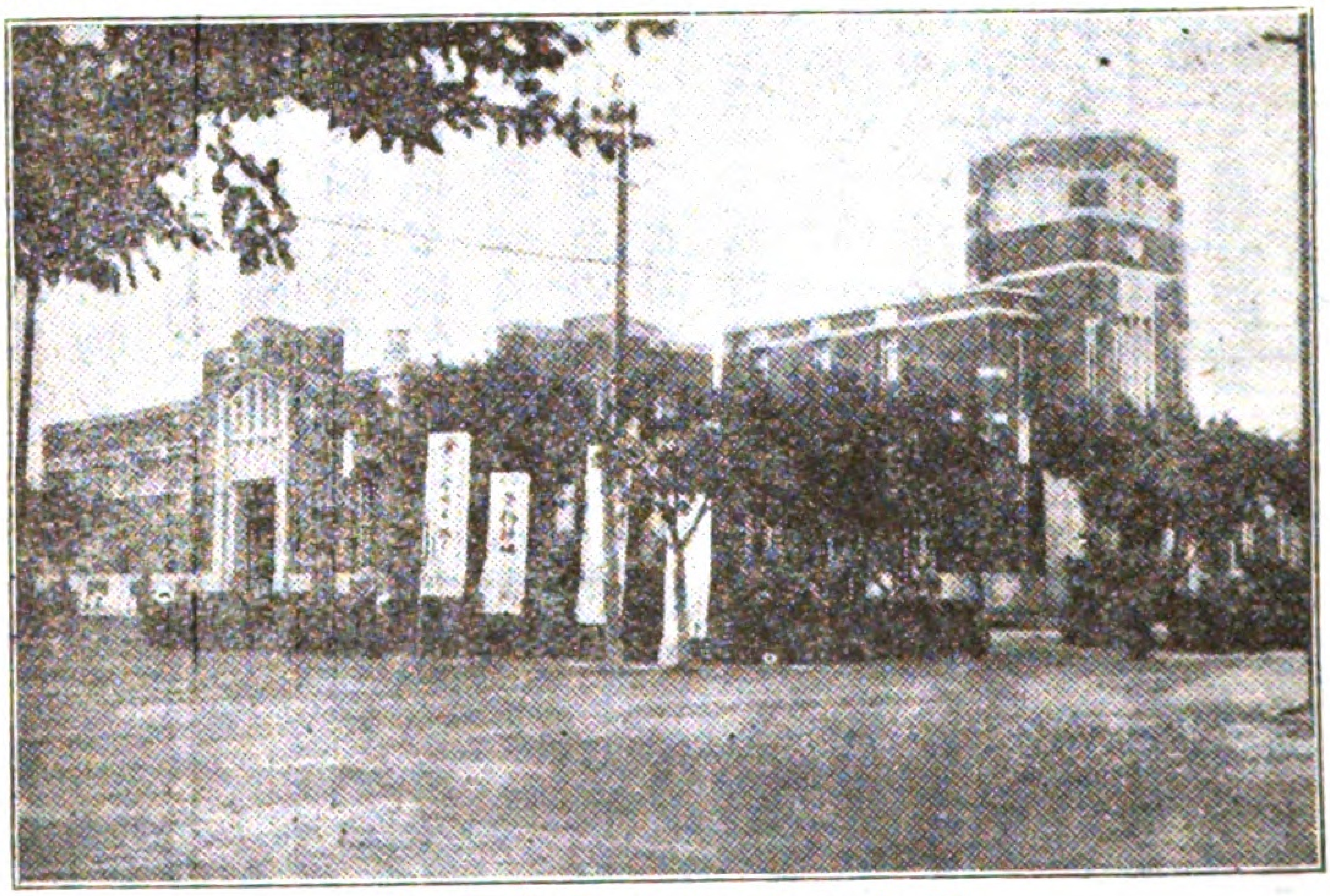

臺北大正街の市場（同前）

く）類を糶市又は値組を以て賣買をなすを以て市係員は毎日拂曉より當市場にて當日の卸賣價格を調査し其他を計算して價格を定め之を各市場に配付し市場にては之を事務員詰所の前、公衆に判り易き場所に貼り出すの例とす

尙ほ場内に於て一切懸賣を禁じ總て現金取引とす其他物品配達の制を定め販賣者は購買者の依賴に應じ米麥薪炭等は之を配達す只だ市に於ては此配達に付配達料の標準を定む

配達料は米一斗（千斤）五丁以内四錢、以上一斗毎に二錢增にして四斗俵一表にて十錢の見當炭四貫俵六錢とす

蔬菜類其他の農產物は大阪府農會斡旋の下に府下生產者若は其の代表者をして直接販賣せしむ

（ホ）監督方法

各市場には事務員一名乃至二名使丁一名雜役二三名を置き別に主任事務員に使丁一名を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

附して之を總括せしめ市場の監督の任に當らしむるの外、各警察署よりは警察官を派遣し場内の整理を爲さしむ殊に別記公設市場出店者心得に於て取締方法を厳達し萬一不當の價格を附し又は粗惡の品物を供給し又は分量其他の趣旨に反するものに對しては退場を命ずることゝせり而して事務員は時々購買者の購入品に付桝目貫目の正否を調査し又購買者自ら之が調査を爲さしむる爲め市場の一隅に衡を備付く

(ヘ)賣行の概況　市に於て日用品供給所謂ゆる公設市場の開始せらるゝや市民の期待に合致せるの擧なるを以て一般に歡迎せられ然も良品にして廉價と新鮮とは能く需要者を滿足せしめ日を逐ふて販賣高增加するに至れり大正八年中一箇年に於て青物の約百萬圓、鹽干魚の五十萬圓の盛況を致せり今試みに大正八年中賣上總數及商品の種類別を示せば左の如し

▼大正八年中賣上及商品別（單位圓）

青物	九七〇、六〇九円	雜穀	七七、一七三円
乾物	一七四、三一四	果物	八七、七七五
鹽干魚	五一四、四七七	茶	二三、七五五
味噌	五七、〇一〇	鮮魚	一八四、二九三
漬物	一〇一、四六七	牛肉	一五七、八六三
煮豆佃煮	五一、七八九	鷄肉	二六、一八一
蒲鉾	五六、三四二	鷄卵	八〇、八九五
油揚	六三、〇五三	荒物	五三、〇三九
醬油	六五、一六六	メリヤス	四五、八一三
砂糖	一八七、五三九	薪炭	四〇、六一六
パン	三九、四一三	川魚	五五、一九八
温飩	六二、四一六	麥	七〇、二七九
其他	一六四、一九一	家庭常用米	四九、七三〇
鮮米	二七五、六六二	糯米	三四、八七四
外米	八〇、一八三		
中搗米	三四、二一六	計	六、三六〇、九八九

六　公設市場ニ關スル諸規則

(イ)公設市場使用條例

第一條　公設市場ハ日常生活必需品ノ販賣ニ使用セシムルモノトス

第二條　公設市場ヲ使用セムトスルモノハ市長ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ受ケタル使用者ハ他人ヲシテ之ヲ使用セシムルニトヲ得ス

第三條　使用區域並使用開始期日ハ市長之ヲ指定ス

第四條　使用者ハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定メタル使用料ヲ前納スヘシ但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ輕減又ハ免除スルコトアルヘシ

一、屋内壹坪ニ付壹箇月金參圓以内又ハ一日金拾錢以内

一、屋外壹坪ニ付壹箇月金壹圓五拾錢以内又ハ一日金五錢以内

第五條　既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ市長ニ於テ相當ノ事由アリト認メタルトキハ其全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

第六條　使用者工作物ヲ設ケムトスルトキハ市長ノ承認ヲ受ケ返還ノ際之ヲ原狀ニ復スヘシ

使用者前項ノ義務ヲ怠リタルトキハ市長ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ヲ使用者ヨリ徴收ス

第七條　使用中建物又ハ附屬物ヲ毀損若ハ滅失シタルトキハ何人ノ所爲タルヲ問ハス使用者ハ市長ノ定ムル損害額ヲ賠償スヘシ

第八條　市長ハ使用者ニ對シ貳百圓以内ノ保證金ノ納付ヲ命スルコトアルヘシ

第九條　使用者ハ市長ノ承認ヲ得スシテ妄ニ休業スルコトヲ得ス

第十條　左記ノ場合ニ於テハ使用ヲ停止シ又ハ使用ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ之ニ因リ損害ヲ生スルコトアルモ市ハ其ノ責ニ任セス

一、使用者本條例ニ違反シタルトキ
二、指定期日内ニ開業セサルトキ
三、營業上ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキ
四、前各號ノ外市長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

附　則

本條例施行ニ必要ナル細則及施行期日ハ市長之ヲ定ム

(ロ)公設市場使用條例施行細則

第一條　公設市場ノ使用ヲ分チテ左ノ二種トス

一、屋内使用　　二、屋外使用

第二條　屋内ヲ使用セムトスルモノハ住所氏名職業竝ニ販賣物ノ種類ヲ記載セル願書ヲ提出スヘシ

第三條　屋外ヲ使用セムトスルモノハ前條所定ノ記載事項ノ外區域坪數竝使用目的ヲ記入シ且ツ假設物ヲ設クル場合ニハ其ノ設計書ヲ添ヘ願出ヘシ

第四條　屋内使用承認ノモノニ對シテハ別表第一號樣式屋外使用承認ノモノニ對シテハ第二號樣式ノ承認書ヲ交附ス

第五條　蔬菜類以外ノ物資販賣ノ爲使用スルモノハ屋ノ内外ヲ問ハス使用面積壹坪ニ付金拾圓ノ割ヲ以テ保證金ヲ納付スヘシ

使用者使用條例第六條ノ費用又ハ第七條ノ賠償金ヲ完納セサルトキハ之ヲ保證金中ヨリ控除スルモノトス

第六條　市場ノ等級ヲ定ムルコト左ノ如シ

壹等　境川公設市場　天王寺公設市場
　　　空堀公設市場　本庄公設市場
貳等　木津公設市場　西野田公設市場
參等　築港公設市場　北島公設市場
　　　福島公設市場　谷町公設市場

第七條　使用條例第四條ノ使用料ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　屋内

使用／等級	蔬菜類の販賣に使用するもの	其他日用品の販賣に使用するもの
壹等	一坪一箇月 金二圓　一日 金七錢	一坪一箇月金三圓五十錢
貳等	同 同 金一圓五十錢　同 金五錢	同 金二圓
參等	同 同 金一圓二十錢　同 金四錢	同 金一圓五十錢

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二、屋外

使用/等級	店舗に使用するもの		物置に使用するもの	
壹等	一坪一箇月	金一圓	一坪一箇月	金八十錢
貳等	同　同	金八十錢	同　同	金六十錢
參等	同　同	金六十錢	同　同	金四十錢

月額使用料ヲ徴收スルモノニシテ使用月ニ充タサル場合ノ日割計算ハ一箇月ヲ三十日トシテ算定スルモノトス

第八條　本則ニ於テ坪數計算上五合未滿ハ五合ニ五合以上ハ一坪ニ計算スルモノトス

第九條　市場開閉時刻ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

自三月　至十一月　午前七時ヨリ午後六時迄
自十二月　至翌年二月　午前八時ヨリ午後五時迄

第十條　市場ノ休日ヲ左ノ通定ム

一、一月一日ヨリ同月三日迄
一、紀元節、天長節

但シ市場整理ノ爲毎月一週又ハ二回臨時休場スルコトアルヘシ

附則

本則ハ公設市場使用條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ)公設市場出店者心得

一、供給場内販賣品ハ日用食糧品ニ限ルコト
二、供給場内販賣者ハ生産者及製造業者若クハ其ノ代理人トス但シ已ムヲ得サル種類ニ限リ除外例ヲ認ムルコトアルヘシ
三、蔬菜其他農産物ハ主トシテ大阪府農會斡旋ノ下ニ府下生産者若ハ代表者ヲシテ直接販賣セシムルモノトシ委託販賣希望者ニ對シテハ府下ト地方トヲ問ハス農會ニ於テ之ヲ引受クルモノトス但シ地方特産品ノ直接販賣ヲ妨ケス
四、開場時間ハ午前八時乃至七時ヨリ午後二時乃至六時迄トス但シ場合ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ
五、販賣希望者ハ豫メ住所氏名職業商品ノ種類ヲ届出テ係員ノ許可ヲ受クヘシ且閉場後其ノ當日ノ賣上金額ヲ種類毎ニ報告スルモノトス
六、出店ノ許可ヲ得テ販賣ニ從事スルモノニ對シテハ日々入場證ヲ交附スルモノトシ閉場ノ際ハ必ス係員ニ返戻スヘシ
七、係員指定以外ノ場所ニ出店スヘカラス
八、販賣品ハ一定ノ單位ヲ定メ價格札ヲ附スヘシ不當ナル價格ヲ附シタルモノハ係員ヨリ注意ヲ與ヘ之ヲ用ヒサルモノハ退場セシムルモノトス
九、販賣品ハ一切ノ懸賣ヲ爲スコトヲ得ス
十、腐敗其他衛生上有害ナルモノヲ販賣スルコトヲ得ス
十一、販賣者ハ其ノ使用セル場面ヲ常ニ清潔ナラシメ退場ノ際ハ必ス掃除ヲ爲スヲ要ス塵芥汚物ハ塵捨場以外ニ投棄スヘカラス
十二、繼續出店者ハ其ノ殘品ヲ物置場ニ藏置スルコトヲ許ス場合アルモ市ハ保管ノ責ニ任セサルモノトス
十三、出店者建物其他ノ設備ヲ毀損シタルトキハ之ヲ賠償セシム
十四、出店者ハ凡テ係員ノ指揮ニ從フヘシ其ノ命ニ從ハサルモノハ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之ヲ通報セシムルモノトス
第一號表（承認書樣式）
指令第　　號
承認書
住所　　氏名
一、名稱
一、目的
一、坪數
一、使用料
右承認ス
年　月　日
（裏面ニ公設市場使用條例ヲ記載ス）
大阪市長　池上四郎

以上

（泉屬復命書）

所謂米國檜及杉に就て

臺灣總督府事務官　永山止米郎

通稱米松或は「オレゴンパイン」(Oregon pine)として東洋方面に輸出せらるゝものは「ドグラスファー」(Douglas fir) を主とし、栂 (Hemlock) 是に次ぎ偶々唐檜類 (Spruce) 及松類 (Pine) 等を數ふることを得べし、米國杉 (Western Red cedar) は數年前より少し宛本邦に輸入せられしも米檜類（學名Chamaecyparis) に至つては全く兩三年來の輸入に係る。

一　米　檜

日本内地にては扁柏（學名Chamaecyparis Obtusa) に似たるものに花柏（學名Chamaecyparis pisifera）あり、此の外臺灣にては扁柏の外、紅檜（學名Chamaecyparis formosensis) あり、廣義に於ては共に檜類（學名Chamaecyparis）と稱することを得べし、南支那の一部に檜林ありとは既に明かなる事實なりと雖ども未だ商品として市場に顯はれたるものあるを聞かず、歐洲には檜なし、又南米球にも檜類あるを聞かず、結局檜類の散布せるは日本と米國とのみならん。

米檜に三種あり、内一種は大平洋岸に存し他は大西洋岸に産す。

(d) 學名 Chamaecyparis thyoides

太西洋岸に産する唯一の檜類にして就中「バージニア」及「ノースフロリダ」洲地方に最も多く俗にホワイトシダー Whiteedar と稱せらる、高さ六〇尺

一八〇尺、徑二尺—四尺、樹脂少きも枝下短く從て無節の良材を得ること容易ならず、水濕に堪ゆる力極めて強く且つ容易に割製し得るを以て造船材、屋根板、枕木、桶材、等として利用せらる、材質は花柏類よりも更に杉に酷似し、後に述ぶる米國杉(Western Red cedar)に似たる點あり、比重極めて輕く一立方尺の重量は約二十三ポンド内外、普通杉の代用としては格別、之を利用上より評するときは到底扁柏類似材として數ふるの値なきもの、如し。

(b)學名 Chamaecyparis lawsoniana ウエースターンレッド、シダー、ポートオルフオードシダー Western red cedar 又は Port Orford Cedar と稱せらる、ものにして本多博士により「ラウソンヒノキ」と命名せられたり、北米に於ける檜類中最大のものにして高さ一二五尺—一八〇尺、徑三、五—六、〇尺に及ぶ、時に徑八尺以上高さ二百尺に達するものあり、材は我扁柏に似て稍々赤色を帶びたる乳白色を呈し一種特有の芳香を有す一立方尺の重量は約二十八ポンド内外にして我扁柏よりは幾分輕く、從て其質輕軟なるが如し、木理通直し其の優良なるものは殆ど我が扁柏材に近き外觀を有するも又花柏に似て春秋材の別稍々鮮明なり、材は絹の如き光澤を有し一種優雅の觀あるも我扁柏の如くならず、寧ろ其の光澤は唐檜に似たる點あり、裝飾材としては最優良なるもの、一とす、思ふに本材の眞價は扁柏と花柏との中間にあらん、若し夫れ木曾扁柏を以て第一位のものと爲すならば臺灣產扁柏は第二「ラウソンヒノキ」は正に其第三位にあるものと評するを至當とすべし、其の水濕に耐ゆる力強きことや工作の容易なる等の諸點は殆ど我が扁柏と異ることなしオレゴン洲及ワシントン洲等其の產額最も多し

(c)學名 Chamaecyparis nootkatensis エロー、シダー エロー、サイプレス、アラスカ、シダー、Yellow cedar Yellow cypress Alatka cedar 或はシトカ、サイプレッス Sitka cypress とも稱せられ、ワシントン洲以北南部アラスカ地方に生育す、ワシントン洲內にては三千尺以上の高地に於てのみ生育し、平地林に於ては遂に見るべからず、高さ七五—八〇尺、徑二—三尺、時に高さ百尺以上、徑五尺に達するものあり、概して「アウソンヒノキ」よりは頗る小なり、材は比較的に重く、米杉(Western red cedar)よりは一立方尺に付一〇—一二封度重きを普通とす、

材は黄色を帯ぶ、エロー、シダー、Yellow Cedar の名ある所以なり、生木を切斷するときは直に黄色の樹液を滲出す、全然芳香を缺き恰も櫻の生枝を削りたるが如き香を有し、一見扁柏類のものと想像すること頗る難し、シャトル博物館内に陳列されたるものは頗る良材なりしも、斯くの如きは蓋し稀に見るものとも云ふべく、樹高の「ラウソンヒノキ」に比し約半分なることや直徑級の小なること等より想像するも容易に其概況を髣髴することを得べし、材輕軟にして工作を施し易く、且耐久力に富む、シャトル附近にては既に其の位置高きが故に未だ利用せられたるものあるを聞かず、バンクーバー邊にては幾分宛生産するも未だ特殊の地位を占むるに至らず、想ふに本材の將來は南部「アラスカ」に存するものと云ふべし、今是を我が扁柏に比すれば其の硬軟の度合、木目等は相似たるところ少なからざるも、扁柏の如き芳香を缺くのみならず、寧ろ反對の香氣を有し、扁柏材の乳白色なるに比し、黄色の度頗る濃かなり、其の著しく優良なるものは格別、普通扁柏材の代用たるを得べからず、唯其の特徴より考察すれば寧ろ羅漢柏或は羅漢松に近き用途を有するものと云ふを至當とすべき良材なり。

二　米　杉

學名 Thujaplicata Don, ウエースターン、レッド、シダー又はレット、シダー Western red cedar 又は Red Cedar 或は單にシダー Cedar と稱せらる、高さ一五〇—二〇〇尺、徑二—一〇尺、稀に十六尺に達するものあり、材は輕軟にして木理通直し、樹脂少く工作し易し、水濕に耐ゆる力強く、其用途は殆と杉と相似たり、一種の芳香を有し、淡き赤褐色を呈す、其色合は我が秋田杉に能く似たり、其の柾目取のものは頗る優良にして一見神代杉と異らず、所謂米杉と稱せらるゝもの卽是なり、唯々樅（學名 Thuja）の仲間丈に稍々花柏に似たる光澤あり、オレゴン以北の西海岸地方に産し就中ワシントン洲に於て其名最も著はる。

其他杉材に似たるものに學名 Chamaecyparisthyoides あり、廣義に於ては檜類なること既に前節に明かなり、又學名 Thuja occidentalalis あり、所謂米杉（Western red Cedar）に似たるところあるも比重輕く、其の色合等よりすれば寧ろ福洲杉に似たるところ多し、又インセンス、シダー Jncense cedar と稱せら

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る、學名 Libocedrus decurrens あり、所謂臺灣に於ける梢楠木（學名Libocedrus macrolepis）と同類なるも木目粗造にして色稍々白く其の材質寧ろ杉に相似たり、樹皮頗る厚く時に四寸以上に及ぶ、梢楠木にして南米智利產のものにチリー、サイプレッス Chile Cypress と稱せらる、學名 Libocedrus Chilensis あり、良材にして其材質臺灣產のものに酷似するも果して何程の產額ありや極めて不明なり、又本多博士によりて落羽杉と稱せらる、ボールド Bald サイプレッス Cypress（學名 Laxdium ditichm）も一見杉に似たるところあり、之を日本產のものに比すれば杉と花柏と落葉松の中間に位するもの、如し、其の他「サイプレッフス」の仲間に

モンタレー Monrtey サイプレッス Cypress（Cupressus Macrocarpa）ゴウヰイン Gowen サイプレッス Cyprss（Cypressus Goviniana）マクナップ Macna サイプレッス Cyprss（Cugreeus Macnabiana）等あり、何れも杉又は花柏に似たる點頗る多きも大材を爲せるもの頗る少く商品としては特に注目に値すべき程のものにあらず、又強て杉及花柏に似たるものを求むれば白檜（Iuniperus）の種類を擧ぐることを得べし、然れども何れも大材を爲せるもの少く此の點は前に述べたる「サイプレッス」と大同小異なり。

▲第一表

オレゴン洲「クーク」灣地方に於ける「ラウソンヒノキ」（Port Orfordcedar）の伐採高

材積 / 年度	伐採高	備考
一九一四	二五,〇〇〇	「オレゴン」洲「クース」灣地方は本材の最も有名なる產地にして殆ど唯一の生產地とも見做さるべき區域とす 一九一四年一九一五年の數量は概測とす 一千ボールトフイートを以て單位とす即我約十六石八斗の實積を有す
一九一五	三五,〇〇〇	
一九一六	三九,七〇九	
一九一七	三三,四七八	
一九一八	三五,七四九	

▲第二表

米杉（Western red cedar）の蓄積（一九一八年）

材積 / 洲別	立木材積	備考
ブリテッシュコロンビア	七七,〇一九	百萬「ボートフイト」を以て單位とす即我約一萬六千八百石の實積を有す

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲第三表

ワシントン	四八,〇〇〇
オレゴン	一五,〇〇〇
アイダホ	九,〇〇〇
モンタナ	一,五〇〇
カリフォルニア	五〇〇
合計	一五四,〇一九

米杉（Western red cedar）の伐採高

年度＼材積	伐採高 ワシントン洲	伐採高 オレゴン洲	伐採高 全米	備考
一九一四	二九四,二八四	四,〇〇〇	三八〇,〇五六	米國に於ける屋根板の約七八%は本材より製出するものとす一千板呎を以て單位とす卽我約十六石八斗の材積を有す
一九一五	二〇一,五六一	五,〇〇〇	二七一,〇九〇	
一九一六	一五五,五五二	六,九二五	二四〇,二七五	
一九一七	一五六,八二〇	一一,四八九	一九五,二九二	
一九一八	一〇二,五八四	一〇,〇九四	一四六,〇〇〇	

蘭領東印度の生産税

＝一九二二年五月十五日より實施の＝

官房調査課

此の一篇は三井物産會社スラバヤ支店の調査に係り南洋協會より臺灣總督府に報告せるものなり

（一）緒論（二）砂糖生産税（三）煙草生産税（四）茶生産税（五）珈琲生産税（六）結論

一　蘭領東印度生産税（Produce Tax.）

一昨年來の懸案なりし當領主要農産物たる砂糖、煙草、茶、珈琲に對する生産税は愈々實施せらるゝ運びに至れり、本税新設の目的は之によりて當領歳入の不足を補ふにあり。而して此の新税は累進率によるものにして生産費と所得との差額卽ち利益に對して課せらるべきものとす。而かも一般經濟界不況の秋に當り此等の課税は栽培業者に取りて大打撃なるのみならず延ては當領輸出貿易に影響する所尠からざるべし今之を略述すれば下の如し

（左記税率はスラバヤ商業會議所の報告に依る）

二　砂糖生産税

一九二〇年、一九二一年並に一九二二年 Crop に課税せらる。而して其の方法は各砂糖工場の平均生産費と所得との差額とに課せられ其の生産費は毎年蘭領東印度總督の決定する所とす。

生産税は擔當り利益蘭貨一盾につき一仙より初まり利益二十五仙を増加する毎に遞増す其の割合は、

1 擔當り利益一盾より二盾二十五仙迄は二十五仙を増す毎に税金一仙宛を遞増す。

2 二盾五十仙より三盾迄は二仙宛、

3 三盾二十五仙より四盾二十五仙迄は三仙宛、

4 四盾五十仙より五盾迄は四仙宛。

5 五盾二十五仙より六盾七十五仙迄は五仙宛。

6 七盾より八盾七十五仙までは六仙宛。

7 九盾より十二盾迄は七仙宛。

8 十二盾二十五仙より十三盾迄は八仙宛。

9 十三盾二十五仙より十五盾迄は七仙宛。

今前掲の擔當り利益並に之に對する生産税を表示すれば

利益（盾）	税金（仙）	利益（盾）	税金（仙）
1.—	1	7.25	86
1.25	2	7.50	92
1.50	3	7.75	98
1.75	4	8.—	104
2.—	5	8.25	110
2.25	6	8.50	116
2.50	8	8.75	122
2.75	10	9.—	129
3.—	12	9.25	136
3.25	15	9.50	143
3.50	18	9.75	150
3.75	21	10.—	157
4.—	24	10.25	164
4.25	27	10.50	171
4.50	31	10.75	178
4.75	35	11.—	185
5.—	39	11.25	192
5.25	44	11.50	199
5.50	49	11.75	206
5.75	54	12.—	213
6.—	59	12.25	220
6.25	64	12.50	228
6.50	69	12.75	236
6.75	74	13.—	244
7.—	80		

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

13.25	251	14.25	279
13.50	258	14.50	286
13.75	265	14.75	293
14.—	272	15.—	300

砂糖には右の生産税以外に左記の Temporary Sugar tax 並に三種の所得税を課せらる可きを以て糖價の高値なりし昨年度 Crop にありては工場經營者は其の利益の五割乃至七割を政府に納税する事となれり過重の課税と云ふべし。

1. Temporary Sugar tax. 擔につき五十仙
2. 所得税 (Income tax)
   a. Nett profit tax. Nett profit の6%
   b. Surplus profit tax.
      拂込資本に對し8%の配當をなし尚剩餘ある時は其の剩餘額に對して10%
   c. Extra profit tax.
      イ、拂込資本の10%以上の利益に對しては6%
      ロ、拂込資本の25%以上の利益に對しては8%
      ハ、拂込資本の100%以上の利益に對しては10%

三　煙草生産税

煙草生産税は一九一九年、一九二〇年、一九二一年、(Crop [illegible]より徴収せらるべきものにして各煙草園の平均生産費と所得との差額に課税せらる

而して生産費は左の三種に分ち税率を異にす

甲、半キロ當り生産費37½仙以上42½仙以下のもの(以下甲と略稱す)

乙、半キロ當り生産費57½仙以上62½仙以下のもの(以下乙と略稱す)

丙、半キロ當り生産費77½仙以上82½仙以下のもの(以下丙と略稱す)

今半キロ當り利益と以上甲乙丙各百キロに對する税率を表示すれば

半キロ當り利益(仙)		百キロに對する生産税(仙) 甲	乙	丙
4仙以上	6仙以下	12	—	—
6 〃	8 〃	24	18	—
8 〃	10 〃	40	29	24
10 〃	12 〃	60	43	35
12 〃	14 〃	96	60	48
14 〃	16 〃	140	79	63
16 〃	18 〃	192	107	80
18 〃	20 〃	252	144	98
20 〃	22 〃	318	187	120
22 〃	24 〃	391	335	154

半キロ當り利益(仙)		百キロニ對スル生産税(仙)		
24 〃	26 〃	470	288	192
26 〃	28 〃	554	347	234
28 〃	30 〃	643	410	280
30 〃	32 〃	739	478	330
32 〃	34 〃	834	550	384
34 〃	36 〃	935	625	442
36 〃	38 〃	1,039	704	504
38 〃	40 〃	1,147	788	568
40 〃	42 〃	1,256	857	637
42 〃	44 〃	1,368	965	709
44 〃	46 〃	1,481	1,057	782
46 〃	48 〃	1,507	1,152	859
48 〃	50 〃	1,713	1,250	939
50 〃	52 〃	1,829	1,351	1,022
52 〃	54 〃	1,915	1,454	1,107
54 〃	56 〃	2,061	1,559	1,196
56 〃	58 〃	2,177	1,666	1,289
58 〃	60 〃	2,289	1,774	1,378
60 〃	62 〃	2,400	1,884	1,472
62 〃	64 〃	—	1,996	1,568
64 〃	66 〃	—	2,108	1,667
66 〃	68 〃	—	2,321	1,766
68 〃	70 〃	—	2,337	1,870
70 〃	72 〃	—	2,453	1,984
72 〃	74 〃	—	2,569	2,07[illegible]
74 〃	76 〃	—	2,685	2,186
76 〃	78 〃	—	2,801	2,294
78 〃	80 〃	—	3,917	2,402
80 〃	82 〃	—	3,033	2,512
82 〃	84 〃	—	3,149	2,624
84 〃	86 〃	—	3,265	2,735
86 〃	88 〃	—	3,378	2,848
88 〃	90 〃	—	3,490	2,992
90 〃	92 〃	—	3,600	3,077
92 〃	94 〃	—	—	3,194
94 〃	96 〃	—	—	3,309
96 〃	98 〃	—	—	3,425
98 〃	100 〃	—	—	3,541
100 〃	102 〃	—	—	3,657
102 〃	104 〃	—	—	3,773
104 〃	109 〃	—	—	3,889
106 〃	108 〃	—	—	4,005
108 〃	110 〃	—	—	4,121
110 〃	112 〃	—	—	4,237
112 〃	114 〃	—	—	4,353
114 〃	116 〃	—	—	4,466
116 〃	118 〃	—	—	4,578
118 〃	120 〃	—	—	4,689
120 〃	122 〃	—	—	4,800

（註a）半キロの生産費$57\frac{1}{2}$仙以上$62\frac{1}{2}$仙以下の茶園即ち前記甲にありては半キロ當り利益六十仙以上なる時は二仙を超過する毎に百キロにつき八拾仙の生産税を課す。

（註b）半キロの生産費$67\frac{1}{2}$仙以上$72\frac{1}{2}$仙以下の茶園即ち前記乙にありては半キロ當り利益九十仙以上なる時は二仙を超過する毎に百キロにつき八十仙の生産税を課す。

（註c）半キロの生産費$77\frac{1}{2}$仙以上$82\frac{1}{2}$仙以下の茶園即ち前記丙にありては半キロ當り利益一盾二十仙以上なる時は二仙を超過する毎に百キロにつき八十仙の生産税を課す。

四　茶生産税

該税は一九二〇年、一九二一年、一九二二年の製茶に課税せられ生産費を左の四種に分ちて税率を異にす。而して生産費は各茶園毎に計算せらるべきものとす。生産費の區分左の如し。

一、半きろ當り平均生産費貳拾五仙以下のもの（以下甲と略稱す）

二、半キロ當り平均生産費二十五仙以上三十五仙以下のもの（以下乙と略稱す）

三、半キロ當り平均生産費三十五仙以上四十五仙以下のもの（以下丙と略稱す）

四、半キロ當り平均生産費四拾五仙以上のもの（以下丁と略稱す）

茶生産税は戰爭に基く他の税金との關係上一九二〇年度にありては一部或は全部の免除を爲す事あるべし。個人經營の茶栽培又は企業にして一九一六年一九一七年一九一八年度に於て毎年の平均配當$7\frac{1}{2}$%を超過せざるものにありては半キロ當り平均利益十仙と申請する事を得、政府は此の申請に基き生産税の計算をなすものとす。

今前記甲、乙、丙、丁の生産費と百キロに對する生産税の割合を示せば左の如し。

半キロ當り利益		百キロに對する生産税（仙）甲	乙	丙	丁
2仙以上	3仙以下	6	—	—	—
3 〃	4 〃	12	9	—	—
4 〃	5 〃	20	15	12	—
5 〃	6 〃	30	22	17	15
6 〃	8 〃	48	30	24	20
8 〃	10 〃	96	53	40	34
10 〃	12 〃	159	93	10	50
12 〃	14 〃	235	144	96	70
14 〃	16 〃	322	195	140	101
16 〃	18 〃	417	275	192	141
18 〃	20 〃	520	352	252	187
20 〃	22 〃	628	437	318	240

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

22	〃	24	〃	740	529	391	299
24	〃	26	〃	856	625	470	364
26	〃	28	〃	972	727	554	434
28	〃	30	〃	1,088	833	643	508
30	〃	32	〃	1,200	942	736	587
32	〃	34	〃	—	1,054	834	672
34	〃	36	〃	—	1,169	935	758
36	〃	38	〃	—	1,285	1,039	850
38	〃	40	〃	—	1,400	1,147	944
40	〃	42	〃	—	1,517	1,256	1,042
42	〃	44	〃	—	1,633	1,368	1,143
44	〃	46	〃	—	1,745	1,481	1,257
46	〃	48	〃	—	1,840	1,597	1,353
48	〃	50	〃	—	（B）	1,713	1,461
50	〃	52	〃	—	〃	1,829	1,570
52	〃	54	〃	—	〃	1,945	1,682
54	〃	56	〃	—	〃	2,061	1,794
56	〃	58	〃	—	〃	2,177	1,909
58	〃	60	〃	—	〃	2,289	2,025
60	〃	62	〃	—	〃	2,400	2,141
62	〃	64	〃	—	〃	（c）	2,257
64	〃	66	〃	—	〃	〃	2,373
66	〃	68	〃	—	〃	〃	2,489
68	〃	70	〃	—	〃	〃	2,605
70	〃	72	〃	—	〃	〃	2,721
72	〃	74	〃	—	〃	〃	2,8[illegible]
74	〃	76	〃	—	〃	〃	2,945
76	〃	78	〃	—	〃	〃	3,040

（註a）半キロ當り生産費二十五仙以下のもの即ち前記甲にありては半キロの利益三十仙を超過すること二仙毎に百キロにつき八十仙の生産税を課す。

（註B）半キロ當り生産費二十五仙以上三十五仙以下のもの即ち前記乙にありては半キロの利益四十六仙を超過すること二仙毎に百キロにつき八十仙の生産税を課す。

（註c）半キロの生産費参十五仙以上四十五仙以下のもの即ち前記丙にありては半キロの利益六十仙を超過すること二仙毎に百キロにつき八十仙の生産税を課す。

（註d）半キロの生産費四十五仙以上のもの即ち前記丁にありては半キロの利益七十六仙を超過すること二仙毎に百キロにつき八十仙の生産税を課す。

五　珈琲生産税

珈琲生産税は一九二〇年、一九二一年、一九二二年、Crop に課せらる可きものとす。
前記砂糖、茶、煙草の生産税にありては各 Mill 及 Estate 毎に其の生産費を調査して課税せるも珈琲にありては之と異り蘭領東印度全體の生産費を Java 並に Liberia 珈琲を擔當り三十五盾 Robusta 珈琲を二十盾と決定せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

然れ共政府の定めたる此の生產費は低きに失せりと謂ふ可し之を昨年度（Crop ロブスタ珈琲に付て見るに最低生產費と雖も十五盾を下らず。最高なるものにありては三十盾を超へ平均二十五盾（Java 並に Liberia にありては四十盾）以下と稱せらる、現に今回設立せられたる農業救濟銀行（Cultuur Help Bank）の提案は Robusta 珈琲の生產費を三十盾と見、此の限度にて貸付をなすの案を立てたるに對し栽培業は三十五盾を主張したるに見ても明なり。

又本稅に對する政府最初の提案は年產額一千擔以下の小珈琲園には生產稅を免除すること・なり居りしも決定案に依れば其の大園たると小園たるとを問はず一律に課稅する事となれり。

以上の生產費並に小園課稅問題は一般に甚だしく非難ある所にして珈琲栽培業者に取りて大打擊なるのみならず每年減收の傾向ある當領產珈琲の前途につき障害たる可し。

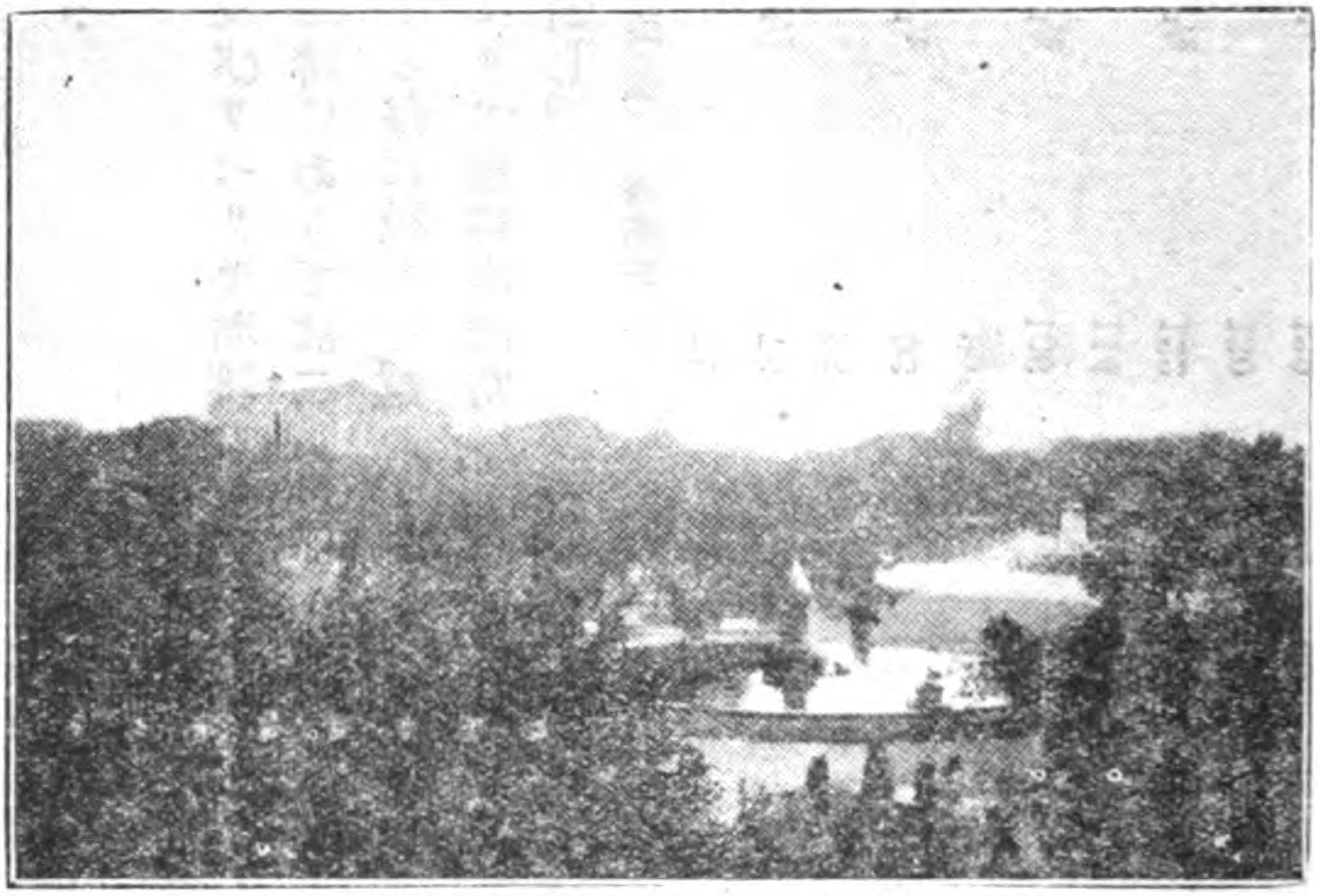

臺北新公園（同前）

當領產珈琲は普通大別して Java Coffee. Liberia Coffee. Robusta Coffee の三種とすれども其の變種頗る多し今主なる變種を列擧すれば次の如し。

（A） Robusta Coffee の變種

(1) Canephora
(2) Ugunda.
(3) Bankobensis
(4) Sankurensis.
(5) Ruilunensis.
(6) Guillon.
(7) Stenophylis.
(8) Roodbesiye.

（B） Liberia Coffee の變種

(1) Excelsa.
(2) Abeon Hutta.
(3) Rlewevrei
(4) Arnoldiana.
(5) Aruwimiensis.
(6) Dybowsky

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(C) Java Coffee の變種

(1) Ankola (2) Sibolga.
(3) Ajer Banjies (4) Mondakling.
(5) Boengie. (6) Timor.
(7) Kroe (8) Bali.

珈琲生産税は擔當りの價値ジャバ及びリベリヤ珈琲にありては四十二盾以上ログスタ珈琲にありては二十四盾以上に課税し五十仙を増加する毎に税率を遞増するものとす。ジャヴア及びリベリア珈琲の擔當り價値と其の生産税を示せば次の如し。

價値(盾)	生産税(仙)	價値(盾)	産税仙(生)
42	17	48	71
42 ½	19	48 ½	78
43	22	49	85
43 ½	25	49 ½	92
44	28	50	99
44 ½	32	50 ½	106
45	37	51	114
45 ½	42	51 ½	122
46	47	52	130
46 ½	52	52 ½	139
47	58	53	148
47 ½	64	53 ½	157

54	166	66 ½	454
54 ½	175	67	467
55	185	67 ½	480
55 ½	195	68	493
56	205	68 ½	507
56 ½	215	69	521
57	226	69 ½	535
57 ½	237	70	549
58	248	70 ½	563
58 ½	259	71	577
59	270	71 ½	591
59 ½	281	72	605
60	292	72 ½	619
60 ½	304	73	633
61	316	73 ½	647
61 ½	328	74	661
62	340	74 ½	675
62 ½	352	75	689
63	364	75 ½	703
63 ½	376	76	717
64	389	76 ½	732
64 ½	402	77	747
65	415	77 ½	762
65 ½	428	78	777
66	441	78 ½	792

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

79	807	83 ½	938
79 ½	822	84	952
80	837	84 ½	966
80 ½	852	85	980
81	867	85 ½	994
81 ½	882	86	1,008
82	296	86 ½	1,022
82 ½	910	87	1,036
83	927	87 ½	1,050

ロブスタ珈琲の擔當り賣値と之に對する生產稅を表示すれば左の如し。

賣　値(盾)	生產稅(仙)	賣　値(盾)	生產稅(仙)
24	10	30	79
24 ½	12	30 ½	88
25	15	31	97
25 ½	19	31 ½	107
26	24	32	117
26 ½	29	32 ½	127
27	35	33	138
27 ½	41	33 ½	149
28	48	34	160
28 ½	55	34 ½	172
29	63	35	184
29 ½	71	35 ½	196

36	308	43 ½	412
36 ½	321	44	426
37	234	44 ½	441
37 ½	248	45	456
38	260	45 ½	471
38 ½	273	46	487
39	286	46 ½	501
39 ½	300	47	516
40	314	47 ½	530
40 ½	328	48	544
41	342	48 ½	558
41 ½	354	49	572
42	370	49 ½	586
42 ½	384	50	600
43	398		

以上記述せる生產稅は珈琲を除き砂糖、茶、煙草にありては生產費と賣値との差卽ち利益が課稅の基礎となるものを以て委托荷の如く賣約値段の不明なるものにありては積出當時に於ける積出港の時價を以て賣値と看做すべきものとす。

個人又は會社が一個以上の Plantation の所有者なる時は總括して之を一個の企業と見て生產稅を課す平均生產費及賣値に付ても亦同じ。

生產稅の査定に當りては以上四種の農業につき別々に利害關係を委員に任命す。該委員は課稅檢査官の監督を受くるものとす

爪哇更紗に就て

商工課調査

一

爪哇更紗は爪哇人特有の工業にして殊に爪哇中部ジョクヂャ、スーラカルタ及び東海岸のペカロガンより出づるもの最も名あり、何れも各々圖案染色に特色あり、就中ジョクヂャカルタの產は其の構圖、意匠、色彩等に就て一派をなし其の雄致は先進外國人と雖も賞讃措く能はざるものあり、近時我邦人の南洋各地に發展し企業に貿易に來往頻繁を加ふるにつれ爪哇更紗の名內地に紹介せられ婦人帶地テーブル掛等に利用せられ漸く流行を見んとするに至れり。最も德川幕府時代より古代更紗として方何寸何程の價を以て最も珍重せられたるものなれば久しき以前より我國へ輸入せられたるものなるべし。

抑も爪哇更紗は爪哇、スマトラ、セレベス、ボルネオ、馬來半島等面積六十五萬方哩に亘り居住する馬來人土著支那人等四千萬人餘の日常缺く可からざる衣服地なれば商業方面より見るも忽諸に附す可からざるものと云ふべし。

今本稿に於て爪哇に於ける爪哇人服裝を說き更に特產品更紗に就き述べんとす。

二

爪哇人の服裝　爪哇地方は赤道附近に位置し熱帶地なれば四季を通じ溫度の變化殆んどなく衣服としては普通只だ裁縫せざる一片の綿布を纒ふを以て足れり、近來歐風の影響を受け變化しつゝありと雖も小流男子は上衣に洋服を著け下部には股引を穿ちて其の上に長さ六七十吋、巾四十二吋のサロンと稱する吾國の一見腰湯卷樣の綿布を纒ひ頭にはカインカパラ（頭衣の意）と呼ぶ風呂敷樣の布を卷き（其の卷き樣は種々ありて自己の趣向を以てす）外出には帽子を冠るものあり、足には數年前迄は殆んど素足にて何も穿たざりしも現時は靴又は革製スリッパを用ふ中部自治州なるジョクヂャ、スーラカルタ地方は昔時の風尙存し上衣はロレーと稱する地味なる縞物筒袖ヂャケツを下部にはサロンより二三十吋長きカインパンヂャン（カインカパラの二倍半あり）を著け襞を前方に集め（我國の袴の如く）腰部にて釣り上げ腰にクリスと云ふ爪哇刀を帶ぶ。

バタビア、スラバヤ、スマラン、等の開港場地方の下流者は巾四尺長さ五六尺の圓筒狀のサロンを著く是等は外國製格子縞もの多し、女子の服裝も亦男子同樣にて下部にサロンを著け上衣として薄布の筒袖を著し胸にて金又は銀製の襟止を用ふ、屋内にては胸高にサロンを著するのみ、外出にはスレンダン（カインパンジャンの半巾もの）と稱する布を肩より掛け子供又は物品を入れるに用ゐらる上流中流の女子は絹製二十二吋乃至二十七吋長さ六十吋乃至八十吋のスレンダンをショールの如く携ふ、爪哇以外の外領地馬來半島の服裝も大同小異なり、以上の如の衣服の主要品なるサロン、カインパンヂャン、カインカパラ、スレンダンは凡て爪哇更紗を用ふ以て爪哇更紗の需要大なるを知るべし

三

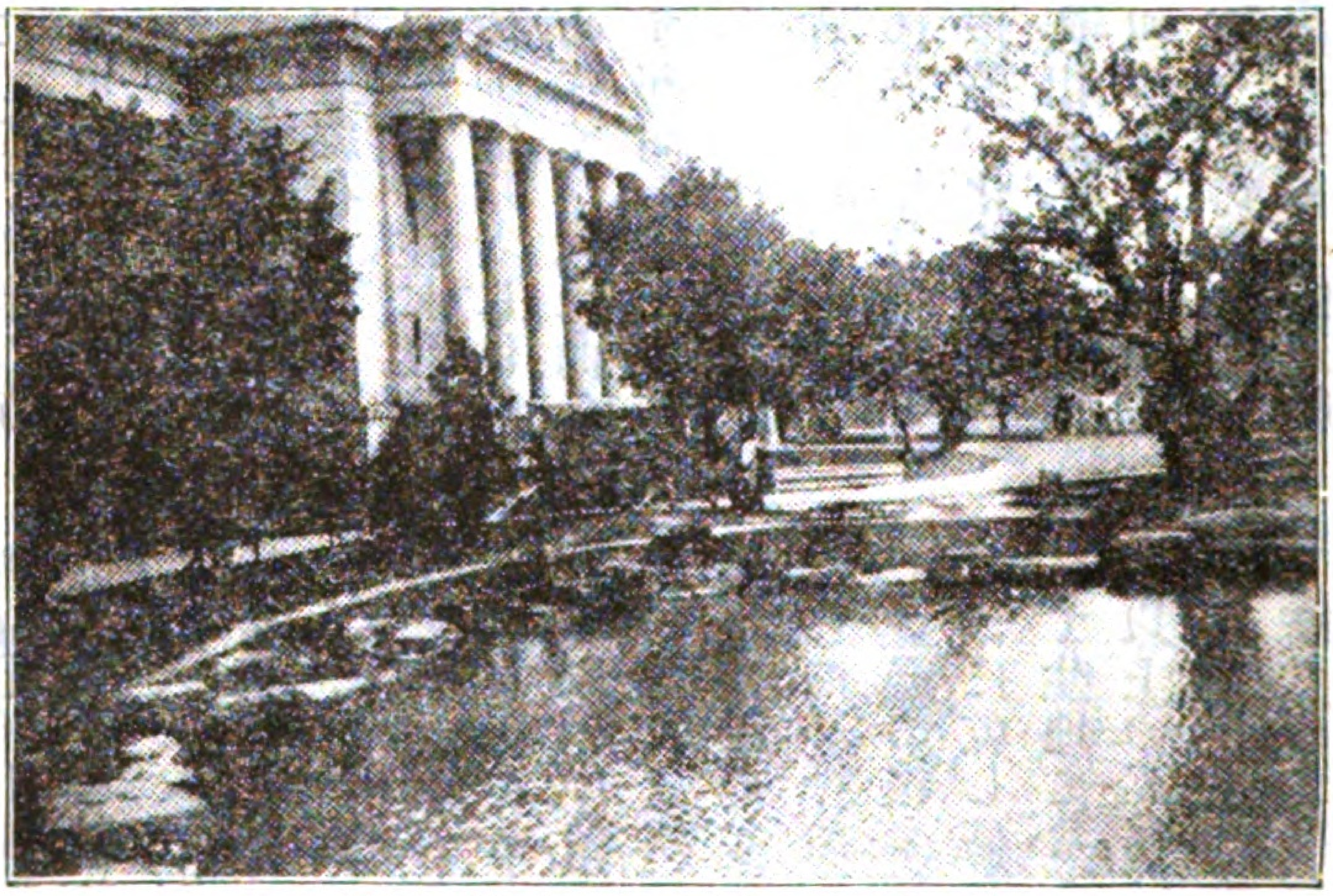

臺北新公園の博物館（同前）

●爪哇更紗の沿革　爪哇昔時の服裝地は我が國の手織木綿の如く黑又は濃紺の縞織物なりしが三四百年前歐洲人の渡來の始め土人王家等に献上物として持參せる綿布の漸く廣く輸入せらるに從ひ王族士族等の手に依り種々なる模樣考案せられ其の家庭子女の手に依り其の圖案の如く染め上げ自家用の衣服として使用せるもの漸次進步發達したるものにて現今に於ても圖案は主として男子に依り蠟製圖は婦女子の手に依れり、

如斯、自家用の爲め家庭工業として恰も我國の婦女子の機織、裁縫の如く發達せしものなれば之を本職とするもの稀なり、從つて生產額も少量にして爪哇產業繁盛につれ需用を充たすに足らす茲に於てか近來に至り、一支那人に依り型染の簡便法發明せられ始めて工場として專問的のもの現出するに至れり、此の型染簡便法に依り製せら

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れたるをチャップもの（型の意）と稱せられ生産額多量にして價格も低廉なれば主に外領地に輸出せらる爪哇内地に於ては依然として手にて描く在來の方法に依り製出せらるゝものを「描き更紗」卽ちツーリスダンガンと稱せらる、

四

更紗生地　描き更紗生地には英國製綿布一等品として用ゐられ、日本製綿布は二等品として主に型もの用に需用せらる何れも支那商に依り需用者に供給せられ、支那商直接輸入するもの少なく、歐米商又は邦商より仕入れ各地に分配供給す邦商直接土人に賣込むもの未だ多からず

更紗染の原料　染料は主に紺、赤の二種にして其の混合工合に依り淺黄、濃紺紫紺薄赤、梁色褐色等の色彩に變化す紺染には土產藍印度藍、化學染料等用ゐられ、赤染料はボルネオ方面產出の木皮より精製せしもの殊に使用せらる一九一四年度には外國藍十六萬六千キロアリザリン六千八百キロの輸入高ありしも歐洲戰時中化學染料輸入途絕の爲め一時更紗染業に非常なる打擊を與へたり此の間に乘じ續々外國製模造更紗の輸入を見たりと云ふ、

圖案製圖に使用する**白蠟**は描き用として專らコテ（上等蠟百斤百二三十圓もの）五分ジボラン（中等蠟價百斤五十圓位）三分ランチン（下等蠟百斤三十圓位）二分を混合したるを用ひ埋め蠟は描き蠟に樹脂を混入したるを用ゐ埋め蠟はコテトジボランの混合蠟を使用す

五

更紗染の工程　先づ第一に更紗生地を洗ひ糊を落し天日に乾したる上しら油と豆油と灰水とを鹽梅したる水槽中に十分乃至十五分浸して揉み天日に乾すこと一日に四回程繰返し十日間連續して生地の漸く柔かく滑かなるを待ちて一枚宛石鹸を溶解したる熱湯に四五分宛三四回入れ其上生水にて洗ひ天日に乾し乾燥の後米糊と明礬を配合したる水に入れ揉み又天日に乾し砧を以て三四回打ちて愈々柔かくして始めて生地となる

以上の工程は二人の職人にて二十日間内に帶地二十反を仕上ぐるを普通とす

斯くして得たる生地に始めて圖案を鉛筆を以て書き下繪完成せば其の生地を木枠に掛けチャンチングと稱する、金屬製のコップ型に狹少なる管を有する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

容器に溶解せる白蠟を滿たし其の白蠟は狹長の管の尖端より除々に流出する樣常に焜爐に掛け置くを要す容器を以て暖き溶液となれる蠟線を其の圖案通りに描く其の蠟線の大小はチャンチングの尖端の孔の大小に依るものと知るべし

圖案下繪通り蠟製圖終れば裏面も同樣に蠟線を以て描き次に圖案の彩色豫定に從ひ例へば紺、赤、褐色に染上げんとすれば第一に紺に染むる部分のみ生地其儘とし其他には生地表面裏面共に全部蠟を以て埋め藍染槽中に入れ染上りの上は赤地に染むる部分の蠟を小刀を以て搔き新しき蠟を以て紺染工程中最初埋めたる蠟の剝落せる部分及紺上りの部分に再び蠟を以て補充埋めをなし別箇の赤染槽中に入れ赤染上げの上は又前同樣に褐色に染めんとする部分のみ蠟を搔き落し其他を補正し藍染槽中に入れ斯く再三再四同一工程を經て豫定の色彩に染め上ぐ色彩の濃淡調和等は唯染槽中に浸す時間程度と職人の手加減に依るものとす

染色止め　斯く染め上りたるものを石灰水と椰子の實より製したる砂糖とを混合せる水に浸し天日に乾しサクネン（草花より製出したるもの）と氷砂糖と柚子類より製したるチルプッチルと呼ぶ藥品及び明礬を混合したる水槽中に漬け天日に依り乾燥せしむ

艶を出さん爲めにはテクラン（木皮より製出せるもの）を溶解せる水に入れ天日に乾し斯くして始めて爪哇更紗の總仕上げとす

六

生產費　元來土人の生活費は普通一日二十五錢乃至七十錢にして最下級者は十五錢の小額あれば足る有樣なれば怠惰にして金錢ある間は徒食するの惡習慣あり能率少なくして正確なる生產費を知るを得ざるも今土人家庭工業として巾四尺長さ八尺のサロン一枚を仕上ぐるに要する經費を推算せば生產仕上げ二十日、圖案蠟描き三十日乃至六十日、臘埋め二十日、臘搔き落し二日、臘修正二日、染色十日、合計約四箇月を要すべく之を賃銀に換算せば頗る高價となり而も原料代を加ふれば一枚のサロン百乃至百二十圓に價する理なるも土人は一切工賃等の如き數理的觀念なく金錢の必要生ずるに從ひ一枚十圓乃至三十圓位にて賣却するを常とす專門工場として生產費を算出せるジョクヂャ市富士洋行更紗部の調查に依

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れば日本婦人帶地一枚當りの經費左の如し

生地一枚	盾 九・二五	臘再埋め	盾 〇・七〇
描き賃(手當共)	一〇・〇〇	赤染上料	一・八五
臘埋め	二・四五	〃 代	一・四〇
紺染上料	二・五〇	諸雜費	二・〇〇
臘掻き賃	一・三五	臘代	六・〇〇

合計蘭貨三七盾五〇一(日本金約三十圓)

以上の工程は上等描き更紗仕上法にして下等品は生地臘染料等の原料に劣等品を用ゐ染上工程に於ても手數を省略し、色止め艶出し等を略し凡て粗雜に仕上するのみにて大體は同種の工程を經ざる可からず型ものは圖案其のものを金屬製型に造り其れを布面に押して下繪蠟描きの手數を省き染上には一度に多數を仕上ぐ

又圖案の一部に型を用ゐ一部を手にて描きたるもの卽ち描き更紗と型もの丶中間もの製作さる

七

●●●●● 更紗の價値　上等ものは一枚宛圖案し染上工程に於ても親切叮嚀なれば價自ら高く一枚のサロン八十圓に上るものあり下等ものに至りては七、八圓、型物等は三、四圓に下るものあり市場取引に於ては上等描き更紗は一枚を單位として許價せられ型ものは二十枚を單位として取引せらる最も珍重せらるゝは舊王城内より出づる製品なり卽ち王城内の者の手に依れるものは工賃を顧慮せず圖案染上に丹精をするを以て其仕上りは最も雅趣あればなり最も是等は市場に出づる事稀なるも彼等は生活の壓迫に依り不得止賣却する場合には極めて法外なる低廉の價格にて取引せらる昔時ジョクヂャカルタ、スーラカルタ地方に於て王族士族の儀式用として用ゐられたるカインドゥ(一種のサロンにしてカインパンヂャンの三倍あり)は現今殆んど製作せられず多く外國人の手に蒐集せられ僅かに王家士族舊家等に藏しあるに過ぎず之等は模樣染等古雅掬すべく價百圓を超ゆるものあり

八

●●●●● 更紗の各產地　爪哇各所に產出するも中部爪哇ジョクヂャカルタより製作せらるゝものは模樣色彩に滋味あり所謂古代趣味横溢し最も日本人の趣向に適す其模樣には數百種ありて其の中の或る種類のものは特種の衣服地又は特別階級の人士のみに用ゐ他人の模倣を許さゞるものあり恰も我が昔時の武士の紋所と似て一種の權威を有す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東部海岸ぺカロガン市より製出せらるものは色彩派手にして濃厚主に花鳥を圖案とせるものにして支那土著婦人、粋向婦人等所謂下町風の者に需要せられバンドン地方に於て最も多く使用さる

九

●●●●●●爪哇更紗の前途　本來爪哇更紗は前述の如く極めて複雑なる工程を經て生産せらるものなれば勢ひ廉なる能はず寧ろ美術工藝品とも稱すべく馬來人下級者用としては經濟的ならず爲めに型もの又は外國製捺染もの格子縞織等の低廉品に壓倒せらるゝ傾向あり又歐洲式の感化を受け漸次其の特色を失はんとする狀態なれば昔時よりの純美高雅なる技術品も今に於て之を保護し盛況を計らざれば漸次衰退するに至らん

爪哇更紗代用品たる捺染更紗、格子縞等は歐洲戰時中獨乙よりの輸入途絶するや始めて我國より捺染サロン地續々輸出せられ爪哇市場に出でたるも其の品質劣等なりし爲め需用少なく一見爪哇ものなるや否や識別せられ頗る不評判なりき將來其の製品に大改良を加へ染色に注意せば最も有望なる貿易品たるを得べし

因にジョクヂャ市に於ける日本唯一の描き更紗工場の經營者なる富士洋行主澤田磨磋男氏は目下土人男女百餘名を使役し專ら日本向帯地模樣を研究し絹地毛織に應用試驗をなし傍ら土人向サロン地、外國向裝飾用更紗を製作し大に發展しつゝあり。

（木村囑託報告）

新嘉坡に於ける綿布の集散

商工課調査

一　綿布貿易概況

新嘉坡港は其位置及海運の關係上南洋の中心商港として且自由貿易港たる關係上新嘉坡港に輸入せらる、商品の過半は再輸出の經路を辿るもの多く同港に輸入せらるゝ綿布も亦同樣の經路に依り貿易關係地方に再輸出せられつゝあり試に戰前戰時及戰後數年間に亙る綿布貿易狀況を擧ぐれば大略次の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼輸入

種類	大正三年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年上半期
	弗	弗	弗	弗	弗
タオル	二八二、四二六	三三三、六八四	五八八、六二六	三五一、二三三	三五九、〇六四
無地	六、〇五五、七六八	七、一五五、四八三	一一、一九七、六七七	一五、三四五、八九九	一八、九二一、九七七
染色物	五、〇二三、七八七	四、一〇六、四三四	五、五〇〇、七〇一	四、五八八、二〇五	九、四二一、二〇六
捺染	一、九五六、三四〇	二、一四八、四三一	二、九五四、八二七	四、八〇六、四六一	五、五四九、一一六
ハンカチーフ	一四〇、七七〇	四八六、三三八	二〇五、八〇三	四七三、〇九九	九六一、六〇七
サロン	四、九五四、八四三	六、〇七四、六三八	五、八〇三、七四八	一〇、六〇五、六二四	七、六八一、六八一
毛布	一三六、九七〇	一三三、九四四	二一四、四四〇	二〇六、一九九	三三、四五六

▼輸出

種類	大正三年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年上半期
	弗	弗	弗	弗	弗
タオル	四二、四五一	一八〇、九三〇	一八七、〇三六	二九六、三九〇	一八八、一一一
無地	二、九五五、三九八	四、六四四、〇〇一	二、七六三、〇六六	一四、九九〇、五三六	一〇、八四〇、八五〇
染色物	一、八六六、四四五	二、四〇七、四九二	二、六〇〇、四〇一	五、六五五、一八三	五、一一四、〇三四
捺染	一、三二五、一二九	二、八九六、八七六	五、八六一、〇一五	七、九六二、九八〇	七、一八〇、三三四
ハンカチーフ	四七、四四〇	八四、四七六	一〇一、八三八	五三五、一〇一	五〇四、八四〇
サロン	一、九四三、八七六	四、一二三、〇〇〇	五、四二一、三三〇	六、一五〇、四一〇	五、九七五、九八八
毛布	四一、一二四	四八、〇九七	九七、一八七	四五五、六七七	一七四、四四一

二　輸入狀況

新嘉坡港に輸入せらる、綿布は一箇年平均二千四五百萬弗にして戰前に於ては其大半は英國製品に依りて獨占せられ本邦より輸入せらる、綿布は實に微々たるものなりしが歐洲戰亂の機に際し意外の進展を現はせしも休戰以來幾多の動機に遮斷せらし今日に於ては稍もすれば再び戰前の狀態に復せんとする傾向に在り左に輸出綿布國競爭の狀態を示せば次の如し。

▼大正八年度輸入先

國名＼品種	タオル	無地	染色物	捺染	ハンカチーフ	サロン	毛布	合計
	弗	弗	弗	弗	弗	弗	弗	弗
英本國	三六、四四〇	一〇、四四六、六六七	一、八一七、一六六	一、一一八、六九六	二〇〇、六六六	七、三二一、八一七	一三〇、六五九	二一、〇九七、六六〇
英領印度及ビルマ	一三、一一〇	三三三、三一四	六六、五六六	三六、四三六	四、二〇〇	四、一七〇、三二六	—	四、六六六、九〇六
香港	四四、五四三	五五六、八〇一	四三二、一二四	八四、〇一〇	—	五〇、一二四	九、六五四	八八八、八三六
馬來聯邦州	二、三三一	一五八、四五〇	二三、八二一	三三四、三三六	—	一一六、〇五三	一、七〇〇	四四〇、二三一
支那	二八、七三七	一二三、八四三	一、二三八、三三七	二、〇〇〇	—	四三五、三三一	—	二、一六一、〇六八
日本	一五六、八六五	一、一二一、四〇四	六一〇、四五四	五〇六、五六〇	四三、〇一六	四、三三一	一三四、〇一四	四、〇〇八、〇〇一
爪哇	二、〇三〇	四三八、五一四	一四、五三六	一二八、二二六	—	二、一六一、三三七	—	二、三三四、三九四
スマトラ	—	四六六、四一四	一三〇、〇五〇	四六、五六六	—	—	—	一四四、〇一一
合衆國	一五、八一〇	四五六、八四四	四四三、六〇八	二〇、六五三	四、三四〇	八、六〇〇	—	一八四、二四一
和蘭	—	一五八、一〇〇	一二〇、六五六	—	—	—	六八、六六六	四五八、八四一
暹羅	—	三二三、四五七	一〇六、〇三三	四七、六一六	九、四〇〇	一四四、四五〇	八、七〇〇	八五四、三一一
伊太利	—	七、四〇〇	一六六、四一〇	五、〇〇一	—	三四、四〇四	—	四五四、三一四
佛領印度	—	—	—	—	—	一、〇一三、〇六〇	—	一、〇一三、〇六〇
其他	三四三	七四、六八四	八四、三一六	一一八、八八六	六三三	一〇、三四一	六四一	三六八、〇三六
合計	三五一、二三三	一五、三四五、八九九	四、五八八、二〇五	四、八〇六、四六一	四七三、〇九九	一〇、六〇五、六二四	二〇六、一九九	三六、三七六、七一九

以上の計數に表はるゝが如く輸入綿布中無地綿布染色綿布捺染綿布は最も多く輸入せられつゝありて其狀況は日英兩國角逐の間にありと雖も未だ英國製品を壓倒し得たりとして甘んずるを得ず唯戰時僥倖的に商權の擴張を得たる餘波と見るへく而して前記日英兩國の輸入綿布を比較せんか彼れは番手細きもの多きに反し本邦品は大番手製綿布にして品質の點に於ては到底同日の談に非らず。

四　輸出狀況

斯くの如く輸入せられたる綿布は新嘉坡島內に於て消費さるゝ外再輸出の經路に依りシャム、スマトラ、馬來半島、爪哇、ボルネオ地方に輸出せられつゝあり就中地形及航路の關係上シャム、馬來半島、及スマトラ地方に輸出せらるゝもの最も多きが如し而してシャム地方に輸出せらるゝものは Siam Steam Navigation Co Ltd. の汽船に依り、馬來半島に輸出せらるゝものは新嘉坡より鐵路に依るか或は海路 Strait steam ship Co Ltd. の汽船又は支那船に依りて Port Swittenham, Telukanson, Port Dickson. Port Weld 等の諸港を經て半島西海岸地方の都會に輸送せられ東岸地方は前記 Siam Navigation Co Ltd, 汽船或は支那船等の便を得てパハン、クランタン、トレンガヌ及びシャム地方に輸出せられつゝあり、スマトラ島への輸出は過半 Kainikijk Paketvaart Mar-chappij の便船を以てベンカリス、メダン其他マラッカ海峽に面せる諸港に輸出せられつゝありてスマトラ東海岸、リオ群島パレンバン地方よりアチエ地方は輸出先の主なるものとす而て東海岸洲の諸港に輸入せられつゝあるもの、內には彼南港を經るもの少なからず。

左に輸出先の需要比較を試みれば次の如し。

▼大正九年度輸出先

國名＼品種	タオル	無地	染物	捺染	ハンカチーフ	サロン	毛布	合計
英領印度及ビルマ	弗 三、〇〇〇	弗 三三、六一四	弗 四五、四〇三	弗 五〇、九六四	弗 一五、六四〇	弗 四六九、一〇二	弗 五、五〇〇	弗 六五一、一二三
英領北ボルネオ	—	一七五、四七七	五五、六六八	二四六、〇四四	—	四九、五二八	五、一〇五	五六七、五五六
香港	—	二五〇、九三五	五四、六〇七	一五、八四四	一、五〇〇	—	一八、七四六	三〇一、四五五
馬來聯邦州	六〇、六〇一	四七四、〇〇八	六六五、五一八	一、四五四、九五二	一九、一八三	五五五、五四四	四六、五四四	一、五四二、七四〇
馬來保護州	七、六一八	一六五、五四二	二三五、六一五	一、一五〇、〇四三	五、七四一	五七二、五〇二	五、五六一	一、六〇四、一五一
佛領印度支那	四一、九七五	二、一〇〇、二五五	二一八、四五八	一四一、〇〇七	四六、四八二	七五、九五一	一五、八〇二	五、五〇六、〇〇六
ボルネオ	一九、六八〇	七九五、六九九	五五五、〇九八	一、四〇〇、一九二	一一、七〇〇	一六九、八六四	一、二九七	五、七四五、五六一
爪哇	六、二〇〇	四、一六一、九七九	四六〇、[illegible]	二一一、九八九	七八、七七五	一、九九一、五二二	一、七八〇	六、六八二、九八二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

スマトラ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
サラワク	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]
セレベス及モロッコ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蘭領諸島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
シャム	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
支那	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
日本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

五　輸入綿布種類及需要

以上述べ來たる如く新嘉坡港に輸入せらるゝ綿布は生地晒金巾多くして捺染及雜綿布の輸入に至りては前三者に及ばざる事遠し、從來此種の綿布をして英國製品に拮抗し得る如く品質上の研究を重ねて前三者と共に之が競爭に打勝たざるべからず今左に新嘉坡に輸入せられつゝある本邦製綿布類の主なる種類を擧ぐれば大略次の如し。

品名	商標	寸法	
		長サ	幅
Grey Drill	"Geese"	30 in	40 yds
"	"Dragon"	30 "	40 "
"	"Elephant in Star	30 "	40 "
Grey Jeans	双童子	30 in	30 yds
"	搭象	30 "	30 "
Frey Shirting	Lion AAAA	36 "	24 "
"	福鹿壽	36 "	40 "
"	福人	36 "	40 "
"	"	36 "	24 "
"	鯉印	36 "	40 "
"	Snipe	42 "	30 "
"	"	44 "	46 "
"	3 Warria	38 "	24 "
"	水仙	42 "	30 "
"	Dragon	38 "	39 "
"	Banana	44 "	24 "
"	Nasu	30 "	24 "
Grey Sheeting	九龍	36 "	40 "
"	騎兵	36 "	40 "
"	金貨	36 ,	40 "
White Shirting	5 5 0 1	36 "	40 "
"	500 Camel	36 "	40 "
White Shirting	5502 Star man	36 "	40 "
White hlrill	Shovel	27 "	40 "
Whit Jeans	九龍	39 "	40 "
Dyed Black Drll	—	27 "	30 "
	—	28 "	30 "
Dyed Black Shirting	—	28 "	30 "

Dyed Red Shirting		—	28 ”	30 ”
”		—	28 ”	25 ”
Striped Zephhr	細	飢	24 ”	15 ”
Striped Shirting		—	24 ”	15 ”
” Crepe		—	30 ”	20 ”
Printed Flannels		—	—	—
Cotten Printe Shirting		—	—	—
Poplin Cotten		—	—	—
Cotten Satin		—	—	—
Cotten Lace		—	—	—

尚は新嘉坡港に輸入せられつゝある歐米綿布種類を擧げ本邦綿布との比較の資に供せんとす。

「Grey Cotton」

Shirirtig	38½/39yds×30/39in	8¼lb 以下
”	” ”	8¼lb
”	” ”	8½/19lb
Italian Cloth	27/28in	7lb 以下
”	30/37in	7lb 及以上
Supers	26ds×34in以下	
”	26yds×31/32in	
Supers	27yds×36in以下	
Drill English	40yds×28/30in	12/14lb
Sheeting	40yds×C6in	12/15lb
Cotton Blanket Grey		
Woolen BlanKet		

—White Cotton—

Shirting	40yds×32/36in	
Shirting fookfolb	20yds×42/48in	
Ceambric	12yds×42/48in	
Llrill		

—Colored Cotton—

Turkey Red Cloth	24yds×27/31in	1½/3¾lb
Turkey Red Cloth	24yds×27/41in	4/6lb
Turkey Red cloth	30/45in	6lb 以下
Prints-Turkey Red Round Splits		
” ” ” ”	Perfect	
其他ノSplits	24yds	
其他ノPerfects	24yds	
Dyed Coloured Sateen		
” Black Sateen		
Colonrd woven Goods		
Denims & Lustres		
Dyed Drills		
” Shirting		
Union 及 Linens		
Fancy Dyed Goods		
Dyed Brocades		
Printed Sarong		
Woven Sarong		
Battick Sarong		

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

凡そ當港に於て取扱はれつゝある歐米殊に英國マンチエスター製綿布は製造者の商標を付し輸入せらるゝもの稀にして多くは輸入者側の希望に基く商標を付し加ふるに輸入者の名義を刷込めるもの多き點は大に著目に値すべし需要嗜好色合及模樣は大體に於て爪哇地方に於けるものと彷髴たり支那人土著人は思想單純なる關係上自ら複雜高尙なる色彩及配合を好まず從て模樣圖案に至る迄所謂内地の田舍向きと云ふ可き柄合多く需要せられつゝあるを見る模樣圖案にして一度彼等の嗜好に適合せんか千遍一律常に之を愛好して他を顧みず且つ何等自發的に流行を追ふが如き事を爲さず從て輸入者の嗜好に對する研究と販賣上の努力とは雜綿布に於ては特に重要なる事とす。

六　取引慣習其他取引上に關する事項

綿布として特有の商取引慣習と云ふべきものは新嘉坡市場を初め一般南洋市場に見出さざるも爪哇方面と新嘉坡方面とは取引條件に長短の差ある向きもあり卽ち爪哇方面は新嘉坡に比し割合長期の取引行はれ信用證劵に依り賣買及び代金の決濟をせられつゝあるものと雖も一般に輸入品の取引慣習は當事者相互の承認及意志合致に依り種々臨機適當に遂行せられつゝあるなり。

尤も新嘉坡市場に於ては歐米商は歐米取引先より長期の取引條件に依て輸入しつゝあるが爲め自然當市場に賣却するにも邦商の其れに比し長期にして九十日内外を普通とす然るに本邦綿布は殆んど本邦商及び粤東系の支那商人に依て販賣せられつゝありて日本對當地の爲替期間が最大六十日なる關係上相當資力を有する商社にあらざれば六十日乃至其以上の貸付けを爲し得ず從て三十日乃至四十日を以て一般に行はれつゝある契約物販賣貸付期間なるが爲め需要者は自然長期にして品質優良なる歐米製品に親む事當然の歸結と云ふべし從て本邦綿布にして品質の改善せらるゝも取引の樞機たる長期貸付を爲し得るに非らざれば到底綿布のみに限らず爾他本邦製品の將來亦不振の感なき能はず當市場に於て綿布取扱の主なる支那商は福建系及厦門系の商人にして印度商人は多くは囘敎徒の印度人(俗稱イスラム)トヒンヅー敎徒の印度人にして當市場に於ては其の勢力大ならず又英商輸入業者は自國が綿製品の世界重要供給國たる干繫上本邦綿布を輸入するを望まずして自國

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

製品を輸入するもの多きは敢て怪むに足らず。

七　綿布取扱商及輸入商

其の主なるものは左の如し。

三井物産株式會社	(Battery Rd)
日蘭貿易株式會社	(Banham Rd)
杉村洋行	(Chage alley)
山本商店	(Middle Rd)
乙宗商店	(Cecil Street)
川原商店	(Lliolmerda Rd)
Guthrie & Co Ltd	(Battery Rd)
Paterson, Simons & Co. Ltd	(Collyer Guay)
Mr Alister & Co. Ltd.	(Battery Rd)
Boustead & Co, Ltd	(Collyer Guay)
Sime, Darby & Co, Ltd	(Malacca Street)
興協號	(Hill St.)
同裕興	(North Bridge Rd)
廣興昌	(High St)
集益	(High St)
陳永合成	(Circular Rd)
滿永源	(Circular Rd)
永南成	(Circular Rd)

八　日英綿布の運賃關係

新嘉坡港に輸入せられつゝある本邦綿布及英國綿布は這次戰亂以來其の運輸殆んど本邦國籍船に依つて輸入せられつゝありて今日尚依然として此の趨勢を持續せられつゝありて歐米國籍船に依り輸入せらるゝものあるも未だ著しき增加を認め得ざるを以て便宜上日本郵船株式會社運賃を擧げて標準運賃とせり從而社外船及外國船運賃には多少の差違あるものと推測せられたし。

倫敦—新嘉坡間	九十志	(每噸)
リバプール—坡	九十志	同
上海—新嘉坡間	九兩	同
神戸—新嘉坡間	十二圓	同

九　海峽植民地と南洋各地綿布需要比較

廣義の南洋なる見地に依而海峽植民地に輸入せらるゝ綿布總額及南洋各地の綿布輸入狀況を比較するに印度は第一位の需要地にして蘭領東印度此れに次ぎシャム比律賓濠洲海峽植民地の其の總額伯仲の間にあり而して此等の輸入地中印度は最近紡績業相當旺んなるものなるが爲め印度內地に於ける製品及輸入綿布類等と合せんか實に廣大なる需要消費力あるを覺ゆ其他の地方に於ては紡織業として殆んど見るべきものなく只土着土人の小規模なる家內工業の如きものあるのみ今左に南洋各地綿布輸入比較を試みんに次の如し。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼大正八年度南洋各地綿布輸入

（千以下切捨千單位）

地方名	輸入總額	內譯 日本	內譯 英國	內譯 其他
海峽植民地 新嘉坡	三四、八七七弗	三、〇〇八	一八、〇九七	一三、七七二
海峽植民地 其他	九、二九四弗	〇、四二九	三、九〇一	四、九六四
爪哇及マヅーラ	八六、七三〇盾	二一、七四八	三七、五八〇	二七、四〇二
其他の蘭領東印度	三〇、〇五〇盾	二、四三三	六、二四三	二一、三七四
シャム	二五、〇一二銖	四、九六六	一〇、一九四	九、八五二
比律賓	二四、一五〇比	一、〇五〇	一、二四七	二一、八五三
英領ビルマ及印度	九九、八九四留	五、二四五	八九、二六四	五、三八五
濠洲	一六、〇〇一磅	一、〇六一	一一、四五四	三、四八六

本表は各地統計上の分類に差あるに依り可及的綿布と認めらるゝ織物の統計數字を掲げ輸入概數と爲したり

一〇　本邦製綿布需要振興方策

前項に於て專ら新嘉坡港に於ける綿布集散及嗜好の情況竝に南洋各地に於ける綿布輸入比較を試み總體的に南洋と綿布の關係について概說せるが本稿を擱筆するに際し將來奈何にして本邦綿布の需要をより以上喚起せしめ得るかの方策に關して聊か之れが所見を述べて結論に代えんとす。

凡そ南洋に輸入せられつゝある綿布及綿製品の勢力を覗ふに既述の統計が明示せる如く英國製品の商權實に拔くべからざるものあるを知ると共に本邦製品は這次歐亂に際會せる結果僥倖的に既載の數を計上し得たりしが平和來と共に漸時需要は減退し輸入量次第に戰前の狀態に歸復せんとするを見る之れ將來南洋に於ける本邦製綿布の需要振興に關する方策が實に刻下の急務なりとする所以なり。

惟ふに彼我優劣の焦點は一、品質彼我より優り二、價格彼れ我より廉にして三、取引彼我より長期掛賣を爲しつゝあるの參要點にして勞銀及運賃等の關係を視んか本邦製綿布は彼の製品に比し寧ろ競爭上有利の點多きを覺ゆ己說の三要點中品質價格の優劣根本原因を究め此れが對策を畫さんとせば須らく本邦の紡織業の現狀及英國に於ける斯業の現狀とを比較對照するにあらざれば論斷し難し試に見易き一例を擧ぐれば現今本邦紡織工場に使用せられつゝある紡織機は英國より購入せるものか或は此れに倣ひて造られたる紡織機にして該機械が英國より購入せられ本邦紡織工場に設置せられたる時既に英國の紡織機はより以上生產及勞働の剩餘價値大いなる紡織機發

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明せらるゝか乃至改良せられつゝある趨向を見る而して本邦防織機は英國に於て發明乃至改良せられたる時と均しく機械組式は同等若しくは以上に自發的に發明乃至改良せらるゝ事少きを知る現代工場製造の特徴たる機械は機械を生み作業分業は又一層の分業に入る趨向より推論せば本邦紡織業は其の根本既に英國に一歩劣れる常態を推斷するを得べし紡織と其地の濕度の離れ難き天然要素の不可抗力を擧げて已述の論斷に抗辯あるべしと雖も今日に於ては昔日夢想だに及ばざる迄科學は自然を超壓しつゝあり科學の使命が自然を抑壓し經濟的生活の完成を期するに在りとせば濕度問題も亦難解にあらざるべし。

綿布就中生地綿布及晒綿布の取引慣習は南洋各市場を通して二箇月掛賣にして爪哇市場の如きは他の綿製品は五箇月乃至六月の長期に亘れる信用貸の慣習あり然るに本邦對南洋爲替手形期間の最長の普通の場合六十日なり多額の資金を藏するか將た又特別の爲替關係を有するに非ざれば到底歐米商と對等の取引條件を以て市場に角逐し難きは敢て喋々するの要なし是れ需要者が歐米製品に自ら親む理も亦當然なり此處に於て取引條件の改善を策せんとせば勢ひ商に補助機關就中爲替銀行の改造に進歩とを望まざるを得ず前記第三の取引優劣の要點に對する方策とは即ち是の謂なり。

顧るに戰時本邦製綿布が南洋に廣大なる販路を獲得したるは一面に於ては戰亂の影響が已述の三要點に他發的不自然の需要激增に基因し多少の改善進歩せられたる結果斯る貿易の振興を得たり、然るに戰後に至り上記他發的不自然の需要は漸時減退しつゝあるを覺ゆること切なり。

是に於て乎枝葉に屬する嗜好需要の奈何等に關する講究續行は缺く可らざる條件なりと雖も品質價格及び取引の三大根本組織の缺陷を改善進歩せしむる大鐵斧を加ふるに非ざれば到底永久に萬金の振興進展を求め難かる可し。（木村囑託報告）

去る人の宴に招かれて（屯山）
詩情酒味また深みゆく樂しさよ
秋風冷淡白髪を吹けと

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米大陸より

八月二十五日シカゴにて　緋沙

(前略)米大陸の燈臺の見え候は十九日の夜。二十日朝ヴヰクトリアの土を踏み候時は流石にホツト致候。自働車を馳すれば僅かに一時間餘にて全市を見得べき人口五六萬の小ザツパリしたる小都會。建築は兎も角、道路の美しきは日本人の眼に深く印さるゝ所に候。自働車を捨て海岸の美しき住宅地にて葉書を出さんとて、或る家より出て候老婆に印紙賣店を尋ね候處、親切に態々我家に歸りて印紙を持來り讓り吳れ候上、街に行く序とて小生の葉書を出し吳れ候は亦た英人氣質の一面かと新來の小生一寸感心致し候、シヤトルは滯在二日、一夜偶恰もワシントンレーキにエルクスメンバー(米國一流實業家の團隊)歡迎の花火を見申候、絶え間なく無數に打上ぐる所は稍や兩國と趣を異に致候。色合も二三色變りたるものある樣に見受申候。

此夜、小生の自働車、群がる車中にて他の車に衝突致し少々相手の土除を曲げ候處、相手の車の者、文句は言はず、小生の車の番號を手帳に控へ候まゝ立去り申候。翌日になれば損害賠償を請求に參る由に候。日本ならば斯る場合、一と掛合ひありて後は喧嘩別れにて何の請求も殘らざる場面なるべく、是亦た米國氣質かと觀察致し候。小生の運轉手も車體保險に入り居ればさして全く苦にも致し居らず候ひし。

扨てシヤトルよりシカゴ迄は三晩五日、電氣汽關車を用ふるシカゴ、ミルオーキー線プルマンに投じ候。料金は百餘弗。食堂車は一日五六弗。車中第二回國際聯盟出席外務省の諸氏其他歐洲渡航の氣象臺の岡田、中村の諸博士及民間名士一行と同車、日本人實に三十一名、米大陸橫斷中なる事も時々忘れ申候。カスケード、ロッキーを越ゆれば無水の沙漠の打續くこと二日餘、暑さは暑し、退屈に攻められては展望車に出でて淑女紳士小兒兵卒の嫌ひなく語學の稽古臺に致し候處、彼等も中々の愛嬌ものに候へば色々と談し申候。臺灣を知る者などは一人も無之、小生車中の黑奴の散髮屋に參り候處「日本の今の大統領は何といふ人か」と尋ねられ候には噴き出し乍らも無理からぬ問かと存じ候。小生黑奴より大統領を出せないかと尋れんかと存じ候も餘り皮肉に取られてはと存じ「お前は大統領になつたらドーだ」とやじり候處、迚も駄目だと笑ひ居候。若い機關銃隊の兵隊さんは頻りに非戰論を唱へ、朝鮮は既に獨立せりと信じ居候、紳士連中は日本の美術を賞へ候。淑女連中には琴歌を聞かせ候。かくて沙漠は馬牛、羊の牧場となり、牧場は轉てコーンとホイルの畑となりて二十六日の十一時半、煙の都シカゴに到着、當州立イリノーイ大學に交渉の結果、入學致し最近學校の附近なる家の一室を借り受け申候。

下宿搜しには大分難に陥り申候。と申すは明き間は澤山に有之候へ共、毛色を見て斷るが故に候。之も無理からぬ事にて、日本にては風彩を見て斷るものさへ多く候へば、毛色が變れば隨分異なものならんと勘辨致候。但し一度日本人を下宿させ候家にては大いに歡迎する由に候。下宿は室だけにて食事は三度〳〵料理店に參り候、米人の體の大なると金力の豐かなるには殘念乍ら感心致し候。料理の量の大なるのは又た吃驚致候。

學校は九月よりに候へば、始まれば手拭鉢卷にてやらざればなるまじと存候。專門の方は流石に金の米國とて近時の發達は實に見るべきものに候餘は又た後便、匆々。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

國語及假名文字の本島人に普及せる程度

臨時國勢調査部

大正九年十月一日を以て實地調査を施行したる第一回臺灣國勢調査の編製事務は豫定の進歩を告げつゝあり、今同調査の結果に依りて、國語及假名文字が如何なる程度に於て本島人の間に普及せりやを觀るに。

一、國語　國語の調査は「本島人にして日常普通の内地語を聽き且語り得る者」と云ふ標準に依りて調査したるものにして其の數は全島に於て男八萬七千八百九十七人、女一萬千百六十八人、計九萬九千六十五人を算し、之を全人口に比例せしむれば人口百中の割合は男四・九人、女〇・七人、平均二・九人に過ぎざるを見る、國語普及の前途は尙甚遼遠たるの感なくんばあらず、然れども之を五年前なる大正四年十月一日第二次臨時臺灣戸口調査の結果に比較すれば男女平均の割合に於て約八割の增加を告げ、更に之を十五年前なる明治三十八年十月一日第一次臨時臺灣戸口調査の結果に比較すれば七倍以上の多數に增加せり卽ち左の如し。

▼國語を解する本島人の累增（各年十月一日）

年	男	女	計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 平均
大正九年	八七、八九七	一一、一六八	九九、〇六五	四・九	〇・七	二・九
同四年	五〇、一四三	四、一九四	五四、三三七	二・九	〇・三	一・六
明治三十八年	一〇、八〇一	四六九	一一、二七〇	〇・七	〇・〇	〇・四

九年増し（四年に比し）加	三七、七五四	六、九七四	四四、七二八	二・〇	〇・四	一・三
（三十八年に比し）	七七、〇九六	一〇、六九九	八七、七九五	四・二	〇・七	二・三
四年の（三十八年に比し）増加	三九、三四二	三、七二五	四三、〇六七	二・二	〇・三	一・三

二、假名文字　假名文字の調査は片假名及平假名を標準として「讀み且書き得る者」と「單に讀み得るのみの者」とに區分調査したるものにして此の兩者を合せて男十一萬八千六百六十六人、女一萬六千二百九十人、計十三萬四千九百五十六人を算し之を全人口に比例せしむるときは百中に於て男は六・七人、女は一・〇人にして其の平均は三・九人なり、而して此の數が前項國語を解する者よりも多數なるは調査の方針上より生したる結果にして例へば公學校下級生の如きは縱令片假名を讀み書き得べきも日常普通の內地語を聽き且語ることは尙不能なる者多かるべきが如きを以てなり、今前二回の臨時戶口調査の結果を見れば第一次調査の男女平均は人口百中の一・〇人に當り、又第二次調査の男女平均は人口百中の二・三人に當るが故に今回の調査を之に比較すれば前後十五年間に二・九人を增加し又最近五年間に一・六人を増加せり但し、(イ)前二回の調査にては「假名文字を書き得るも之を讀み得ざる者」をも調査し各若干の數を包含せるも今回は之を調査せず、(ロ)何れの調査に於ても假名文字を知る者の數は單に敎育施設の直接の效果とのみ見るべからざるは勿論なり

▼假名文字を知る本島人の累增(各年十月一日)

年	男	女	計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 平均
大正九年	一一八、六六六	一六、二九〇	一三四、九五六	六・七	一・〇	三・九
大正四年	七〇、七九〇	六、二六三	七七、〇五三	四・一	〇・四	二・三
明治三十八年	二八、五四五	二、二五七	三〇、八〇二	一・八	〇・二	一・〇
九年増し（四年に比し）加	四七、八七六	一〇、〇二七	五七、九〇三	二・六	〇・六	一・六
（三十八年に比し）	九〇、一二一	一四、〇三三	一〇四、一五四	四・九	〇・八	二・九
四年の（三十八年に比し）増加	四二、二四五	四、〇〇六	四六、二五一	二・三	〇・二	一・三

尙今回調査の結果を左に表示す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼國語を解する本島人及假名文字を知る本島人（大正九年十月一日）

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 男	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 女	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
全島	八七、八九七	一一、一六八	九九、〇六五	四・九	〇・七	二・九	一二八、六六六	一六、二九〇	一四四、九五六	六・七	一・〇	三・九
臺北州	二〇、二七〇	三、四〇三	二三、六七三	五・九	一・一	三・六	二六、三九四	四、八八六	三一、二八〇	七・七	一・五	四・八
臺北市	八、一二五	一、五七五	九、七〇〇	一四・九	二・九	九・〇	八、六七三	一、七九七	一〇、四七〇	一五・九	三・三	九・七
七星郡	二、一四九	三〇三	二、四五二	五・〇	〇・八	三・〇	二、八三五	四五〇	三、二八五	六・六	一・二	四・〇
汐止街	四〇六	四三	四四九	四・九	〇・六	二・八	五一九	八四	六〇三	六・三	一・二	三・八
士林庄	六八一	一四九	八三〇	六・二	一・五	四・〇	七八九	一七三	九六二	七・二	一・八	四・六
北投庄	三三一	四一	三七二	五・三	〇・七	三・二	四五一	五二	五〇三	七・三	〇・九	四・三
松山庄	三一一	三三	三四四	五・二	〇・六	二・九	三八五	五四	四三九	六・四	〇・九	三・七
內湖庄	三七〇	三四	四〇四	四・五	〇・五	二・六	五一二	六七	五七九	六・三	〇・九	三・七
平溪庄	五〇	三	五三	一・四	〇・一	〇・八	一七九	二〇	一九九	五・一	〇・七	三・一
淡水郡	八五〇	二四七	一、〇九七	三・八	一・三	二・六	一、三〇五	三四五	一、六五〇	五・九	一・七	三・九
淡水街	六〇一	二二六	八二七	五・九	二・四	四・二	九一三	二九八	一、二一一	九・〇	三・一	六・二
八里庄	四二	五	四七	一・三	〇・二	〇・八	八七	一三	一〇〇	二・六	〇・四	一・六
三芝庄	一六七	一三	一八〇	三・三	〇・三	一・九	二二一	二三	二四四	四・三	〇・五	二・六
石門庄	四〇	三	四三	一・一	〇・一	〇・六	八四	一一	九五	二・三	〇・三	三・〇
基隆郡	二、〇六四	二四七	二、三一一	三・六	〇・五	二・一	二、五五五	四四五	三、〇〇〇	四・四	〇・九	二・八
基隆街	一、〇六六	一四九	一、二一五	六・一	〇・九	三・六	一、〇一〇	一七八	一、一八八	五・八	一・一	三・五
萬里庄	九一	四	九五	二・二	〇・一	一・三	八七	四	九一	二・一	〇・一	一・二
金山庄	一六一	六	一六七	三・一	〇・一	一・七	二八七	一八	三〇五	五・五	〇・四	三・二
七堵庄	一三四	一九	一五三	二・二	〇・三	一・三	二七四	八四	三五八	四・四	一・四	三・〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分	國語を解する者						假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む）					
	男	女	計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	男	女	計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
瑞芳庄	三二〇	四四	三六四	〇・三	〇・五	二・〇	四九二	一二五	六一七	五・一	一・五	三・四
貢寮庄	一二八	三	一三一	一・七	〇・〇	一・〇	二〇二	一二	二一四	二・七	〇・二	一・六
雙溪庄	一六四	二二	一八六	二・二	〇・四	一・四	二〇三	二四	二二七	二・八	〇・四	一・七
宜蘭郡	一、三〇三	二〇七	一、五一〇	三・一	〇・五	一・九	一、七二六	二七六	二、〇〇二	四・一	〇・七	二・五
宜蘭街	七〇二	一〇四	八〇六	七・八	一・一	四・四	六七六	一〇五	七八一	七・五	一・一	四・三
礁溪庄	二〇三	三八	二四一	二・五	〇・五	一・五	三一六	五九	三七五	三・八	〇・八	二・四
頭圍庄	二四九	三五	二八四	二・九	〇・四	一・七	四一四	五五	四六九	四・九	〇・七	二・八
北圍庄	六九	一七	八六	〇・八	〇・二	〇・六	二二二	三九	二六一	二・七	〇・五	一・七
員山庄	八〇	一三	九三	一・〇	〇・二	〇・六	九八	一八	一一六	一・三	〇・三	〇・八
羅東郡	一、一三六	一七四	一、三一〇	四・四	〇・七	二・六	一、四九五	二三一	一、七二六	五・八	〇・九	三・四
羅東街	四六二	一〇九	五七一	八・八	二・一	五・四	四六四	一〇九	五七三	八・九	二・一	五・四
五結庄	二四六	一二	二五八	三・二	〇・二	一・七	四四〇	五一	四九一	五・八	〇・七	三・三
三星庄	一三〇	二三	一五三	三・一	〇・六	一・九	二一四	三三	二四七	五・〇	〇・八	三・〇
冬山庄	二六九	二六	二九五	三・五	〇・四	二・〇	三五九	三七	三九六	四・七	〇・五	二・七
蕃地	二九	四	三三	二・八	〇・七	二・〇	一八	一	一九	一・七	〇・二	一・二
蘇澳郡	一八二	一七	一九九	三・三	〇・四	二・〇	一六七	一四	一八一	三・一	〇・三	一・八
蘇澳庄	一三四	一三	一四七	三・四	〇・四	一・九	一三二	一三	一四五	三・三	〇・四	一・九
蕃地	四八	四	五二	三・三	〇・六	二・四	三五	一	三六	二・四	〇・一	一・七
文山郡	一、四四九	二四一	一、六九〇	五・四	一・〇	三・四	二、一七四	四七一	二、六四五	八・二	二・〇	五・三
新店庄	七一七	一〇二	八一九	八・一	一・三	四・九	九五四	一五六	一、一一〇	一〇・八	二・〇	六・六
深坑庄	四七三	一〇七	五八〇	六・二	一・五	三・九	七四二	二二九	九六七	九・七	三・二	六・六
石碇庄	一五〇	一八	一六八	三・一	〇・四	一・八	三〇一	六二	三六三	六・三	一・四	四・〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

坪林庄	八六	一二	九八	三・一	〇・四	一・四	一五二	二六	一七八	五・四	〇・八	二・五
番地	二三	二	二五	一・五	〇・二	一・〇	二五	二	二七	一・六	〇・二	一・二
海山郡	二、一一一	二八八	二、三九九	五・三	〇・八	三・一	三、四五九	六一九	四、〇七八	八・七	一・七	五・三
板橋庄	六一二	八八	七〇〇	七・八	一・二	四・五	九五一	一五一	一、一〇二	一三・一	二・〇	七・一
中和庄	二三四	二〇	二五四	三・四	〇・三	一・九	二一六	一三三	三四九	四・七	〇・五	二・七
鶯歌庄	五二八	七五	六〇三	九・八	〇・九	三・四	一、〇一七	一九九	一、二一六	一二・一	二・三	六・九
三峽庄	三五三	五一	四〇四	五・一	〇・八	三・〇	五四一	一三三	六七四	七・八	二・〇	四・九
土城庄	三四二	五二	三九四	六・〇	一・〇	三・五	五九三	一〇一	六九四	一〇・三	一・九	六・二
番地	四二	二	四四	一・三	〇・一	〇・八	四一	二	四三	一・三	〇・一	〇・八
新莊郡	八九三	一〇四	九九七	三・三	〇・四	一・九	一、九八二	二三八	二、二二〇	七・六	一・〇	四・五
新莊街	三四〇	四八	三八八	四・一	〇・六	二・四	八七一	一一一	九八二	一〇・四	一・三	六・二
鷺洲庄	三九六	四七	四四三	四・〇	〇・五	二・三	八四一	一〇四	九四五	八・五	一・二	九・〇
五股庄	六一	四	六五	一・七	〇・一	〇・九	一八二	一七	一九九	四・九	〇・五	二・九
林口庄	五六	五	六一	一・四	〇・一	〇・八	八八	六	九四	二・二	〇・三	一・二
水面	四八	—	四八	二三・四	—	二三・四	二三	—	二三	一〇・七	—	一〇・七
新竹州	一六、九二九	一、八〇五	一八、七三四	六・一	〇・七	三・四	二二、四九二	二、三九二	二四、八八四	七・七	〇・九	四・三
新竹郡	三、七二五	四二四	四、一四九	六・二	〇・七	三・五	四、四五三	五四七	五、〇〇〇	七・四	〇・九	四・三
新竹街	一、七二〇	二三三	一、九五三	一三・〇	一・七	六・七	一、六六二	二四三	一、九〇五	一一・七	一・七	六・六
舊港庄	一〇四	一	一〇五	一・七	〇・〇	〇・一	二八九	一八	三〇七	四・六	〇・三	二・五
紅毛庄	一〇二	五	一〇七	二・五	〇・一	一・三	一〇一	六	一〇七	二・五	〇・一	一・三
湖口庄	一六九	四	一七三	三・〇	〇・一	一・六	一七四	五	一七九	三・一	〇・一	一・七
新埔庄	六七五	一一七	七九二	六・五	一・二	三・九	八二六	一五五	九八三	八・〇	一・五	四・八
關西庄	五四八	三五	五八三	五・九	〇・四	三・一	八二〇	七八	八九八	八・八	〇・八	四・八
六家庄	一四四	九	一五三	四・七	〇・三	二・六	二九四	三二	三二六	九・六	一・一	五・六
香山庄	二五〇	八	二五八	四・三	〇・一	二・三	二五一	八	二五九	四・三	〇・一	二・三

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	國語を解する者 人口百中 男	國語を解する者 人口百中 女	國語を解する者 人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 男	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 女	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 計	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 人口百中 男	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 人口百中 女	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 人口百中 計
蕃地	二三	二	二五	一・五	〇・二	〇・九	三四	二	三六	二・三	〇・二	一・三
中壢郡	一、七三八	一四九	一、八八七	四・五	〇・四	二・五	二、〇九三	一五二	二、二四五	五・四	〇・四	三・〇
中壢街	三八九	三一	四二〇	四・一	〇・四	二・三	四四〇	三三	四七三	四・七	〇・四	二・六
平鎭庄	一九七	五	二〇二	三・四	〇・一	一・八	三三四	九	三四三	五・七	〇・二	三・〇
楊梅庄	六八七	八四	七七一	六・八	〇・九	三・九	六八二	六八	七五〇	六・八	〇・七	三・八
新屋庄	三四八	二三	三七一	四・六	〇・三	二・五	三八二	三一	四一三	五・〇	〇・四	二・八
觀音庄	一一七	六	一二三	二・〇	〇・一	一・一	二五五	一一	二六六	四・二	〇・二	二・三
桃園郡	一、四四八	二四五	一、六九三	四・一	〇・八	二・五	一、八二二	二七九	二、一〇一	五・三	〇・九	三・一
桃園街	八五一	二〇四	一、〇五五	一〇・四	二・五	六・四	八六〇	一九七	一、〇五七	一〇・五	二・四	六・五
蘆竹庄	一五七	一〇	一六七	二・三	〇・二	一・三	三〇六	二四	三三〇	四・四	〇・四	二・五
大園庄	一二八	一三	一四一	一・九	〇・二	一・一	二〇四	一九	二二三	三・〇	〇・三	一・七
龜山庄	一四一	一一	一五二	一・八	〇・二	一・〇	二七七	二六	三〇三	三・五	〇・四	二・〇
八塊庄	一三一	七	一三八	二・七	〇・二	一・五	一七五	一三	一八八	三・六	〇・三	二・〇
大溪郡	九六四	七〇	一、〇三四	四・一	〇・三	二・三	一、五九二	一三九	一、七三一	六・八	〇・六	三・七
大溪街	五三五	四七	五八二	四・五	〇・四	二・四	一、一二〇	一〇八	一、二二八	九・三	〇・九	五・〇
龍潭庄	三六六	二一	三八七	四・四	〇・二	二・三	四一一	三〇	四四一	四・九	〇・四	二・六
蕃地	六三	二	六五	二・〇	〇・一	一・三	七一	一	七二	二・三	〇・〇	一・四
竹東郡	一、八二七	一四七	一、九七四	六・四	〇・五	三・四	二、七五〇	二五九	三、〇〇九	九・六	〇・九	五・三
竹東庄	五九九	五三	六五二	一一・二	一・〇	六・一	六九六	七〇	七六六	五・〇	一・三	七・一
芎林庄	四三六	三七	四七三	九・四	〇・八	五・〇	五二五	四二	五六七	一一・三	〇・九	六・〇
橫山庄	三七九	四〇	四一九	七・二	〇・八	四・〇	三九四	三九	四三三	七・五	〇・七	四・一
北埔庄	一五六	六	一六二	三・八	〇・一	一・九	三五二	三六	三八八	八・五	〇・九	四・七

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

峨眉庄	一五五	九	一六四	四・九	〇・三	二・六	四五九	五六	五一五	一四・七	一・七	八・一
寶山庄	六九	—	六九	一・五	—	〇・七	二九二	一五	三〇七	六・三	〇・三	三・三
蕃地	三三	二	三五	二・〇	〇・二	一・三	三二	一	三三	一・九	〇・一	一・三
竹南郡	二、三一二	二五四	二、五六六	六・八	〇・七	三・八	三、〇三六	三六四	三、四〇〇	九・〇	一・二	五・〇
竹南庄	四八八	三五	五二三	七・八	〇・六	四・二	六七八	六九	七四七	一〇・八	一・二	六・〇
頭分庄	六八六	一一二	七九八	九・一	一・四	五・一	七八一	一三二	九一三	一〇・四	一・七	五・九
三灣庄	二一二	七	二一九	五・八	〇・二	三・〇	三三三	三五	三六八	九・一	一・〇	五・一
南庄	三八二	五一	四三三	九・七	一・三	五・五	四三七	五一	四八八	一一・一	一・三	六・三
造橋庄	一三八	一一	一四九	五・六	〇・五	三・〇	一九四	二二	二一六	七・八	〇・九	四・四
後龍庄	三四九	三四	三八三	三・九	〇・四	二・一	五六一	五一	六一二	六・二	〇・六	二・四
蕃地	五七	四	六一	六・〇	〇・五	三・四	五二	四	五六	九・四	〇・九	三・三
苗栗郡	四、三〇七	四六九	四、七七六	九・三	一・〇	五・一	四、九四九	五九三	五、五四二	一〇・七	一・三	五・九
苗栗街	八〇一	七六	八七七	一一・五	一・〇	六・一	八七八	八八	九六六	一二・六	一・二	六・七
頭屋庄	一〇九	四	一一三	三・六	〇・一	一・九	二二一	一六	二三七	七・〇	〇・九	三・八
公舘庄	八五二	一一一	九六三	一一・二	一・四	六・二	九五七	一三八	一、〇九五	一三・六	一・七	七・〇
銅鑼庄	六八三	一〇七	七九〇	一三・〇	一・九	六・九	八八二	一六四	一、〇四六	一五・五	二・九	九・三
三叉庄	三五三	四八	四〇一	一一・九	一・七	六・九	三七八	五五	四三三	一二・七	一・九	七・五
苑裡庄	六八二	六五	七四七	八・四	〇・八	四・五	七二五	七二	七九七	八・九	〇・九	四・八
通霄庄	六〇四	四三	六四七	七・三	〇・五	三・八	六六七	四三	七一〇	七・九	〇・五	四・三
四湖庄	二二三	一五	二三八	六・一	〇・四	三・三	二四一	一七	二五八	六・九	〇・九	三・七
大湖郡	六五八	四七	七〇五	五・六	〇・四	三・一	八〇七	五九	八六六	六・八	〇・九	三・八
大湖庄	三〇〇	二九	三二九	六・四	〇・七	三・六	三九三	四四	四三七	八・四	一・〇	四・八
獅潭庄	四六	二	四八	一・七	〇・一	〇・九	七七	三	八〇	二・八	〇・一	一・五
卓蘭庄	二四八	一一	二五九	八・〇	〇・四	四・三	二七六	一一	二八七	八・九	〇・四	四・八
蕃地	六四	五	六九	五・一	〇・六	三・三	六一	一	六二	四・八	〇・二	二・九

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者(單に讀むのみの者を含む) 男	同 女	同 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
蕃地	二三	二	二五	一・五	〇・二	〇・九	三四	二	三六	二・三	〇・二	一・三
中堰郡	一、七三八	一四九	一、八八七	四・五	〇・四	二・五	二、〇九三	一五二	二、二四五	五・四	〇・四	三・〇
中堰街	三八九	三一	四二〇	四・一	〇・四	二・三	四四〇	三三	四七三	四・七	〇・四	二・六
平鎭庄	一九七	五	二〇二	三・四	〇・一	一・八	三三四	九	三四三	五・七	〇・二	三・〇
楊梅庄	六八七	八四	七七一	六・八	〇・九	三・九	六八二	六八	七五〇	六・八	〇・七	三・八
新屋庄	三四八	二三	三七一	四・六	〇・三	二・五	三八二	三一	四一三	五・〇	〇・四	二・八
觀音庄	一一七	六	一二三	二・〇	〇・一	一・一	二五五	一一	二六六	四・三	〇・二	二・三
桃園郡	一、四〇八	二四五	一、六五三	四・一	〇・八	二・五	一、八二二	三七九	二、二〇一	五・三	〇・九	三・一
桃園街	八五一	二〇四	一、〇五五	一〇・四	二・五	六・四	八六〇	一九七	一、〇五七	一〇・五	二・四	六・五
蘆竹庄	一五七	一〇	一六七	二・三	〇・二	一・三	三〇六	二四	三三〇	四・四	〇・四	二・五
大園庄	一二八	一三	一四一	一・九	〇・二	一・一	三〇四	一九	三二三	三・〇	〇・三	一・七
龜山庄	一四一	一一	一五二	一・八	〇・二	一・〇	二七七	二六	三〇三	三・五	〇・四	二・〇
八塊庄	一三一	七	一三八	二・七	〇・二	一・五	一七五	一三	一八八	三・六	〇・三	二・〇
大溪郡	九六四	七〇	一、〇三四	四・一	〇・三	二・二	一、五九三	一三九	一、七三二	六・八	〇・六	三・七
大溪街	五三五	四七	五八二	四・五	〇・四	二・四	一、二一〇	一〇八	一、三一八	九・三	〇・九	五・〇
龍潭庄	三六六	二一	三八七	四・四	〇・二	二・三	四一一	三〇	四四一	四・九	〇・四	二・六
蕃地	六三	二	六五	二・〇	〇・一	一・三	七一	一	七二	二・三	〇・〇	一・四
竹東郡	一、八二七	一四七	一、九七四	六・四	〇・五	三・四	二、七五〇	二五九	三、〇〇九	九・六	〇・九	五・三
竹東庄	五九九	五三	六五二	一一・二	一・〇	六・一	六九六	七〇	七六六	五・〇	一・三	七・一
芎林庄	四三六	三七	四七三	九・四	〇・八	五・〇	五二五	四二	五六七	一一・三	〇・九	六・〇
橫山庄	三七九	四〇	四一九	七・二	〇・八	四・〇	三九四	三九	四三三	七・五	〇・七	四・一
北埔庄	一五六	六	一六二	三・八	〇・一	一・九	三五二	三六	三八八	八・五	〇・九	四・七

峨眉庄	一五五	九	一六四	四.九	〇.三	二.六	四五九	五六	五一五	一四.七	一.七	八.一
寶山庄	六九	—	六九	一.五	—	〇.七	二九二	一五	三〇七	六.三	〇.三	三.三
蕃地	三三	二	三五	二.〇	〇.二	一.三	三二	一	三三	一.九	〇.一	一.二
竹南郡	二、三一二	二七四	二、五八六	六.八	〇.七	三.八	三、〇三六	三六四	三、四〇〇	九.〇	一.一	八.〇
竹南庄	四八八	三五	五二三	七.八	〇.六	四.二	六七八	六九	七四七	一〇.八	一.二	六.〇
頭分庄	六六六	一三二	七九八	九.一	一.四	五.一	七八一	一三二	九一三	一〇.四	一.七	五.九
三灣庄	二三二	七	二三九	五.八	〇.二	三.〇	三三三	三五	三六八	九.一	一.〇	五.一
南庄	三八二	五一	四三三	九.七	一.三	五.五	四三七	五一	四八八	一二.一	一.三	六.二
造橋庄	一三八	一一	一四九	五.六	〇.五	三.〇	一九四	二二	二一六	七.八	〇.九	四.四
後龍庄	三四九	三四	三八三	三.九	〇.四	二.一	五六一	五一	六一二	六.三	〇.六	三.四
蕃地	五七	四	六一	六.〇	〇.五	三.四	五二	四	五六	五.四	〇.五	二.二
苗栗郡	四、二九七	四六九	四、七六六	九.三	一.〇	五.一	四、九三九	五九三	五、五三二	一〇.七	一.三	五.九
苗栗街	八〇一	七六	八七七	一一.五	一.〇	六.一	八七八	八八	九六六	一三.六	一.二	六.七
頭屋庄	一〇九	四	一一三	三.六	〇.一	一.九	二一一	一六	二二七	七.〇	〇.五	三.八
公館庄	八五二	一一一	九六三	一一.二	一.四	六.二	九五七	一三八	一、〇九五	一三.六	一.七	七.〇
銅鑼庄	六八三	一〇七	七九〇	一三.〇	一.九	六.九	八八二	一六四	一、〇四六	一五.五	二.九	九.二
三叉庄	三五三	四八	四〇一	一一.九	一.七	六.九	三七八	五五	四三三	一三.七	一.九	七.五
苑裡庄	六八二	六五	七四七	八.四	〇.八	四.五	七二五	七二	七九七	八.九	〇.九	四.八
通霄庄	六〇四	四三	六四七	七.二	〇.五	三.八	六六七	四三	七一〇	七.九	〇.五	四.二
四湖庄	二一三	一五	二二八	六.一	〇.四	三.三	二四一	一七	二五八	六.九	〇.五	三.七
大湖郡	六五八	四七	七〇五	五.六	〇.四	三.一	八〇七	五九	八六六	六.八	〇.五	三.八
大湖庄	三〇〇	二九	三二九	六.四	〇.七	三.六	三九三	四四	四三七	八.四	一.〇	四.八
獅潭庄	四六	二	四八	一.七	〇.一	〇.九	七七	三	八〇	二.八	〇.一	一.五
卓蘭庄	二四八	一一	二五九	八.〇	〇.四	四.三	二七六	一一	二八七	八.九	〇.四	四.八
蕃地	六四	五	六九	五.一	〇.六	三.三	六一	一	六二	四.八	〇.一	二.九

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 男	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 女	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
臺中州	一八、七三九	二、〇八四	二〇、八二三	四・八	〇・六	二・八	二五、六二四	三、〇七四	二八、六九八	六・六	〇・八	三・八
臺中市	二、四一三	二九四	二、七〇七	一九・二	三・〇	一二・二	二、〇〇九	二三〇	二、二三九	一六・二	二・三	一〇・一
大屯郡	一、三八三	一五三	一、五三六	五・二	〇・五	三・二	二、三〇六	三一一	二、六一七	六・五	〇・九	三・八
大里庄	二一一	四七	二五七	五・二	一・二	三・二	三〇四	七二	三七六	七・四	一・八	四・七
霧峯庄	三二〇	三〇	三五〇	五・五	〇・六	三・二	三九五	四六	四四一	六・八	〇・九	三・九
大平庄	二三	一	二四	〇・六	〇・〇	〇・三	八八	一〇	九八	二・二	〇・三	一・三
北屯庄	二〇五	一七	二二二	二・七	〇・二	一・五	三八五	四四	四二九	五・一	〇・六	二・九
西屯庄	一二五	四	一二九	二・三	〇・一	一・二	五四一	六一	六〇二	九・八	一・二	五・六
南屯庄	三四四	三九	三八三	七・九	一・〇	四・六	三五五	四一	三九六	八・二	一・〇	四・七
烏日庄	一五五	一五	一七〇	三・六	〇・四	二・一	二三八	三七	二七五	五・五	一・〇	三・四
豐原郡	二、五五四	三四〇	二、八九四	八・〇	一・一	四・六	二、九七八	四六八	三、四四六	九・三	一・五	五・五
豐原街	一、〇四四	一五三	一、一九七	一〇・〇	一・五	五・八	一、二四五	二〇九	一、四五五	一三・〇	二・一	七・一
內埔庄	四〇五	二二	四二七	六・九	〇・四	三・七	四一八	二四	四四二	七・一	〇・四	三・九
神岡庄	四四二	七九	五二一	六・九	一・三	四・一	五三七	一一七	六五四	八・四	一・九	五・一
大雅庄	三〇六	三八	三四四	六・四	〇・八	三・七	四一二	六五	四七七	八・六	一・五	五・二
潭子庄	三五七	四八	四〇五	七・八	一・一	四・六	三六六	五三	四一九	八・〇	一・二	四・七
東勢郡	一、二五四	一六一	一、四一五	八・一	一・一	四・六	一、四四三	一九五	一、六三八	九・三	一・三	五・四
東勢庄	七九五	一一七	九一二	九・三	一・四	五・三	八七三	一一八	九九一	一〇・二	一・四	五・八
石岡庄	二六五	二四	二八九	八・四	〇・七	四・五	三二一	三八	三五九	一〇・一	一・二	五・六
新社庄	一七三	一八	一九一	五・一	〇・六	二・九	二三四	三九	二七三	六・九	一・三	四・二
蕃地	二一	二	二三	四・八	一・五	四・〇	一五	―	一五	三・四	―	二・六
大甲郡	一、六一三	九三	一、七〇六	三・二	〇・二	一・七	三、二五七	二七二	三、五二九	六・四	〇・六	三・五

清水街	二九五	二〇	三一五	二・四	〇・二	一・三	六九五	八六	七八一	五・七	〇・七	三・二
梧棲街	二二七	六	二三三	四・一	〇・一	二・一	四二八	二八	四五六	七・八	〇・五	四・一
外埔庄	四七	一	四八	一・四	〇・〇	〇・七	二三七	二〇	二五七	七・〇	〇・六	四・〇
大甲庄	四七五	四七	五二二	五・八	〇・六	三・二	六九〇	六五	七五五	八・四	〇・八	四・六
大安庄	七〇	二	七二	一・八	〇・一	〇・九	二〇八	一四	二二二	五・二	〇・四	二・八
沙鹿庄	一〇四	一	一〇五	一・六	〇・〇	〇・八	三三一	二五	三五六	五・〇	〇・四	二・八
龍井庄	一八七	九	一九六	二・九	〇・一	一・五	三一七	一三	三三〇	四・九	〇・二	二・六
大肚庄	二〇八	七	二一五	四・六	〇・二	二・五	三五一	二一	三七二	七・八	〇・五	四・三
彰化郡	二、九三九	四五八	三、三九七	四・二	〇・七	二・五	三、八五〇	六六九	四、五一九	五・五	一・〇	三・三
彰化街	八九四	二四五	一、一三九	一〇・七	三・〇	六・九	一、一三九	三三九	一、四七八	一三・九	四・一	九・〇
鹿港街	八八〇	一一五	九九五	五・八	〇・八	三・三	一、〇三四	一五五	一、一八九	六・八	一・〇	三・九
南郭庄	一三〇	二四	一五四	三・四	〇・七	二・一	一五六	三〇	一八六	四・一	〇・八	二・五
大竹庄	一一二	四	一一六	二・四	〇・一	一・三	一六〇	九	一六九	三・五	〇・二	一・九
和美庄	二六〇	一九	二七九	二・八	〇・二	一・五	三九二	四〇	四三二	四・二	〇・〇	二・三
線西庄	一七九	一七	一九六	三・〇	〇・三	一・七	二一九	一八	二三七	三・七	〇・三	二・〇
福興庄	一一〇	一〇	一二〇	一・八	〇・二	一・〇	一一〇	二	一一二	一・八	〇・二	一・〇
秀水庄	一六五	一〇	一七五	三・四	〇・二	一・九	一八九	一一	二〇〇	三・九	〇・二	二・一
花壇庄	七三	一〇	八三	一・三	〇・二	〇・七	一七四	三〇	二〇四	二・八	〇・五	一・七
芬園庄	一三六	四	一四〇	二・五	〇・一	一・三	二七七	二六	三〇三	五・一	〇・五	二・九
員林郡	二、六七七	二三七	二、九一四	四・四	〇・四	二・五	三、四七三	三七〇	三、八四三	五・七	〇・七	三・三
員林街	五三八	四八	五八六	五・一	〇・五	三・〇	六六九	六三	七三二	六・四	〇・七	三・七
大村庄	二三一	三四	二六五	四・三	〇・七	二・六	三五四	七七	四三一	六・六	一・五	四・二
埔鹽庄	一四六	—	一四六	二・八	—	一・四	二四九	九	二五八	四・八	〇・二	二・五
溪湖庄	二八一	三二	三一三	四・三	〇・五	二・五	三六六	四七	四一三	五・六	〇・八	三・三
坡心庄	八二	三	八五	一・三	〇・一	〇・七	一七五	四	一七九	二・九	〇・一	一・五

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 男	假名文字を讀み書き得る者 女	假名文字を讀み書き得る者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
永靖庄	三三二	一七	三四九	四・二	〇・二	二・三	三四八	一九	三六七	四・四	〇・三	二・四
社頭庄	二六八	二二	二九〇	三・六	〇・三	二・一	三八一	五五	四三六	五・二	〇・八	三・一
田中庄	四〇四	三七	四四一	五・八	〇・六	三・三	四二三	三八	四六一	六・一	〇・六	三・四
二水庄	三九五	四四	四三九	八・五	一・〇	四・九	五〇八	五八	五六六	一〇・九	一・三	六・三
北斗郡	一、二五六	八〇	一、三三六	二・七	〇・二	一・五	一、四二三	九九	一、五二二	三・三	〇・二	一・八
北斗街	二九八	三九	三三七	六・四	〇・九	三・八	三一八	三八	三五六	六・九	〇・九	四・〇
田尾庄	九五	五	一〇〇	一・六	〇・一	〇・九	一六三	八	一七一	二・七	〇・一	一・五
埤頭庄	一二八	七	一三五	二・三	〇・一	一・三	一八六	一一	一九七	三・三	〇・二	一・八
二林庄	一二九	八	一三七	一・九	〇・一	一・〇	一五四	六	一六〇	二・二	〇・一	一・二
沙山庄	一五四	五	一五九	二・四	〇・一	一・三	一三八	四	一四二	二・一	〇・一	一・一
大城庄	二	—	二	〇・五	—	〇・二	二四	—	二四	〇・五	—	〇・三
竹塘庄	七四	六	八〇	二・一	〇・二	一・二	九九	六	一〇五	二・九	〇・二	一・五
溪洲庄	二五七	一〇	二六七	四・九	〇・二	二・六	三四一	二六	三六七	六・五	〇・五	三・六
南投郡	一、二三一	一一一	一、三四二	三・九	〇・四	二・二	二、二一五	一九三	二、四〇八	七・一	〇・七	四・〇
南投街	五一一	五一	五六二	五・一	〇・五	二・九	八三四	六一	八九五	八・三	〇・六	四・六
草屯庄	二四三	一四	二五七	二・五	〇・一	一・三	六八一	五九	七四〇	六・九	〇・六	三・八
中寮庄	七八	四	八二	二・三	〇・一	一・三	一九八	二一	二一九	五・七	〇・七	三・四
名間庄	三九九	四二	四四一	五・〇	〇・六	二・九	五〇二	五二	五五四	六・二	〇・七	三・六
新高郡	三六二	四〇	四〇二	三・九	〇・五	二・三	六九五	六〇	七五五	七・五	〇・七	四・三
集集庄	二六九	三〇	二九九	六・四	〇・八	三・八	三一一	三三	三四四	七・四	〇・九	四・四
魚池庄	七九	一〇	八九	一・八	〇・二	一・〇	三七一	二八	三九九	八・三	〇・七	四・六
蕃地	一四	—	一四	二・二	—	一・六	一三	—	一三	二・一	—	一・五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

能高郡	七〇四	八五	七八九	三・〇	〇・七	三・〇	九〇三	一一七	一、〇二〇	六・四	一・〇	三・九
埔里街	六二三	七四	六九七	六・一	〇・八	三・六	七八〇	一〇六	八八六	七・六	一・一	四・五
國姓庄	四一	七	四八	一・四	〇・三	一・〇	八三	一〇	九三	二・九	〇・五	一・九
番地	四〇	四	四四	四・〇	一・一	三・二	四〇	一	四一	四・〇	〇・三	三・〇
竹山郡	四五五	三三	四八五	二・九	〇・二	一・六	一、〇七二	九〇	一、一六二	六・九	〇・六	三・八
竹山庄	三三四	三三	三六六	三・二	〇・三	一・八	七四四	七六	八二三	七・二	〇・八	四・一
鹿谷庄	一一九	—	一一九	二・三	—	一・三	三三六	三	三四〇	六・二	〇・二	三・三
臺南州	一七、五一九	二、四九二	一九、八二一	三・七	〇・六	二・一	二五、四八八	三、七六八	二九、二五六	五・四	〇・八	三・二
臺南市	五、三六四	一、〇九一	六、三五五	一六・五	三・六	一〇・二	五、一五九	一、一四六	六、三〇五	一六・一	三・八	一〇・二
新豐郡	一、四五〇	一一	一、五六一	三・七	〇・三	二・〇	一、五三八	一四六	一、六八四	三・九	〇・四	二・二
永寧庄	一五二	九	一六一	二・二	〇・一	一・三	二五八	一七	二七五	三・七	〇・三	二・一
仁德庄	八四	九	九三	一・九	〇・二	一・一	二五〇	三三	二八三	五・六	〇・六	三・三
歸仁庄	二三五	一五	二三七	三・九	〇・二	一・九	二六四	一八	二八二	四・一	〇・三	二・二
關廟庄	四三四	五五	四八九	九・二	一・二	五・四	二九六	四六	三四二	六・三	一・〇	三・八
龍崎庄	二八三	七	二九〇	一二・六	〇・三	六・七	五六	四	六〇	三・五	〇・二	一・四
永康庄	二四五	一六	二六一	四・〇	〇・三	二・三	三一四	二六	三四〇	五・一	〇・四	二・八
安順庄	三〇	—	三〇	〇・四	—	〇・二	一〇〇	二	一〇二	一・三	〇・〇	〇・六
新化郡	九四六	七三	一、〇一八	二・八	〇・二	一・五	一、六二〇	一七一	一、七九一	四・八	〇・五	二・七
新化街	二〇七	一六	二三三	三・八	〇・三	二・一	四四三	六五	五〇八	八・一	一・二	四・七
新市庄	三三	一	三四	一・二	〇・〇	〇・六	七六	八	八四	二・五	〇・三	一・四
安定庄	八三	七	九〇	一・二	〇・一	〇・六	一九二	一四	二〇六	二・五	〇・二	一・三
善化庄	二六八	三五	二九三	四・五	〇・四	二・五	三一二	四四	三五六	五・二	〇・八	三・一
山上庄	九六	六	一〇二	三・六	〇・二	一・九	一三五	八	一四三	五・〇	〇・三	二・七
玉井庄	一三二	一四	一四六	五・四	〇・六	二・九	一三四	一九	一五三	五・五	〇・八	三・一
楠西庄	三三	一	三四	二・三	〇・一	一・三	一三〇	三	一三三	八・四	〇・二	四・五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分	國語を解する者 男	女	計	人口百中 男	女	計	假名文字を讀み書き得る者(單に讀むのみの者を含む) 男	女	計	人口百中 男	女	計
南化庄	五二	—	五二	二・四	—	一・二	九七	五	一〇二	四・四	〇・二	二・三
左鎭庄	四二	二	四四	一・五	〇・一	〇・八	一一一	五	一一六	三・九	〇・二	二・一
曾文郡	九七八	一四四	一、一二二	三・六	〇・五	二・一	一、五四八	二三二	一、七八〇	五・七	〇・九	三・三
麻豆街	五四〇	一〇七	六四七	四・七	一・〇	二・八	七二三	一二四	八四七	六・三	一・一	三・七
下營庄	七二	五	七七	一・三	〇・一	〇・七	一三〇	一七	一四七	二・三	〇・三	一・三
六甲庄	一三三	一四	一四七	三・八	〇・四	二・二	二〇〇	二九	二二九	五・七	七・〇	三・四
官田庄	六八	七	七五	二・〇	〇・二	一・一	一三七	二三	一六〇	四・一	〇・七	二・四
大內庄	一六五	一一	一七六	五・〇	〇・三	二・七	三五八	三九	三九七	一〇・七	一・二	六・一
北門郡	七三八	六四	八〇二	一・五	〇・一	〇・八	一、六〇五	一三七	一、七四二	二・九	〇・三	一・七
佳里庄	二六九	一八	二八七	二・八	〇・二	一・五	四三六	四三	四七九	四・六	〇・五	二・五
西港庄	一〇四	一四	一一八	一・八	〇・二	一・〇	二〇二	二三	二二五	三・六	〇・四	二・〇
七股庄	九	—	九	〇・一	—	〇・一	二三	—	二三	〇・三	—	〇・一
將軍庄	一三一	二二	一五三	一・六	〇・三	〇・九	二三九	二九	二六八	二・八	〇・三	一・六
北門庄	八二	一	八三	一・〇	〇・〇	〇・五	三一七	一一	三二八	三・八	〇・二	二・一
學甲庄	一四三	九	一五二	一・三	〇・一	〇・七	三八八	三一	四一九	三・七	〇・三	二・〇
新營郡	九二一	一一〇	一、〇三一	二・三	〇・三	一・三	二、一四六	二一九	二、三六五	五・三	〇・六	三・〇
鹽水街	二二八	一六	二四四	二・六	〇・二	一・四	五九二	七四	六六六	六・八	〇・九	三・九
新營庄	一六五	八	一七三	二・七	〇・一	一・四	二四六	一七	二六三	四・〇	〇・三	二・一
柳營庄	九七	一二	一〇九	二・三	〇・三	一・三	一八〇	一四	一九四	四・一	〇・三	二・三
後壁庄	一九二	一六	二〇八	二・七	〇・二	一・五	四一六	五二	四六八	六・〇	〇・八	三・五
白河庄	一三一	四七	一七八	一・六	〇・六	一・一	四四四	三七	四八一	五・三	〇・五	三・〇
番社庄	一〇八	一一	一一九	一・八	〇・二	一・一	二六八	二五	二九三	四・六	〇・五	二・六

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

嘉義郡	三、九〇四	五九四	四、四九八	九・三	〇・八	三・二	五、三九九	八一七	六、二一六	七・一	一・二	四・三
嘉義街	二、二三九	三九〇	二、六二九	一三・七	二・六	七・四	二、二三二	四一七	二、六四九	一三・一	二・八	八・一
水上庄	一二三	九	一三二	一・七	〇・一	一・〇	二九三	三二	三二五	四・一	〇・五	二・四
民雄庄	三二三	四三	三六六	四・〇	〇・六	二・三	六六九	一三九	七八八	八・二	一・七	五・一
新港庄	二六七	四六	三一三	三・二	〇・六	二・〇	五九六	一一九	七一五	七・三	一・五	四・五
溪口庄	一五三	一一	一六四	三・二	〇・三	一・八	三四二	二三	三六五	七・二	〇・五	四・〇
大林庄	二三七	二五	二六二	三・八	〇・四	二・二	三四二	三九	三八一	五・五	〇・七	三・一
小梅庄	一五三	一三	一五六	二・八	〇・一	一・五	二六五	六	二七一	四・八	〇・一	二・六
竹崎庄	一四八	一〇	一五八	一・八	〇・一	一・〇	二六七	二三	二九〇	三・二	〇・三	一・九
番路庄	七五	二	七七	二・七	〇・一	一・五	一二九	五	一三四	四・六	〇・三	二・六
中埔庄	一四九	一五	一六四	二・七	〇・三	一・六	二〇三	二四	二三七	三・六	〇・五	二・二
大埔庄	五	—	五	一・〇	—	〇・五	三七	一	三八	七・三	〇・二	四・〇
蕃地	三二	—	三二	五・五	—	三・九	二三	—	二三	四・〇	—	二・八
斗六郡	九四一	一三一	一、〇七二	二・五	〇・四	一・五	一、七七一	二八四	二、〇五五	四・七	〇・八	二・八
斗六街	四七五	七九	五五四	三・八	〇・七	二・三	七七二	一五〇	九二二	六・二	一・三	三・八
古坑庄	一五四	一〇	一六四	二・〇	〇・一	一・一	二三〇	一七	二四七	三・〇	〇・二	一・七
斗南庄	一七七	三一	二〇八	二・五	〇・五	一・五	三九四	五九	四五三	五・五	〇・九	三・三
大埤庄	五七	七	六四	一・一	〇・一	〇・六	二二四	三五	二五九	四・二	〇・七	二・五
莿桐庄	七八	四	八二	一・六	〇・一	〇・九	一五一	二三	一七四	三・一	〇・五	一・九
虎尾郡	五九六	五七	六五二	一・四	〇・一	〇・八	一、四二一	一七四	一、五九五	三・三	〇・四	一・九
西螺街	一九五	二七	二二二	二・一	〇・三	一・二	四二〇	七一	四九一	四・六	〇・八	二・七
虎尾庄	一三七	一〇	一四七	二・三	〇・二	一・二	二〇四	一三	二一六	三・四	〇・二	一・八
二崙在	四四	二	四六	〇・八	〇・〇	〇・四	一八二	一四	一九六	三・四	〇・三	一・八
崙背庄	七三	七	八〇	一・〇	〇・一	〇・六	一七九	一八	一九七	二・五	〇・三	一・四
海口庄	六九	五	七四	〇・八	〇・一	〇・五	一七五	一五	一九〇	二・一	〇・二	一・二

區分	國語を解する者 男	女	計	人口百中 男	女	計	假名文字を讀み書き得る者(單に讀むのみの者を含む) 男	女	計	人口百中 男	女	計
土庫庄	七八	六	八四	一・二	〇・一	〇・六	二五一	四四	二九五	三・六	〇・七	二・二
北港郡	三〇七	三〇	三三七	〇・八	〇・一	〇・五	八八九	八八	九七七	二・四	〇・三	一・四
北港街	一九一	二〇	二一一	二・一	〇・三	一・三	六一四	八五	六九九	六・六	一・一	四・〇
元長庄	七六	—	七六	一・三	—	〇・六	一〇七	一	一〇八	一・七	〇・〇	〇・九
四湖庄	一〇	—	一〇	〇・三	—	〇・一	五一	—	五一	〇・八	—	〇・四
口湖庄	一四	—	一四	〇・三	—	〇・一	五一	一	五二	〇・七	〇・〇	〇・四
水林庄	一六	—	一六	〇・三	—	〇・一	六六	一	六七	〇・八	〇・〇	〇・四
東石郡	一、三六八	三八	一、四〇六	二・一	〇・三	一・三	二、四九九	三五四	二、八五三	四・二	〇・六	二・五
朴子街	三九〇	六五	四五五	四・七	〇・八	二・八	六七四	一三八	八一二	八・二	一・七	五・〇
六脚庄	一九八	一一	二〇九	一・八	〇・一	一・〇	五〇〇	六六	五六六	四・六	〇・六	二・七
東石庄	七八	—	七八	〇・八	—	〇・四	一二八	五	一三三	一・三	〇・一	〇・七
布袋庄	一七〇	五	一七五	一・六	〇・一	〇・九	二三四	一一	二四五	二・三	〇・一	一・二
鹿草庄	一五六	九	一六五	二・七	〇・三	一・五	三四〇	二五	三六五	五・九	〇・五	三・三
太保庄	一四七	二四	一七一	三・三	〇・六	二・〇	三三六	五九	三九五	七・五	一・四	四・五
義竹庄	一二九	二四	一五三	一・七	〇・二	〇・八	二八七	五〇	三三七	二・九	〇・五	一・七
水面	六	—	六	五・一	—	五・一	三	—	三	一・七	—	一・七
高雄州	一一、三二四	八八五	一二、二〇九	四・四	〇・四	二・四	一五、六〇三	一、三〇四	一六、九〇七	六・〇	〇・五	三・三
高雄郡	一、三五九	一二七	一、四八六	四・〇	〇・四	二・三	一、四七三	一八二	一、六五五	四・三	〇・六	二・五
高雄街	八九九	八二	九八一	六・五	〇・七	三・八	八五一	一〇四	九五五	六・一	〇・九	三・七
仁武庄	三七	四	四一	〇・九	〇・一	〇・五	八一	九	九〇	二・一	〇・二	一・三
燕巣庄	四二	五	四七	一・五	〇・二	〇・九	五六	五	六一	二・一	〇・二	一・二
楠梓庄	二六九	二九	二九八	四・二	〇・五	二・四	三三八	四九	三八七	五・三	〇・八	三・一

左營庄	一一二	七	一一九	一・六	〇・一	〇・九	一四七	一五	一六二	二・一	〇・二	一・二
岡山郡	六〇三	三三	六三六	一・七	〇・一	〇・九	一、二三七	九四	一、三三一	三・五	〇・三	二・〇
岡山庄	一六七	一	一六八	三・一	〇・二	一・七	三一六	三三	三四九	五・九	〇・六	三・三
阿蓮庄	二一	二	二三	〇・七	〇・一	〇・四	八一	九	九〇	二・六	〇・三	一・四
路竹庄	六六	三	六九	一・三	〇・一	〇・七	一八七	三	一九〇	三・六	〇・二	一・九
湖內庄	一五五	九	一六四	一・四	〇・一	〇・八	三〇八	二四	三三二	二・八	〇・二	一・六
彌陀庄	一九四	八	二〇二	一・八	〇・一	一・〇	三五四	一六	三七〇	三・二	〇・二	一・七
鳳山郡	一、〇七九	九二	一、一七一	三・五	〇・三	二・〇	一、六八五	一六三	一、八四八	五・五	〇・六	三・一
鳳山街	四一六	五九	四七五	七・七	一・一	四・五	五〇二	七六	五七八	九・二	一・五	五・五
小港庄	八三	三	九五	一・五	〇・二	〇・九	二三九	一九	二五八	四・四	〇・四	二・五
林園庄	一六七	九	一七六	二・六	〇・一	一・四	二八九	一八	三〇七	四・四	〇・三	二・四
大寮庄	一八九	六	一九五	三・二	〇・一	一・六	三四九	二八	三七七	五・九	〇・五	三・二
大樹庄	一五八	六	一六四	三・〇	〇・一	一・六	二五〇	二一	二七一	四・七	〇・四	二・七
烏松庄	六六	—	六六	三・二	—	一・七	五六	一	五七	二・七	〇・一	一・五
旗山郡	一、八五四	九六	一、九五〇	六・八	〇・四	三・六	二、一三七	一三七	二、二七四	七・八	〇・五	四・二
旗山街	六〇一	五八	六五九	八・四	〇・九	四・七	五二八	六〇	五八八	七・三	〇・九	四・二
美濃庄	五二六	四	五三〇	六・七	〇・一	三・四	八二五	四〇	八六五	一〇・五	〇・五	五・五
杉林庄	二三七	一四	二五一	九・二	〇・五	四・九	二四八	一四	二六二	九・六	〇・五	五・一
甲仙庄	六六	三	六九	六・四	〇・三	三・五	六五	三	六八	六・三	〇・三	三・四
內門庄	二八七	一四	三〇一	六・七	〇・三	三・六	三〇二	一七	三一九	七・一	〇・四	三・八
田寮庄	一三〇	三	一三三	三・一	〇・一	一・六	一六二	三	一六五	三・八	〇・一	二・〇
蕃地	七	—	七	三・八	—	二・四	七	—	七	三・八	—	二・四
屏東郡	一、五六七	一七二	一、七三九	四・七	〇・六	二・七	二、〇七七	二三三	二、三一〇	六・二	〇・七	三・六
屏東街	八〇八	一三九	九四七	八・三	一・五	五・一	八〇〇	一三〇	九三〇	八・二	一・五	五・〇
長興庄	一一七	三	一二〇	二・一	〇・一	一・一	一五八	五	一六三	二・九	〇・一	一・五

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者(單に讀むのみの者を含む) 男	同 女	同 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
鹽埔庄	六六	七	七三	一・六	〇・二	〇・九	一五七	九	一六六	三・八	〇・二	二・〇
高樹庄	二七一	一四	二八五	六・三	〇・三	三・三	三五三	一七	三七〇	八・三	〇・四	四・三
六龜庄	五一	二	五三	二・一	〇・一	一・二	七六	一	七七	三・一	〇・〇	一・六
里港庄	一七八	一五	一九三	四・六	〇・四	二・五	三二四	四二	三六六	八・三	一・一	四・八
九塊庄	六一	一	六二	二・四	〇・〇	一・三	一九二	二八	二二〇	七・六	一・一	四・三
蕃地	一五	一	一六	二・三	〇・三	一・六	一七	一	一八	二・五	〇・三	一・八
潮州郡	一、四七九	六一	一、五四〇	五・一	〇・二	二・七	二、三三九	一五三	二、四九二	八・一	〇・五	四・三
潮州庄	一一七	一三	一三〇	三・四	〇・一	一・八	二〇六	七	二一三	五・五	〇・二	二・九
萬巒庄	三五三	六	三五九	六・七	〇・一	三・三	五六三	二八	五九一	一〇・六	〇・五	五・五
內埔庄	四〇四	一九	四二三	四・七	〇・二	二・五	六四六	六四	七一〇	七・六	〇・七	四・一
竹田庄	二五八	一二	二七〇	六・九	〇・三	三・七	四三二	二〇	四五二	一一・六	〇・六	六・二
新埤庄	九六	二	九八	三・八	〇・一	二・〇	一四八	三	一五一	五・九	〇・一	三・〇
枋寮庄	一五八	九	一六七	三・九	〇・二	二・〇	二三五	一七	二五二	五・八	〇・四	三・一
枋山庄	七七	一〇	八七	七・四	〇・九	四・〇	一〇三	一四	一一七	一〇・〇	一・二	五・四
蕃地	六	—	六	四二・九	—	二七・三	六	—	六	四二・九	—	二七・三
東港郡	八〇五	六七	八七二	二・四	〇・二	一・三	一、四七〇	一一六	一、五八六	四・四	〇・四	二・四
東港街	一九二	二四	二一六	二・八	〇・四	一・六	三〇一	二九	三三〇	四・三	〇・五	二・五
新園庄	四〇	一	四一	〇・五	〇・〇	〇・三	一一七	一三	一三〇	一・六	〇・〇	〇・九
萬丹庄	三〇七	二七	三三四	四・一	〇・四	二・三	三一八	二七	三四五	四・三	〇・四	二・四
林邊庄	一〇三	一四	一一七	二・二	〇・三	一・三	一九七	三六	二三三	四・三	〇・八	二・六
佳冬庄	一四四	一	一四五	三・四	〇・〇	一・六	三九九	二一	四二〇	九・三	〇・五	四・八
琉球庄	一九	—	一九	〇・九	—	〇・五	一二八	—	一二八	六・二	—	三・一

恒春郡	五六一	四九	六一〇	五・四	〇・五	三・〇	一、一二六	七四	一、二〇〇	一〇・九	〇・七	五・八
恒春庄	三五四	四〇	三九四	七・〇	〇・八	三・九	六四四	五六	七〇〇	一三・七	一・一	六・九
車城庄	一四二	五	一四七	五・二	〇・三	二・七	二九八	一一	三〇九	一一・〇	〇・四	五・六
滿州庄	五五	三	五八	二・三	〇・二	一・三	一六五	五	一七〇	六・九	〇・三	三・六
蕃地	一〇	一	一一	九・三	一・〇	五・三	一九	二	二一	一七・八	二・〇	一〇・二
澎湖郡	一、九九七	一八八	二、一八五	七・九	〇・七	四・〇	二、〇四二	一五二	二、一九四	八・一	〇・五	四・二
馬公街	八九八	一五二	一、〇五〇	一〇・八	一・八	六・三	七三八	一〇八	八四六	八・九	一・三	五・一
湖西庄	四〇七	六	四一三	七・八	〇・一	三・七	五一〇	九	五一九	九・八	〇・二	四・七
白沙庄	四一二	二四	四三六	一〇・六	〇・五	四・八	四三四	二五	四五九	一一・一	〇・五	五・〇
西嶼庄	一九三	三	一九六	六・〇	〇・一	二・六	二六三	八	二七一	八・三	〇・三	三・五
望安庄	八七	三	九〇	一・九	〇・一	〇・九	九七	二	九九	二・一	〇・〇	一・〇
水面	二〇	—	二〇	五・二	—	五・二	一七	—	一七	四・四	—	四・四
臺東廳	一、二六六	一三七	一、四〇三	七・一	〇・八	四・〇	一、六八五	三〇九	一、九九四	九・四	一・八	五・七
臺東支廳	七五六	八三	八三九	八・〇	〇・九	四・六	九四三	一七三	一、一一六	九・九	一・九	六・一
臺東街	三五一	五三	四〇四	一三・三	一・二	七・五	三六四	九〇	四五四	一二・八	三・五	八・四
卑南區	二七六	二四	三〇〇	九・〇	〇・八	四・八	四一四	五六	四七〇	一三・五	一・八	七・六
鹿野區	二〇	一	二一	二・五	〇・一	一・四	一三	一	一四	二・七	〇・一	一・五
里壠區	二四	二	二六	二・八	〇・三	一・六	三一	二	三三	三・六	〇・三	二・〇
新開園區	五八	三	六一	五・二	〇・三	二・九	一〇八	二四	一三二	九・六	二・五	六・二
火燒島區	二三	—	二三	三・一	—	一・六	四	—	四	〇・五	—	〇・三
蕃地	四	—	四	九・三	—	八・五	—	—	—	—	—	—
新港支廳	四三五	五一	四八六	六・六	〇・八	三・七	五五五	一〇二	六五七	八・四	一・五	四・九
成廣澳區	一一〇	一七	一二七	九・一	一・四	五・二	一〇八	一六	一二四	九・〇	三・五	五・一
都歷區	一五一	二八	一七九	九・九	一・九	六・〇	一八七	五二	二三九	一二・三	六・五	八・〇
都鑾區	一六〇	六	一六六	六・五	〇・二	三・四	二四六	三四	二八〇	九・九	一・四	五・六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分	國語を解する者 男	國語を解する者 女	國語を解する者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計	假名文字を讀み書き得る者（單に讀むのみの者を含む） 男	假名文字を讀み書き得る者 女	假名文字を讀み書き得る者 計	人口百中 男	人口百中 女	人口百中 計
加走灣區	一四	—	一四	一·〇	—	〇·五	一四	—	一四	一·〇	—	〇·五
大武支廳	六五	三	六八	四·二	〇·二	二·三	一八七	三四	二二一	一〇·五	一·九	六·二
大麻里區	四五	一	四六	四·三	〇·一	二·三	一四〇	三三	一七三	一三·四	三·〇	八·二
大武區	三〇	二	三二	四·〇	〇·三	二·三	四七	二	四九	六·三	〇·三	三·三
蕃地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港廳	二、〇五〇	三六二	二、四一二	一〇·二	二·一	六·四	二、三八〇	五五七	二、九三七	一一·八	三·二	七·八
花蓮支廳	一、二二七	一八〇	一、四〇七	九·〇	一·五	五·五	一、五八三	三五二	一、九三五	一一·六	二·九	七·五
花蓮港街	二八〇	二一	三〇一	一八·八	二·九	一二·〇	二二五	一六	二四一	一五·六	一·五	九·六
吉野區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平野區	一九七	一五	二一二	七·四	〇·六	四·一	四五五	一三一	五八六	一七·一	五·一	一一·三
壽區	九六	七	一〇三	七·四	〇·六	四·三	一三二	二五	一五七	一〇·二	二·三	六·六
鳳林區	三三九	七四	四一三	九·〇	二·一	五·七	三七八	八九	四六七	一〇·〇	二·五	六·四
新社區	一一六	一九	一三五	八·六	一·五	五·一	一七五	五一	二二六	一三·〇	三·九	八·五
瑞穗區	一六九	三三	二〇二	六·八	一·四	四·二	一八三	四〇	二二三	七·三	一·七	四·六
蕃地	四〇	一	四一	六·八	〇·五	三·一	三六	—	三六	六·一	—	四·五
玉里支廳	七七八	一八一	九五九	一三·九	三·五	八·五	七四一	二〇四	九四五	一三·六	三·九	八·五
玉里庄	四三九	八八	五二七	一一·八	三·〇	七·六	三九九	一〇一	五〇〇	一一·〇	三·一	七·二
大庄區	三一〇	八三	三九三	一五·三	四·四	一〇·一	三二六	一〇三	四二九	一六·一	五·五	一一·〇
蕃地	一九	—	一九	九·五	—	七·八	一六	—	一六	八·〇	—	六·五
研海支廳	三九	一	四〇	六·九	〇·五	五·二	三三	—	三三	五·九	—	四·三
蕃地	三九	一	四〇	六·九	〇·五	五·二	三三	—	三三	五·九	—	四·三
水面	二六	—	二六	三一·七	—	二六·三	二三	一	二四	二八·〇	五·九	二四·七

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

社會事業に關する通達

總督府は今回社會的施設事業に關する方針に就き去八月十日付總務長官通達を以て各州廳に對し左の如く達せられたり。

▼社會的施設事業に關する件

(各州知事廳長宛)

世運の推移經濟狀態の變遷に伴ひ社會政策上講究し又施設を要すべきもの益々多きに至れり加之思想界の動搖と經濟界の變調とは將來幾多の社會問題を惹起せむとするの勢を示せり、從來總督府に於ては此の方面に力を用ひ來りしと雖時勢の進轉は此等に關する各般施設の整備を促して息ます又舊來の救濟事業に就ても大に改善を加ふべきもの尠からざるに鑑み茲に別記の如き事項に關し其の要綱を記し以て參考に供し度各地方に於ては宜しく其の地の事情に稽査し緩急を計り適應の施設を爲し以て本島住民生活の安定を圖り其の改善を期せらるゝ様致度尙別記各項に關しては當初より其の全部の實行を期すること難かるべく各地の事情と資金其の他の關係とを考慮し漸次之が實行に著手せられ度し又別記各項以外に於ても適當なる社會的施設有之べきに付適宜各地の事情に依りて拾捨其の宜しきを得らるゝ様勗められ度し尙社會事業の施設經營に關しては其の基本となるべき諸般の基礎調査最も必要なりと認めらるゝに付各地に於ては此際適當なる調査機關を設けて周到綿密なる調査を行ひ資料の提供に當らしめ以て萬遺漏なきを期せられ度右依命通達す

一　救療施設を一層徹底せしむること

(イ)現在施行しつゝある慈惠院の施療をして一層擴張し且漏れなく貧困病者に及ぼすこと

(ロ)老衰、幼弱(鰥寡孤獨)不具、癈疾等の者にして醫藥を得るの途なき者の調査を爲し其の名簿を備ふること

(ハ)醫療機關缺如せる土地に對しては可成公醫又は慈惠院等の出張所を設け巡回診療の途を講ずること

(ニ)慈惠院基本財産より生ずる收益に付ては鋭意之が增收を圖り以て之を利用すると共に州經濟

の許す範圍に於て出來得る限り其の補助額を增加すること

二　兒童保護に關すること

(イ)公共團體又は公益財團等の費用を以て孤兒、棄兒、迷兒、窮兒等の保護を爲すこと

(ロ)不就學々齡兒童の保護並敎育に關しては可成其の地方の官公吏、小公學校敎職員の活動に依りて適當なる施設を爲し簡易夜學校式のものを設け之を敎育すること(例之基隆夜學校、高雄簡易商業學校、新竹夜學會等の如し)

(ハ)不良兒、浮浪兒及犯罪兒の保護敎養に關しては(ロ)の諸員に依りて適當なる方法を以て遷善感化を爲し尙ほ感化院に收容するの必要ありと認めらるゝ者に付ては臺北成德學院に入院の手續を爲すこと(大正十年度收容定員六十名にして現に收容中の者を除き猶三十名の收容餘力あり同院に於て收容すべき不良兒の標準は大體に於て感化法に據る)

(ニ)精神病、白痴、低能、不具、癈疾兒等の保護に關しては前各項に準すること

三　市場の改善利用のこと

(イ)食料品其の他の日用品に對し比較的低廉にして新鮮なるものを供給せしめ時に食料品の販賣組織並取引方法等に關しては尙一段の研究を積みて出來得る限り手數を省き生産者と消費者との間に介入する中間者を省略する等賣買取引上に於て生する費用を節約し以て消費價格と生産價格との差異を輕減せしむることに調査研究を進めらるゝこと

(ロ)食料品販賣に付ては特に衞生に意を用ひしめ腐敗し易き食料品に付て取締規則を嚴守し冷藏其の他の貯藏設備を奬め兼て防蠅の裝置を爲さしむる等保健上考慮せらるゝこと

四　職業紹介の施設に關すること

(イ)職業を失へる者又は職業なき者に對しては可及的便宜を與ふる目的を以て公共團體又は公益財團等に於て職業紹介事業を施設經營し相當の職業を選擇周旋の勞を執ること

(ロ)各地に於て其の地の銀行、會社、商店其の他と絕えず聯絡を取り勞務者の需要供給に關し常に的確なる計數と智識を有することに努むること

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(ハ)職業紹介手數料は之を無料とするを原則とし止むを得ざる場合は極めて少額の手數料を徵收するも可なるべし

(ニ)私人の設立する雇傭紹介事業にして成績良好なるものは可成之を補助し若は共同動作を執り以て相互の聯絡統一を期すること

(ホ)各地の職業紹介所間に於ける聯絡に付ても考慮を要すること

(ヘ)職業紹介所は日々の狀況を記錄し各種の統計を作製し事業遂行の參考に資すること

五　小住宅の改良及供給のこと

住宅拂底の現狀に鑑み各地に於て其の實情と財政とを顧慮し可成低利資金等の融通を得て衞生上保安上適當なる住宅の供給を爲すことに努むること

(イ)官公署等に於ては可成下級者の住宅を建築すること

(ロ)銀行、會社及工場等に對し社員、職工の住宅を供給することを奬勵すること

(ハ)下級勞働者(例之仲仕夫、臺車苦力等)の多き地方に於ては衞生上風紀上考慮を要するものあるに鑑み可成合宿所を設け低廉なる料金にて宿泊せしむること

(ニ)住宅改正及供給を目的とする公益財團建築組合等を奬勵し之を保護すること

(ホ)衞生上又は保安上有害なりと認むる住宅の一部又は全部の改良修築を奬勵すること

(ヘ)細民長屋の如き衞生上風紀上考慮を要すべき場所の改良を爲すこと尙將來は小住宅をして可成密集せしめざることに留意すること

六　土地の狀況に依り公共團體又は公益財團の費用を以て低廉若は無料の宿泊所を施設すること

七　各市街地に於ける會社商店等の下級從業員の公休日を善用して是等をして奢侈に流れ淫逸の弊風に陷らしめざる手段を講ずること

(イ)各種銀行會社其の他の商店に於ける從業員每月の公休日を可成一定せしむること

(ロ)公休日に於ては可然場所に於て前項各種從業員をして一日の慰安娛樂を爲し得る簡易なる設備を爲すこと例之野球のチームを組織せしめ或はテニスの競技を爲さしめ又は浪花節、義太夫其の他簡易にして無害の娛樂機關を用意すること但本島人に對しても適宜の設備を爲すこと

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(ハ)前項に充當すべき場所は小公學校其の他適當の建物又は庭園を選定すること
(ニ)公休日の監督指導其の他に關する實行委員は官公吏、小公學校教職員又は民間有志者を以て之に充つること
(ホ)費用は各種銀行、會社、商店よりの任意の寄附等に依るを可とす且可成下級從業員よりは會費等を徵集せざるを可とす
(ヘ)公休日の利用に充てられたる場所に於ては可成簡易食堂式のものを備ふるを可とす

八　公設質舖設置のこと

經濟界の變調等に省み薄利にて小額の金融を爲すべき機關の設置益々必要を感ずるに至れるに鑑み公設質舖を設置すること
(イ)市街地に於て開設すること
(ロ)經營は市街庄に於て爲すこと
(ハ)資金其の他經營方法に關しては適當の考慮を爲すこと(例、臺北公設質舖)

九　共同浴場設置のこと

(イ)本島の衞生狀態に鑑み其の風俗習慣を慮りて浴場の設備なき場所に共同浴場を設置すること
(ロ)共同浴場は公共團體又は公益財團に於て經營すること
(ハ)共同浴場には一般の慰安娛樂に資する簡易の設備を爲すも可なり
(ニ)共同浴場の設置に付ては高雄州下に二三の好き例あり
(ホ)市街地に於ける公設市場の附近に設置するを最も妙とす
(ヘ)止むを得ざる場合に限り極めて小額の入浴料を徵收すること

臺中州下の社會事業

當管內に於ける社會事業としては目下考究中に屬し敢て特筆すべき施設を見ずと雖も臺中市役所に於て八月四日無料宿泊所職業紹介所規程を發布し爾來該規程に依り事業を開設しつゝある外尙ほ公設質舖を設置せんとして之が計畫中なり其他既設の二三私設社會事業ありて相當成績を擧げつゝあり今其の大要を記せば左の如し。

一　臺中無料宿泊所職業紹介所

無料宿泊所は臺中慈惠院內に置き行旅者無資力者

にして宿泊に窮するものを無料にて宿泊せしめつゝあるも開設日尚淺きか故取扱ひたる者未だ數名に過ぎざる狀況なり職業紹介所は市役所内に設け求人求職を無料にて紹介するものにして是亦開設日淺きと求職求人者の各希望を異にするより目下の處成績の見るべきものなしと雖も漸を逐ふて成績良好に赴くべしと思料す

二　私設彰化基督教醫院　（所在地彰化郡彰化街字西門五三八番地代表者英國人醫師ダヴイデ、ランスバロ）

本事業は明治二十九年頃長老教會の救恤事業として設立せられたるも種々の事情の下に事業休止となり居たるが明治四十三年に至り醫師にして牧師たる現代表者「ランスバロ氏」就任以來誠意斯業に盡し病院病室を設け患者の療養に努めつゝありて入院患者より食費として一日四十五錢外に藥價として一日分五錢宛外來患者に付ては午前八時迄參院の者に對しては一日分金五錢其の後の參院者に對しては十錢の藥價を徵するのみにして診察料往診料の如きは一切之を徵せず殊に窮民患者に對しては全施療を爲しつゝありて附近地方民中產階級以下疾病者にして其の恩惠に浴するもの日に多きを加へつゝありて昨年中取扱ひたる入院患者千七百六十一人外來患者三千百三十人計四千八百九十一人内施療患者千百三十五名を算せる狀況にして管下私設社會事業として尤も良好の成績を擧げつゝあり

三　私設博濟社　（所在地彰化郡鹿港街鹿港字菜市頭六三六番地代表者蔣猪母）

明治四十三年鹿港街許林なる者主唱し初め社員十二名を以て設立し爾來事業擴張と共に社員の勸誘に努め現在社員二百十一名其の股數千九百一に及べり而して社員は一股に付一箇月金二錢宛を醵出し其の他有志者の寄附を受入れ以て之を維持しつゝあり而して之れが救恤方法としては臺灣窮民救助規則を參酌したるもの、如く赤貧者に對しては月極二圓迄を給し尚ほ施藥埋葬料或は舊年末に於ける救恤等を爲し大正九年中全救恤者九十名内月極救恤者三十五名を算し成績比較的良好なり

以上の外尚ほ員林郡員林街に張清華代表となり員林慈善團なるものありて救恤的社會事業經營中にして其の方法等に至りては前記博濟社と略其の軌を一にせるが創立日淺く現在救助者五名に過ぎざる狀況な

り。（臺中州報）

臺南州下の社會事業

一　施療事業

當州社會事業の一たる施療事業は臺南及嘉義兩慈惠院を通じて之を行ふこととし大正九年度末より之を開始せり之が實施の方法は郡部に在りては公醫及開業醫に於て臺南市及嘉義街に在りては慈惠院診療所に於て診療を行ひ之が實費を慈惠院より支拂ふものなるが其の額は患者一人に付一日三十錢とし（特別費用を要したるときは其の實費を仕拂ふ）之が經費に充つる爲め大正九年度に於ては臺南慈惠院に對し二、五〇〇圓嘉義慈惠院に對し一、六〇〇圓大正十年度に於ては臺南慈惠院に對し一、六八五圓嘉義慈惠院に對し二、四六二圓を州費より補助せり本島人の習性上施療を受くる者多からざるも漸次增加する傾向あり目下市部に在りては一箇月平均延人員百五十人位各郡部に於ては六十人位の受診者あり。

二　關子嶺公共浴場

關子嶺公共浴場は元公共衞生費所屬なりしが大正十年四月一日州に引繼を受け之が經營費として大正十年度に於て事務費七、八八一圓諸給一、九八一圓修繕及雜費一、八一二圓計四、六七四圓を計上し之を經營しつゝあり。（臺南州報）

臺中市の社會事業

▼既設事業

一　島民の同化を目的とする施設左の如し。

國語夜學會　國語普及は島民同化上最も必要のことに屬す依て臺中市は今般市管內十一箇所に國語夜學會を設置して極力國語の普及を計り兼て習俗の改良を促さんとし、本年八月臺中市國語夜學會準則を制定して著々實施の步を進め本年八月二十日以來現に發會式を擧げたる會數十一箇所、會員六百四十四人を數ふるの實況なり本會は一年を三期に分ち一會期を三箇月とし一箇年を以て修了せしむる計畫を立て公學校職員に教授を囑託し每夜二時間宛の授業を行ひ以て卒業の曉は凡そ公學校三學年修了程度の國語力を養ひ得る見込なり今回計畫の夜學會は地方特志者自治の下に經營せしむることとし會長、幹事、評議員は全部部民中より選出して之に當らしめ會員の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

募集出席の督勵、教授の助力及講師手當以外の諸費用支辨は總べて自治的に經營せしめ市は專ら之が指導監督をなすことゝしたる結果部內各地方共爭つて國語夜學會の設立に努め各會何れも其の成果の優良ならんことを競ふに至り其成績極めて良好なり其の現在の狀況左の如し。（夜學會準則は略す）

▼現在の狀況

會名	會長	幹事	評議員	講師	授業開始月日	現在會員數
臺中第一區國語夜學會	林貴	林珠、林樹、吳江海	何州瀛、賴抵英、林朝陽	魏聰敏	八月二十二日	七〇
臺中第二區國語夜學會	張棟梁	顏文會、陳泰山、陳萬來	盧安、陳火炎、鄭鴻祺、蕭正木	黃況、陳炳南	八月二十三日	九一
臺中第三區國語夜學會	賴墩	吳大恩、江添旺、林玉風、賴示程、楊進	李乞食、邱樘獅、郭文印、葉登料、郭山、劉新梅、賴火源、楊上來、陳目	謝宗賢、何德貞	八月二十四日	一四〇
臺中第四區國語夜學會	何日新	陳玉、林朝傑	洪存仁、賴接成、林開仁、吳聰、林咯墩、呂如春、余名木	溫阿權	八月二十四日	五七
臺中女子國語講習會	林爐亭	吳大恩、陳玉、林朝陽、陳火炎	陳泰山、林貴、張棟梁、賴墩	林氏阿巧	八月十五日	五五
後壠子國語夜學會	賴讃是	賴煥文、賴岐閣、賴培元	何日新、賴火源、郭山、賴振英、江草、賴聯炳、賴發、賴朝陽	曾成巳	八月十日	六六
東勢子國語夜學會	林淸福	林炳南、賴振谷	賴榮朱、賴楓、載石頭、林清文、陳炎	陳源沂	八月十日	二〇
旱溪國語夜學會	林明夏	洪受、陳科、林金雄	張樹敏、林源泉、林火炭	林阿堂	八月十一日	三五
頂橋子頭國語夜學會	林祖播	林天生、林添發	洪生、林清水、林蓮池	陳蝶	八月十一日	三〇
下橋子頭國語夜學會	何寶琦	簡新福、蔡曲、何華瀛、林仁	林國均、林崧生、林澄波、林子欽、何青龍	何庚辛	八月十二日	四〇
樹子脚國語夜學會	林爐亭	何水、林水柳、盧金士、林呂、陳水壽、林換然	賴乃言、賴竹林、林文欽	賴竹城、江蓮發	八月十二日	五〇

二　學業補習に關する施設左の如し。

●臺中補習夜學會●　小公學校卒業生にして一定の職業を有し晝間學業を修むる便なき者を夜間收容して德

性の涵養及學力の補充を爲すの目的を以て臺中補習夜學會を設置して補習教育を開始することゝせり。本會は修業年限三年にして一學年を八箇月とし二箇年を以て修了せしむるものにして高等普通學校及商業學校教諭其他を講師に囑託し中學程度に依り修身國語、漢文、英語、數學、地理、歷史の七科に亙り每夜二時間乃至三時間教授を行ふことに定め本年九月三十日發會式を了し翌二十一日より授業を開始せり目下一學年四十二名二學年二十六名計六十八名にして漸次增加の見込なり。(會則は略す)

三 自治心の涵養に關する施設左の如し。

▼臺中市委員懇談會　每月一回臺中市役所市民室に於て之を開く。

▼町委員懇談會　每月一回臺中市役所市民室に於て之を開く。

▼町內懇談會開催計畫　一般市民の自治的智德を進むる爲め町委員をして當分の內可成每月一回町內懇談會を開かしむる豫定なり。

▼自治講座設置　自治的智德を進むるの目的を以て臺中市役所に自治講座を置き每週一回(金曜日)之を開催す其講師は學識經驗ある者に之を囑託し講演科目は州市街庄制、臺中市政の狀況其他時事問題等なり。

四 體育に關する施設左の如し。

▼水泳場設置　大正八年中公共衞生費より金一萬三千五百圓を支出し臺中市武德殿裏の湧水を利用し曲尺形に掘鑿して之を設備せり每年開場期は五月一日より九月末日迄とし入場料月極三十錢なり

▼水泳講習會開催　每年夏期に於て水泳場中水泳講習會を開催するを例とす本年は五月一日發會し八月二十八日閉會せり本年は講習生總數百二名皆小學校上級生にして良好の成績を擧げたり。(講習會々則略す)

五 救貧又は防貧に關する施設左の如し。

▼職業紹介所設置　大正十年八月四日職業紹介所規程を定め職業紹介の事務を開始せり其狀況左表の如し。

求職者				求人者（大正十年九月二十日現在）			
申込數	就職數	取消數	殘	申込數	採用數	取消數	殘
八五	一八	一一	五六	二八	一八	三	七

(職業紹介規程略す)

▼無料宿泊所設置　大正十年八月四日無料宿泊所規

程を定め同日より無料宿泊事業を開始せり。

（無料宿泊所規程及同處務規程略す）

六　午報

大正十年六月十日時の記念日之れが紀念事業として市役所樓上にモーターサイレン（號笛）を設置し一般市民に正午を報し時の正確を期しつゝあり爾來良好なる成績を收めつゝあり。

七　納稅組合設置

從來月稅營業者は滯納三四箇月に涉るを通例とするの狀況なるを以て市制施行と同時に此弊風の矯正に力め先づ料理店及貸座敷營業組合に納稅組合を設置せしめ大正九年十一月より實行し來れるが爾來一名の滯納者なく最も良好なる成績を擧ぐるを得たり。依て近く先づ各官衙、銀行、會社等に納稅組合を設置せしめ以て一般市民に範例を示し各町納稅組合の設置の機運を速かならしめんとす各官衙、銀行、會社中來る十月より納稅組合を設置する箇所少なからず其の既設納稅組合及來る十月より開設確定の箇所は諸官衙、會社、銀行、其他合計十八箇所の多きに及べり。

▼本年度施設豫定

1 公設質舖

2 青年團

3 幼稚園

4 店員倶樂部　店員をして其公暇日を善用せしむる爲め店員倶樂部建設の必要を認む。

5 野菜糶市場

▼來年度施設の計畫

1 第三魚菜市場設置　臺中市には現在第一魚菜市場第二魚菜市場あるも別に第三魚菜市場設置の必要あるを以て來年度に於て低利資金の融通を得て之を設置せむとす。

2 貸長屋建設　住宅難救濟の爲め低利資金の融通を得て之を建設せんとす。

3 兒童保護事業。（臺中市役所報）

臺南市の社會事業

本島改隸以來茲に二十有七年諸政完備し治蹟大に擧り臺民の幸福と安寧は倍々增進せらる然るに督府は猶之に滿足せず更に臺民の自由と自治を尊重し客年十月新に地方自治制を施行せられ日未だ淺しと雖も

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

民心玆に革まり自治の精神を養ひ以て新制を謳歌するに至れり。

當市は市制實施に關し百事倉卒の際に拘らず玆に全力を注ぎ學事、衞生、勸業、税務等幾多の施設經營は著々として其歩を進め而して最も難關とする戸税、所得税等の基本調査を了し戸税の如きは既に圓滿に其の收納を完了したるは全く市民の誠意と諒解に因るものにして大に滿足とする處なり。

當市は如斯市制施行以來短日月に拘らず著々各種事業の進捗を圖り更に進んで社會事業にも一指を染むるに至れり尤も本年度に於ける社會事業費は僅々一千七百餘圓に過ぎざれば遺憾ながら目覺ましき計畫は到底爲し得る處にあらず依て豫算の範圍に於て種々流用捻出する等聊か苦心を拂ひ先づ以て

一　糊口に窮する窮民救助

に著手したり尤も當市には州廳管理の慈惠院ありて院内外に於て相當の救養を爲せるも自ら豫算の制限あるを以て無制限に救養するを許さず玆に於て市は此救養に洩れたる可憐の窮民を救助しつゝあるもの既に十三名に達し尚來十月に於て更に十三名を救助せんとす市は尚更に窮民にして葬式費用に差支ふるものに對し其費用を給與することゝし既に二名の死者に對し給與したり。

二　市營無料宿泊所

本所設立の主旨は勿論慈善的救濟事業にして本年八月一日より開始し場所は市内花園町二丁目七二番地にして敷地百二十坪、建坪三十三坪九合二勺の煉瓦木造の建物一棟を宿泊所に充當し裕に十數名を收容するに足る其位置は最も風通し能き高燥清潔の場所とす而て開所以來九月二十日迄五十日間に於ける宿泊人員は内地人十八名にして其宿泊延人員は實に九十三名なりとす此等宿泊者は何れも失職業者にして中には慈惠院に收容せられたる行旅病人の退院したるものあり此等は最も甚しき落伍者にして可憐のものなり。

三　職業紹介所

本紹介所は前記無料宿泊所に關聯して是非とも設立を必要とする救濟機關なりとす本所は本年八月二十日の設立にして市役所内に之を設けたり昨年以來財界不況の結果事業緊縮、人員淘汰は各會社、銀行、個人商店を通じて等しく實行する處にして此等多數の失業者を救濟するは時節柄最も難事にして或は不

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

可能に歸するならんとの懸念ありしも本所は槪して無料宿泊所收容者を以て第一とし其他は第二紹介として取扱ふの方針に出てたり幸に眞に糊口に窮したる失業者の大部分を救濟することを得たり今本所開始以來九月二十日迄の成績を擧ぐれば左の如し。

一、求職者九十七人　內｛內地人三十五人　本島人六十二人

二、求人者二十八人　內｛內地人二十八人　本島人―

三、紹介成立十六件　內｛內地人十三人　本島人三人

以上の如くにして本島人求職の多數なるは遊食の青年にして卽ち公學校卒業後適當なる職業なきものにして此等は何れも父兄の保護者あるものにて今回市に於て職業紹介所を開始したるに付ては申込みなば右より左へ直ちに紹介せらるゝものとの誤解に出てたるもの多し甚しきは現に職業を有するも他により以上割合よき就職口あれば其方へ轉する考へより申込める向もあり。

本事業は其交渉上非常なる手數を要するに付本所は一名の外交員を置き專ら求職、求人間に於ける交渉斡旋の勞を執らしめつゝあり乍併今日財界の緊縮且つ整理時代に於ては限りある求人者に對し限りなき求職者を配置するは恰も一合の瓶に一升を注入せんとするか如きものにして實際不可能たるを免れす併し前陳の如く實際糊口に窮したる失業者を先にせば相當の配劑を得らるゝものなり所謂天の配劑とも云ふべきか然れども市は將來に於ては此等失業者を一時救濟し得べき各種の授產館を設くる必要を認め適當の時期に於て其の實現を講せんとす。

四　人事相談所

本所は市役所內に設け其の設立の主旨は臺南市民の身上につき自ら解決し能はず空しく苦悶の裡にあるものを最も公平且つ溫情を以て取扱ひ圓滿なる解決を與へんとするにあり本所は本年八月二十日を以て開始したるも此の趣旨洽ねく市民に徹底せざるものと相見へ未だ一、二件に過ぎざるも以上の意味を諒解するに於ては將來は大に信賴し來るものと信せり以上職業紹介所、人事相談所は目下止むを得す市役所の一角に特設せるも來年度に於ては豫算の許す限り市街適當の場所を選み移設せんとする考へなり。

五　簡易食堂

本食堂は市內西市場樓上全部七十五坪を保護的に最も低廉なる家賃を以て生源寺保元氏に貸與し同氏を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して茲に家庭食堂と稱する簡易なる食堂を開始せしめたり畢竟如斯事業は市の經營とするは頗る至難の點あるを以て市の監督の下に個人經營と爲さしめたり本食堂開始は九月十五日にして開業の日未だ淺く設備又完全ならざるも實に千客萬來時々多數の需めに應ずる能はずして謝絕の止むなきことありと云ふ本食堂は煉瓦二層樓にして實に眺望絕佳なれば茲に家族を伴ひ食を偕にし一盞を傾くる亦愉快にして最も絕好の食堂たるに背かざるなり定食其他の價を問へば左の如し。

朝食十五錢　晝食二十錢　夕食三十錢

洋食二十五錢より其他は御好により日本料理、臺灣料理を最も簡便に提供冬季に於ては牛肉鋤燒、汁粉等を供する計畫なりと云ふ

而して開業以來試食人員及揚高等報告に依れは十五日三十人揚高十二圓、十六日八十人同五十二圓、十七日百二十人同六十七圓、十八日三百人同百二十圓、十九日八十人同五十圓、二十日百三十人同八十圓、二十一日百八十人同五十六圓等の成績を擧げたり

六　青年團

當市は未だ公設青年團の組織なく從つて一般青年の思想を統一し之を善導するの機關なきを遺憾とせり依て市は八月下旬に於て臺南市青年團規約を作製し豫て歐州御外遊の皇太子殿下御歸朝の日即ち九月三日をトして團員募集に著手したり爾來各町委員に於て引續き入團勸誘中にして既に入團員四四九名に達したり而して之れが起團式は十月一日市制紀念日に於て擧行することゝなれり既に役員の委囑其他諸般準備を整ひたり。

本青年團は本市內居住の青年一致團結して左の綱領を實現するを以て目的とせり。

一、健全なる國民精神を涵養すること
二、善良なる公民たるの素質を充實すること
三、質實剛健の氣風を養成すること
四、勤勉自彊の精神を陶冶すること

本團の事務所は臺南市役所內に置き尚本團は市內を七區域に分ち之に七支部を設置するの計畫なりとす

七　海水浴場

市外喜樹海水浴場は新豐郡永寧庄に屬するも其浴場利用者は臺南市民なり然るに同浴場休憩所三棟は雨漏り庇朽ち各所修繕の止むを得ざるものあるを以て市は今夏四百四十圓を投じて之が修復を加へ浴客の安寧利便を圖れり九月二十日迄の入浴者は實に一萬數千人に上れり本浴場は他管轄なるのみならず往復三里もある不便不尠地なるを以て來年度は安平港附近に適當なる場所を選定し茲に新に海水浴場を開設

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せんとする希望を有す

八　水浴場

市内に一二箇所の水浴場を開設することは市民一般の希望にして當局も又其必要を認むるも如何せん本年度は經費の捻出困難にして豫算の計上なく且つ時季次第に經過し本年度に於ては到底建設するの餘地なきに至り止むを得す來年度に於て實行することゝなれり而して市に於ては市内花園町二丁目に適當なる地を豫定し浴槽百二十坪經費八千餘圓州廳より相當補助を得て建設する計畫なり

九　貧民兒童教養

臺南市内には貧民の未就學兒童約三百を算す彼等は豚拾屎柴拾ひ葬式の旗持等にて僅少の賃金を得生活の補助と爲し居れり此等兒童は概して不良少年にして盗癖あるものなり故に感化慈善の意味を以て普通人間らしき者に教養するは國家の義務にあらざるかと認む故に市は來年度に於て寺廟を以て假教室とし相當施設計畫を立つる見込みなりとす其他將來に於て幾多の社會公共的事業は有之べきも莫大なる經費と愼重なる考慮研究を要するものあり此等は漸を追ふて實顯せらるゝの期あるべきも社會の缺陷を塡補し公益を增進する上に於ては一日も早く實現せんことを期する次第なり。（荒巻臺南市尹報）

漁村基本調査

臺北州下沿岸線九十里水產高四百萬圓を示し本島主要都市の鮮魚需要高の大部分は同州より供給する狀態なり、然るに從來遠近海漁業に對しては相當の施設行はれたるも沿岸漁業は其經濟狀態漁具漁法漁業組織慣行等闡明せざるため閑却するに非ざるも臺灣漁業法によりて保護するの外大なる施設行はれざりしなり、然るに同州下水產業者約三萬人中是等沿岸漁業者は其の八割を占め其生活程度の如き各階級中最下位にあるものゝ如く、本邦に於て貧者を指して海人と稱する慣習あるも本島沿岸漁業者も亦同樣にして或は夫れ以下に非るかと思はる從て之が改善を目的とする施設は社會政策上緊要缺くべからざることにして又地方制度改正と共に漁村等の下級公共團體が公法人として活動せる今日過誤なく彼等を指導發達せしめ生活程度を向上せしむる上に於て本調査は必要なる施設なりとす。

斯くの如き見地より臺北州に於ては本年度より三箇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年計畫を以て漁村基本調査を開始する豫定にして之を漁村調査、漁業調査、製造業調査及販賣業調査の四項目に分ち第一漁村調査により漁村の經濟狀態より教育富及保健の程度漁業上の慣行漁夫の配給等漁業行政上の基礎たるべき事項を調査し、第二漁業調査に於て現行各種漁業の收支狀況漁具漁法を各別に調査し採長補短の法により現行漁業の改良を行はんとす、而して第三の製造業調査に於て原料職工の配給製品の可否及販路を調査し販賣業調査に於て魚市場問屋業者(元の魚行)及び漁業者の關係等を調査し以て大に沿岸漁業の發達漁村の改善を計らんとす。（臺北州報）

鰹節削の競技會

本島に於ける鰹漁業は漁夫職工等内地より傭聘し來る關係上生産費嵩み豐漁に次ぐに豐漁を以てするも大多數の者は缺損を生ずるを免かれざるを以て之が救濟策を種々研究の結果生産費の低減を圖るを最も急務と認め是が目的を達せんがため先づ鰹節削女工を養成することゝなり、從來是等女工を内地より傭聘するには月五六十圓を要せるも元來本島婦女子は座臥業に適するを以て之に削節の技術を授くるは彼等に生業を與ふるのみならず工費は半減せらるゝにより殖産局は大正五年以來六箇年計畫を以て十五歳以上の本島婦女子を二箇年修業とし鰹漁業者に之が養成を委託し來りたるが本年は其の最終年にして概略所定人員を得且つ其の技術の如き殆んど内地女工と差別なき程度に進歩し豫想以上の好成績を收めたるが今後は彼等に練磨心を起さしめ技術の向上を圖り内容の充實を期するにありとし且つ昨年より本事業は臺北州に移管せられたるを以て同州下基隆水産組合にては去る二十五日より二十八日迄是等養成女工の節削の競技會を基隆に於て開催せるが競技參加申込者八十四人中當日參加者七十二人にて其多くは十五六才より二十四五才の妙齢の本島婦人にして各人其賞に入らんと競ひ各工場主又月桂冠を獲んと當日は極めて緊張振りを示し中原の鹿何れの手に落ちんと興深かりき、且つ審査官として總督府より森脇技師、兒玉技手臺北州より宮上技師、澤池技手基隆郡より瀧島參列し之に各工場の工場長職工長を加へ極めて公平に嚴密なる審査を行ひ一等より五等迄の賞を定め二十八日午五時過閉會せり。（臺北州報）

警察巡廻文庫

新竹州警察職員は智識向上常識の涵養に資する爲め警察文庫規約を協定し警務部及各部を五十七閲覽區に分ち去七月一日より圖書巡廻を實施せり右規約は會費一箇月二十錢、新任及轉任は入會金一圓とし本部を州警務部に、支部を郡警察課に置き、本部に於て毎月書籍を購入して支部に配付し、支部は之を一冊若は數冊を一組として關係課、派出所、駐在所、警戒所、分遣所等に送付し順次巡廻閲覽せしめ最後に支部に返納せしむ返納したる書籍は支部に圖書室を設けて保管す右各所間の書籍送致は幸便、交通其他適宜の方法に依る、會長は警務部長にして知事監督の下に理事幹事と共に規約を執行する定めにして實行以來好成績を收め居れり。（新竹州報）

臺灣織布會社作業開始

臺灣織布株式會社は臺南市西門町に一萬一千餘坪の地を相し大正九年三月以來事務所、機織工場其他附屬舍の建築中なりしが本年三月末迄に竣工を告げ機織機三百臺の內既に百八十臺の据付を了したるを以て七月初旬試運轉を行ひ同月十五日より織布作業を開始せり現在使役職工數內地人男四名、女十一名、本島人男七名、女百三十三名にして內地人職工は內地より熟練せる者を聘用せるも本島人男女工は未だ熟達の域に達せざる爲め機械の能率を充分發揮する能はず一日の布織高僅かに二百反（綿布巾一尺一寸長十八碼）に過ぎざるも作業開始以來既に五千反を生產せり更に据付中の機數百二十臺の完成と女工の熟達とに依り生產率を漸次增加するの見込なり。（臺南州報）

干潟利用試驗の成績

曩に總督府殖產局に於て當州下北港（口湖庄新港）東石（東石庄東石及掌潭）北門（將軍庄口寮）各郡沿岸干潟に移植したる蛤、灰貝、藻貝の移植後に於ける狀況を調査するに大略左の如し。

東石郡東石庄	盛桝一升 粒數	盛桝一升 重量	一箇の重量	一箇の大さ（五十箇に付）殼長	殼高	殼巾	備考
大正十年一月末日時付當時の大さ	一三六枚	六八〇匁	四・三匁	一・三寸	一〇・二寸	一	午前八時四十分干潮時氣温一一度一 水温一四度五 比重一、〇二九

地先	項目							備考
東石地先 移殖貝蛤	同年八月十七日當時の大さ	一三	五九四	四・九	一・四	一・二三	五	午後四時干潮時氣溫三〇度七 水溫三五度一 比重一、〇〇二五 之は降雨多量のため比重低し
	增加	一四	一四	〇・六	〇・一	〇・〇三	—	
東石郡東石庄 掌潭地先 移殖貝灰貝	大正十年二月上旬付當時の大さ	一五四	五二〇	三・四	一・二	〇・九	—	掌潭二月十日午前九時干潮時水溫一、七四 比重一、〇二一 新港二月十日午前八時三十分干潮時水溫二六、八 比重一、〇二四 午後四時干潮時氣溫三〇度水溫三三、五比重一、〇〇三五之れ降雨多量のため比重低し
	同年八月十八日當時の大さ	一五四	六二六	四・一	一・二	〇・九	七五	
	增加	—	一〇六	〇・七	—	—	—	
北港郡口湖庄 新港地先 移殖貝灰貝	同年八月十九日當時の大さ	一五四	五四九	三・六	一・二	〇・九	七〇	午後四時半干潮時氣溫二九度五 水溫三二度 比重一、〇一四
	增加	—	二九	〇・五	—	—	—	

上述の結果に就て見るに蛤に於ては約一割以上の增殻を見たれども灰貝に於ては殆んど增殻なし然るに其重量に於て盛桝一舛に付蛤にありては十四匁の增加なるに灰貝にありては掌潭地先百六匁新港地先二十九匁の增加にして掌潭地先の如きは約二割以上の增量を來せり之れ蛤に比し灰貝は老貝を移殖したるが爲にして之れが增殻を見ざる亦止むを得ざるへし吾人の嗜好は餘りに大形なるものにあらずして其多くは一舛二三百粒位を好適とせり。

掌潭地先灰貝の成育良好なるは試驗地恰も朴子溪左岸に位し泥土深くして灰貝の棲息に好適なると本溪に依り多量の營養分を流下せらるゝに依るべし勿論移殖後日尚ほ淺く正鵠を期する能はざるも以て大勢を窺知するに難からざるべし。

灰貝にありては增殻を見ずと雖是等成貝より繁殖せる稚貝も亦た相當數量に達せるならんも移殖後僅か半年を經たるのみなるを以て是等稚貝を認識し得されども來春に至らは所々に散在するを認めらるゝに至るべし而して移殖後の發育狀態頗る良好にして死貝は殆んど之を認めざりしか蛤は其習性上試驗地區域外に脫出せるもの若干あるやに認められたるのみなり。

將軍庄口寮地先の移殖貝に就ては最近調査せざるも其發育狀態に於ては前同樣良好なるべし。（臺南州報）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

虱目魚魚苗輸送試驗

從來當州下虱目魚養魚池に放養せらるゝ虱目魚魚苗は州下漁獲高のみを以てしては到底充分なる供給を得せしむる能はざるを以て勢ひ他州廳管内より移入を仰ぐもの尠からざりしも舊來の輸送器を以てしては途中に於ける步減り多く輸送頗る困難を極め之れが爲め魚苗價の昂騰を來さしむるの現狀なり故に内地に於て鮎、鯉其他各種魚族運搬に使用し好成績を擧げ來れる壓搾空氣裝置に依る輸送器を以て遠距離輸送を試驗せんが爲本年度に於て該輸送器二組を滋賀縣水產試驗場より購入し七月下旬該器到着したるを以て之れが輸送試驗準備として北門郡七股庄西寮に於て定置試驗を施行したるに左の如き成績を得たり。

	第一回	第二回	備考
試驗魚種	虱目魚魚苗（新仔）	同上	兩者共壓搾空氣溜を使用す
魚槽	亞鉛製三角形高一尺三寸底部一尺八寸外部絶緣紙にて被ひ更に解卷さす	在來魚苗籠上部徑一尺一寸底部一尺〇七分高一尺三分の中膨のもの	
實施年月日及時間	大正十年八月一日 自正午至午後六時	大正十年八月二日 自午前六時至午後四時	
同尾數	三、五〇〇尾	二、〇〇〇尾	
魚槽に入れたる水量	深一尺一寸	深三寸	
魚槽内の水溫	自三四度五 至三一度〇	自二六、〇 至三三、五	
試驗中の換水	午後二時半に一回	午後二時に一回	
空氣の使用量	一七九氣壓 一時間に付二九、八	一三五氣壓 一時間に付一三、五	
試驗中の投餌	午後二時半 卵黄少許投與	試驗前及午後二時 卵黄少許投與	
試驗中の步減	二割二分	二分四厘	
試驗中の活力	試驗前に投餌せさりし爲めか多少疲勞し居れり	活力旺盛なりき	

上記定置試驗は供試尾數少許なりし爲め正鵠を期する能はざるは勿論なりと雖該試驗の結果に依りて見るに第一回に於て甚しき步減を見たるは容器の新鮮に加ふるに亞鉛製なりし爲め絶緣紙に依り外部の傳熱を豫防せられあれども著しく水溫の昇騰を來したると上部狹まり居るを以て常に水面にのみ浮游する魚苗に對し浮游面積を狹少ならしめたると魚苗其自身も亦試驗前若干疲勞し居りしが爲ならん且つ第一回は第二回に比し空氣使用量遙かに多く之れ等も亦步減を大ならしめたる所以ならん之れに依て見るに容器は須らく外部の傳熱を絶對に豫防するものにして高さ大ならざるも寧ろ上部廣く魚苗浮游面積大なるを可とす而して其水深は六寸位にて充分なりとす

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

放出空氣量多きに失する時は水の激動に依り却て魚苗を疲勞せしむるに至り加之可溶空氣量には一定限度あるものにして飽和狀態以上には溶解すべきものにあらず且つ魚苗の呼吸所要酸素は僅少にして充分なるものなれば第二回に於ける放出量位を適當と認めらる而して汽車輸送の場合に於ては其運轉中の振動に依り水面に波動を生じ之に依りて外氣の水中に溶解するもの亦少許之あるを以て定置試驗に比し放出空氣量却て少許にして充分なるを以て輸送も亦容易なるやに思料せらる。（臺南州報）

郵便貯金の總額

—大正九年度の—
—爲替及振替貯金共—

本島に於ける大正九年度の郵便爲替、郵便貯金、振替貯金等の總額は

▼內國郵便爲替に在りては振出總額二千九百八十八萬一千二百六十四圓八十七錢六厘、其の證書枚數百萬二百七十四枚其の內譯は

			枚	円
本島各局所振出に係る分	通常爲替	有料	四二一、七二六	一九、三二一、六六六・九九一
		無料	一一、三三九	一、三九二、三二七・五三〇
	電信爲替		八三、七九九	五、六八〇、七六九・〇〇〇
	小爲替		四八三、二四五	三、六八七、九三〇・三五五
振出報告洩等事故振替受入高			一六五	八、六七一・〇〇〇

にして前年に比して一割一分八厘の增となる、又た其の拂渡總額は一千八百十九萬七千六百三圓五十七錢、其の證書五十七萬六千八百七十五枚、前年に比して金額一分四厘增となる、其の內譯は次の如し。（他管區關係は略す）

	枚	円
本島各局所拂渡高	五七二、四一〇	一八、〇九七、七二〇・五三〇
爲替證書にして郵便貯金若くは振替貯金へ拂込高	五、三三	一一、九一一・六四〇
拂渡報告洩及有效期間經過の爲沒入に付すべき分等振替拂出高	三、九三三	八七、九七一・四〇〇

▼外國郵便爲替は其額至つて少く振出一萬二千五百十九圓四十錢（前年より七割一分九厘減）拂渡一萬七千八百五十圓九十六錢（前年より二割八分三厘減）なり。

▼次に郵便貯金に在りては

一　受入總額一千十六萬九千六十圓八錢にして預入度數百萬四千四百四十六枚、新規人員五萬一千九百二十八人、前年より金額一割二分八の增加にし

て其の內譯重なるは次の如し。（他は略す）

本島局所預入に係る分	人	枚	円
現金預入	五一、六五四	八三二、〇一二	九、〇二八、六〇八・一七九
切手預入		一一八、四二九	九八、〇二六・二〇〇
計	五一、六五四	九五〇、四四一	九、一二六、六三四・三七九

二　拂出總額は九百二十二萬八千七百六十九圓八十六錢八厘、度數三十四萬九千十五度、人員三萬三千七百十四人、前年より金額一割二分二增、其の內譯は貯金拂戻は最も多く其額八百七十三萬六千七百六十三圓餘、其他略す。

三　年度末現在預入人員及金額は金額七百二十五萬三千四百三十二圓餘、其人員四十一萬四千七百九十二人に上る。

▼次に振替貯金は

一　拂込總額五千三百六十六萬千六百七十六圓餘、其の內譯は次の如し。

	度	円
內地朝鮮滿洲各局より本府口座へ拂込高	五、四六三	一、五三四、六六〇・〇七〇
拂込金事故振替受高	一、八九九	一三、九七七・一〇〇
本府口座へ拂込	八二八、二六一	四七〇九八、一六一・五七〇
東京口座へ拂込	一六〇、三〇二	二二七五、八三五・二一〇
大阪口座へ拂込	六二、二四八	二、三九六、三一四・七七七
福岡口座へ拂込	七、四三三	二一一、三六三・六〇八
小樽口座へ拂込	四〇六	三、七九一・一六〇

本島局所より拂込の分	度	円
下關口座へ拂込	一、七七四	六四四、七七七・一一〇
朝鮮口座へ拂込	一、六八六	二九五、〇六六・九七〇
大連口座へ拂込	一〇九	一一、九八三・〇一〇
名古屋口座へ拂込	五三三	一五九、〇〇二・二三〇
仙臺口座へ拂込	六八一	八、九一七・一一〇
金澤口座へ拂込	四八一	四三、四三九・八三〇
計	一〇六五、七〇四	五二、一一五、〇五九・九〇三

二　口座受入は五千九百五萬八千三百七十六圓餘、度數八十五萬六十四度、前年より六割八分四の增加、又た口座受入は五千九百三萬三千六百六十一圓餘、前年より六割八分八の增加とす。

三　年度末現在加入人員二千四百二十四人、其の金額五十五萬七千八百七十四圓餘なり。

尙ほ他に年金恩給金の拂渡（退隱料遺族扶助料共）三十六萬八千七百四十一圓餘、證書枚數七千二百二十二枚なり。（遞信局報告抄）

金融概況

—八月中の—

昨今に於ける我財界の狀勢を察するに過去に於て其例を發見し得ざる變態現象を呈しつゝあり昨春財界の動搖以來未だ一年有半に過ぎざるに早くも平時以

上の好況を期待さるゝは全く異例に屬するものなりといはざるべからず年初以來金融は緩漫の趨勢を辿り物價は四月を以て底を入れ爾來徐々に騰貴を續け端を大阪に發したる株式の活躍は紡績株を中心として波瀾を呼び期米綿絲布の暴騰を見たる等所謂中間的好景氣を現出しつゝあり之が原因を案ずるに第一に正貨の集積に歸せざるべからず舊年中の我對外貿易は輸出十九億四千八百三十九萬餘圓、輸入二十三億三千六百十七萬餘圓にして入超三億八千七百七十八萬圓なるに拘らず歲末までに正貨の流入したるもの約四億圓に達したりこれ海外に於ける運用資金及既往債權の回收に依るものならん而して此趨勢は本年に入るも依然として繼續し一月以降七月末迄に正貨の入超額一億二千萬圓に上り舊年中の入超正貨に合して實に五億二千萬圓に達すこれ貿易の入超を持續しつゝあるに拘らず民間資金の減少を見ざる所以なりとす。

變態現象の第二の原因は昨年の變動の餘りに急激なりしことなりとす爲に生産の制限は過度に行はれ貿易の機關は破壞され有價證券は過度に下落したる爲其反動も迅速且つ强烈に現れたるものなりと思惟す通貨の增減に伴ひ物資需要の伸縮甚だしくして商工業者の需給の算定は動もすれば誤謬に陷り易し如斯は投機流行の素因を釀成するものなれば這般の投機氣分の煽動されたる亦之に因るものと察せらる。

第三の原因は繭高、米高、其他概して農産高の爲地方の景氣案外良好なりしに基因す爲に地方農民の購買力は依然として減退せざるのみならず食料被服品の崩落の爲に却て其需要を喚起したりと傳へられ綿絲價の暴騰の如き其一因は地方民の購買力の增大に因るものなりといふ。

上敍の如く本邦金融市場は遊資潤澤を呈し金融業者は其の運用に苦心しつゝあり年初以來再三預金利子の引下を斷行して其負擔の輕減を圖りつゝあるも中には唯放資を緩にして一條の血路を見出さむとするの窮策を取るものあり這般來各種定期市場に意外の殷賑を來して不自然の價格を顯出せしめたるは之が爲なりと傳へられ心ある當業者にありては竊に警戒しつゝある折柄日本銀行當局者に於ても斯る事態に關心する所あり近來警告を怠らずと云ふ。

次に本島金融界も內地に追從して漸次緩漫の度を加へつゝあり七月末電力會社第二回の社債金一千萬圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が大部分內地より移入せられて各銀行の手許一段潤澤となり且つ資金の新需要沈衰の狀態にあるを以て內地の情勢に順應して八月五日より各銀行共左の割合を以て預金利率の引下を爲したり而して預金利下に伴ひ一方貸出利率も漸次軟弱に向ふ傾向にあり。

一、定期預金　年五厘引下け　甲種銀行五步七厘乙種銀行六分二厘となり

一、小口及當座預金　各日步一厘引下け　甲種銀行日步一錢二厘乙種銀行一錢三厘となれり

株價の漸次昂騰するに連れ內地優良株の逆移さるゝもの相當額に達したるものゝ如く更に一段上騰すれば一層大なる移出を見るべし。

反之島內新設の事業會社に在りては株式需要の範圍狹少なると事業狀態尙沈衰の狀態に在るを以て內地株價奔騰の影響を蒙らざるものゝ如し。

一般商況は尙不振を免れず而して多くは現金取引の行はるゝ爲取引數量の減退を示せとも內地よりする取立手形荷付爲替等を見るに漸次增加を示す事實は本島財界の稍安定し購買力の幾分囘復したるの徵ならずやと察せらる。

次に重要物產の狀況を見るに

米は內地の本年度の收穫懸念と之に伴ふ投機等の關係に伴ひ本島に於ても騰貴の趨勢を示し本月に入りて島米の移出頓に殷盛を極めたり爲に地方農家は活氣を呈し懷合幾分豐となり平穩裡に舊盆を經過せり

糖界は久しく世界的不況に支配せられて慘狀を極めたるも最早底入時季を脫し歐洲甜菜糖の減收見込、歐米の財界好調に伴ふ消費量の增加、爪哇に於ける殘糖買占等の好材料ありて先高見越しの態なれば市場一般に活氣を呈し前途稍樂觀の姿なり。

烏龍茶は米國財界の好化と同國に於ける在庫品の品薄とにより頓に需要を喚起し價格も昨年に比し二三圓方の昂騰を見たれば當業者も些か愁眉を開くに至り此の形勢を持續せば年內輸出額は二十五萬箱內外に上る見込なり。

包種茶は爪哇を第一とし南洋各地の需要益旺盛を極めたれば輸出殷賑を呈したり。

物價は五月以降逐月騰貴の趨勢を辿りしが本月に入りても其の趨勢を變せざるものゝ如く臺北に於ける物價指數一九二、六六を示す前月に比し〇、二〇の騰貴率なりとす各品に付觀察するに白米、烏龍茶、包

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

穜茶、綿布、燐寸等は騰貴せるも小麥粉、鐵器、セメント等の諸品は低落を見たり要之物價は奔騰を見る能はずとするも尚强調を帶べるものと謂ふべし。

八月中各銀行の預金貸出金殘高表

臺北、臺南手形交換月表、臺灣銀行券發行高及流通高、臺北、臺南手形交換所組合銀行月報、臺北物價指數表左の如し。

大正十年八月末預金貸出金殘高表

銀行名	預金	貸出金
	円	円
臺灣銀行	三四、九九二、七一三	一三六、八〇七、九八七
三十四銀行支店	八、六六八、四一七	八、七一九、〇八九
臺灣商工銀行	一三、八九八、七一四	一四、六六七、八三四
嘉義銀行	四、五九〇、八三八	六、五六八、四四三
彰化銀行	九、一九二、八九九	一二、二四七、九六八
新高銀行	七、九六三、六九九	一一、五三七、九三三
華南銀行	二、九三八、三八六	一三、三三三、三八六
合計	八二、一六六、七〇一	二〇三、六七一、八二八
前年八月	八七、七三八、五三〇	一九六、一七九、六九九

手形交換月表

所在場所	年月次	枚數	交換高	交換尻	備考
臺北	大正十年八月	二七、八〇五	一二、七九九、七七二	四、二三四、六三七	—
臺北	前月	二六、〇八五	一二、三四三、九五八	五、二六九、一六九	—
臺北	前年八月	三〇、八四〇	一五、八一八、一九五	五、一五五、一九七	—
臺南	大正十年八月	一六、二〇八	四、五二三、五八〇	一、二五二、〇二〇	—
臺南	前月	一四、九一三	四、〇四四、八五五	一、一三三、三八五	—
臺南	前年八月	一四、一九九	四、五三五、五四一	一、四二二、一六四	—

臺灣銀行券發行高及流通高

年月	銀行券發行高	國庫在高	市場流通高	準備竝保證準備 準備	準備竝保證準備 保證	制限外發行高
十年八月一日	五六、八六〇、〇四三	一、六二五、五五七	五五、二三四、六八六	二五、四五一、三六八	一五、二〇一、六七五	〇
八月十日	五六、六三四、三四六	一、九三三、四一七	五四、七〇一、九二九	二五、三〇七、三四五	一五、一二六、八〇〇	〇
八月二十日	五五、九九一、五三九	二、〇六六、〇八六	五三、九二五、四五三	二二、一三四、八二三	一五、八五六、七五五	〇
八月三十一日	五二、九五七、五八五	一、二二一、〇一二	五一、七三六、五七三	二二、五九五、一五六	一五、五八三、一三九	
前月末日	五六、五三二、四〇六	一、五九二、五八四	五五、一三八、九二二	二五、四五一、三六八	一三、八〇四、八五八	〇
前年八月末日	五六、三二七、四〇八	三、〇四二、三二三	五三、一四五、六八四	三六、〇六九、八〇一	一〇、一四八、一〇七	〇

臺北手形交換所組合銀行月報（大正十年八月）

銀行名／項目	拂込資本金	積立金	諸預り金	貸出金	有價證券	金銀在高
臺灣銀行	四五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六五〇、〇〇〇	三四、九八八、四五〇	一四八、二六六、五七〇	一七、七五五、六五二	一、四五〇、四〇八

三十四銀行支店	—	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
商工銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
彰化銀行支店	—	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
新高銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
華南銀行	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
前月合計	同	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
前年八月合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

臺南手形交換所組合銀行月表（大正十年八月）

銀行名	諸預り金	諸貸出金
臺灣銀行支店	一、七四九、〇四九	一五、八七一、一八二
三十四銀行支店	一、九一〇、三五六	二、九二八、〇二〇
商工銀行支店	一、〇五六、六六〇	一、〇五七、〇九八
新高銀行支店	三五六、六七三	一、三八七、一二八
嘉義銀行支店	一、一七〇、〇二五	一、八二七、八四四
計	六、二四二、七五三	二三、〇五一、一七三
前月合計	五、五九八、〇一二	二三、七五五、四〇五
前年八月合計	五、六七五、八九四	一九、一〇八、九〇六

臺北物價指數表（大正十年八月末）

品目	本月	前月	前年同月
白米	二〇〇・五八	一八六・〇五	一九六・五二
玄米	一四九・六一	一四五・〇〇	二〇九・六五
清酒	二二三・二三	二二三・二三	二二三・二三
麥酒	一八一・六〇	一八一・六〇	二〇四・〇〇
紅酒	一五二・七八	一五二・七八	一七七・七八
澤庵漬	二八八・八九	二八八・八九	三二四・四四
小麥粉	一五〇・九八	一六六・〇四	一七五・六八
砂糖	一五三・八五	一五三・八五	三四〇・六六
鰹節	二八一・八二	二八一・八二	二一八・一八
味噌	一三〇・七七	一三〇・七七	二〇九・二三
醬油	二〇二・二七	二〇二・二七	一九五・四五
鷄卵	二〇〇・〇〇	一七七・一四	二九七・一四
火油	一一三・八二	一一三・八二	一九四・八七
鹽	一四〇・九一	一四〇・九一	一三五・〇〇
煙草	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇
烏龍茶	一〇四・三六	九四・八八	一三六・六三
包種茶	一一七・三四	一〇六・九〇	六八・九七
白木綿	一八六・五一	一八二・五四	三八〇・九九
綿布	一三二・五三	一二六・五八	一八〇・七三
洋紙	二七八・二六	二七八・二六	三三〇・四三
日本紙	二三四・三三	二二七・七八	二七七・七八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

杉板	三五一・一一	三五一・一一	三九四・〇七
杉材	三二九・〇三	三二九・〇三	三六四・一九
洋鐵	一九七・三七	二二六・三二	三一五・七九
鉛	一〇四・三八	一〇六・二五	一六二・五〇
銅	九七・九六	一〇二・〇四	一四八・九八
煉瓦	二六〇・八七	二六〇・八七	三三〇・四三
日本瓦	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇	一七〇・〇〇
板硝子	二五〇・〇〇	二六〇・〇〇	三八一・二五
セメント	一八二・三五	一九一・一八	三五二・九四
鐵寸	二七一・六〇	二六六・六七	三四九・六八
石油	一九二・〇五	一九二・〇五	二一九・〇九
石炭	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	二一二・五〇
木炭	二三三・三三	二三三・三三	二六六・六七
薪	一八九・七二	二〇〇・〇〇	三三八・五七
平均	一九二・六六	一九二・四六	二四八・二〇

備考　本表は戰前卽大正三年七月の物價を一〇〇として計算したるものなり

平均指數五箇年對照表

月次	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年
一月	二一九・五四	二七三・五三	二〇九・三八	一七八・三八	一三五・一〇
二月	二一一・四三	二八六・〇八	二〇八・七七	一八二・九七	一三七・九九
三月	二〇五・二九	二八八・九九	二〇三・九八	一八七・四七	一四二・二三
四月	一九八五・三〇	二八一・五〇	二〇一・八九	一八二・一六	一三九・六八
五月	一八九・八三	二七二・五四	二〇〇・七五	一八三・九六	一三九・五九
六月	一九一・〇三	二五六・〇四	二〇八・一一	一八七・六八	一四三・三七
七月	一九二・四六	二五三・六八	二二一・二七	一九五・四九	一五四・六九
八月	一九二・六六	二四八・三〇	二二九・七〇	二〇三・三六	一六七・八六
九月		二四四・七七	二三二・三七	二〇六・〇二	一六四・九二
十月		二三四・二六	二四二・六六	二一三・一九	一六四・一六
十一月		二一八・一五	二四八・〇一	二一一・六五	一六六・四〇
十二月		二二一・四七	二六四・四九	二一九・六一	一七二・七三

各年月を一〇〇とせる本月平均指數

基礎年月	本月平均
十年七月	一〇〇・一〇
九年八月	七七・六二
八年八月	八三・八四
七年八月	九四・七四
六年八月	一一四・七七

（金融課報）

臺灣商況

—大正十年八月中—

▼米　內地米相場左の如し

	二日
定期米八月限　東京	三二・三四円
定期米八月限　大阪	三一・九九円
正米標準相場（中米）東京	三〇・八〇円
正米標準相場（中米）大阪	三〇・二〇円
內地米本島相場　肥前米	三三・〇〇円
內地米本島相場　豐前米	三四・六〇円

十日	三一・四〇	三二・九〇	三一・五〇	三一・五〇	三五・七五	三六・〇〇
二十日	―	三二・四五	三一・〇〇	三一・六〇	三四・〇〇	三七・五〇
二十九日	三一・八〇	三二・八六	三一・六〇	三一・一〇	三九・四〇	三九・六〇

期米は新甫發會より買氣增進の爲め俄然活躍を示せり思ふに天候不良の結果極端に稻作悲觀せられたるに因るなるべく殆んど連日に亘り强調を保てり下旬に入り打續く快天に暑氣加はりしより買過の大咎は俄然瓦落相場を演出したるも月末急に冷氣を覺え著しく躍進せり正米も勢ひ暴騰を以てし廻米激增しては急騰の反動押しは免れざりしも底意依然として頑堅を失はざりき

島內內地米も近頃珍らしき高値を唱出するに至りしか何分注文の半數も達せず買付困難を訴へつゝありと云ふ本島米も何分時節柄暴風案事と內地期正米の暴騰に連れ思惑買盛に行はれ一層の高値を唱出せしも遉か懸念せられたる時化の災厄も追々薄らぐと共に多少利喰者も現はれたるもの、如く月末に入り移出先神戸市場が天候及仕手關係にて正米改めとなりたる爲めにや島米買付薩張にて人氣阻喪を免れざりき丸糯も相不變品薄構へに氣丈を示せるか最近一部商人の買占を傳へられ相場は彌か上沸騰せり。

本島米相場左の如し。

	北部玄米	白米一升	長糯	丸糯
一日	円 一五・八七	錢 二一	円 二五・七六	円 三一・五一
十日	一六・七九	二一	二七・六〇	三二・六六
二十日	一七・〇二	二一	二七・六〇	三一・六六
三十日	一六・五六	二〇	二四・一四	三二・二〇

▼砂糖　前月外糖の良報と相俟ち寸退尺進裡に强調の商勢なりしも其後海外市場も差したる變化を見す保合の機先なから內地市場も稍や氣乘り薄の狀態にして至極閑散軟弱に移り月の甫り氣配分蜜糖保稅八九月限十五圓五十錢九、十月限十五圓七十錢と小鈍く買人十錢安の唱へ折柄玖瑪市場況不味の報に中旬八、九月限十五圓丁度九、十月限十五圓五錢と軟弱となりしも月末に近つき當月限り處分的の仕手關係に賣物兎角芳はしからず人氣も區々賣物薄と相俟ち小締り商情を辿り九、十月限十五圓六十錢と小堅く越月せり。

島內市況相不變沈靜にして買氣冴へず一高一低俊巡裡に保合不勢にして小口當用の實需取引を見たる而已最終氣配としては各驛貨車渡値段六マーク納稅二

十一圓六十錢處の唱へなりき精糖は分蜜糖の不冴へなると需要季を過ぎたる關係上漸落歩調を辿り甫めしより地方筋の買控へ氣味にて荷動きを見す鈍狀の商勢にて月末氣配基隆本船渡標準物二十九圓五十錢見當なりき。

▼麥粉　上海製粉並に米國製粉の輸入說に內地市場商勢不味にて一般の買見送り氣味ありしも會社の態度堅實にて安くは賣らずと休轉する向きもあり一方各地在荷薄なる關係上軟弱ながら保合の狀態にあるも海外市場其後氣配引締氣味なるより茲許此邊以下の安値は難望べき模樣にて賣物薄は勢前途の樂觀を不許べきか月末入電氣配左の如し。

龍印麥粉	基隆沖本船渡	四圓四十錢見當
赤貝印	同	四圓五錢見當
鯱タイヤ印	同	四圓二十錢見當
上海綠寶星印	同	四圓十八錢見當

▼烏龍茶　前月來各輸出商の取引は依然として活況を持續せられて大に緊張振を見せたるが素より之米國市場の恢復せるに非ずして彼地市場向後の品拂底を見越し夏茶季に於て良茶の見込買を爲すもの多かりしに因由するものにして此狀態を以てせば秋茶迄は相當活況を呈すべく觀測せらる當月相場は下旬に入り中等茶の氣配益々强硬となれり尙本月中輸出高の買入は六萬六千箱にして累計十二萬八千箱之を前年に比するときは約六萬箱を增進せり。

▼包種茶　春茶の再製漸く終熄し例年ならば下旬より弗々秋茶の出廻見るべき筈なるも今年は天候關係上約十日間遲延したるを以て當月は茶取引よりは寧ろ混入材料たる料花の取引を見たるに過ぎさりしか來ん秋茶は茶葉の生產減と烏龍茶の好況を氣構へて相場の昻騰を期待せらる因に當月迄の輸出高は十八萬餘箱にして昨年に比し約二千箱の增加なり。

▼綿布　本月上旬迄の商況は七月末同樣夏物冬物共極く小口取引に止まりしも綿絲布相場の堅實と冬物準備時期に入りたるとにより中旬後即舊盆過は相當大口取引出來貸金の回集も亦順調に行はれたり加之本年は一般に準備減少の結果大阪市場に於ても適品は甚稀薄にして朝鮮滿洲の好況に刺戟せられ生地綿布六尺布ジンス無地朱子目紋ポプリン等は左表の示す如く高値に進み目先向一段高の氣配を見るに至れり。

晒既六百番	圓 一三・二〇	同　五百番	圓 一〇・二〇

柔兒綿布	一〇・〇〇	黒綾地朱子目	〇・六五
五鳳斜紋布	九・五〇	黒綾地ポプリン	〇・八〇
龍○粗布	九・五〇	假ポプリン	〇・九〇
三輪○天笠	三・九五	黒光輝付ジンス	二・三〇
尺一白木綿三八〇目付	二・六五	紺小倉	一八・五〇
同　二六〇目付	一・七〇	縞小倉	一八・〇〇
大尺布五八〇目付	三・八〇		

▼金物　内地金物界も夏枯期迚トント上向の氣配を示さず相場は依然弱保合なり外國物にありては米國は屢々値下を發表せるも尚歐洲物に比すれば上鞘にありて僅かに引合を見るは或種の薄鐵板位に過ざるべし就中獨逸品、白耳義品ならば實際割安報なるを以て近頃東京の大手筋にては弗々豫約ありしと傳へらる本島商況も又内地と其軌を一にし商内閑散を告げ相場としては前月値を保合裡に越月せり。

丸鐵四分(貫)	〇・九八	釘類一吋半(百斤)	一七・二〇
同　五分(同)	〇・九九	同　二吋(同)	一六・八〇
同　六分(貫)	〇・六七	針金八番(一五八四斤)	一一・四〇
釘類六分(百斤)	一九・九〇	同　十六番(同)	一九・〇〇
平板二十八番(一枚)	二・〇五	鐵管内徑　一吋	〇・二六
同　三十番(一枚)	一・九〇	同　二吋	〇・六八
浪板同　(六尺)	一・六五	鑄鐵管四吋水道用	〇・〇九
同　(七尺)	一・八五	レール十二封度(一哩)	三・五五〇
同　(八尺)	二・二〇		

▼石炭　其後の炭界は目醒しき活躍を示せりと云ふにあらね共極めて順當に進展し島内賣としては製糖會社等未だ買控への態度にて太口商談なきも對外方面は案外好況にて香港輸出は先月に比し増進し殊に上海には内地炭の出廻不足に因り粉炭(工場用)五千噸の輸出を見たり例の内地炭の印度輸出は其後英國炭の壓制する所となり一服の姿なりしも内地は今や炭價續騰に連れ各集散地に於ける貯炭も頓に激減し出炭制限の輕減をさへ唱へらるゝに至れり去れば島内粉炭の内地移出は引續き旺盛となり斯くて極度に悲觀せられたる本島炭出炭量も當月迄には約六十萬噸を算せられ年末迄には八十五萬噸乃至九十萬噸を豫想せらるゝに至れり當月の相場左の如し。

一等粉炭基隆本船渡一噸	九、〇〇
一等切込同	一三、五〇

▼木材　元來需要薄の折柄なれば捗々しき商情ならざるも紀州物は好調時代の伐採過ぎが因を成し品薄を楯に最近一割の値上實行の意向を漏したるも本島の當月内地材相場は前月同樣に保合ひ福州材は近來内地人側に其の有利なる點確認せらるゝや需要激増し時節柄としては比較的に商内活潑なるは大に注目

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に値すべく漸次内地材の販路を侵蝕し相場も前月に比し五分高なるかこは北支那木材買付商の買約品に火を失し災に罹りし爲め更に大買付に着手せると他面は福州上流地方は土匪横行して出材を鈍らしめたるが主因なりと稱せらる又彼の本島產檜は依然として高値の爲め木材商も手古摺り今は割安なる米國物に食指を動かしつゝありと云ふ當月の相場左の如し

●●●内地材

杉檀（長二間巾三寸七分厘六分）一丁	〇・五五円	杉板四分一坪	二・〇〇円
杉棰（正一寸八分角）一本	〇・八五	杉柱（三寸五分角）一本	二・九四
杉板六分　一坪	二・九九	同	三・八〇

●●●福州材

福州杉丸太長十二尺末口（自二寸五分至六分）一才に付		七錢五厘
同　十四尺同（同）	同	九錢
同　十六尺同（同）	同	九錢
同　十八尺同（同）	同	十一錢
同　四分板七寸以上坪	二圓五〇	
同　六分板六寸以上坪	二圓八〇	
同　挽角檟類　一才	十八錢	
同　板割　一才	二十四錢	

▼肥料　本島肥料需要季節も追々と切迫しつゝあるも當月は尙未た閑散の商狀を持續せり豆粕は基隆、高雄渡二圓二十五六錢と引締り過燐酸も商內薄にて臺灣製糖會社に約四十叺の買入あり相場は内地强調の爲め二十度物（七貫五百目入）一圓八十錢堅保合先行氣丈を示せるが基隆肥料會社の製品は未た市場に何等の反應を與へざるか如し硫安は一時の安値が買氣を喚起し月末には百三十八圓と反動高を告けたるが當月の商談としては大日本製糖會社の調合肥料として出來たるのみなり。

▼工業藥品　大體に於ては商內引續閑散にて凡調子なるも部分的には多少の波瀾なきにあらず硫酸の高値は原料硫安の好況に伴ひたるものなるべく硝酸は荷凭れの爲め安値を報し先行氣配軟弱なり。鹽酸は目下島內需要季にして各製糖會社より相當買注文あり相場は前月値を保合ひたり曹達灰は例のブ社、マ社の競爭激甚を加へ前月に比し一圓四十錢方の低落なり。

六六度硫酸二〇〇磅一箱	一四・八〇円	晒粉（カルキ）百斤	一四・八〇円
六五度同	一三・八〇	月印曹達灰同上	五・六〇
二十度鹽酸一二〇磅一箱	一四・五〇	洗曹達一樽	四・九〇
四十度白硝酸一四〇磅一箱	二五・〇〇	月印重曹	一三・〇〇
苛性曹達一箱	一三・八〇	硫酸曹達	四・五〇
硫化曹達同	七・八〇		

▼セメント　內地洋灰界は生產制限せられたると近

來南洋筋より注文頻りに轉湊せる爲めき〳〵商狀持ち直りの形勢を報せるも本島は依然相場の伸力なく商內無味乾燥にて前月の六圓五十錢を保合ひたり茲に特記すべきは當月に入りスマトラ島ブラワンデリーより洋灰六萬樽の注文あり高雄淺野セメント工場は之が引受應諾をなせるに拘はらず運賃及船艙關係より遂に輸出不能てふ破約の嘆を見たるは正に本島の爲めに返す〳〵も遺憾の極みなり聞説該注文品は獨乙品の占有する所となれりと云ふ。

▼鳳梨罐詰　內地方面は各種生果の出廻季節に入りし爲めにや消化不勢に傾けるもの、如く商談薄なりしも幸朝鮮方面の需要少からざりしを以て移出高は寧ろ增加せり乍去相場は双鹿箱(四打)十六圓と前月に比し二十錢方の低落なり。

▼海產物　舊盆過は商內に活氣なく地方筋も一向買添はず市場鳥渡一服見送の體にて値頃は一般弱保合の姿なり干海老は當月小口取引のみにて至極閑散に開鑵は有頭無頭共に品薄又島產雜魚は豐漁を傳へ中等品百斤十三圓丁度にて稍々賣行ありたり月末移入品相場左の如し。

千鯣　五三円　　對州　五八円
千海老　六八　　五島鯣　〃　一四〇〇
千貝　八八
鯣(無頭)　　鯣(頭付)　一九

▼芎蕉實　前月來頓に繁忙を極めつ、ある芭蕉實は其後續々生產增加し當月のみにて內地移出高實に七萬四千八百籠を算すてふ稀に見るの盛況を演出し相場も漸次下値唱へにて臺中一等品八圓員林七圓臺北もの五圓と前月に比し著しき低落せり去迚大需要先內地にありては珍果物の出鼻には兎角芭蕉實の如きは寄り付惡く追々各種果實の出廻を見ると共に本品も大勢に順化せらる、は又止むを得さる所なれば目先尙一段の下押は免れざるべし。

▼野菜(臺北)　所謂夏枯とて一頃以來野菜類迄も生產減切減却し市場入荷依然少數量の爲め一般氣配强合みなりしが就中瓜類は漸く旺盛時代を過ぎんとして大根の出來榮左程にもなく案外の高値唱へなり相場左の如し。

	月初	月末
大根	一三・〇〇円—一五・〇〇円	九・〇〇円—一五・〇〇円
牛蒡	四・五〇—五・〇〇	七・〇〇—一〇・〇〇
南瓜	七・〇〇	二・四〇

赤甘藷	三・四〇	
丸茄子	八・〇〇	六・〇〇—一〇・〇〇
長茄子	二・〇〇—三・〇〇	二・三〇—二・五〇
里芋	八・〇〇—一〇・〇〇	八・〇〇—一二・〇〇
冬瓜	二・三〇—二・二〇	一・七〇—一・八〇
葱	四・〇〇—四・五〇	三・五〇—四・五〇
玉葱	七・〇〇	七・〇〇
蓮	八・〇〇—一二・〇〇	八・〇〇—九・〇〇
白菜	四・〇〇—四・五〇	四・五〇—五・〇〇
胡瓜	五・〇〇—六・〇〇	三・二〇—四・五〇
新姜	四・〇〇—五・〇〇	三・〇〇

（商工課報）

近事摘錄

▼十月一日より八日迄評議會委員會開會、民法商法教育道路等大問題を議了す　▼臺灣文化協會愈々設立さるべしと傳ふ　▼崇聖會にては九月二十八日、艋舺第一公學校に於て祀孔典禮を擧修す▼大正協會は九月三十日鐵道ホテルに創立十年記念會を開催す　▼九月十六日、高田殖產局長の退官と共に警務遞信の兩局長、臺北州知事、稅關長等の異動あり次で十月八日、新竹臺南の二州知事、專賣局長其他の異動ありたり　▼比島新總督ウッド將軍は赴任の途次米艦ニューオルレアン號にて十月十二日本島に來り田總督、福田軍司令官に敬意を表し臺北を視察すること一日にして卽日歸艦出發す　▼東宮殿下御歸朝の途次、臺灣海峽御通過を迎へ奉る歌として發表された

る中の三首「日の本の端より早くみこのみ艦迎へにけらし新高の山（高木友枝）「海若の神の守りて大皇子のみふれ安くぞ歸り來ませる（大枝常之進）「黑潮の大波の上に艦うけて新高山を見さけますかも（長井永太郎）　▼八月十八日臺灣體育協會主催、臺北三線道路にてリレー大會を行ふ　▼最近調査、全島の共學生は總計二百八十四名なり內尋常小學二百七名、其他は中學、商業、高女等なり　▼全島公學校に就學せる步合は全島學齡兒童總數六十三萬四千人、在學兒童十七萬七千九百餘人、就學步合は二十八％四四なりと　▼新竹州大溪郡角板社蕃丁セツブルナの次女チユロスセツレ事、關野光子（一四）は臺北第二高女校囑託片岡歌子女史に隨ひ八月二十二日出發東都に遊學す　▼司法に關する法令を調査審議する爲め九月二十三日發令法令取調委員會規程を設け同會を總督府內に置く　▼新竹州農會は八月二十三日新竹郡新埔庄枋寮義民廟祭典に當り同所に於て養豚品評會を行ふ　▼花蓮港廳下米崙灣に於ける港灣設備の計劃其の步を進めんとすと傳ふ　▼臺南市に於ては九月三日東宮殿下御歸朝の日をトし本島青年敎化施設として臺南青年團の設立を發起し青年團服約を定む　▼九月三日臺灣紳章條例に依り學識名望ある本島人三十一名に紳章を付與す　▼九月二十日濁水溪築堤工事落成式を擧行す　▼臺南安平漁塭に於て蚊族撲滅上に卓効あるタプミンノオ魚の棲息せるを發見すと

總督府諸官の異動

今回九月十七日付、三局長知事税關長の更迭を發表せられ次で十月八日付知事、專賣局長以下の異動を發表せり即ち左の如し

▲九月十七日

依願免本官 殖産局長 高田元治郎

任殖産局長 警務局長 川崎卓吉

任警務局長 臺北州知事 相賀照郷

任臺北州知事 法院判官 高田富藏

税關長 原鶴次郎

敍高等官二等一級俸下賜

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ

休職ヲ命ス

任税關長 遞信局長 齋藤愛二

任遞信局長 宮内省調度頭 吉田平吾

▲十月八日

任臺南州知事 總督府事務官兼參事官 吉岡荒造

任專賣局長 專賣局事務官 池田幸甚

任新竹州知事 專賣局參事 常吉德壽

任州事務官、補臺北州内務部長 總督府事務官 田阪千助

任總督府事務官、土木局庶務課長ヲ命ス 專賣局事務官 高橋親吉

任總督府事務官、財務局主計課長ヲ命ス 大藏事務官 富田松彦

任州事務官、補臺中州警務部長 總督府事務官兼警視 本間善庫

任州事務官、補高雄州警務部長 州理事官 草野義一

任州理事官、臺南州内務部地方課長ヲ命ス 總督府事務官兼參事官 川崎末五郎

依願免本官 土木局長 山形要助

新竹州知事 服部仁藏

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ

休職ヲ命ス 臺南州知事 枝德二

各通 州事務官 神社柳吉

州事務官 井澤眞民

依願免本官

總督府事務官 長尾景德

州事務官 御厨規三

總督府事務官 藤井恭敬

總督府事務官 小西恭介

總督府事務官 菊池武芳

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ

休職ヲ命ス

警務局長 相賀照郷

土木局長心得兼務ヲ命ス

總督府警視 宇野英[illegible]

理蕃課長ヲ命ス

州事務官 伊藤兼吉

補臺南州内務部長

州事務官 東忠藏

補高雄州内務部長

總督府事務官 和田一次

法務部長ヲ命ス

總督府翻譯官 法水了禪

外事課長ヲ命ス

總務長官 賀來佐賀太郎

專賣局長心得ヲ免ス

總督府事務官 豐田勝藏

理蕃課長心得ヲ免ス

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜俎

瑯璫

仙俗居士

△征韓論

歐米巡視よりして、先づ歸朝したるは大久保參議、(利通)夫より二個月目に木戸參議、(孝允)更に二個月目に岩倉右大臣(具視)てふ順序であつたが、副島の復命は、實に木戸復命の前日である、廟堂は一時に東西の新知識を輸入したわけであるが、隨て思想衝突の端緒を兆し來つたやうにもある。副島は復命と共に、征臺の議を奏請に及ばれたが、閣員中には批難の聲がある、「凡そ外國交渉に、言質にのみ安んずるといふは手落である、何故柳原をして、後日の證左たるべき公文を、逐一握取せしめ置なかつたか」との手緩論が其れである。爲に此議は、可決奉答に行惱の姿であつた、が此時已に、より以上の大問題たる、征韓論の勃發しつゝあつたのである。

征韓論の起りは、五年正月、我國の制度改革、及び廢藩置縣の顛末を、正式に通知せしめんが爲に、外務少錄森山茂を釜山に派遣したるに、朝鮮官吏は無禮にも、應接をすら肯んじなかたといふに在る。釜山には昔より、日本公館の設あり、且つ居留民の尠からざるは、金比羅の祠ありて、石燈籠に文化何年と、刻まれある一事を以ても知らるゝである。去れば東萊府使は、京城政府を代表して、我國との交渉に膺るの舊例にてありたり、其の代表者が我國の使者を侮辱したのであるから、勢ひ議論は爆發せざるを得ない、志士丸山作樂の若きは、其の四月に禁獄に處せられて居るが、此は憤慨の餘り、私かに朝鮮襲擊を企てたからである。去れば我が政府としては、飽まで穩和の態度を採り、其の八月に、十三名の漂著人ありしを以て、之が送還かたぐゝ、外務大丞花房義質を派遣し、彼をして反省せしめんことに努めたのである。森山は花房に隨て再渡し、其儘釜山に駐つて居たのであるが、當六年五月に至り、東萊府使は、我が公館の門將、及び少通事たる朝鮮人に對し、日本侮辱の傳令書を下したといふ事實がある。之を實見したる森山は、今は猶豫成らすとし、逐一

の事情を外務省に稟申し、之が處分を促したのである。是に於てか、我國上下に於ける、征韓論の火の手は、容易に消し止むべくあらぬ狀態とは成つた。

副島の征臺議より三週間後なる、八月十七日の閣議は、果して征韓論が多數を占め、遂に西郷隆盛を遣韓大使たらしむることに內決された。西郷は參議たると共に、明治上半期を通じて、唯一無二の陸軍大將である。「抑も朝鮮の無禮たる、果して淸國の矩尺(さしがね)に、出づるや否は不明なるも、我が問罪の師を發するとせば、淸國は朝鮮の後援たること必定なり、雞林八道は固より言ふに足らず、此機を以て四百餘州を席捲し了らんのみ、臺灣問題の若きは、自から其中に含まる。」是れ西郷等の意見である。當年志を得ざるの士族輩は、之を漏聞き、以て驥足を伸すの好機なりとし、竊に勇躍しつゝあつたのである。

然るに大久保といひ、木戶といひ、謂ゆる洋行歸りの參議は、初よりして不賛成である、間もなく岩倉右大臣も歸朝されたが、矢張り不賛成である、留守居役であつた大隈參議の如きも、亦然りである。けれども西郷の威望は、諸公の上に一步を拔て居る、征韓論者は依然多數を占めて、遂に十月十五日の閣議に於て、いよ〳〵遣韓大使派遣に決定し、此上は只、宸裁を仰ぐばかりと成つた。

危機一髮とは此際の事である、反對論者は急に活躍し始め、喰止めやうとする者、貫徹しやうとする者、結局は雙方共に、三條太政大臣(實美)に迫つたのである。三條公の心配は一と通でない、征韓の擧は、中止すれば夫迄の事なから、爲めに折角に築き上げたる、明治政府に分裂を來し、其の結果の測るべからざるものあるからである、遂に其の十八日、公は劇疾に罹り、人事不省に陷るまでに至られたのである、斯う成れば岩倉公こそ閣中の主腦者たらねば成らぬのであるが、其の岩倉公は、彼の十五日の閣議にも顏を出さず、爾來引籠て面會謝絕とある。

天皇陛下之を聞こし召され、恐れ多くも其の二十日、車駕先づ三條邸に臨御あり、厚き御見舞を賜はり、尋て岩倉邸に臨御あり、實美に代り事を視るべく親諭し給ひぬ。不世出の大英主も、此時如何に、宸襟を惱ませ給ひしか、拜察するだに淚である。

岩倉公は、旨を奉じて、篤と考究するところあり、二十三日を以て參朝し、三條、西郷等の論旨を逐一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

奏陳し、且つ一篇の意見書を上られたのであるが、翌二十四日、宸裁あり、「具視の奏を嘉納す」と仰せ出さる、さしもに囂々たりし群議も鳳詔一聲、こゝに鳴を歛むることゝ成つた。

是に於て西郷隆盛、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平、前原一誠の諸參議を始め、征韓論者は皆な、其議を退いて、野に下つたのである。

△脫艦の賊徒と答へよ

征臺議は征韓論の烟に捲かれて、姑く內閣の案上に燻ぶつてあつたが、七年二月の初に至り、副島前外務卿に由り、之が復活を促された、其の動機といふは、約半月前に岩倉公が、赤坂の途上に要擊を受けて、負傷せらるゝあり、今又佐賀には、暴徒の起りて、事態容易ならざるものがある、此は皆な征韓論の、不平に原づく爆發に外ならぬ、副島は其の征韓論に因て、野に下つた一人だけに、這般の消息が能く讀めて居る、而かも動搖は、まだ〳〵擴大さるゝものと認めて居る、去れば此に處するの政策として、謂ゆる英雄肥肉の歎を、海外に漏させることゝ、即ち是れ國內人心を、轉換せしむる所以なりと、信ぜられたからである。

赤坂要擊の兇行者は、高知縣士族武市熊吉等八名にて、世人は之を前參議たる後藤、板垣等の一味と目したのである。

佐賀暴徒は、憂國黨先づ起り、征韓黨之に合したるものにて、首領は誰あらう、前參議兼司法卿江藤新平其人である。

是に於て大久保、大隈兩參議の共案に成る、臺灣蕃地處分要略といふ、一篇の意見書は、內閣に提出さるゝことゝ成つた、此はたしか二月六日の事である。清國駐劄として、柳原前光を代理公使（尋て特命全權公使）に任命ありしは。其の十五日である。臺灣生蕃處分の取調を、西郷從道に委任ありしは、其の旬日後である。從道は隆盛の實弟にして、大山綱良の從弟、此時方に三十一歲である、明治の鬼が島征伐は、爰に三十一歲の桃太郎に由て、劃策されやうとするのである。

大久保は、彼の意見書を提出して、間もなき二月九日に、佐賀鎭撫の命を承け、先づ陸軍少將野津鎭雄を熊本に、同島尾小彌太を大阪に、同山田顯義を西海道に、外務少輔山口尚芳を長崎に差遣し

て、軍事外交の手配を附け、自らは十九日を以て、福岡に抵り、置陣したのであるが、佐賀縣廳は其の前日に於て、已に陥て居る。是に於て公然たる征討の被仰出あり、嘉彰親王を征討總督に、陸軍中將山縣有朋、海軍少將伊東祐麿を參軍に、各任命あり、一行は三月一日を以て、横濱を出發せらる。然るに其の數日前、暴徒は已に、先發征討軍の爲に擊破され、總督出發の日は、恰も江藤以下の奔竄して、事實平定を告げたるの日である。江藤は高知に遁れ、板垣に賴らむとしたのであるが、捕へられて其後(四月十三日)佐賀に梟せらる。江藤は曾て司法卿として、我國刑法の前身たる新津綱領を編成したが、此刑は取も直さず、自ら作つた法に、自ら觸れたといふものである。

佐賀の平定して、餘燼再燃の患なしと、認めたる四月の初、廟議はいよ〳〵征臺に決し、正院に蕃地事務局を置き、大隈參議は其の總裁に、西鄕從道は新に陸軍中將を拜して臺灣事務都督に、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良は各其の參軍に、尙ほリジャンドルは、之を謀議に參與せしむることゝし、直ちに出師準備に取掛つたが、大隈總裁は、長崎を根據地とするの必要上、これに先發せらる、此時同地の後方勤務に、從事すべく隨行せる、兒玉中尉(源太郞)は、二十三歲の青年將校であつた、

政府は同時に、清國に對する措置をも考慮されて居る、即ち我國は五年十月、福州に領事館を置き、厦門、臺灣(安平)、淡水を兼轄としたが、是月八日、新に厦門領事館を置き、却て福州其他を兼轄することゝし、福島少佐を其の領事に任し、尋て國內に於ける、在留清國人民の籍牌規則を設けらる。此は時局に關する、外交準備の一端と見らるゝが、果して人氣は、何となく引立て來て、從軍志願者は山の如くである、東京日々新聞の岸田吟香が、從軍記者たらむことを願出で、「新聞記者なんか、軍事に要が無い」とて刎付られ、御用達たる大倉喜八郞の手代名義にて、潜ぐり込むやうに成つたといふは、此際の事である。

征臺事件は此の如く著々進行しつゝあるが、閣員中獨り徹頭徹尾、反對なのは木戶參議である、最後に提出されたる其の意見は、此擧の不可なるを、痛論したものであるが、要するに內治の充實が、先決問題なりといふに在る。參議は此時、文部卿として

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

内務卿を兼ねられしが、先づ兼職を辭し、尋て本職を辭し、以て本件に、責任を負はざることを、明にせられた。征韓論には多數の、參議を失つたが、征臺事件にも亦た、一參議を失つたわけである。

是と前後して、英國公使パークスは、生蕃征撫の措置を、時の外務卿寺島宗則に質問する、尋て伊太利、露西亞、西班牙の各代理公使からも、同樣である。此等の質問は、好意の有無に關せず、外交上の通常事と看做すも、最後に來りしは、米國公使ビンハムであるビンハムは昨年十月、デイロングと交替し、且つデイロングとは、異れる見解を持て居る、ソレデ我が雇用中なる米船ニウヨーク號と、顧問リジヤンドルの任を解かむことを、要求して來たのである、此は中立違反の廉を以て、清國から異議があつてはとの、懸念に出でたものである。

困られたのは、例の三條太政大臣である、木戸參議は反對を唱へて、辭表を出して居り、米國公使は課士解任の、要求をして居る而かも其の要求は、都督一行の已に、品川灣を乘出した當日(四月十八日)である、公は旨を權少內史金井之恭に含め、取敢へす大隈の至急東歸と、西鄉の進發見合せを、傳令せしむべく、之を長崎に急派されたのである、既にして大久保は、佐賀の鎭撫を了へ、歸京の途に就くの、段取と成つたので、公は更に大久保に電命して、其事を傳へさせられたのである。

大久保は長崎に立寄り、西鄉に會ひ、首相の命を傳へたが、西鄉は斷乎として應じない、「他國の異議あらば、從道を脫艦の賊徒と、お答へ下さい」對ふるところは、此の一語である、匹夫の志且つ奪ふべからず、況んや英雄の志をや、大久保は笑て之に同意し、金井と共に東歸し、大隈は依然として、其儘居殘つたのである。但し外國船の雇用は、先づ之を罷め、又據なくリジヤンドルの任を解いた、此時リジヤンドルの外に、ホウス、ワツソンの二人が居たが、本國政府直接の命令に非らざる限り、退職を肯せすと主張し、從軍を樂しみつあつた、

神秘の富士

蕉鹿夢

高極雲表の形容を以て知られぬる、名嶽富士には、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

古來あらゆる創造神話の多くを傳ふ、林道春の富士山論に「世に傳ふる所、孝靈卽位の五年、近江國に湖水初めて涌き、而して駿河國に富士山乃ち見はるといふ、唯た民俗の稱說する所、蓋し未だ信ずるに足らざるなり」との一節見ゆ、固より之を山湖出現の初期に係くるは、輙すく信ずべからずとせんも、山湖創造の神話としては、神祕の富士を露はすべく、「貞觀十七年十一月十五日、吏民舊に仍りて祭りを致しゝ時、天甚だ美晴なるに、仰ぎて富士の山峰を觀れば、白衣の美女二人、頂上に雙舞す、巓を距ること一尺餘、土人共に見たり」といへる、都良香が富士山記中の記異と相照應し、寔に高く雲表を極むるの値あり。

更に傳ふる、他の地方說話の語る所に聞け、往昔、靈妙不測の一神まし〳〵、近江の琵琶湖の土沙を以て、駿河の富士山を築かしめ給ひしが、其土沙を運搬する使役の神々は、遙けく江駿兩國の間を往復し給ふ途すがら、一簣の土沙を地上に誤り覆す事ありける、此寄落の土沙より成れるは、尾張國丹羽郡入鹿池の西なる今井村の一峰にて、今も小富士の名を負ふは、其緣なりとぞ、又其擔夫の、神々のいたく運びに疲れしために、暫く中途に休憩し給ふ折、足に附著せし土沙の、軈て落ち積りて堆起せるもの、近江國坂田郡米原の北なる丘崗荒神山を成せりともいふ。

尾張の小富士に就き、別きて趣味あるを覺ゆるは、石上祭の儀式なるべし、もと富士の祭神を淺間大神と申すこと、既に古史に明文あり、六月朔日を山開きとすることも、自ら不文の舊慣たり、然るに小富士の南に對する本宮山は、之を小富士に比すれば、稍々高さの優れるより、富士の分靈なる小富士の淺間大神は、常に其低きを歎き給ふにぞ、さては之を高めんがためにとて、山開きの佳辰を卜し、氏子の村人協力し、巨大の石を擔ひつゝ、木遣音頭の節おもしろく、之を山頂に運び上げ、尙ほ參詣の登山者も、大小各箇の石塊を、おのがじゝ携へ到りて、手向くるの例となり、之を石上祭といふなり。

富士山と琵琶湖とは、斯く本末依從の因緣あり、昔より近江の人が、富士に對して、特殊なる優權を有つと傳承せらるゝ如き、自ら謂はれありと見るべきか。

富士山たゝりある時は、燒石につねの石を雜へて、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

何方となくうつなり、是を天狗礫といふ、此時先達大音にて、近江近江と呼はるときは、忽ち山しづまる、俗言ふ、當山は近江の湖を掘りし土なりと、故に近江の人にはたゝりなしと、餘國の者は、さま〴〵行をつとめて登山せり、近江の者は、行に及ばず上る、又山上に一石あり、此石に他國の者腰をかくれば、忽ちにして腰痛む、近江の人坐すれば、常の石に異ることなし。とは、近江の人木内小繁の著はせる雲根志に載する所、知らず此風今尚は現存するや否や。

とにかくに、フジてふ山名は、夷語の火神の異稱カムイフジの省略より出で、而かも其所在地方の一面を呼ぶに、夷語の火を意味するアペ(安倍)を以てする、由來口推して溯れば、其噴火の沿革を、更に古るき有史以前に求むること至當なるべし、當時山邊を占有せし原住民は、疑ひなく今の蝦夷の一部族類たりしなればなり、斯の如くにして、富士の裾野の一帶は、正さしく火の力によりて形つくられたり、名にしおふ日本武命の草薙の史蹟を傳ふるは、卽ち此火口河原の間に於てせられしなりき。

有史時代に入りて、此地方は、駿河に屬す、而して古來駿河といふ地名に、ウチヨスルてふ枕詞を冠ふる例あり、之に因みて與へられぬる說話の中に、亦古意を存するものあり、富士山の南麓に聳峙する峻峰、之を足高山といひ、此二山の間に開ける狹き峽隘は、古の橫走の關にして、由阿法師の詞林采葉に見え、東海道の一驛路に當りたりしが、或る時此孔道を觸穢者の通行せしかば、足高山に鎭まります足高明神、いたく厭はせたまひ、南方海上に浮島ケ原の浮び來るを、海岸に打ち寄せしめられ、之を繫き留めさせて、驛路に易ふるの所と爲し給ふ、ウチヨスル駿河の國とは、斯かる緣由に因みて言ふなりと傳ふ。

橫走の關は、中世十里木越(ジフリギゴエ)の名あり、一の間道たるに過ぎざれども、足高山の南麓に連接する海汀の一帶、卽ち今の浮島ケ原の沼澤漸く浮復して、驛路を通ずるに至りし以前には、此間道こそ、正さしく一道の公路にてありつらめ、足高明神は、延喜式內の桃澤神社の神之に當り、同山の東南方なる、今の駿東郡鷹根村に鎭まれる古社なれば、我が國の神道に涵養せられし觸穢を忌避する信念、此一片の說話の中に發露せられて遺す所なし。

Digitized by Google	Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

さて又浮島ヶ原に就きて、別に一の傳說あり、而かも其言ふ所、足高明神の權威と關係するものあるも、有興の事實とす、曰く、此地は太古の世に、海にてありけるに、唐土の山なる足高山が、富士と高さを比べんとて來りたりしを、足高明神足を揚げて蹴り崩し給ひければ、忽ち富士より低くなりぬ、其崩れし峰の塊りの、駿河の沖に、浪のまに〳〵浮き漂へるをば、神力を以て打ち寄せ、今の浮島ヶ原と爲したるなりと、一顧すれば、宛として出雲の國引傳承を聯想するに足るものあり。

富士南麓の裾野の一帶、里俗之を山東と呼ぶ、古の駿河鄕之に當れり、此方面に在りては、富士の分峰なる寶永山の下邊に於て、初夏の殘雪、恰も男女二人の起立せる如き形に擬すべき樣を爲せるをば、富士の野男野女郞の顯はれしといひ、水田の植ゑ付けに著手すべき季節の占候に取る習はしあり、又三伏の盛暑に際し、千古の雪、卽ち四時に消えざる殘雪が、其狀の遠く徑尺の大さに眺めらるゝことと常なるも、若し尙ほ縮小して、馬蹄大に至れるときは、別きて豐稔の兆として喜ぶとかや、所謂「のこんの雪」なる語詞の古雅なる如く、雪の消ゆる形態に擬象して、記憶を助け、之によりて時季の或る到達を推度するは、原始的なる曆法觀念の發生とも見做すべくして、民族心理の溯源に閑却すべからざる一事とす。

富士の白雪は、更に流れて優雅の美化を鄕土に齎すものあり、箱根山下の一要驛として、古より名高き三島町は、亦裾野の一部を占む、而して「三島の雪解水」の諺、人口に膾炙する久さし、此地もと井泉少なく、源を御濱の池の湧泉より引きて、飲料に供す、水極めて透明淸澈にして、夏大尙ほ指を入るゝに堪へず、傳ふらく、此冷水は、富士の千古の雪、消けて遠く地中を潛り、此處に湧き出づるものなりと、俚謠あり、「富士の白雪。朝日で溶ける。溶けて流れて。三島に落ちる。三島女郞衆の化粧の水」と、蓋し一篇の釆風詩となす、加之、富士の山上に、金明及び銀明の二水あり、之を飮むに、甘美にして能く諸病を治するに驗ありと稱し、神仙の靈泉になぞらふ、雪解水の傳承、夫れ亦此神秘の流れを汲むか。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

恭祝

皇太子殿下歸朝　陳錫津

前星出震渡歐遊。到處歡迎印象留。半載交隣資見學。臨時拜將勵婷修。諸邦典禮全神注。萬里江山博覽收。旭日旗翻騰鶴賀。臣民奉祝慶千秋。

岳陽曰。穩健淸秀。

同　余君屏

壯矣歐山此一遊。長虹萬丈吐西洲。同盟元首驚神聖。締約臣僚拜冕旒。異國文明携滿袖。他邦風景吸盈舟。歸來鶴賀英姿雄。萬歲聲喧遍驛頭。

岳陽曰。後聯最佳。

同

奉敕歐洲廣見聞。交隣有道奏殊勳。周遊半載資神智。歷訪諸邦博禮文。永慶安瀾覃少海。重光旭日照儲君。宸衷對此歡無極。億兆臣民頌祝勤。

岳陽曰。謹嚴有矩度。

恭送下村前長官東歸　吳萱草

七載勞勤治化成。春風桃李滿東瀛。今朝解組飄然去。黎庶沿途惜送行』大有經綸錦繡胸。力行善政著臺疆。海南博士頭街好。兩袖淸風返故鄉』寬宏治化七星霜。瀛島欣沾福澤長。留得口碑齊載道。官佃圳比召甘棠』攀轅無計奈何之。厚德深仁總繫思。一縷吟魂如蛺蝶。隨公遠到紀州時』

岳陽曰。情味自深。

寄園呈篁邨君　劉學三

雅集寄園綠艾香。薰風瑟々入亭涼。今宵何用歸鄉急。後會難逢共舉觴。

岳陽曰。情致纏綿。

和韻　魏潤庵

鬢邊一朶夜來香。霧縠輕紈話晚涼。十載思量成底事。紅花花下記浮觴。

岳陽曰。淸奇幽雋。詩格自高。

和韻　劉篁邨

榕樹陰濃梔子香。黃昏雨後愛新涼。故人來報平安竹。無限欣歡大舉觴。

岳陽曰。抒景託興。風趣絕佳。

旅夜思懷　林夢梅

不期煙雨晚來晴。萬里河山一抹淸。草綠天涯遊子恨。月明瀛島故園情。十年烽火愁南北。幾度音書憶弟兄。鱸膾鄉心長在抱。秋風何日是歸程。

岳陽曰。寫情傳恨。語語幽深。

有寄　吳夢周

咫尺相思亦算遙。東風無力惜花朝。夢魂髣髴猶如昨。消息分明半已銷。待訴與誰重疊恨。空教負我往來潮。可憐一枕三更裏。月色淒涼伴寂寥。

岳陽曰。寄託遙深。一塵不染。

偶拈似古邨潤庵兩兄　小松孤松

縱教壓被傍人嗤。不必求工只賦詩。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

試看橐駝勞巧思。盆松豈是自然姿。

岳陽曰不必求工却是所以求工也

即事

歸禽影盡寺鐘敲。新月如眉掛柳梢。
棐几思詩灯未上。一螢來照古硯凹。

岳陽曰。結句奇峭。未經人道。

獨酌

沈李浮瓜小檻東。此宵無客一尊同。
十分涼味十分月。獨酌悠々對碧翁。

岳陽曰。暑月亦有霜氣。

題朱成功遺愛梅　三屋　清陰

之子無雙傑。此花絕世芳。千秋留偉績。一樹護餘香。諸葛廟前栢。召公舍處棠。遺情深景慕。豈啻賞春光。

岳陽曰。吐屬清穩。不失雅音。

秋日感作　雲　鵬

曉窓燈燼雨初收。玉露玲瓏水更幽。
梓里黃花勞夢想。白楊風裡不勝愁。
故園南望隔山河。砧杵西風客思多。
無那茂陵秋雨後。藥爐長伴病維摩。
每看南雁輒傷神。秋到天涯一病身。
瘦盡腰圍消盡淚。相憐惟有鏡中人。
十年踪跡類蓬飄。牢落天涯恨未消。
露白葭蒼家萬里。秋風何處不魂銷。

岳陽曰。愁因詩而始凄婉。詩因愁而始奇峭。

與友人同遊內地及大陸。賦此留別。

林　筱　顏

滄桑劫裡望神州。重整征鞭賦遠遊。
歷々蓬壺遙在目。飄々李郭許同舟。
鷺門一水家山隔。燕市千年帝業休。
行路若逢諸父老。不堪更話黍離憂。

岳陽曰。豪放清壯。後聯最寓無限感慨。

國姓梅　許　啓　章

玉殿孤芳弱氣寒。獨留心血後人看。
蕾珠鐵幹矜芳烈。偃蹇凌霜萬古殘。

岳陽曰。筆々老健。下語如鐵。

秋月　許　黎　堂

灩魄凌波瀲々波。長空萬里鏡新磨。
一輪秋色清如許。幾處砧聲恨若何。
梧葉已疎憐影瘦。蘆簾乍捲得光多。
蟾宮攀桂知無分。願聽霓裳一曲歌。

岳陽曰。詩品明淨。徹底可見。

辛酉仲秋。賞月於淡水河畔某樓。疊用前韻。又獲四首。

鷹取　岳陽

近水樓臺得月新。湘簾捲盡急招人。
應知露自今霄白。深塢長汀看似銀。

十里煙村月色新。呼舟遠有渡江人。
清光宛似瀟湘畫。水碧沙明巧著銀。

白露橫江月照新。登樓應有感時人。
山陽笛裡秋將老。聽到夜深鬢似銀。

明鏡懸空萬感新。蒼茫天地一詩人。
洞庭去此三千里。未上岳陽髮似銀。

雜報

賀來長官の東上

賀來總務長官は豫算其他重要政務打合せの要務を帶び九月二十九日午後二時十分臺北驛發列車にて上京の途に就かれたるが停車場には府內各部局課長、在北各官衙長、民間名士等多數の見送あり新元鐵道部長、阿部財務局長、池田專賣局庶務課長は基隆まで同車にて見送りたり

高田前殖産局長の送別と其の出發

高田殖産局長退官に付臺灣銀行にては九月二十一日午後六時より同氏並に山形土木局長を主賓とし右兩氏と親交ある官民二十餘名を招待して晩餐會を催し又た土曜會を中心とする官民一百餘名の有志は九月二十四日午後一時より鐵道ホテルに於て高田前局長の爲に送別會を開き酒間高木電力社長の敍禮辭、高田氏の謝辭等ありて盛會を極めたるが、賀來長官は同二十五日午後六時より高田氏送別の爲め長官々邸に於て氏及び官民十餘名を招待して晩餐會を催されたり又た田總督には同二十七日午後六時より官邸に於て高田氏送別の爲め府內各部局長を初め民間紳士約二十餘名を招待して送別の宴を張りたるがデザート、コースに入るや田總督は高田氏が其の半生を歷代總督の最も重きを置ける殖産行政に傾注したる功績を擧げ今回圓滿辭職を爲して內地に歸還するは誠に惜別の至に堪へず今後も尙ほ臺灣の爲に盡力あらんことを望むとの意味の敍禮辭あり高田氏は無量の感に堪へざるもの〻如く徐ろに起ちて總督の盛意を謝し且つ其健康を祝して乾杯する所あり九時頃散會したり尙ほ高田氏は同二十九日午後二時十分臺北驛發東京に向け出發せるが氏は多年臺北社交界に重きを爲し各方面に親交少からざりしこと〻て見送者は頗る多く殊に東洋協會設立の商工學校の如きは同校生徒、校旗を先頭にホームに整列して第一次の校長たる氏の出發を見送るなど中々の盛況なりし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新舊諸官の挨拶

總督府三局長以下の異動ありたる爲め新舊諸官は夫々挨拶ありたるが川崎新殖產局長は九月二十日午前十時局長室に於て局內高等官に對し新任の挨拶を述べたる上各課を巡視し高田前殖產局長は同日午前十一時田阪商工課長の案內にて各課を廻りて告別の挨拶を爲せり又た相賀新警務局長は二十一日、川崎前局長は十九日、孰れも局長室に於て夫々挨拶あり又た臺北廳に於ては二十一日新舊知事の事務引繼及び告別就任等の挨拶あり其他臺北州、遞信局、稅關等夫々告別又は就任の挨拶、事務の引繼等ありたり

講演の數々

▼八月十二日午後三時より臺北醫院講堂に於て臺灣醫學會臨時例會開催、九大敎授小野寺博士の「マラリア患者に關する二三の小實驗」なる講演ありたり▼八月二十四日ホテルに於て臺灣敎育會主催大阪醫科大學北里敎授の本島蕃語に關する調査に就ての講演ありたり▼九月一日ホテルに於ける銀行集會所主催晩餐會に於て古木章光氏の歐州旅行談ありたり▼九月十二日長官々邸に於て古木章光氏の「英國租稅制度の梗概」なる講演ありたり、速記錄は本誌に掲載あり▼九月十五日長官々邸に於て磯永吉氏の「歐米の品種改良事業」に關する講演ありたり

諸集會

▼九月十八日臺灣體育協會主催リレー競爭大會を催ほす▼八月二十日午後一時より水泳練習所に於て競泳大會を開く▼八月三十日午後五時よりホテルに於て大正協會創立十年記念總會を開く▼九月三日中央研究所食堂に於て臺灣獸疫畜產學會を開く▼九月二十日より十月三日迄臺北州に於て產業組合講習會を開催す▼九月十三日三板橋に於て乃木將軍墓前祭を執行す

▼編輯雜記▲

（十月十日、屯）

▼水越委員夫人病氣入院中八月二十四日藥石效なく永眠せらる同人敬弔の意を表す

▼鎌田委員八月三十日內地より歸臺せらる

▼九月二十八日午後二時より長官々邸に本誌編輯論議を開く賀來評議員長を初め吉岡、池田、東郷、長尾、古山、水越、小西、菊池淺野、穰光の委員諸氏及常務諸氏出席、十月號其他に就き協議す

▼督府諸官の異動、委員中に汲及する所頗る多し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■八月

▼十六日(火)

□臺北衛生展覽會　高木醫學博士を會長とする同會は本日より向ふ二十日間豫定を以て臺北江瀨街埋立地に開會せらる

▼十七日(水)

□臺灣無盡業法施行細則　本日發布せらる

▼十八日(木)

□新店へ觀月列車　臺北鐵道會社は本日より三日間新店觀月列車を運轉す

▼二十一日(日)

□農業倉庫業法　本日律令第八號を以て本島の農業倉庫業に關しては農業倉庫業法に依る旨を定む

□新臺灣の廢刊　雜誌新臺灣は休刊百日に及びたる爲め臺灣新聞紙令第五條により發行權消滅し廢刊に歸す

▼二十三日(火)

□下村前長官記念事業　同事業基金剩當に付本日長官公室にて官民代表相會して打合會を開く

▼二十六日(金)

□秀姑巒山の降雪　八通關附近二十五日より降雨の爲め寒氣甚しく翌日秀姑巒山七合以上白皚々たるを見る

▼二十八日(日)

□東宮殿下御召艦の臺灣海峽御通過　西歐御巡視を了せられたる東宮殿下の御召艦は本日正午より臺灣海峽御通過にて北上あらせらる田總督より御祝電を發送したるに對し殿下には御滿足に思召さる旨珍田供奉長より御返電ありたり

▼三十日(火)

□大正協會創立十年記念會　午後五時より鐵道ホテルに開會、木村會長の懷舊談、末松局長の演說等ありたり

■九月

▼一日(木)

□漁村基本調査　臺北州にては本日より沿岸漁村の基本調査を行ふ

□歐洲大戰の行賞　本日付下村前長官以下臺灣關係文官に對する大正四年乃至九年事件の功に依る行賞發表せらる

▼三日(土)

□東宮殿下御安著奉祝　此の日臺北を初め全島各地に奉祝會を開く又た臺灣神社に奉告祭を行ふ

▼十日(土)

□臺灣輸出入植物取締規則細則　本日公布十五日より施行

▼十三日(火)

□乃木將軍十年祭　本日午前八時より三板橋に於て執行す福田軍司令官、賀來長官を初め官民知名の士及各學校生徒參拜す

人事消息

▼古木章光氏(事務官)　歐米留學中の處八月十九日歸臺

▼阿部財務局長　二十二日内地より歸臺

▼菊池武芳氏(會計課長、本誌編纂委員)　同上

▼後宮信太郎氏　二十五日内地に赴く

▼白勢黎吉氏(鐵道部運輸課長)　二十六日横濱出帆渡來の途に上る

▼横光吉規氏(鐵道部庶務課長、本誌編纂委員)　二十六日内地より歸臺

▼富地近思氏　願に依り總督府評議會員を免ぜらる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼田村武七氏　總督府評議會員を命ぜらる
▼桒本得一（農學博士）　廿八日內地より歸臺
▼長谷川謹介氏の訃　本島鐵道事業に功勞少からざりし同氏は病の爲め二十七日朝東京牛込五軒町の自邸に逝逝す、噫
▼平高寅太郎氏　三十日來臺
▼小泉丹氏（理學博士）　歐米留學中の處三十日歸臺
▼生駒高常氏（學務課長、本誌編纂委員）　九月五日內地へ赴く
▼池田常吉氏（臺銀理事）　八日上京
▼山本京大教授　本島視察中の處八日歸任
▼田原禎次郎（天南）氏　在京同氏は客員として臺灣日々新報社に入る
▼高田富藏氏　十二日內地より歸臺
▼高田元治郎氏　同上
▼渡邊英太郎氏　同上

任命

大正十年八月中

▼八月一日

總督府事務官　増田秀吉
土木局港灣課長兼庶務課勤務ヲ命ス

總督府事務官　上田一郎
土木局港灣課長ヲ免シ庶務課事務ヲ命ス
防疫醫官兼醫院長州技師　荒井惠
免兼官

▼七月二十八日

總督府事務官　中瀨拙夫
財務局會計課長菊池武芳不在中代理ヲ命ス
財務局事務官　中田榮次郎
財務局主計課長菊池武芳不在中代理ヲ命ス

▼八月一日

警務局視兼警察官及司獄官練習所舍監　宇野英種
免兼官、任總督府警視兼警察官及司獄官練習所舍監、警務局理蕃課勤務ヲ命ス

▼八月二日

陸軍工兵大尉　佐藤求巳
任總督府警視、警務局理蕃課勤務ヲ命ス
醫學專門學校教授　小島鼐二
兼任總督府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス
陸軍二等軍醫　荒井惠
任總督府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス
龜井保太郎
任總督府防疫事務官、警務局衛生課勤務ヲ命ス
臺南州技手　長谷部浩
任州技師、臺南州內務部勸業課勤務ヲ命ス

總督府事務官　本間善庫
警務局理蕃課勤務ヲ命ス
總督府事務官　田阪千助
殖産局度量衡所長兼務ヲ命ス
總督府技師　山口鈕五郎
殖産局度量衡所勤務ヲ命ス

▼八月三日

總督府技師　荒井惠
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

▼八月六日

總督府技師兼北海道帝國大學教授總督府中央研究所技師　大島金太郎
任總督府中央研究所技師兼總督府技師兼北海道帝國大學教授如故、中央研究所庶務課長心得勤務ヲ命ス
總督府技師　石田研
總督府技師　金子昌太郎
總督府技師　金平亮三
任中央研究所技師兼總督府技師
總督府技師　山田秀雄
總督府技師　山村悅造
總督府技師　三宅勉
任中央研究所技師兼總督府技師

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府技師 柳川秀興
任中央研究所技師
總督府技師 福東林作
總督府技師 赤城五十羽
任中央研究所技師
總督府技師 石田昌人
任中央研究所技師兼總督府技師
中央研究所技師 堀内次雄
中央研究所衛生部長兼工業部長ヲ命ス
中央研究所技師 金平亮三
中央研究所林業部長ヲ命ス

▼八月九日
總督府警視 飯塚兵太郎
警務局理蕃課勤務ヲ命ス
總督府醫學專門學校教授 横川定
歸任ノ途次上京ヲ命ス
公立女子高等普通高學教諭 大橋捨三郎
滋賀縣下ヨリ上京ヲ命ス

▼八月十日
中央研究所技師 島津直能
東京、京都、神奈川、宮城、福岡、長崎、及鹿兒島ノ二府五縣ヘ出張ヲ命ス

▼八月十二日
總督府警視 川副福雄
東京、宮城、三重、長崎及佐賀ノ一府五縣ヘ出張ヲ命ス

▼八月十三日
總督府州技師 岩瀬恕
東京、大阪、福岡、鹿兒島、新瀉）宮城、岩手ノ二府五縣下及朝鮮ヘ出張ヲ命ス

▼八月六日
總督府技師 山田秀雄
殖產局商工課兼務ヲ命ス
總督府技師 金平亮三
殖產局林務課勤務ヲ命ス
總督府技師 石田昌人
殖產局糖務課大南庄蔗苗養成所后里庄蔗苗養成所勤務ヲ命ス

▼八月十二日
監獄教誨師 太田憲彰
依願本職ヲ免ス

▼八月十三日
通信事務官 錦織光彦
通信手試驗委員ヲ免ス

▼八月十五日
任法院判官 荒井確治
臺中州技手 豐田俊五郎
任總督府技師、臺中州内務部勸業課勤務ヲ命ス
（各通）
臺中州技手 豐田俊五郎
臺中州技手 白倉好夫
任總督府技師
中央研究所技師 松田八百力
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
總督府技師 豐田俊五郎
臺中州内務部勸業課勤務ヲ命ス
總督府州技師 白倉好夫
臺中州内務部土木課勤務ヲ命ス

▼八月十五日
法院判官 高田豐
補高等法院覆審部判官兼臺中地方法院判官
法院判官 荒井確治
補臺南地方法院判官

▼八月二十日
總督府技師 右田吉人
一時歸府ヲ命ス

▼八月二十五日
田村武七
臺灣總督府評議會員ヲ命ス
宮地近思
願ニ依リ總督府評議會員ヲ免ス

▼八月二十六日
中央研究所技師兼總督府技師 山田秀雄
東京、静岡、三重、滋賀及佐賀ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新刊紹介

戸島嘉吉君著

●街庄制講義

著者は臺南州内務部地方課の屬にして多年地方行政に經驗を有し練達を以て稱せらる、本著は卽ち公餘に其の蘊蓄を傾倒せるもの也、百頁に滿たざる小册子ながら街庄制を說くこと理義明晰、簡にして要を得、特に口語を以て綴りたるは本島人の爲め利便想ふべし、蓋し街庄職員必讀の好著ならむ（臺南小出書店、定價四十錢）

●理蕃誌稿第三篇

總督府警務局編

此書は明治四十二年蕃務本署の開設より大正四年同署の廢止に至る迄の五箇年計劃理蕃事業の梗概を誌したるもの、國帑一千六百餘萬圓を費し死傷二千二百餘人を出せる佐久間前總督の理蕃事業の本末は此の一卷中に在り厖然一千二百頁の大篇、編年體に記事本末體を寓したるもの編者苦心の存する所、理蕃上必須の參考書たるべし（警務局發行）

寄贈書目

書名		發行所
滿蒙之文化	每號	滿蒙文化協會
大亞	每號	大亞義會本部
東亞經濟研究	同	其社
新臺灣	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
大觀	同	拓殖新報社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
臺灣鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商會會議所
東洋時報	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調査課
臺灣パック	同	臺灣パック社
高砂パック	同	高砂パック社
統計學雜誌	同	統計學社
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開敎々務所
極東	同	極東社
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
統計集誌	同	統計學社
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文欄

就臺灣農業倉庫而述

農務課長　今川淵

(一)緒論。
(二)於內地府縣農業倉庫之機能。
(三)在本島農業倉庫之機能。
(四)關於本島農業倉庫之法規。
(五)督府對農業倉庫之補助奬勵計劃
(六)概要。

一　緒論

本島之產米年額。約有五百萬石。可以養活本島三百六十萬之人口。而剩有一百萬石往外移出之力。故對內地府縣食粮問題。本島產米頗爲貢獻焉。查關於本島產米之政策。從來由此宗旨而進矣。例如明治四十三年以來。迭行奬勵之改良米種事業。乃其一也。此事業。卽係臺米之品質向上。與收量之增加爲目的。若遇有質良而於內地市面歡迎之臺米生產愈多則。依將來人口增加。不能自給自足之內地府縣。食粮問題。亦易爲解決之力。一面往內地移出之臺灣米價昂貴則。自然島內米價。亦當昂貴也。該事業逐年成效。尙有要一思慮事。如此質良產豐之收穫物。離于生產者之手。轉至消費者之間。果能其物之狀態。仍舊維持乎。想本島農家。如有農產物。由田圃收完則。爲諸事全終。其他一切不顧。此實於本島產米上。及買賣上。頗貽惡果也。凡所收穫之物。必不可等閑漫放。卽於交貨之前。宜爲設法防堵收穫物之狀態變化。如若因其腐壞變質而減量則徒勞辛苦。所謂九仞之功。如虧一簣。此乃收穫物之浪費也。

今囘奬勵本島農業倉庫之設立也。原以除去此

等浪費起見。余信以爲大有效驗也。原來農業倉庫是。不特此一方面而已。但農業倉庫設立之動機。專在于此也。本島農業倉庫之旨趣是。米種改良事業。與本島產米政策。大有唇齒輔車之關係。而重要之設立也。業經本年八月二十一日。關於農業倉庫之律令頒示。故關於農業倉庫律令施行規則亦將近實施。即於大正九年十年兩年度。農業倉庫補助金。已經督府頒給。爰將本島農業倉庫。如何辦理之處。預爲介紹于此。

二　內地府縣農業倉庫之機能

要詳知臺灣農業倉庫之事。先就內地府縣農業倉庫之情形。陳明爲要。

第一　在農家所貯之米。及其他農產品。未必有自己之倉庫貯存。依極簡單而。不完全之貯藏法者多矣。縱雖有自己倉庫。不能爲完全之貯藏。若爲個人少額貯米。特並完全倉庫。以作完全之貯法則。終不免費多。因共同設立一大倉庫。而爲完全之貯藏。又行科學的貯藏法。爲農村之米及其他農產物之貯藏。以避起於不完全之損耗。如斯則比個人起蓋倉庫。費少益多。且有火災保險事利以供不虞之災害。此亦農業倉庫貯藏農產物機關之機能而。農業倉庫法第一條規定之事項也。又保管事業。亦依農業倉庫法。欲設立倉庫者。必須遵守事項也。

第二　凡於產業要資金之需用。毋庸多贅。然經理產業者。並非資金富裕者。其經理者無資金亦可。祗於產業之發展。則資金通融之道。最爲切要。然關於農業資金通融之道。尚未開通。蓋爲日本勸業銀行。及農工銀行法之發布也本爲農界開金融起見。只對不動產。爲金融而已。農業者。不能利用。實非金融運用之道。莫如對農產物金融爲愈。然無倉庫雖有倉庫。對於保管不全之庫內農品。有危險之虞。難以金融借濟。對農家之金融。限于貨物。未離農民之手之時。因此要設立村內安全倉庫。令其寄頓農產品。以便借濟則農家不用急販自家之貨。過有要資金之時。不賣庫內貨物。隨時有通融便益。不被居奇網利之弊。照平糶米。故於圓滑農村之金融之道。獨爲農業倉庫一大機能也。

第三　迄至最近時。我農政亦視農事。如同一技術。只不過爲自播種至收穫耳。以致害農事發達。殊爲不少。詎農政者。所收之農產品。因如何組織。

離農民之手等事。應該設法處理者也。農家原對生產。雖有技能。至市面狀勢。概有暗昧之觀。若言渠等個人生產品則。爲數無幾。不能得大量賣買之利益。又農家與消費者之間。有等經紀牙保在中。抽取口錢。此等經紀牙保多數。生產者與消費者兩邊難免重擔。此等經紀牙保。若依國際經濟上考慮之時。並無絲毫意義。因爲有如此無意人介在。生產者消費者。均負擔無庸之費。即於國際經濟戰上。不知釀成幾多邦家之損失也。

若防遏此等損失。即宜改良農業市場之組織。先設農業倉庫。爲農產物之買賣機關。若有農家委託販賣之時。農業倉庫。照依共同販賣之例。直與中央市場。爲大量買賣。離闇市面情形。亦免被商人所害。又因大量買賣而得厚利。販路亦爲擴張。故農業倉庫者。乃有農業販賣品改善法之機能者也。

除以上外。米價調節之機能。產米改良之機能。及利便佃人納米之機能等。另有各種附隨機能。就中以農產品貯藏機關。販賣機關。擔保金融機關之機能。最爲大者也。

玆有宜注意一事。凡農業倉庫者。係爲社會政策的而設也。顧本邦中小農生活狀態低級。而有悲慘之聲。人所周知。此雖有各種原因。中小農是因虧金融之便。當農產物販賣之時。頗受不利。此其原因一也。雖有生產力之增加。耕地之擴張。農作物之改良等諸爲擁護。生產人。若將農作品出售之時。徒被商人侵呑。遂致該收之利。不能收。於是爲救濟中小農起見設此機關也。

三　於本島農業倉庫之機能

在內地農業倉庫機能。有農產物貯藏機關農產物販賣機關。農產物擔保金融機關之三機關。在本島農業倉庫另有極大之機關存焉。蓋爲本島產米改良之機能也。既述在前。似此機能。內地府縣亦有之。乃將多數農民所作產米。於農業倉庫。集爲統一之檢查。比較產米之優劣且有混合保管。更要留心查驗。查驗畢則。出售市場以分市價高低。因此農家。自然不肯作歹米。至於包裝用心製造。在內地府縣悉照此意改良產米促進。但在本島農業倉庫改良產米之機能。超過此法。其功倍加矣。

本島農業倉庫之事。既經述前。概與內地相同。其中產米改良。最爲重要。粟之晒乾一事。在臺灣甚

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

屬不好其原因雖有村庄多年之宿弊。與天候之相異。然第一陽乾法。及其設備不整頓。第二。就買賣習慣而言。凡粟是視其重量。及乾燥。其量價不同。本島習慣。置之不顧。又有稻稈踏倒之法。此本來。稻易爲脫落。至收成期。一遇風暴。連稻脫落。故預先踏倒。以避風害。然據此法則遇有水不疏流之處。其稻浸水。以致往々洒乾不十分之虞。其次除列前習慣外。尙因天氣之障害。有乾燥不十分者。

本島較內地各府縣。濕度頗高。濕度高則。乾燥自然難矣。本島米。收成時期。適値雨期。卽在北部下忙收期。十二月間。約有一個月下雨勢不能晒乾若要乾燥粟則。都在屋外晒場乾燥。若降雨則。堆積一處上蓋蓆子。(若收入屋內恐有發芽之虞)然下雨久則由堆積下層。雨水滲透不但不能乾燥。反由下層之處。粟都爲發芽。有似此狀態。遂不能十分乾燥。

如上所陳。粟之乾燥不十分。不容多言明矣。然則乾燥不足。如何害及臺米。今雖不能確言。因乾燥不十分。在堆積保管之間。自然量減品傷。算來每年約四五十萬谷石。有減損之譜。又因乾燥不十分致精白之際步留少而大爲吃虧。此外尤宜留意者。於買賣米穀之際。關于本島米之聲價一事也。臺灣移出之米。在內地市場。因乾燥不足。如有腐壞質變等事。或恐將來。累及惡形嚮於臺灣產米。亦未可知也。又因乾燥不完全。果有腐蝕事實。輙被商人藉口利用。農家招損不少。若買賣順調之時。雖不合格之米。竝不敢厭嫌。雖一包一袋。要越多收買。如過去年一樣一朝米價驟落買賣緩慢之時。當現物受授時。藉口于乾燥不足。批難交加。雖一包之少。希免其責任。此於本島米買賣交關健全發達上。可謂巨大損失也矣。

緣于除去如此損失。設立準備磨粟機。人工乾燥機。之農業倉庫。用日光火力。乾燥之法。或因氣候關係。全不能用日光乾燥者。換用火力乾燥。併用新式磨粟機磨粟。其所成之米。係保存于倉庫。此係本島農業倉庫。有特殊機能之處也。爰依大概估算。假如在本島農業倉庫。果如督府計畫設立則。每年一百萬石米。卽有三百六十萬圓之利益。尙細言則。依人工乾燥機之利益。約有二百萬圓。此係乾燥不足。在貯藏間蟲害腐壞等虧失之米一百萬石十分之一。卽米十萬石每石二十圓計

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

算。

其次使用磨粟機則有六十萬圓之利益此是使用該機則較前。於容量多于百分三。即米百萬石之三分之一。三萬石算二十圓也。

又次依火力乾燥則。精米之步留。有五十萬圓之利益。此是於容量。增加百分之二。故不用濫棄二萬石米之意也。每石算二十五圓。再其次爲有金融之道開通。毋必亂賣。所得利益。每石五十錢。一百萬石則有五十萬圓。似此百萬石。要倉庫經理之時共有三百六十萬圓之利益。

此外需給調節、準定價格、依販方法改善之利。島米市場價値之向上等。有不能評價之利益不少。

總之本島農業倉庫活用磨粟乾燥特殊之機能。已經前述。可不至失十五萬石之谷。豈匪重要者乎。本島農業倉庫之設立。竝其主意何在。亦可窺知也。

因米種改良事業。登于內地市場之臺灣產米賴於農業倉庫特殊機能。經過磨粟乾燥。向上市場價値。發揚島米聲價實於本島產業開發上。頗信有意義。

四　關臺灣農業倉庫法規

關于本島農業倉庫。本年八月二十一日業經頒發關於農業倉庫律令又關於農業倉庫律令施行規則。將近府令發布。余就此二法規。意欲略加說明。以爲本島農業倉庫之主意。令人能解此理耳。

第一　按照關于農業倉庫律令。凡關于農業倉庫者。總照農業倉庫法辦理。已載明矣。此農業倉庫法者。業經大正六年七月二十一日法律第十五號頒發。已於內地府縣施行者也。查臺灣農業倉庫規則。與內地規則相同。然頗異其趣。故法規同一而。只依法文之解釋而秖有異耳

今據農業倉庫法第一條第二條內開。農業倉庫之應辦事業如此。

一　受託物之保管。
二　受託物之調製。改裝。或打包
三　受託物之運搬或販賣照料。
四　受託物之運送或販賣之牙保。
五　抵押農業倉庫證劵貸款。

列前五款中。保管一事。必不可缺之事業。其余隨其便。第二事業受託物之調製。此調製二字。在臺灣農業倉庫。有特殊之意思在內。蓋此調製二字。其意義。頗不確定。因此在內地府縣。亦有疑難不

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

決。曾由香川縣知事申請農商務大臣精白視爲調製可耶。伏乞批示。旋准農商務大臣批示內開調製二字精米精白之意。含在其內。由此觀之。加工以能可裝包程度爲準。乾燥磨粟均在其內。在內地府縣農村習慣。都以粟當谷。俱可爲佃人納稅。倉庫之貯藏故不必在庫內乾燥操業。觀本島習慣。挨粟農家不敢自作。以粟賣與商人。故農業倉庫之乾燥挨粟。最爲重要不可缺之事。於是乎調製與保管相同。至爲最要之事。但於法文另無明載必須等事。晉不過寓其意而已。據巷間所言。既係挨粟乾燥爲臺灣特有之事業。何以不明定規。爲此事也倉庫有機器有無之別。不便一概同視而明定也。

第二　關于農業倉庫律令施行規則。大概準照內地農業倉庫業法施行規則而設也。且另有本島農業倉庫特異之處。此等事。再當有論述之機會焉。

第三　在內地府縣。關于農業倉庫。有各種之規則於本島。只有農業倉庫律令。同施行規則而已、別無法規、至於補助金下附則。不設規程。以命令條件。每補助一件附之。

對臺灣農業倉庫設立補助獎勵計畫

如既述在前。臺灣農業倉庫。與內地不同。粟之乾燥。米質改良。竝米之市場價値向上等。有重要之事。一任民間發達。爲可慮之事。

第一　因挨粟乾燥。欲舉一日一百石之生產。能力。非設備挨粟機器。人工乾燥機及選粒機一切附屬機器不可。且與內地不同。不能轉用既存之倉庫。必於創設之際。多要莫大之費。若沮害于農業倉庫設置之氣實爲遺憾不少。況乎臺灣特殊之農事倉庫。爲將來之發達。尤於創設時期深加周折。是爲緊要。卽於督府爲普及本事業獎勵。多額之補助。夙所覺悟也。

挨粟機乾燥器費用在內地府縣全然不要。惟蓋造倉庫費莫大而已在府縣及農商務省直接及間接對倉庫建設改築。修理購買給與補助金但在臺灣。另有購械之消費。除倉庫建設費外。機器買費。亦有補助之必要。給與補助金。以農會爲主。爲給與補助金方針。爲何給與農會耶。本島倉庫。首先買備機器甚多。固定多額資金。故比經濟力小的產業組合。尊爲不如經濟力大的農會。故定農會也。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

次已定計畫補助倉庫新設既定數如左。

大正九年度　三處
同　十年度　七處

而大正九年度在新竹州桃園、臺南州西螺、高雄州潮州。既已動工建設自本年下忙期起要運用。正在準備。大正十年度七個處在臺北州下羅東其余所在。現在各州選定。

六　概　要

以上數節。由各方面。就本島農業倉庫之本體。聊試說明矣。

總之本島之農業倉庫。與內地府縣倉庫相同。俱係社會政策的之施設。具有農產物貯機關。同販賣機關。擔保金融機關。此外依粟之乾燥挨礱。而謀米質之改良。於貯藏運搬間。防止腐壞變質之減量。又有米穀浪費除去之機能。與米種改良事業相俟。而為唇齒輔車之關係。本島產米政策上重要之施設而小則謀農家經濟上之向上。大則乃於國家食糧政策上。頗有重要之意義者也。終

漢詩及漢文の寄稿を募る

大正十年十月

臺灣時報編輯部

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN